

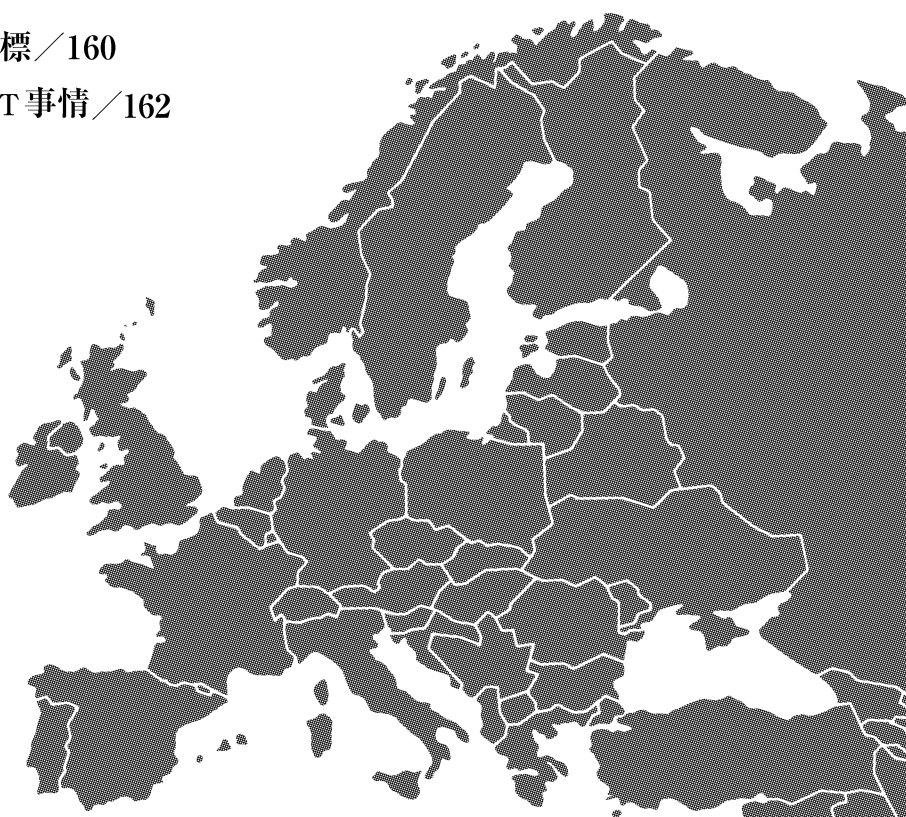
# JETRO

# ユーロトレンド

EURO TREND

NO.56 2003・1

- Report 1 ●欧州雇用制度調査（その1）／2  
～EUおよび主要国の雇用政策と最新の動き～  
（EU、フランス、英国、イタリア、オランダ、ドイツ、デンマーク）
- Report 2 ●欧州産業動向調査／58  
（通信、エレクトロニクス、医薬品、自動車、小売・流通）
- Report 3 ●EU拡大の進捗状況と加盟候補国の課題／103
- Report 4 ●ベルリンに集積するバイオ産業（ドイツ）／107
- Report 5 ●上昇し続ける英国住宅市場／111
- Report 6 ●英国政府の貿易・投資促進政策／116
- Report 7 ●過去最高の貿易額を記録（エストニア）／127
- クロノロジー●／131
- 統計資料●主要経済指標／160
- 中・東欧ミニ情報●IT事情／162



# 欧州雇用制度調査（その1）

## ～EUおよび主要国の雇用政策と最新の動き～

### （EU、フランス、英国、イタリア、オランダ、ドイツ、デンマーク）

EUでは市場統合と通貨統合が進展し、財・サービス、資本が域内国境を越えて活発に取引されている。一方、労働力の国境を越えた移動は相対的に進展が遅れている。その背景として、域内の雇用制度、税制度の統一化が進んでいないこともあげられる。特に加盟各国の社会保障、年金制度、雇用条件などに関わる制度が統一されておらず、企業の国境を越えた事業展開にも影響を与えている。こうした中、加盟国における雇用関連制度の相違点、類似点を比較し、問題の所在を明確にすることが重要となっている。

ジェットロでは2002年度、EUおよび主要国において雇用制度調査を実施。その結果を本誌で2回に分けて報告する。今回の「その1」では、「EUおよび主要国の雇用政策と最新の動き」について7センター・事務所のレポートを以下のとおり報告する。また、次号（2003年3月号）では、「その2」として、「各国の雇用制度国別一覧表」などを報告する予定である。

- ・EU：雇用率の上昇を目指す～ブリュッセル・センター～（p.3）  
加盟各国の制度的調和を図るEUは、雇用の柔軟性と質を高めることで、2010年に雇用率70%を達成する目標を掲げ、諸制度の改革と調整を進めている。
- ・フランス：35時間労働制を緩和～パリ・センター～（p.12）  
失業対策の一手段として時短が推進されてきたが、週35時間制への時短は企業コスト増や勤務形態の変化などを伴うため論争となり、政府は緩和措置を決定した。
- ・英国：改革進む雇用促進策と年金制度～ロンドン・センター～（p.22）  
失業者の就業促進策として「ニューディール政策」は一定の成果をあげた。年金改革の一つとして導入されたステークホルダー年金も普及しつつある。
- ・イタリア：足踏みする労働市場改革～ミラノ・センター～（p.29）  
労働者憲章第18条の修正が労組などの抵抗により進展が遅れている。
- ・オランダ：人手不足解消、長期病欠者対策が課題～アムステルダム事務所～（p.33）  
パートタイム雇用への転換が進み、今後は人手不足と長期病欠者が課題となる。
- ・ドイツ：求められる労働市場の柔軟性～ミュンヘン事務所～（p.44）  
失業者増への対策としてハルツ委員会改革案の実現とその効果が注目される。
- ・デンマーク：注目される就業促進プログラム～コペンハーゲン事務所～（p.50）  
雇用改革が進む中、労働力人口増加を目指した就業促進プログラムが注目される。

（欧州課）

---

## EUの雇用政策：雇用率の上昇を目指す

---

ブリュッセル・センター

失業問題という構造的な問題を抱えるEU加盟国は、雇用政策をEUレベルで可能な限りハーモナイズさせ、その対策に取り組んでいる。

マーストリヒト条約やアムステルダム条約などの交渉を経て、EUの基本条約の根幹をなす欧州共同体設立条約（EC条約）には雇用に関する新条項が盛り込まれた。雇用問題は共通の利益に係る問題と定義され、加盟国はEUレベルで調整された雇用戦略の策定を求められている。

知識を基盤とする競争力の高い、ダイナミックな経済を目指すEUは、「完全雇用」を長期的な優先課題とし、2010年には雇用率（労働年齢（15～64歳）人口に占める就業者の割合）70%（女性：60%、高齢者：50%）を達成するという野心的な目標を掲げている。

このため労働市場における雇用の流動性を高めることや包括的な意味での「雇用の質」を高めること、生涯教育の実施、資格取得の促進などが新たな優先課題となっている。また、女性の労働市場進出の障害除去、早期退職制度の見直しによる高齢者の雇用維持、退職年齢の引き上げ（2010年までに約5歳）など、女性や高齢者の雇用市場への進出を促す方策も重視されている。

また、知識経済への移行を成功させるためには、労使との協力のもと、雇用の柔軟性と安全性のバランスをとりながら、より質の高い雇用をより多く創出するため、さらなる柔軟な勤務体制作りを促進し、労働の法的環境、雇用契約の改革に取り組む必要がある。

### 1．雇用政策を巡る最近の動き

(1) 97年上半期～2000年上半期（「マーストリヒト条約付随社会政策議定書および協

定」から「リスボン戦略」へ）

EUの雇用政策に関する議論は、89年の社会憲章の採択からマーストリヒト条約の交渉を経て、雇用に関する新条項をEC条約に盛り込む形でアムステルダム欧州理事会（EU首脳会議）（97年6月）での合意に結実した。

EC条約126条は、雇用問題を共通の利益に係る問題と規定し、EUレベルで調整された雇用戦略を策定することを加盟国に求めている。また、128条は、EUレベルでの利益や優先課題に基づいた加盟国の国内雇用政策策定のための枠組みを定めた。

97年11月のルクセンブルク特別雇用首脳会議では、雇用に関する最初のガイドラインが採択され、128条に規定される雇用政策の調整が実施に移された。

2000年3月のリスボン首脳会議では、完全雇用が長期的な優先課題と特定され、2010年には雇用率70%（女性：60%）を達成するという野心的な目標（リスボン戦略）が掲げられた。同首脳会議ではまた、資格、労働者の自由移動における流動性、生涯教育といった新たな優先課題がリストアップされ、2001年の雇用政策のガイドラインに取り入れられた。

(2) 2000年上半期～2001年上半期（ニース首脳会議およびストックホルム首脳会議）

2000年12月のニースEU首脳会議では、雇用戦略の重要な目標の1つとして「労働の質」の問題が提起された。

2001年3月のストックホルムEU首脳会議では、2005年の雇用率を67%（女性：57%）とする中間目標が設定されたほか、高齢者の雇用率を2010年までに50%とするという新たな目標が採択された。

### (3) 2002年上半期(バルセロナ首脳会議)

2002年3月のバルセロナEU首脳会議では、完全雇用がリスボン戦略の基軸をなすものであり、経済社会政策上の重要な目標であることが確認された。このほか現行の雇用政策について、次の指摘がなされた：

加盟国は、低賃金労働者に対する租税圧力の緩和を優先課題として減税に取り組む。失業者が雇用先を見つけるのを奨励する形で、税制や社会保障制度の適応を図り、社会保障手当ての支給を受けるのに必要な条件、支給期間などの改革を行う。

EUの競争力を維持し、雇用状況を改善するため、賃金が生産性の推移や労働者の資格の違いに応じて変化するようにする。

雇用の柔軟性と安定性の間に適切なバランスを見いだすため、加盟国は雇用契約に関する規則の見直しを行う。

加盟国は、女性の労働市場進出の障害を除去する。また、2010年までに3歳未満の子供の少なくとも33%、3歳から就学年齢に達する年令までの子供の少なくとも90%を受け入れることができる体制を整える。

早期退職の奨励策や企業の早期退職制度の実施を削減し、高齢労働者が可能な限り雇用市場に留まれるようにするための努力を強化する(柔軟な段階的退職制度、生涯教育へのアクセスの保証)。

域内における平均退職年齢を、2010年までに段階的に約5歳引き上げる。

### (4) 2005年までの優先課題

欧州理事会は、2005年までに欧州労働市場における流動性の障害を除去するための欧州委員会の行動計画を支持、優先課題として次の点を挙げている：

二一スEU首脳会議で採択された行動計画に従い、教育、研究、イノベーションに関係する者すべての実質的な流動性を保証するために必要な法的条件を整える。

職業資格の相互承認に関する法的、行政的障害を除去する。

すべての市民、中でも就労していない女性が、基礎的な資格、特に情報通信技術分野の資格を取得できるようにする。

域内での年金を含む社会保障関連の権利の移転を可能にする。このため「欧州共同体内を移動する労働者とその家族への社会保障制度の適用に関する理事会規則(EEC)no.1408/71」の修正に関する作業を早急に進め、2003年末までに新規規則を採択する。

上記の目標を実現するため、欧州委は様々な戦略・指針、あるいは指令案などを採択している：

#### <戦略・指針>

- ・流動性に関する理事会並びに欧州議会の勧告(2001/613/EC)
- ・生涯教育のための欧州地域の実現[COM(2001)678]
- ・欧州研究地域における人材の流動性のための戦略[COM(2001)116]
- ・欧州企業へのE-エコノミーのインパクト[COM(2001)711]
- ・労働市場への参加促進と活動的な老後の奨励に向けて[COM(2002)9]
- ・労働者の能力と流動性に関する行動計画[COM(2002)72]
- ・EU雇用戦略の過去5年間の総括[COM(2002)416]

#### <指令案>

- ・長期間滞在する域外国出身者のステータスに関する理事会指令案[COM(2001)127]
- ・EU市民並びにその家族が加盟国の領土内を自由に往来し、滞在する権利に関する欧州議会・理事会指令案[COM(2001)257]
- ・賃金労働あるいは独立した経済活動のための域外国出身者の入国並びに滞在条件に関する理事会指令案[COM(2001)386]
- ・臨時雇用の労働条件に関する欧州議会・理事会指令案[COM(2002)149]

## 2. EUにおける雇用の現状

欧州委は2002年9月6日、雇用に関する報告書「欧州における雇用2002 - 最近の傾向と展望」を公表、最近の景気の後退、90年代半ばから進んでいる欧州雇用市場の構造的改善という流れの中で欧州雇用市場の現状検証を行っている。同報告書は、生産性に占める包括的な意味での雇用の質の重要性を強調するとともに、欧州の雇用市場に残る男女間の不平等や、地域間格差を指摘している。

### (1) 景況と雇用

EUにおける雇用市場は90年代半ば以降、力強く成長してきたが、現在のEUにおける経済および雇用に関する展望は不確かなものとなっている。期待された雇用増は見られず、失業率は再び上昇し始めており、2002年6月には7.7%に達した。一方、企業の雇用削減の発表は後を絶たず、消費者の景況への信頼感は低い。

しかしEUは、前回(96年)の景気後退局面に比べ、こうした状況に対処する準備ができています。2001年には、実質GDP成長率が前年の3.4%から1.6%まで低下しましたが、EUの就業者の伸びは前年の1.8%から後退したものの、1.2%を記録した。

EUでは95年から2001年にかけて、1,200万人の新規雇用が創出された。失業率は、95年の10.2%から2001年には7.4%に下がっている。しかし、2002年上半期には景気の後退で、雇用状況の改善が停滞し始めた。ただし、インフレ圧力がない状況下での近年の雇用増は、雇用の創出や失業率の低下が構造的な問題であることを示している。

景気後退の影響を最も受けたのは工業部門で、同部門の雇用は2001年下半期にはマイナス成長となった。これに対し、サービス部門は新規雇用を創出し続けた。2001年のEUにおける雇用率(労働年齢(15-64歳)人口に

占める就業者の割合)は63.9%で、2000年の63.2%を上回った。

2001年の女性の雇用は、前年と同様に増加した。EU内で創出された雇用の60%以上を女性の雇用が占め、これは130万人の雇用に相当するが、女性の雇用率は、2000年の54%から2001年には54.9%に上昇した。男女間の雇用率の差は若干狭まったが、まだ18%の格差がある。

フルタイムの雇用はパートタイムよりも増加率が高く、2001年に創出された雇用の約75%を占めた。なお、2000年は70%であった。EUでは、労働者の17.9%がパートタイムで働いており、男女別にみると、男性6.2%、女性33.4%となっている。

一方、ほとんどの加盟国で高齢者(55~64歳)の雇用は増えていない。例外はフィンランドで、高齢者の雇用率は、99年の39.0%から2000年は42.0%、2001年には45.7%と上昇を続けている。なお、EUレベルの高齢者(55~64歳)の雇用率は38.5%で前年の37.8%からやや上昇した。

### (2) 能力への投資、雇用の質の改善

包括的な意味での「雇用の質」は、競争力や雇用全般の状況にも影響し、「雇用の質」を改善しようとする政策は、雇用の増加にも寄与する。

EUでは現在、フルタイム雇用の4分の1、パートタイム雇用の3分の2の労働者が、質の低い雇用、つまり賃金が安い上、生産性が低く、雇用の安定、職業教育へのアクセスなどが保証されない雇用に従事している。そのような労働者の25%は2年以内に失業するか非就労者となる。一度失業してしまうと、再就職は非常に難しい。このため、こうした労働者の職業訓練へのアクセスや、雇用の柔軟性と安定性確保との間のバランスが重要な要素となる。

### (3) 男女間、地域間の格差の削減

EUにおける女性の賃金レベルは、男性に比べ16%あまり低い。ポルトガル、ベルギー、イタリアでは男女間の賃金格差は約10%あるが、オランダ、オーストリア、英国においては20%以上の開きがある。

男女間の賃金格差の主な原因としては、部門や職種による男女差別、低賃金部門への女性の雇用集中、女性の頻繁かつ長期的な職歴の中断、男性より重い育児の負担などが挙げられる。

また、95年から2000年にかけては、雇用に関する地域間格差も拡大している。これは地域間の生産構造や人的資源基盤の相違に起因している。地域間の雇用や所得格差は、EUの東方拡大によりさらに広がるのが予想される。このため拡大EUにおいては、雇用率が1.5%あまり低下する可能性がある。

## 3. 雇用制度改革実現のための諸策

### (1) 労働者の能力と流動性に関する行動計画 [COM(2002)72]

目的：労働市場における雇用の流動性への障害を除去し、欧州の労働市場をより開放的でアクセスしやすいものとする。

#### 職業間の流動性、能力開発の強化

欧州経済は、知識やサービスを基盤としたものになろうとしており、構造的な変化に対応するためにも職業間の流動性を高める必要がある。職業間の流動性を高めることで、雇用市場の機能を活性化し、生産性向上や雇用増、経済成長や競争力向上にも寄与できる。しかし、加盟国内でのあるいは加盟国間での労働者の職業間あるいはセクター間の流動性は低い。

また、職能レベルの問題が、あらゆるセクター、あらゆる地域での雇用の需給バランス不均衡の最大の原因となっている。労働市場は絶えず変化しており、労働者に新技術や新

たな労働環境への適応を要求している。

a. 教育制度や職業訓練制度が雇用市場のニーズに答えるものであるかどうか留意する。

- ・加盟国は、年齢に関係なく、誰もが基礎的な教育（読み書き、計算）に無料でアクセスできるようにする。

- ・製造業や情報通信技術と関連する部門における有資格労働者確保のため、若者、特に女性の数学、科学技術分野への関心を高める。欧州委は、加盟国との協力のもと、この分野での改善目標や指標を定義し、実施日程を定める。

- ・失業のリスクを削減するため、少なくとも中等教育を終える人の割合を増やすとともに、資格や免状を取得することなく学業を終える人の割合を減らす。欧州委は、加盟国との協力のもと、教育レベル改善のための目標を定義し、実施日程を定める。

- ・加盟国は、中等教育前期課程までの学歴しか持たない18歳から24歳までの若者の数を、2010年には2000年比で半分に削減する。教育機関や教育サービスの提供者は、学習者や雇用市場のニーズに答えるため、企業や雇用市場、雇用情報提供サービスと緊密な関係を構築する。欧州委は、企業と教育システム全体との調整を図るため、セクター毎の諮問機関網を2004年までに構築する。

b. 労働者の能力開発に有効な戦略を導入し強化する

- ・生涯教育への参加の強化を図り、全ての市民、特に資格をもたない労働者、賃金の低い労働者や移民労働者などに生涯教育へのアクセスを提供する。職業生活において獲得した知識や能力に基づき、高齢者を確保または雇用し、訓練を行う。能力開発戦略においては、女性の置かれた特別な状況を

.....

考慮する。加盟各国並びに労使は2004年までに、失業を防ぐため企業における労働者の職業訓練への参加、アクセスに的を絞った共同イニシアティブをとる。このイニシアティブには、高齢労働者（55～64歳）のための特別な目標や方策を盛り込み、2010年までに高齢労働者の雇用率50%をいかに達成するかを明示する。加盟各国並びに労使はまた、女性の生涯教育へのアクセスを奨励するために必要な条件を整備する。特に女性の情報技術部門職業へのアクセスを促進する。加盟各国は、減税あるいは社会保障費の引き下げ、生涯教育に関する優良事例（グッドプラクティス）への報奨といった経営者向けの奨励策を導入するとともに、労働者レベルや企業レベルの能力開発戦略を支援する。

- ・ 欧州委が、生涯教育分野における革新的な企業や公的機関に報奨を与え、経営者の優良事例を発表する。
- ・ 欧州委が、情報通信技術および電子商取引分野の権限の定義のため、加盟国の関係当局と労使間の協力を支援する。

c . 資格や能力の認定システム改善

- ・ 欧州委は2002年末までに、教育機関や職業訓練機関が提供するものではない非公式な職業訓練の特定、評価・認証といった分野の優良事例や経験の交換を開始する。
- ・ 資格の透明性を引き上げ、人の移動を可能にするため、加盟各国は、欧州委や労使との協力のもと、2003年までに学校での履修単位の移転や蓄積を可能にする欧州制度や、欧州フォーマットの履歴書といった手段の発展に取り組むことを約束する。

d . 発展の遅れる加盟国や地域における努力強化

加盟各国は、労使との協力のもと、特に発展の遅れる地域における人的資源への投資

に必要な財源を確保する。正当な理由がある場合は、構造基金、特に欧州社会基金の枠内で支援を行う。

地理的な流動性を容易にする

a . 既存の行政的、法的な障害を除去する

- ・ 加盟国は、特に公共部門での雇用アクセスの差別をなくすため、「欧州共同体内での労働者の自由移動に関する理事会規則（EEC）no.1612 / 68」並びに社会保障制度のコーディネーションに関する「欧州共同体内を移動する労働者とその家族への社会保障制度の適用に関する理事会規則（EEC）no.1408 / 71」の厳格な適用に努力する。
- ・ 欧州議会並びに理事会は、「EU市民並びにその家族がEU域内で自由に移動し滞在する権利に関する指令案」を早急に採択するよう努力する。
- ・ 「欧州共同体内を移動する労働者とその家族への社会保障制度の適用に関する理事会規則（EEC）no.1408 / 71」の適用範囲の拡大により、社会保障制度の調整の近代化、簡素化を図るとともに、欧州健康保険カードを導入する。欧州議会並びに理事会は、欧州委の提案に基づき、2003年までに社会保障に関する規則の簡素化、近代化を実施する。一方、欧州委は、2003年初頭に欧州健康保険カードの導入に関する提案を行う。
- ・ 出身国ではない加盟国で働くEU市民の付加年金に関する権利の移転問題の改善を図る。理事会並びに欧州議会は、2002年12月までに職業年金基金に関する提案を採択するよう努力する。
- ・ 規制されている職業に関する現行の欧州共同体の承認システムをより柔軟で、透明かつ統一されたものにするための提案を2003年までに採択し、2005年から実施する。
- ・ 国境を越えたサービス提供や他の加盟国への進出の自由を妨げる障害を除去するため、サービスの域内市場統合を強化する。

- ・加盟国は、自国内での労働者の移動の障害に関する調査を実施し、適切な対策を実施する。

## b. 言語能力の開発

- ・学生が義務教育を終えるまでに、母国語以外の少なくとも2つのEU加盟国の言語を習得できるような環境作りを行う。加盟国の関係当局は、2005年までに目標実現のための戦略や日程を策定する。すでに労働市場にいる労働者にも生涯教育の枠内で、言語能力開発の機会を提供する。
- ・高等教育の全ての授業において、学生が他のEU加盟国の学生や教員とともに学習する、あるいは他の加盟国の教材を使用することを可能にする。また、多くの学生、研修生に他の加盟国で学習する機会を提供する。
- ・学生の自由な移動を妨げる障害の除去に努める。

## c. 教育システムや職業訓練システムの透明性を引き上げ、資格を承認しやすい環境を作る。

- ・欧州委と加盟各国は労使との協力のもと、教育並びに職業訓練の質に関する基準の役割、性格を検討する。こうした基準設定により、加盟各国の教育システムや職業訓練システムを透明なものにし、資格の相互承認の基盤を作ることができる。
- ・資格に関する労働協約の適用範囲は、ある地域や国に限定されるものであってはならず、他の地域や加盟国から来た同等の資格を持つ労働者の平等な処遇に寄与するものでなければならない。

## d. EUレベルの移民政策の策定

- ・人口や雇用面での現在の傾向から判断して、今後、域外国労働者への依存が高まる可能性があり、移民に関する共通政策の策

定が必要となる。共通政策は、「EU域内での労働を許可された域外国の労働者は、EU市民並の権利を享受する」という原則に基づいたものとなる。

- ・理事会は、「賃金労働あるいは独立した経済活動のための域外国出身者の入国および滞在条件に関する理事会指令案 [ COM ( 2001 ) 386 ] (以下 ( i ) 参照)」、並びに「長期間滞在する域外国出身者のステータスに関する理事会指令案 [ COM ( 2001 ) 127 ] (以下 ( ii ) 参照)」の採択を急ぐ。後者は、ある加盟国に長期間滞在している域外国出身者に、他の加盟国に滞在する権利を与えるもの。
- ・欧州委は、域内における移民政策、雇用政策、社会政策間の相互作用に関する調査を行い、2003年には報告書を作成する。

( i ) 賃金労働あるいは独立した経済活動のための域外国出身者の入国並びに滞在条件に関する理事会指令案 [ COM ( 2001 ) 386 ]

欧州委は、EU内を「移民ゼロ」の状態にするという政策を実現することは不可能であることから、補完性の原則に従い、加盟各国が自国レベルで移民の管理ができるようにするため、共通の枠組みや基準に基づく明確な規則が必要との認識を示している。また、欧州委は、経済社会発展と直接、間接に関係する職業研修、青年や女性の労働市場への統合、失業対策などに関する政策と移民政策をリンクすることを加盟国に求めている。

域外国出身者の労働を目的とした入国に関する現行規則は、加盟国によって大きく異なる。域内での労働を希望する域外国の出身者、あるいは域外国出身の労働者を必要とする加盟国の企業経営者は、非常に複雑な行政手続きに直面する。また、加盟国間での共通規則や原則は限定されている。

こうした状況を踏まえ欧州委は、次の点を目的とする指令案を作成した。



- ・域外国出身者が域内で賃金労働、あるいは独立した経済活動を行うための入国条件や滞在条件に関する共通定義や手続き、さらには共通基準を定める。
- ・域外国出身者が域内で働くための入国や滞在に関する加盟国の行政規則や慣行の透明性を保証する。
- ・加盟国間で異なる規則のハーモナイズや簡素化をはかり、同時に滞在許可と労働許可として使用できる許可証の発行を可能にするため、単一の申請手続きを定める。  
指令案では、次の規定が提案されている：
- ・空きポストを埋めるための候補者が域内の労働市場において見つかるか否かを、雇用主が確認する期間を4週間と定める。
- ・人員不足のセクターの問題に対処する特別プログラムを策定する可能性を加盟国に与える（例：グリーンカード・プログラム）。
- ・加盟国レベルで、賃金が高く、特別な技能を要求されるポストへの域外国出身者のアクセスを増やすことができるようにする。

(ii) 「長期間滞在する域外国出身者のステータスに関する理事会指令案 [ COM ( 2001 ) 127 ]」

指令案の目的は以下のとおり。

- ・加盟国に滞在する不法滞在者ではない域外国出身者に、長期滞在者のステータスを授与、あるいは剥奪する条件、並びにこれに関連する権利を定める。
- ・ある加盟国で長期滞在者のステータスを持つ域外国出身者が、他の加盟国でも滞在できる権利を獲得できる条件を定める。

同指令案は、長期滞在者のステータスの授与条件に関するもので、不法滞在ではなく、正規の方法で中断することなく、ある加盟国に5年前から滞在し、最低限の収入があり、公的秩序への脅威とはならない域外国出身者に、長期滞在者のステータスが与えられる。長期滞在者のステータスを与えられた域外国

出身者には、10年間有効の滞在許可証が発行される。滞在許可証は更新が可能。

長期滞在者のステータスを獲得した域外国出身者には、平等な待遇の原則が適用され、賃金労働、独立自営業、教育、職業研修、社会保障などへのアクセス面で、滞在する加盟国の国民と同等の権利が与えられる。

現在、ある加盟国の正規滞在許可書を所有する域外国出身者は、最大で3ヵ月間、シェンゲン条約締結国間を自由に往来できる。しかし、労働や勉強のため、他の加盟国に滞在する権利はない。

欧州委は、こうした状況を改善するため、域外国出身者が長期滞在者のステータスを獲得した加盟国以外の加盟国に、3ヵ月以上滞在できる権利を与えることを提案している。

この権利は、第2の加盟国で、賃金労働あるいは独立自営業に従事する、勉強あるいは職業訓練を行う域外国出身者に与えられる。このためには、生活するための十分な財源を持ち、第2の加盟国でのリスクをカバーするための疾病保険に加入していなければならない。

- e . 雇用機会に関する情報へのアクセス改善
- ・労働者の流動性に関する情報へのアクセスが容易ではないことから、情報の質を改善するため、欧州委は、2003年に域内での流動性に関する単一の情報サイトを創設し、雇用や流動性、職業訓練などに関する情報をEU市民に提供する。加盟各国は、2005年までに自国内で域外出身者に対し就業規制されている職種に関する情報提供体制を整備する。
- ・2003年にEUレベルで、経営者並びに労働者向けの流動性に関する情報キャンペーンを実施する。また、セクター別の情報キャンペーンを実施する。

(2) 臨時雇用の労働条件に関する欧州議会・理事会指令案 [ COM ( 2002 ) 149 ]

欧州委は2002年3月、域内派遣社員の最低限の保護を保証し、雇用者や労働者にとっての柔軟な選択肢としての臨時雇用部門の発展に寄与するための指令案を採択した。

知識経済は、イノベーションと人的資源を基盤とし、企業並びに労働者にさらなる適応能力を要求する。知識経済への移行を成功させるには、労使との協力のもと、雇用の柔軟性と安定性のバランスを図るとともに、より質の高い雇用をより多く創出するため、より柔軟な勤務体制作りを促進し、労働の法的環境や雇用契約を改革する必要がある。多様で柔軟な雇用形態や雇用契約は、EUを世界で最も競争力のあるダイナミックな知識経済にするというリスボンEU首脳会議で採択された戦略の実施にも寄与することになる。

## 臨時雇用の現状

国際臨時雇用企業連盟(CIETT)の調査によると、EUにおける臨時雇用のシェアは、過去10年間拡大を続けており、91年から98年における臨時雇用の年平均成長率は約10%に達している。

臨時雇用の急成長の理由としては、次の点が挙げられる：

- a. 受注の変動の早さなどから、労働者管理の柔軟さがますます要求されている。特に正社員の雇用や解雇のコストに敏感な中小企業にとっては、正社員数の不足を補い、一時的な受注増に対処するため臨時雇用が重要となる。
- b. 企業、特に中小企業は、資格や多様な能力を持つ労働者を必要としている。質の高い臨時雇用は、現在の経済が要求している柔軟さと適応能力に対応する。
- c. 有資格者、特に情報技術部門の有資格者の不足から臨時雇用に頼るケースが増えている。
- d. 臨時雇用に関連する加盟国の法的環境が以前に比べより柔軟なものとなっている。

ただし、加盟国によって状況は大きく異なる。99年の臨時雇用の約80%は、オランダ、フランス、ドイツ、英国の4カ国に集中している。また、臨時雇用の雇用全体に占める割合は、オランダが4%、ルクセンブルクが3.5%、フランスが2.7%、英国が2.1%。その他の加盟国では2%を割っている(ベルギー1.6%、ポルトガル1%、スペインおよびスウェーデン0.8%、オーストリアおよびドイツ、デンマーク0.7%、アイルランドおよびフィンランド0.6%、イタリア0.2%)。なお、英国では、臨時雇用の80%は、サービス部門、公共部門のものであるのに対し、フランスでは、75%が製造業、建設、公共土木部門に関係している。

派遣社員の賃金は、同種の仕事をする正社員と比べ相対的に低く、ドイツでは、派遣社員は正社員に比べ22~40%低い賃金しか得ていない。一方、英国では、派遣社員の週給(フルタイム)は、賃金労働者全体の平均週給の68%にとどまっている。

製造業や建設部門で臨時雇用の多いフランス、オーストリア、ドイツなどでは、派遣社員に占める男性の比率が高いが、フィンランドやスウェーデンでは、女性が派遣社員全体の80%を占めている。オランダや英国、ポルトガルでは男女の比率はほぼ同じ。

派遣社員の雇用期間は、ほとんどの場合6ヵ月を越えることがない。フランスでは、臨時雇用の80%が長くて1ヵ月の期間に留まっている。例外はオーストリア、オランダで、6ヵ月を越える臨時雇用がそれぞれ30%、17%に達している。

## 臨時雇用に関する法的枠組み

臨時雇用に関する法的環境も加盟国によって異なる。ほとんどの加盟国では、臨時雇用の雇用条件や派遣社員を派遣する企業の活動は厳しく規制されている。しかし、英国やアイルランドでは、臨時雇用に関する法的枠組

.....

は緩やかなものとなっている。

a . 臨時雇用のカテゴリー

臨時雇用に関し加盟国は次の3つのカテゴリーに分類される：

- ・臨時雇用に関する定義がない、あるいは臨時雇用に関する特定法規がない国：デンマーク、フィンランド、アイルランド、英国
- ・臨時雇用に関する定義、主に派遣社員を派遣する企業、派遣社員を使用する企業、派遣社員の3者の関係に関する特定の法規を持つ国：ドイツ、オーストリア、スペイン、ルクセンブルク、オランダ、スウェーデン
- ・3者の関係だけでなく、派遣社員のステータスをカバーする定義や法規を策定した国：ベルギー、フランス、イタリア、ポルトガル、ギリシャ

b . 臨時雇用の一般的な法的枠組み

EU加盟国における法的枠組の一般的な傾向としては以下のことがあげられる。

- ・派遣社員を派遣する企業が、派遣社員の雇用主とみなされるケースが多い。英国やアイルランドでは、派遣社員を派遣する企業が、派遣社員として雇った者の従業員としてのステータスを明確に保証する場合もあるし、派遣社員が独立事業者とみなされる場合もある。
- ・派遣社員を派遣する企業は、雇用主として、雇用主に課される責任を負う。通常、派遣社員は派遣企業内において労働者としての権利を行使するが、オーストリアやフランス、オランダにおいては、一定の条件下では、派遣企業と派遣された企業の両者において権利を行使できる場合がある。
- ・派遣社員は、期間限定の雇用契約によって雇用される。しかし、ドイツやスウェーデンでは、期間を限定しない雇用契約が使用される。また、オランダやイタリアでは、

一定の条件の下、期間限定契約が期間を限定しない契約に切り替えられる。

- ・派遣社員は、派遣された企業で、同じあるいは似たような仕事をする正社員と、少なくとも同額の賃金を支給される。
- ・スト中の労働者を派遣社員で置き換えることはできない。

臨時雇用に関する問題点と今後

パートタイム雇用に関しては理事会指令97 / 81 / ECが、期間限定雇用契約に関しては理事会指令1999 / 70 / ECが存在する。臨時雇用に関しては、2000年5月に労使が交渉を開始することを決めたが、労使は2001年5月に合意に達することができないとの結論に達した。

問題となったのは、派遣社員の賃金を決める際の比較対象となる正社員の定義で、派遣社員を受け入れる企業側は、派遣社員が行う仕事と「同じあるいは似通った仕事をしている正社員」と同等の賃金を支払うことに難色を示した。その他の多くの問題については、労使は共通の立場を見いだすことに成功した。欧州委は、これをベースに指令案を作成している。

指令案は、賃金を含め、派遣社員とこれを受け入れる企業で同じあるいは似たような仕事をする正社員との雇用条件上の差別を行わないという原則を柱としている（すでに11の加盟国で適用されている）。この原則は、派遣社員が雇用されてから6週間が過ぎた時点で適用される。

また、加盟国は、定期的に臨時雇用に関する制限措置や禁止措置を見直さなくてはならない。国際臨時雇用企業連盟（CIETT）によると、臨時雇用に関する適切な法的枠組が定められれば、2010年には域内で650万人が派遣社員として働くと予想している。なお、現在は210万人が派遣社員として働いている。

## フランスの雇用政策：35時間労働制を緩和

パリ・センター

ラファラン内閣は2002年9月18日、フィヨン社会問題・労働・連帯相の提出した「給与・労働時間・雇用促進」法案（フィヨン法案）を閣議決定した。同案で最も注目されているのは時短にかかる部分で、35時間制の事実上の廃止とみる見方も一部ではなされている。ここでは、近年最も論争を呼んだ構造改革である35時間労働制について過去の時短の経緯をみながら、同法案に含まれる全産業一律スライド制最低賃金（SMIC）と社会保険料の軽減措置の改変について報告する。また、最近話題となった解雇規制と若年者雇用制度を取り上げる。

### 1. 労働時間の短縮

時短すなわち労働時間の短縮は、若年者雇用制度、消費刺激策（SMICの引き上げなど）とともに失業対策の一手段とされてきた。97年6月、フランスの失業率は12.5%で頂点に達し（2002年7月現在9.0%）、97年に発足したジョスパン内閣は、選挙公約でもあった時短導入に取り組み、週労働時間を35時間へと短縮する2つの時短法、いわゆるオブリ法を98年6月（オブリ第1法）と2000年1月（オブリ第2法）に制定した。

ミッテラン氏の大統領当選の翌年82年に法定労働時間が週40時間から39時間に短縮されて以降、時短は社会党政権の雇用政策の中核をなしてきたが、39時間から35時間への時短は、企業のコスト増のほか労働編成や国民のライフスタイルの変化を伴うことから大論争となり、時短の条件をめぐって一部の企業や公共企業では抗議のストが頻発した。

#### (1) オブリ法以前

「雇用5カ年法（ジロー法）」（93年）

バラデュール内閣のジロー労働相によって93年12月に成立した雇用5カ年法の第39条は、企業が労使協約に基づき、年間労働時間を15%短縮する場合、以下の3条件を全て満たす場合に限り、社会保険料の使用者負担分を1年目は4割、2年目と3年目は3割軽減すると規定し、時短導入にはずみをつけた。

3条件とは 賃金を引き下げる、労使合意による時短実施後半年以内に、雇用数を10%以上拡大する、雇用拡大後の雇用数は最低3年間は維持する、というものである。

ジロー法による時短は、パートタイム労働、早期退職という個別的な時短以外には消極的であった保守陣営の一部が、一定の条件のもと集団的な時短は雇用増につながるもので、国の政策として実施するに値すると考えた点に意義があった。

従来、保守政党は、失業を減らすには何より労働コストを減らすことが最も効果的という考え方であった。

#### 「ロビアン法」（96年）

失業増と企業によるリストラを受け、国民の雇用政策に対する不信が増すなか、保守系フランス民主連合（UDF）のジル・ド・ロビアン議員立案の時短法が96年11月に成立した。これがオブリ法の先駆的存在と位置付けられる「ロビアン法」である。同法の骨子として以下の3点があげられる。

a. 労使合意により、労働時間を1割短縮し、あわせて雇用を1割拡大するか雇用削減予定数を1割減らす企業に、社会保険料の1年目は4割、2年目以降6年間は3割を国が援助する。

b. 時短率と雇用拡大の双方で15%を達成した場合は、国の援助が1年目は5割、2年

目以降6年間は4割となる。

- c. 雇用拡大の場合の雇用維持義務は2年間で、解雇が回避された場合の現状維持期間は労使合意で決める、というものである。

ロビアン法は、賃金引き下げを強制していないことが雇用5カ年法と異なり、国の援助を期待して実際に企業が雇用削減規模を縮小した企業が少なからずあったことで、インパクトがあった。オブリ法発布までの2年足らずの間に3,000件の合意が結ばれ、労働者数にして28万人が同法の適用を受けた。雇用創出効果は2万1,000人、解雇回避効果は1万4,000人とされる。<sup>(注1)</sup>

ロビアン法は、時短を巡る従来の左右陣営の対立に終止符をうち、時短論争を再度机上に乗せたという点で評価される。ただし、同法による新規雇用と解雇回避は、3万5,000人、失業者総数の1%と微々たるもので、国の負担を考えると制度のコストが高すぎるといった批判もあった。

## (2)「オブリ法」施行以後

「オブリ法」とは

通称「オブリ法」とは、98年6月13日の労働時間の短縮に関する導入・奨励法(オブリ第1法)、時短実施の詳細を労働法典改正の形で明記した2000年1月19日のオブリ第2法、および法律施行や罰則に係る政令、通達など一連の関連法規を指す。

オブリ第1法の要点は4つある。

- a. 法定労働時間を、従業員21人以上の企業では2000年1月1日から、20人以下の企業では2002年1月1日から週35時間、年1,600時間とする(第1条)。  
b. 時短は業種単位あるいは企業単位の労使

交渉で進める(第2条)。

- c. 以下の条件(時短率は10%以上、労働時間は週35時間以下、6%の雇用拡大あるいは6%の雇用削減予定の縮小、規定通りの労使合意締結)のもとで規定する日程を繰り上げて時短を実施した企業には国が援助を行う(第3条)<sup>(注2)</sup>

- d. 99年9月30日までに政府は国会に同法実施の総括と合わせてその後の方針を国会に提出する(第13条)。

労働法改正の形で詳細が規定されたオブリ第2法は2000年1月19日に成立、2000年2月1日に施行された。

同法には、雇用の拡大や時短の早期実施へのインセンティブを与えるための措置も含め、使用者側の負担を軽減する措置が盛り込まれた。

時短導入時期は第1法通りだが、21人以上の企業については、時短の前倒し実施奨励措置が削除された。20人以下の企業については2002年1月1日までに35時間制に移行すること、および6%の雇用拡大あるいは6%の雇用削減予定の縮小を条件に時短奨励援助が維持された。

政府は、超過勤務時間枠をこれまでの130時間に留めると同時に、週36時間目からの超過勤務手当について、割増率を時短導入1年までは10%と低く設定した。

また低・中賃金労働者を対象とした社会保険料の使用者負担分の軽減という永続的な援助措置が規定された。

超過勤務時間は、オブリ第2法では年間130時間と規定する。ただこの「枠」以上の超過勤務が禁止されているわけではなく、これを越えた場合は労働当局の許可が必要とな

(注1) 出所: LES 35 Heures (Frederic Lemaitre著、99年)

(注2) 適用対象となったのは、エールフランス、フランステレコム、SNCF(仏国鉄)。既に国の援助を受けていることなどを理由として、パリ航空公団、EDF(電力公社)、GDF(ガス公社)、ポストといった約40の公共企業は適用外とされた。

表1 オブリ法による超過勤務手当

(従業員数21人以上の企業)

超過勤務時間	超過勤務の回収方法	2000年	2001年以降
36～39時間目	賃金割増の規定がない場合代休	10%	25%
40～43時間目	賃金割増および代休支給も可能	25%	
44時間目以上	賃金割増および代休支給も可能	50%	50%

(従業員数20人以下の企業)

超過勤務時間	超過勤務の回収方法	2000年	2001年	2002年	2003年
36～39時間目	賃金割増の規定がない場合代休	超過勤務時間に相当せず		10%	25%
40～43時間目	賃金割増および代休支給も可能	25%		25%	
44～47時間目	賃金割増および代休支給も可能			50%	
48時間目以上	賃金割増および代休支給も可能	50%			

表2 オブリ法による年間超過勤務時間の起算時間

	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年
従業員数21人以上の企業	37時間目	36時間目	35時間目	35時間目	35時間目
従業員数20人以下の企業	39時間目	39時間目	37時間目	36時間目	35時間目

り、かつ代休支給が義務付けられる。年間超過勤務の扱いについては、超過部分の算定方法に2年間の移行期間を設けており、企業への配慮がうかがえる。

指摘すべきポイントは、憲法評議会がオブリ第2法の以下の4措置を無効としたことである。

まず第1に、「人員削減を計画する企業は、計画実施前に、週35時間制導入に向けて労使交渉を開始していなければならない」という規定は、「企業に週35時間制導入、または導入のための交渉を義務付けた根拠が不明」との理由で無効とした。この規定は、タイヤ大手のミシュランが業績好調にもかかわらず、大量の人員削減計画を発表したことを受けて、急きょ法案中に盛り込まれたものであった。

第2に、SMIC（全業種一律最低賃金）の

従業員について、パートタイム従業員が、週35時間制を適用されるフルタイムの従業員より不利となる規定も「同一の労働には同一の賃金」の原則に違反するとして無効とした。

第3に、これはオブリ雇用相にとって最大の痛手であったが、「超過勤務時間の割増賃金規定」が部分的に無効とされた。オブリ第2法では「週35時間制が導入された企業の従業員は、超過勤務手当を全額受け取ることができるのに対し、35時間制が導入されていない企業では、超過勤務手当の一部を従業員でなく政府が設置する特別基金に払い込むことを定めていた。しかし憲法評議会は、35時間制にかかわる合意の有無のみによって、従業員への支払い賃金が異なることを不当とした。

4番目は、オブリ第1法に基づいて結ばれた労使協約の取り扱いに関してで、オブリ第2法では、既存の協約の内容を第2法に合致

.....

するよう一年以内に改定するよう求めていたが、憲法評議会は、自由な労使協約という原則を踏まえて、強制はできないとした。

時短の方法

a. 通年での労働時間の計算：

時短合意で最も頻繁に採用されたのが「労働時間の年間ベース化」による週35時間労働制の導入である。週35時間制といっても実際に毎週厳密に35時間勤務するのではなく、年間計算で1,600時間勤務し、実際の週毎の勤務時間については、繁盛期と閑散期の変動に合わせて柔軟性をもたせるというものである。これによって、毎週厳格に週35時間制をした場合に発生するコスト（繁盛期の超過勤務手当、閑散期の解雇手当など）を避けられる。

b. 振替休日：

時短分の一部またはすべてを「振替休日」として、被雇用者と雇用者の双方の希望に沿って取れるようにするものである。雇用者側にとっては、振替休日を閑散期に集中させれば、労働時間の年間ベース化と同じように、繁盛期の追加雇用、さらにそれらへの解雇手当の支払いといった負担を避けられるというメリットがある。

c. 時間貯金：

就労者が未消化の有給休暇を1年につき22日まで最長5年にまたがって「貯蓄」できるという措置で、元々94年の「労働者の経営参加改善法」によって設置された。ある年度の休暇の権利を次年度に持ち越せるという利点があるが、中期的には時短の効果から、採用したのは時短合意件数全体の15%にとどまった。

時短の実施状況

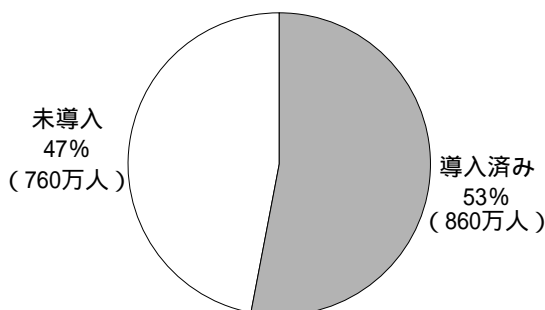
2001年6月時点で、従業員数の53%に当たる860万人が週35時間労働であった。2001年末には、全企業の11%が35時間労働制を導入していた。

オプリー第2法には移行期間が盛り込まれており、その間は39時間制を継続してもそれほどコスト増にはならないということから、実質的な時短への取り組みは特に中小企業において遅れた。

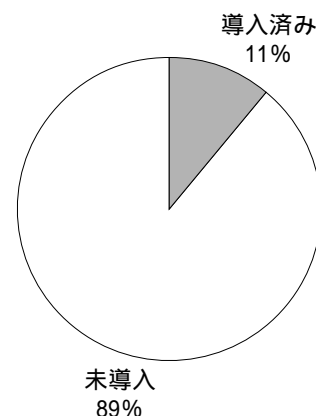
グラフにみるように、2001年末時点で大企業で時短導入はほぼ徹底しているが、逆に小企業での導入率は極めて低い。

公的援助や生産性の向上といった時短のプラス面と、再編コストや設備の稼働時間の縮小のほか労働コストの上昇といったマイナス面を差し引きしてメリットのある企業は、大

時短実施状況 / 従業員数レベル (2001年6月)

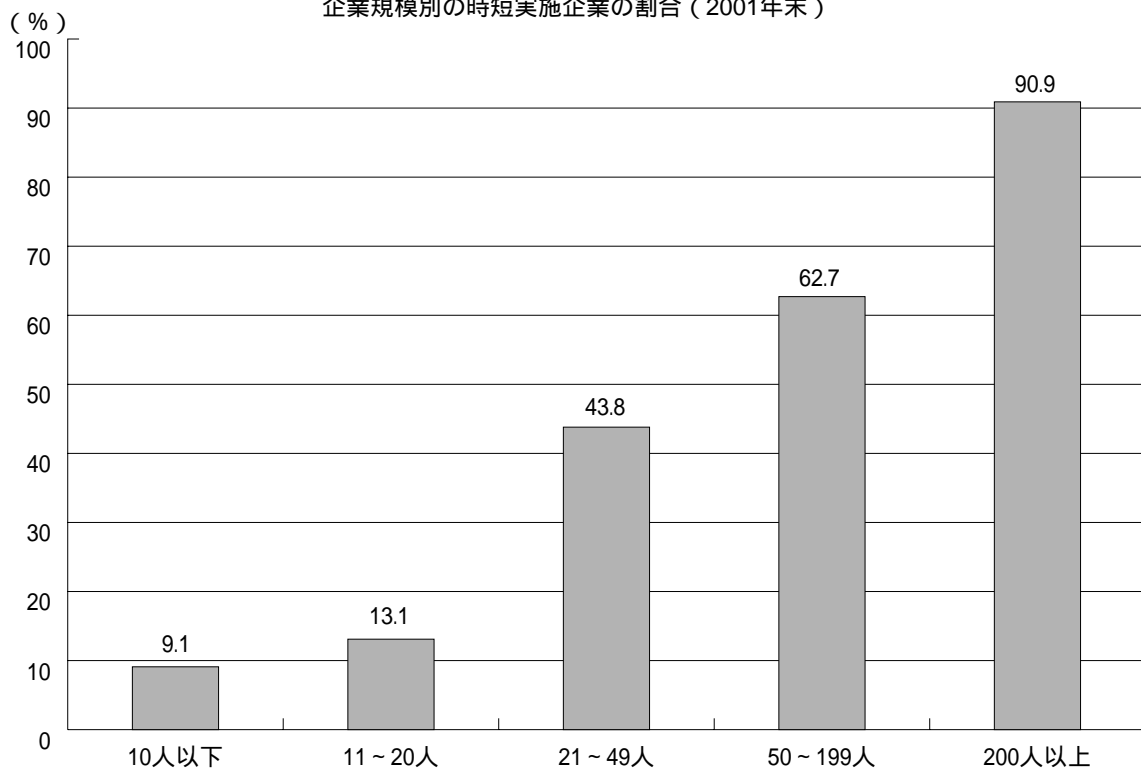


時短実施状況 / 企業数レベル (2001年末)



出所：フィガ口紙 (2002年9月18日付)

企業規模別の時短実施企業の割合（2001年末）



出所：ル・モンド紙（2002年9月18日付）

企業や交代制のある企業など、時短に伴う労働再編を吸収できる生産システムのフレキシブルな企業である。

また、労使間の賃金合意が生産性の向上に照らしてみても雇用者側に有利であった企業にとってもプラスとなった。そもそも、時短合意のバランスは賃金をどうするかにかかっていた。オブリ法ではSMICは別として、時短に伴う賃金引下げを禁じていないが、時短合意の業種単位の交渉では概ね賃金の維持が決まった。企業レベルでは、時短となった社員の84%において時短前の賃金が維持された<sup>(注3)</sup>。ただし、時短企業においてはその後の賃上げ率は低めという傾向がみられる。

社会問題・雇用・連帯省統計局（DARES）の調査<sup>(注4)</sup>によると、週35時間労働に移行し

た従業員はおおむね35時間労働制に満足している。仕事とプライベートな生活に関して時短がどのような効果をもたらしたかについて、60%が仕事とプライベートの両面で改善したと回答した。悪化したという回答は15%にも満たなかった。

最も満足度が高いのは、管理職の女性で（73%）、非熟練工労働者で最も低くなっている（20%）。就労している労働者の技能が低いほど労働条件に関する不満が高いという結果になっている。

労働条件については、改善された、または悪化したとする回答が、それぞれ約25%でほぼ同数となった。

(注3) 出所：LES 35 Heures (Frederic Lemaitre著、99年)

(注4) 「時短と生活様式に関する調査の主な結果」(Principaux résultats de l'enquête RTT et modes de vie) 2002年5月発表。



### 雇用へのインパクト

2001年の社会問題・雇用・連帯省の発表によると、97年から2000年までの4年間に創出された170万の雇用数のうち24万が時短法の効果とされる。失業者はこの間90万人減ったが、このうち時短効果による減少分は20万人と算出されている。

同省の統計は、35時間制と36時間制の類似したサンプル企業の比較という形で行われたが、時短の雇用創出効果を算出するには複雑な手続きが必要である。企業の業容拡大などに伴う純粋な雇用増と時短政策による雇用増を分けるのが難しいのみならず、パートタイム労働の増加、社会保険料の軽減措置の効果という要因も考慮する必要があるからである。

経営者団体MEDEF（仏企業運動）と関係の深い経済研究機関REXECODEでは、フランスで99年から2000年の間に雇用が大きく増えたことについて、欧州全体の傾向であると指摘した上で、この間の労働コストが比較的低めであったことと、失業者の求職努力を高めようとする最近の政策に負うところが大きいと判断し、時短については短期的な雇用インパクトしかないと考えている。外国との比較でも米国では労働時間は長い失業率は低い、オランダでは労働時間は短く失業率も低いと、時短がどこまで雇用拡大につながるかは評価の難しいところである。

### 労働編成の変化

最後に時短をフランスの労働編成の変化の

なかに位置付けてみる。フランスでは新技術の導入などを受けて10年ほど前から企業編成が大きく変化してきた。

さらにロピアン法、オブリ第1法下で結ばれた合意によって、80%以上が時短にとどまらず労働編成や生産計画の変更を予定し、また25%が時短の導入に伴って求める人材さえも見直すとした。すなわち、配置転換の余地が高い「多能な人材」、もしくは新たな企業活動や新製品を開拓する能力のある「より専門性の高い人材」が求められた。

企業側は時短交渉を労働時間をより柔軟化するための好機として利用したのである。ここで特筆すべきことは、必ずしも時短そのものが組織の改編や働き方の変化を引き起こすわけではなく、むしろ、すでに企業編成の改変を始めた企業がその一環として時短を導入することが多かったという点である。新たな生産システムや労働編成に関する準備がなされている企業ほど、時短の導入も早期にうまく機能し、またより多くの従業員に受け入れられることになったのである。

### (3)「給与・労働時間・雇用促進」法案（2002年9月）

週35時間制は、フランス企業の国際競争力を弱めるものだとして、経営者側からの反発が大きかった。特に小企業は、期限内の納入ができない、活動が制限されるといった理由で、導入には一貫して後ろ向きであった。MEDEFらは、政権交代による、時短の廃止

表3 時短の雇用創出への貢献

	97年	98年	99年	2000年	4年間合計
雇用総数の増加数(人)	+233,000	+410,000	+515,000	+583,000	1,741,000
うち時短効果(人)	7,000	14,000	56,000	165,000	242,000
- 援助を受けた企業数	7,000	14,000	45,000	90,000	156,000
- その他の企業数			11,000	75,000	86,000
雇用創出への時短の貢献度	3.0%	3.4%	10.9%	28.3%	13.9%

出所：DARES2001年統計

あるいは緩和を期待し、圧力を強めていた。

ラファラン政権は、治安、解雇、時短など多くの点でジョスパン政権と一線を画そうとしているが、その最初が時短であった。

「給与・労働時間・雇用促進」法案（フィヨン法案）は、まず、「労働協約で設定する法定労働時間は週35時間以内」との規定を労働法から外し、「年間労働時間の上限を1,600時間に設定する」との規定のみを残している。これによって、企業にとっては多忙な週とそうでない週のやりくりが現在より容易になる。

超過勤務手当については、賃金に一本化し、最低10%増と規定するにとどめ、労使協約がない場合、43時間目までが25%増、それ以上を50%増とした。従業員20人以下の企業では週36時間目から39時間目は2005年末まで10%増とした。

時短を導入している企業を対象とした社会保険料の減免措置は廃止され（減免措置は時短とは切り離される）、今後は時短への財政的支援はなくなる。

大きく変わるのが、超過勤務時間の年間枠の拡大で、現行の130時間から180時間に引上げられる。この水準までは労働当局の許可なしに超過勤務が可能となる。これは2002年10月15日付デクレに基づき既に2004年6月末までの移行的措置として施行されている。この間に、各業界は交渉を進め、政府は、2004年6月末の時点で業界合意を総合的に考慮した上で再検討する。

企業にとってこのメリットが特に大きいのは代休の負担軽減である。現在は年間130時間を越えると、超過勤務手当に加えて、10人以下の企業では超過時間分の50%、11人以上では100%を代休として支給しなければならない。フィヨン法案では、この超過勤務ラインを年間180時間と引き上げ、さらに、代休支給が義務となる企業の規模を従業員21人以上とし、支給負担の少なくすむ対象企業の枠を広げている。超過勤務枠が引き上げられる

ことによって実質的な週39時間制での労働編成が再び可能になる。しかし、企業規模や現在までの時短導入状況によって、今回の時短緩和措置による企業への影響はかなりばらつきが出るのが予想される。

#### （4）フィヨン法案への対応

世論調査会社CSAが2002年9月中旬に行った調査によると、週35時間制の緩和に関して、フランス国民の53%が賛成しているが、従業員に限ってみると56%が反対していることがわかった。さらに週35時間制に移行した従業員でみると、反対が59%と高く、逆に週35時間制に移行していない従業員では規制緩和に賛成が過半数を占めた。

労働組合側は、週35時間制の緩和に関して一斉に非難している。CGT（労働総同盟）は「フィヨン法案は経営者側にとって非常に有利な内容となっており、労働者側にとってメリットは何もない。週35時間制の緩和ではなく、労働時間の延長を許容し、労働者の社会的環境を後退させるものだ」と批判している。また今回の法案では、2005年に改正措置が完全実施されるまでは従業員20人以下の企業とそれ以外の企業の従業員の間で、労働時間に関する不平等を解消できないとして、CFDT（民主労働同盟）は「シラク大統領の35時間制に関する大企業と小企業の溝を埋める、という公約は実行されていない」としており、CFE-CGC（幹部職員総連合）も「小企業による新規雇用にとってさらなるマイナスとなる」と反発している。さらに、FO（労働者の力）からは「超過勤務の賃金割増率が10%では、小企業の従業員は超過勤務に抵抗を示し、結局週35時間労働、さらには賃金アップをも要求し始めるだろう」との批判が出た。

しかしフィヨン法案からは、社会的側面とリベラリズム、個人の購買力増強と企業支援の中間的立場を取ったと結論づけることが可能ともいえる。

## 2. SMIC（全産業一律スライド制最低賃金）と社会保険料減免措置の改正

### (1) SMIC改正案

35時間時短法の改正と合わせて「給与・労働時間・雇用促進」法案（フィヨン法案）の重要部分をなすのがSMICと社会保険料の減免措置の改正である。SMICは、インフレ率と平均賃金上昇率を元にしたスライド制の法定一律最低賃金で、毎年7月1日に引き上げられる。現在、SMIC賃金で働く労働者の数は270万人に上る。この制度は、企業にとってコスト高である上、雇用を抑制する要因だとしてOECDが以前から強く批判している。しかし、政府はSMICを温存し、その一方で埋め合わせの意味で、社会保険料の軽減措置を採用してきた。本来SMICは時給での計算が原則だが、オブリ法による時短移行に伴う目減りを避けるため、「月額保証賃金（GMR）」が導入された。GMRは企業の時短実施時期によって異なるため現在本来のSMICの他に、GMRという事実上のSMICが5つ並存する。

フィヨン法案では、2005年を目処に上記6種のSMICのうちの最高レベルのSMICに並べ

る方向で一本化する。最低SMICから最高SMICへの引上げ率は、インフレ率へのスライド分を除外しても11.4%、年率で3.7%という高い率になる。このため企業へのインパクトを緩和するため、政府は社会保険料に対する減免措置を2005年をメドに改正する方針である。

### (2) 社会保険料の減免措置の改正案

雇用者負担の社会保険料の使用者負担分の減免措置はシラク大統領が雇用政策の要に位置づけている。現在、先にジュベ内閣で決められた減免措置（全企業対象、SMICの1.3倍までの低賃金労働者を対象）とオブリ法に伴って導入された減免措置（労使合意で35時間に移行した企業のみ対象）があるが、フィヨン法案では、これを2005年7月までに後者を修正する方向で一本化する。減免幅は、SMICの1.7倍まで（現行1.8倍まで）の賃金労働者を対象に給与額に応じて段階的に小さくなり、最高では26%に達する。予定では、35時間制導入企業には2003年7月から実施する。その他の企業においては2003年7月から2005年7月までに段階的に実施する。

表4 GMRとSMIC

（単位：ユーロ）

	月給	時給
月額保障賃金（GMR）		
1999年6月30日までに35時間制に移行した企業	1,100.67	7.25
2000年6月30日までに35時間制に移行した企業	1,114.35	7.34
2001年6月30日までに35時間制に移行した企業	1,133.49	7.47
2002年6月30日までに35時間制に移行した企業	1,147.52	7.56
2002年7月1日以降に35時間制に移行した企業	1,154.27	7.61
従来のSMIC（時間給で規定）		
35時間労働の場合	1,035.00	6.83
39時間労働の場合	1,154.27	6.83

出所：Le Figaro Economie（2002年9月18日付）

### (3) フィヨン法案への反応

経営者団体MEDEFはSMICの引き上げに関して難色を示しており、新制度による社会保障負担減免ではSMICの引き上げコストをカバーできず、雇用面でマイナスになると批判している。また引き上げを3年ではなく5年かけて行うことを要求している。

他方、労働組合側はSMICの一本化に関して、概ね歓迎の意を表している。

## 3. 解雇規制

解雇規制は「労使関係近代化法」(2002年1月)で強化された。フィヨン法案には、解雇規制にかかわる条項はないが、フィヨン労相は2002年9月16日、マスコミに対し、「現行の解雇規制のもとでは解雇までに時間がかかり企業は妥当な雇用調整計画を作成する前に倒産してしまう」と語り、解雇規制を緩和する考えを明らかにした。

### (1) ジョスパン内閣下での解雇規制強化

オブリ第1法案策定の目処がたった時点で、ジョスパン政権下では失業対策の次段階として解雇規制の改正を求める声が強まった。

解雇規制の強化は、2001年春にダノンによる大量解雇、ムリネックス、英マークス&スペンサーの仏国内全店舗閉鎖など、一部の大手企業が大幅な人員削減計画を発表、社会問題化したことを受けて、急遽当時審議中であった労使関係近代化に修正案で追加されたものである。春の統一地方選挙で左派陣営が不振であったことから、政策の左傾化に向けた圧力が強まっていたという背景もあった。

### (2) 「経済的事由による解雇」の定義

「経済的事由による解雇」は89年8月3日の法律により、労働法(第L321-1条)で、「労働者本人とは無関係の特に経済的な困難または技術面の変化」により必要となった解雇と定義された。これに対して解雇規制案で

は、当該定義をより限定的にし、使用者側にとって解雇が困難となる方向とした。しかし、2002年1月に憲法評議会は、新たな定義によれば、解雇に関する制限が厳格で自由な企業活動を過剰に束縛するため再編が遅れ、かえって解雇を増やしかねないと判断し、新定義を定めた改正条項を削除した。

### (3) 規制強化の主な措置

解雇規制は労使関係近代化法の第93条と第123条で強化された。ここでは企業の再編計画を巡る労使間対話の強化、経済的理由による解雇の防止、再編の場合の企業の社会的かつ地域的責任の拡大を図っている。

経済的理由による解雇の場合、解雇手当は、勤続10年までは1年につき賃金月額額の5分の1、10年を越える分については、1年につき5分の1プラス15分の2とする。現行は1年につき賃金月額額の10分の1。

労働法規上の雇用調整計画(plan social)を「雇用救済計画(Plan de sauvegarde de l'emploi)」と名称変更し、合理化計画は雇用維持を第一目標とするとの意向を示した。10人以上を経済的理由で集団解雇する場合など、従業員代表に雇用救済案を示すに先立って、時短合意を結んでいなければならないと規定した(時短による雇用削減の回避)。

規制強化に対しては、解雇までの手続き期間が長引くなどで、企業側に著しくマイナスになる、また、合理化計画の費用が大きくなり新規雇用を手控える可能性がある、さらに、仏の産業立地の国際競争力が低下し、外国からの直接投資が減少する恐れがあるとの批判が経済界から出た。当時のファビウス蔵相も、解雇規制の強化によりかえって人員削減が進む可能性があること、直接投資や雇用創出に対する抑止効果が懸念されること、などを挙げて、規制強化に反対の立場を鮮明にしていた。

.....

なお、フィヨン労相は2002年11月13日の閣議で、労使関係近代化法の改正法案を提出しており、同法に含まれる経済的理由による解雇の規制強化に関する条項について、18カ月にわたり効力を停止するとしている。

#### 4 . 若年層の雇用促進

若年層の失業率は低資格層では依然として高く、15～29歳を対象とした統計<sup>(注5)</sup>によると、高等教育の資格(学士号以上)保持者の失業率が10%であるのに対し、無資格者は35%となっている。

このことから若年雇用の促進はラファラン政権も早くから取り組み、発足後わずか2カ月後の2002年7月に「企業で働く若者」という新しい若年層の雇用措置を導入した。

##### (1) ジョスパン政権下の若年層雇用促進措置

ジョスパン政権下では97年末に雇用政策の一環として「若年雇用契約」が導入された。これは、公共性の高いサービスの開拓と、35万人の雇用創出を目的に、政府、地方自治体、各種団体(民間企業は枠外)が若者を雇用了場合、SMICの80%を国が交付助成するというものであった。主な対象は雇用口のない18～26歳の若者である。ただし、過去8カ月間に4カ月続けて何ら社会保障給付を受けていない場合または失業保険の受給資格のない場合に限り、30歳未満まで当該制度を利用できる。

2001年には27万5,000人が「若年雇用契約」を結び、それによる国の負担は240億フラン(約37億ユーロ)に達した。一応の成果を上

げたものの、MEDEFの反対で民間での導入には至らず、目標とされた35万人の雇用創出や民間企業での若年層の雇用拡大にはつながらなかった。また、ターゲットであった低資格者でなくむしろ高学歴者が恩恵を受けるといった弊害が生じた。

##### (2) 「企業で働く若者」雇用制度

ラファラン政権は、この「若年雇用契約」のマイナス面を検討した結果、代わるものとして「企業で働く若者」という新制度導入の法案を2002年7月に閣議に提出し、同月から遡及的に新制度を施行している。対象は資格がなく就職の難しい16～22歳の若者で、契約はフルタイムまたはパートタイム<sup>(注6)</sup>の無期限雇用となる。16歳という年齢が採用されたのは、学業不振の若者に義務教育終了と同時に社会活動のチャンスを提供し、社会的に疎外される危険性を回避するためである。採用に先立つ12カ月間に企業で働かなかったことが条件で(期限付き雇用及び派遣社員の場合はこの限りでない)、雇用者は、250人以下の民間企業及び団体である。国は3年間に渡り、SMICの1.3倍までの賃金労働者を対象として社会保険料の全額を最初の2年間、3年目は50%を援助し、2005年までに44万人の雇用創出を見込んでいる。「企業で働く若者」制度の導入によりジョスパン政権での「若年雇用契約」は廃止となるが、2003年までに期限が切れる4万6,000件の契約については、ケースバイケースで雇用斡旋など一定の支援を図る方針である。

---

(注5) 出所: 「INSEE PREMIERE」2000年2月号

(注6) フルタイムの5割以上のパートタイム、すなわち週35時間制の企業であれば、17.5時間以上のパートタイム契約。

## 英国の雇用政策：改革進む雇用促進策と年金制度

ロンドン・センター

英国の雇用政策として、失業者の就業促進を図る「ニューディール政策」と2001年4月に導入された新型個人年金「ステークホルダー年金」の現状について報告する。

### ・雇用対策の要となるニューディール政策

ブレア政権は従来の労働党の方針であった福祉政策中心の雇用対策を見直し、失業者の就業促進を図る「Welfare-to-work（福祉から労働へ）」という方針を掲げている。ニューディール政策はこの方針の中心となっており、職業訓練等の機会を与えることによって失業者の雇用機会を増大させることを目的としている。政府では同政策により、雇用側は必要な技能を持った人材の確保が容易となり、求職者側は技能を身につけることで職を得やすくなり、さらには英国経済が活気づき、

全ての人に利益となるとしている。

### 1. ニューディール政策の内容

ニューディール政策は98年4月に18～24歳の若年失業者を対象として始まった。その後、プログラムの拡充が行われ、現在では25歳以上の長期失業者、ひとり親、50歳以上の失業者、身体障害者、失業者の配偶者向けのプログラムがある。

若年失業者向けのニューディールは、18～24歳で失業手当を6カ月以上受給している者が対象となる。プログラムに参加すると、まず4カ月間を上限として、アドバイザーが希望職種や持っている技能から適性を判断し、就職のための助言などを行う。この期間に就職できなかった場合、次の段階として、政府から補助金を受けている雇用主への就業、森林・公園管理や荒地の再開発などのプロ

表1 ニューディール政策の概要

	対象	プログラム概要
若年失業者向けのニューディール	18～24歳 失業手当を6カ月以上受給	アドバイザーによる助言 技能訓練 教育 など
長期失業者向けのニューディール	25歳以上 失業手当を2年以上受給	アドバイザーによる助言 技能訓練 など
ひとり親向けのニューディール	ひとり親 失業中あるいは1週間あたりの労働時間が16時間未満	アドバイザーによる助言 子供の保育先探しの支援 金銭面の支援 など
障害者向けのニューディール	障害者手当等の受給者	助言 求職者の技能と雇用者のニーズのマッチング など
失業者の配偶者向けのニューディール	失業手当等の受給者の配偶者等	求職支援 短期の技能訓練 など
50歳以上向けのニューディール	50歳以上 失業手当等を6カ月以上受給等	アドバイザーによる助言 技能訓練の補助 など

(注) 詳細 <http://www.newdeal.gov.uk/>参照

プロジェクトに参加しながらの技術修得、ボランティア機関での労働、フルタイムの教育のいずれかのオプションを選ぶことになる。

25歳以上の長期失業者向けは、2年以上失業手当を受給している25歳以上の失業者が対象となる。アドバイザーによる適性判断、助言のほか、教育や技能訓練などを受けることができる。

ひとり親向けは、失業中あるいは1週間あたりの労働時間が16時間未満のひとり親が対象となる。アドバイザーによる適性判断、子供の保育先探しの支援、金銭面での援助などを受けることができる。

障害者向けは、障害者手当等の受給者が対象となる。適性にあった職業を探したり、助言などを受けられる。

失業者の配偶者向けのニューディールは、配偶者が失業手当等の受給者などが対象となる。仕事探しの支援、短期の技能訓練、自営業開始のための支援などを受けられる。

50歳以上向けは、50歳以上で6カ月以上の失業手当などを受給している者などが対象となる。アドバイザーの助言や、訓練のための補助などが受けられる（表1）。

## 2. 政策の評価

ニューディール政策によって、政府は失業者数の減少や各種手当の支給総額を引き下げたと評価している。このほか、英国産業連盟

(CBI)をはじめとする雇用者団体、労働組合なども積極的な評価をしている。

政府の統計による2002年6月までの累計数字をみると、プログラム参加者から多くの者が就業している。若年失業者向けのニューディールは、プログラムが始まった98年から82万6,700人が参加し、このうち29万8,700人が就業した。25歳以上の長期失業者向けでは、2001年4月から14万3,600人がプログラムに参加、このうち3万1,000人が就業した。ひとり親向けでは、98年10月から37万2,400人がプログラムに参加、このうち17万2,500人が就業した（表2）。

ニューディール政策については、統計上の数字ほどの効果がないとの見方もある。会計検査院では、若年失業者向けのニューディール政策の効果について、表面上の数字ほど効果が出ていないとのレポートを発表した。同レポートによると、97年末から2001年10月末にかけて政府では約24万人の雇用がニューディール政策で生じたとしているが、雇用はほかの年齢層の退職等によるものや経済成長によるものが含まれており、多くの者はニューディール政策が実施されなくとも遅かれ早かれ就業できたとしている。会計検査院では、ニューディール政策の直接的効果による就業者数は8,000～2万人、失業者の減少は2万5,000～4万5,000人としている（表3）。もっとも、会計検査院はニューディールに対し必

表2 2002年6月までのニューディール政策の参加者等

	プログラム参加者数	プログラム終了者数	うち就業者数	備考
若年失業者向けのニューディール	826,700人	738,900人	298,700人	98年1月からの累計
長期失業者向けのニューディール	143,600人	89,300人	31,000人	2001年4月からの累計
ひとり親向けのニューディール	372,400人	254,300人	172,500人	98年10月からの累計

出所：労働・年金省

表3 若年失業者向けのニューディール政策の効果（97年末～2001年10月末）

プログラム参加者（累計）	719,400 人
うち就業した者	240,500 人
うちニューディール政策の直接的効果による者	8,000～20,000 人

出所：労働・年金省、会計検査院

ずしも批判的なわけではなく、一定の効果は認めており、継続にあたっては効果を検証すべきとの見方を示している。

英国の失業率は、現在、歴史的にも他国と比較して低い水準にある。これは好調な英国経済を反映していることもあるが、政府はニューディール政策が多くの雇用を創出し、国民に優れた行政サービスを提供しているためと位置付けている。スミス労働・年金相は、今後もニューディール政策を強化していくと表明しており、政府の雇用対策の中心として継続していくと見られる。

### 3. 働く両親のための柔軟な労働環境づくり

政府は働く両親が仕事と家庭を両立できるような柔軟な労働環境づくりを進めており、2003年4月に新しい制度を発足させる予定としている。同制度は、6歳以下の子供、あるいは18歳以下の障害を持つ子供がいる両親が、柔軟な労働条件を申し込むことができる権利を得るとしている。この要求に対し雇用主は、要求を真剣に検討する法定の義務が課されることになる。

同制度の資格要件は以下のとおりとなっている。

- ・現に雇用されている
- ・6歳以下の子供、あるいは18歳以下の障害を持つ子供がいる
- ・要求の日まで継続的に26週間働いている
- ・要求は子供が6歳、障害を持つ子供の場合は18歳の誕生日の2週間前に行う
- ・子供の養育に責任を持つあるいは責任を持つ予定である

- ・子供の面倒を見ることができる要求を行う
- ・政府機関に勤務する者であってはならない
- ・軍隊に勤務する者であってはならない
- ・柔軟性のある労働環境に関する同様の要求を当該要求の12カ月以内に提出していない同制度で従業員が要求できる範囲は以下のとおりとなっている。

- ・勤務時間の変更
- ・拘束時間の変更
- ・在宅勤務

同権利は自動的に与えられるものではなく、従業員が労働条件に順応できない場合に生じるものとなっている。政府は、同権利の目的は働く両親と雇用主の双方の要望を満たし、従業員と雇用主が柔軟な労働環境について、双方に適合する解決策を見出すことを支援することとしている。従業員は要求の際にどのような労働条件を望むのか十分に考えなければならず、雇用主は要求が真剣に検討されたことを保証する特定の手順を踏まなければならない。

### ・ステークホルダー年金導入後の現状

英国では、早くから年金改革に取り組み、公的年金から私的年金（企業年金および個人年金）への加入切りかえを進めてきた。このため、英国の年金制度の特徴の一つとして、公的年金への依存度が低いことが挙げられる。この要因には、公的年金の受給額の低さがある。

一方、既存の私的年金は、従来の確定給付



.....

型の制度が多く、柔軟性、経済性、安全性などの点で難点がある。この対策の一つとして、政府は、2001年4月6日から新型個人年金、「ステークホルダー年金」を導入した。

## 1. 英国の年金制度

公的年金は、基礎年金と国家第二年金からなる。基礎年金は、全ての人に権利が与えられ、定年退職（現在は男性65歳、女性60歳）するまで、受給できない。国家第二年金は、従来の報酬比例年金に替わるもので、低所得者の給付額を高め、中所得者以上の給付水準を低くした。従って、公的年金は、低所得者層を支援し、中所得者層については私的年金への移行を促進させるものとした。

私的年金には、企業年金、個人年金、ステークホルダー年金などがある。これらの私的年金に加入し、一定の要件を満たすと、国家第二年金への加入が免除される（適用除外制度）。

## 2. ステークホルダー年金の概要

ステークホルダー年金は、確定拠出型年金であり、一定の拠出額を加入者個人が自らの責任で運用し、その運用成績次第で将来の年金給付金額が決まる。保険会社、銀行、投資会社および組合などが提供し、企業が掛け金の一部を負担する義務はない。

## 3. ステークホルダー年金のメリット

### (1) 柔軟性

- ・加入者は、ステークホルダー年金の解約および一時停止に際し、違約金を支払わずにほかの年金に移行すること、あるいは支払いを一時停止することができる。
- ・加入者は、税制年度ごとに最高2,808ポンドを掛け金として積み立てることができる。
- ・ステークホルダー年金の給付金は、50歳以上75歳以下であれば、いつでも受け取ることができる。

- ・個人経営者にもステークホルダー年金は適用される。
- ・全てのステークホルダー年金利用者は、国家第二年金への加入が免除されるが、加入者のニーズに合わせ国家第二年金を維持するか免除するか加入者が選択できる。

### (2) 経済性

- ・ステークホルダー年金の手数料は、年積立額の最高1%までとし、その積立金から帯出する。
- ・解約手数料を支払うことなく、ステークホルダー年金の解約、一時停止および振り替えができる。
- ・定期的な支払いは、毎月、毎週、あるいはそれよりも短い期間で、最低20ポンドからの積み立てとなる。

### (3) 優遇税制

- ・ステークホルダー年金に係る投資で得たキャピタル・ゲインについては、キャピタル・ゲイン税が免除となる。
- ・納税の有無にかかわらず、掛け金に対する税控除が受けられる（基本レートは、1ポンド当たり22ペンスの控除）。税控除を勘案すると年間の掛け金の上限額は、3,600ポンドとなる。
- ・高額納税者は、課税額自己評価申請を行えば、さらに税控除が受けられる。

### (4) 安全性

- ・法的条件を満たしたステークホルダー幹事会社が認定した受託会社によって提供される。
- ・ステークホルダー年金制度では、個人名義の口座を開設し、掛け金を貯蓄することができる。その場合、リスク分散を図るため、いくつかの株や投資先を選択することができる。

## (5) 透明性

- ・ステークホルダー年金は、年金アドバイス、生命保険などの追加サービスに対する料金を含めてはならない。これらのサービスは、オプションとし、サービスに掛かる料金は明確にしなければならない。

## 4 . 雇用主の義務

英国全土の労働者に、年金を広めるために、5人以上の従業員を抱えている雇用主は、ステークホルダー年金あるいはそれに代わる年金へのアクセスを提供しなければならない。もし、そのような機会を与えなければ、雇用主に対し最高5万ポンドの罰金が課せられる。この方法により、企業に勤める従業員は、その企業に企業年金制度がなくても、ほかの年金へのアクセスが提供されるため、年金制度への加入が増加する。従業員は、彼らの収入で年金基金を積み立てる。雇用主が提供するステークホルダー年金の場合、従業員が毎月支払う金額を明確にし、従業員の給与から天引きする。金額の変更が生じた場合は6カ月毎に見直すことになる。企業が年金を提供していない場合は、顧客と年金商品提供者と毎月の支払金額を決定する。

また、2001年10月8日から、雇用主は従業員に対してステークホルダー年金へのアクセスを提供する義務を負うこととなった。ただし、以下のいずれかに該当する場合などは、義務を免除される。

雇用主が、5人未満の従業員を雇用している場合。

雇用主が、従業員全員に対し、採用後1年以内に加入可能な職業年金制度を提供する場合。

雇用主が、従業員に対し、以下の条件で個人年金制度へのアクセスを提供する場合。

- ・ステークホルダー年金制度へアクセスすべきすべての従業員（18歳未満を除く）がその個人年金にアクセス可能であるこ

と。

- ・雇用主が従業員の基本給の少なくとも3%に等しい額をその個人年金に拠出すること。
- ・同制度の解約および他年金へ移行する際に、その個人年金が手数料を課さないこと。
- ・雇用主が従業員の給与から天引きし、従業員が要望した場合、その個人年金事業者へ送金すること。

従業員が、勤続3ヵ月未満である場合。

従業員が、雇用主の職業年金制度に加入している場合。

従業員が、18歳未満か5年以内に職業年金制度の通常の年金受給年齢に達するため、職業年金制度に加入できない場合。

従業員が、職業年金制度に加入資格があったが、加入しないことを選択した場合。

従業員の賃金が、国民保険料の支払い義務が発生する限度額を過去3ヵ月間に1週間以上下回る場合。

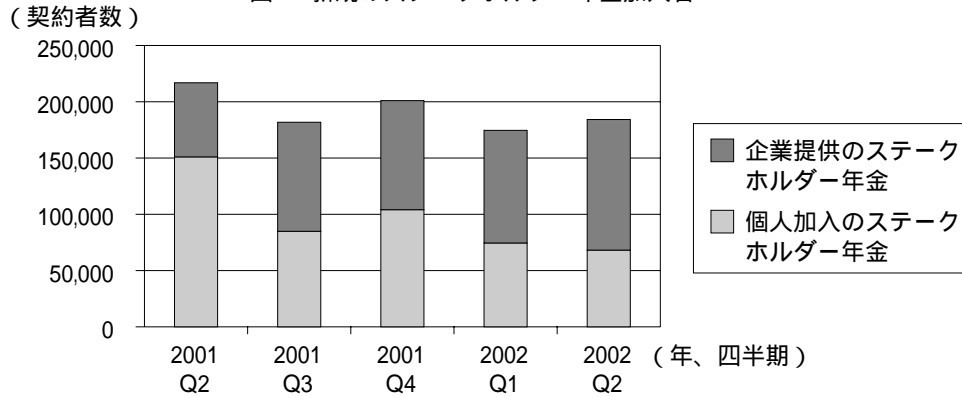
従業員が、内国歳入庁の規制によりステークホルダー年金制度に加入することができない場合（従業員が普段英国に居住しない場合など）。

## 5 . ステークホルダー年金導入後の加入状況と各界の評価

(1) 英国保険業協会（Association of British Insurers (ABI)）が2002年4月に発表したステークホルダー年金に関するレポートによると加入状況は以下のとおりである（図1、2）。

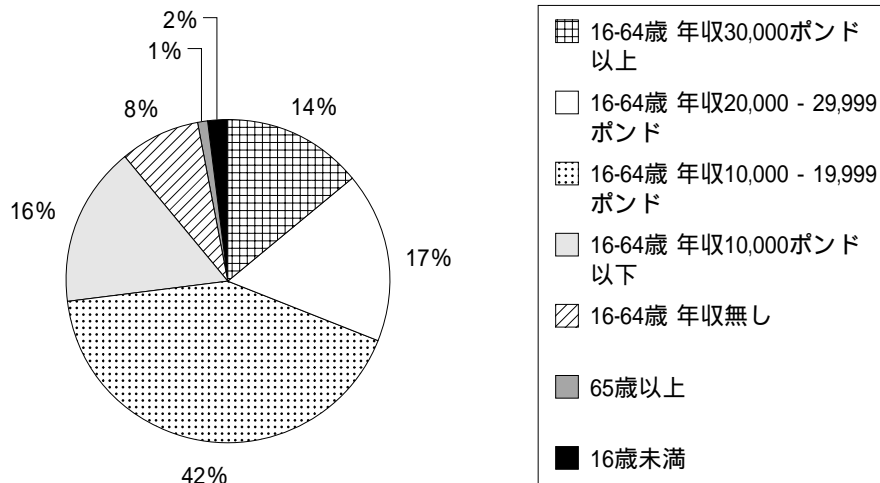
- ・32万人の雇用主が、ステークホルダー年金へのアクセスを従業員に提供した。政府は、企業年金を持たない雇用主数約35万人を目標としていた。
- ・1年間で75万人がステークホルダー年金に加入した。
- ・加入者の内訳をみると、97%が現役労働者、

図1 新規のステークホルダー年金加入者



出所：図2とも英国保険業協会

図2 ステークホルダー年金加入者（年齢と年収別）



2%が子供、1%が65歳以上だった。

- ・加入者の男女比率で見ると、69%が男性、31%が女性だった。
- ・加入者の約半分は、職場をとおして加入した。
- ・90%が定期的に掛け金を支払い、その平均は月額81.1ポンドだった。
- ・加入者の大半の年収は1万ポンドから3万ポンドだった。
- ・企業をとおして加入した70%の保険契約者の年収は、1万ポンドから3万ポンドであった。
- ・個人年金に加入した43%の保険契約者の年収は、1万ポンドから3万ポンドだった。

同レポートでは、結論としてステークホルダー年金は、幅広い年齢層および所得層に魅力がある年金であるとした。しかし、雇用主と従業員が基金に十分な掛け金を投入しないリスクがあるとしている。年平均の掛け金は、政府が認める上限をはるかに下回る水準であるため、英国の貯蓄格差は、ステークホルダー年金によって解消されないとした。

また、雇用主は従業員の将来の貯蓄にもっと関与すべきであり、政府は利用者が理解しやすくし、インセンティブを更に与え、強制的な加入を行うなど、年金の枠組みを改革することにより、年金制度への加入を促進することを強調した。また、公的年金と私的年金

の相互作用をさらに高めることを提案している。雇用主は、雇用条件にステークホルダー年金の加入を盛り込むなど従業員の老後の貯蓄を高める努力が必要としている。

(2) 英国産業連盟 (CBI) は、ステークホルダー年金の導入に賛成している。しかし、小企業での経理処理などの手続きが煩雑になること、従業員のために金融アドバイザー的な機能を持たなければならないことを懸念している。このため、企業がその従業員に対し、ステークホルダー年金の加入を進めることについては、反対の立場を取っている。

(3) 中小企業連盟 (FSB) は、長期的にステークホルダー年金は機能しないとみている。ステークホルダー年金は、中・高所得者層の税金対策にしかならないスキームであり、低所得者には、何もメリットがなく、ただ単に年金制度を複雑化しただけとした。また、資金運用にかかわる安い手数料1%が、将来のサービス低下を招くとした。実際に多くの年金提供者が、収益をあげられず、将来これらの提供者が減少することになるとした。この結果、年金積立に失敗した従業員から雇用主が法的に訴えられるようになりリスクもあるとした。

(4) 労働組合会議 (TUC) は、基本的にステークホルダー年金を支持している。しかし、今まで以上に労使が協調しなければ、このスキームは維持できないとしている。ステークホルダー年金は、低価格で、流動

性のある年金だが、適切な企業年金を持っていない人々とのギャップを埋める年金にはなっていないとした。

月平均の掛け金は、44ポンドで、積み立てないよりは良いが、本当に必要としている人々には、この年金は上手く機能しないとした。やはり、雇用者は、従業員のためにステークホルダー年金についても若干の負担をする必要がある。従業員だけが貯蓄をしていては、不十分であり、雇用主が若干の負担をすることで従業員の貯蓄欲を高めることになるとした。

## 6 . おわりに

ステークホルダー年金が、優れた年金制度であるかどうかは、個々人のおかれた環境によって異なる。中・高所得者は、ほかの年金オプションと併せて、ステークホルダー年金を第2の年金として利用できる。低所得者や収入がない者は、年金を貯蓄すると言う意味で有用である。個人経営者にも、同様のサービスが受けられるため、有用である。両親または保護者は、彼らの子供のためにステークホルダー年金を利用することもできる。ただし、退職前に給付金を引き出すことはできないため、退職前にまとまった資金が必要な人達には向かない。一見、理想的な年金であるようにみえるが、低所得者は、ステークホルダー年金よりも公的年金に頼るものが多く、同様に高所得者は、ステークホルダー年金より運用率の良い別の投資を好むとの評価もあるため、同制度は更なる改善が求められている。

( . 松本 哲 . 高多 篤史)

---

# イタリアの雇用政策：足踏みする労働市場改革

ミラノ・センター

ベルルスコーニ政権は、企業経営者などの支持を背景とし、その公約の一つとして雇用制度、労働市場改革を掲げてきた。しかし、3大労組の一つ、イタリア労働総同盟(CGIL)の激しい抵抗に遭って、足踏み状態が続いている。最大の争点となっているのは、従業員16人以上の企業については正当な理由および正当化される動機なくして特定個人を解雇することを禁じている労働者憲章第18条の修正問題である。

## 1. 「労働者憲章第18条」修正問題

「労働者憲章第18条」における「正当な理由」、「正当化される動機」については、従来、経営悪化にともなうリストラ、特定個人の生産性の低さを理由とする解雇、など経営者側の論理によるものは一切認められなかった。そのため、同条項に対しては、労働市場の硬直化を生み出す要因、企業の生産性を下げる要因と批判する声があった。企業経営者層からは常に第18条の条件を緩和し経営側の選択の幅を広げる方向に修正すべきであるという問題提起がなされていた。

## 2. 「イタリアのための協定」

雇用制度・労働市場改革は現政権の公約でもあり、主要な支持基盤の一つである企業経営者層の強い要望でもあることから、現政権は特に問題視されている労働者憲章第18条の修正を試みてきたが、一方で労働者の権利意識を強く刺激する改革でもあることから、対立が先鋭化している。

当初は3大労組が足並みを揃えて政府案に抵抗する姿勢をみせており、2002年4月16日には8時間のゼネストが決行された。しかしながらその後、3大労組のうちイタリア労働

連合(UIL)とイタリア労働組合同盟(CISL)は政府と歩み寄り、政府および経営者側もこれに応えた。今後の改革の俎上に載せるべきアジェンダを関係者間で調整した結果、7月5日には政府、経営者団体、UILとCISLなど政府および労使の代表らによって「イタリアのための協定(Patto per l'Italia)」が締結された。この歩み寄りの背景には野党中道派の仲介があったとも言われているが、政治上の対抗勢力である組合側を分裂に追い込んだという意味で、ベルルスコーニ政権の政治的勝利であるとみられている。この協定に参加しなかったCGILは孤立を深めるとともに、さらに頑なな抵抗姿勢を見せるに至っており、10月18日に単独で再度のゼネストを打っている。

「イタリアのための協定」への労組の姿勢が分かれてしまったのは、まさに第18条の取り扱いについての考え方が異なるからである。CGILは第18条に手を触れてはならないという立場を堅持しているが、UIL、CISLはある程度の妥協をしつつ、交渉の成果として第18条は守ったということをサポート層にアピールする方針を採った。このような2労組の歩み寄りの結果、「イタリアのための協定」締結までの過程において、第18条修正の問題については『法案審議から事実上棚上げする』という形で決着しているわけだが、政府および経営者側はこれを、『改革を進捗させるために一時的に別に扱う』という意味であると認識している。一方UIL、CISL側は『アジェンダからテクニカルに削除した』と主張、交渉の成果であるとしている。このように玉虫色の決着がなされたとはいえ、結果的に「イタリアのための協定」においては第18条の適用範囲の一部修正が盛り込まれており、各当

事者の政治的な立場を守りつつ妥協点が探られた結果だといえる。

「イタリアのための協定」の要点は次のとおり。

93年7月23日に締結された政府および労使の協定によって導入された、物価と賃金を抑制するための政策を、尊重し、継続する。

法人税(IRPEG)については、2003年に現行の税率36%から最低2ポイント軽減する。

州事業税(IRAP)の改革を行い、2003年には5億ユーロの減税を実施する。

年収2万5,000ユーロまでの中低所得者層向けの所得減税を、2003年については少なくとも55億ユーロの規模で実施する。

民間業者による職業あっせんおよび職能訓練を強化する。

失業手当制度の改革を行い、政府はこのために少なくとも年間7億ユーロの予算を確保する。

労働者憲章第18条については、新規労働者の採用によって従業員が16人以上となる企業については適用対象としない。3年間の試行期間とする。

南部の雇用対策に注力する。

このように協定に参加した政治勢力のそれぞれの主張を最大公約数的にまとめた内容となっており、これについては、改革への第一歩を踏み出すために必要な妥協であったと積極的に評価する声と、改革をわい小なものにし、どの当事者にとっても不満足なものであると批判する声と両方聞かれるが、いずれにしても今後行われるべき改革の指針となるものであることは間違いのないところである。

### 3. 「新移民法」の可決

2002年7月11日、上院は新しい移民法である「ボッシ＝フィーニ法」を可決した。ベルルスコーニ政権は中道右派の連立によって成り立っており、政権維持のため、これら2党の要求する外国人労働者の制限などの政策を

実現する必要がある。従って、北部同盟のボッシ党首と国民同盟のフィーニ党首の名を冠したこの法律は、移民管理の厳格化を主たる目的としたものとなっている。要点は次のとおり。

イタリアでの滞在許可およびその更新を求めるEU域外の外国人は、指紋を押なつする義務がある。

滞在許可は既に労働契約を持っている外国人にのみ交付される。労働形態による有効期間はそれぞれ、無期限被雇用契約者の場合は最長2年、期限付き被雇用契約者の場合は最長1年、季節労働者の場合は最長9ヵ月、自営業者の場合は最長2年となっている。

被雇用契約者が滞在許可を得るためには、契約書に次の2点が含まれている必要がある。

- ・雇用者側による住宅確保の保証
- ・雇用者側による帰国費用負担の保証

なお、確保される住宅の質については、公営住宅の最低限のスタンダードが遵守されなければならない。

永久滞在許可を得るためには6年間の滞在が必要である。(以前は5年間。)

滞在許可のない外国人は収容所に収容されたのち、追放される。

「移民問題調整委員会」の意見に基づき、政府はイタリアに入国できる外国人労働者の数(クォータ)を決定する政令を發布する。原則として翌年のクォータは11月30日までに発表され、必要であれば追加のクォータが発表される。

ビザおよび滞在手続きの窓口は、各県の内務省支部に一本化される。窓口は申請書類を受領後、県の労働事務所に対し申請に関する情報を伝達し、労働事務所はインターネット等によって申請に係る「職の存在」を20日間公表する。その間にこの「職」に対する応募がない場合、労働事務所はその結果を手続き窓口へ伝達する。

.....

県の窓口は申請日より40日以内に、ヌッラ・オスタ（認可したという証明書）を発行し、財務番号とともに各国のイタリア大使館・総領事館等に送付する。これを受け、大使館・総領事館はビザを発行する。

滞在許可のない外国人を採用する経営者は、3ヵ月から1年の懲役刑を受けるとともに、5,000ユーロ以下の罰金が課せられる。

特に、          、          の項目の運用方法によっては、外国人労働者の受け入れがかなり制限されることが考えられる。またこの法律では、単純労働者、管理職、技術者など対象の区別がされていないため、失業率の高い中南部への投資インセンティブを数多く揃えて外国企業を誘致し、従来の政府の姿勢との整合性がどのように取られていくのが注目される。他にも、これまで非常に複雑であった滞在許可申請などの手続きをワンストップ・サービス化してうまく運用されるのかという疑問が残されており、この法律が今後こういった形で実現されていくのか、注視される。

#### 4．下がり続ける失業率

雇用関連制度・労働市場の改革の行く先は不透明であるものの、イタリアの失業率は中期的にみると徐々に下がりつつある。2002年7月現在8.7%で、前年同月の9.2%から順調に減少してきており、漸減傾向は継続している。女性の就業率が96年の36.0%から、01年には41.1%まで上昇してきていること、契約期限付きの労働者が全体の7.3%から9.8%にまで増加してきていることなどから、イタリアの労働市場は徐々に柔軟度を高めつつ拡大してきているといえる。

長期失業者の雇用機会を創出することを主眼に置いた法律である、97年のトレウ・パッケージや、パートタイム労働に関するEU指令97年第81号を国内法制化した2000年のパートタイム労働新法など、労働市場の柔軟化へ向けての法整備が進んできており、このとこ

ろの低成長にも関わらず失業率が低下しているのは、こういった制度の整備の成果が徐々に出てきているものとみられる。

#### 5．改革の行方

今後の改革が「イタリアのための協定」を軸にした漸進的なものとなるか、あるいは政権側がイニシアティブを回復し劇的に進捗するか、予想することは困難である。ベルルスコーニ政権の支持層である企業経営者からは、労働市場の硬直性、社会保障関連費用の負担などが企業の競争力を阻害しているとして、思い切った改革を望む声強い。

一方、「イタリアのための協定」に参加しなかったCGILは、労働市場の硬直性を認識しながらも、労働者憲章第18条に象徴される、これまでに獲得してきた労働者の権利を守り抜く姿勢を崩していない。CGILは企業の競争力を、解雇を含めたリストラクチャリング、あるいは労働者の待遇を引き下げて得るというのは適切な方法ではなく、職業教育の充実や、研究開発への投資、インフラ整備などを通じて商品とサービスの品質を上げるというアプローチで行うべきだと主張している。

また政権内部でも、連立政権であるが故の運営の難しさがある。ベルルスコーニ首相のフォルツァ・イタリアは比較的所得の高い層が主たる支持基盤であるが、フィーニ副首相率いる国民同盟は中・低所得者層にも支持基盤があるため、これに配慮する必要がある。またボッシ制度改革担当相が率いる北部同盟は、首相の政策への支持と引き換えに移民問題など個別の関心事項での成果を求める傾向があり、各党派の利害を調整して筋の通った政策を立案するのは容易ではない。

このようにイタリア国内において複数の対立軸を抱えた雇用制度・労働市場改革の行方は、EU内での制度的なハーモナイゼーションの要素も絡み、現在のところ先行きが全く不透明な状態である。（井手 謙太郎）

表1 欧州諸国におけるパートタイム労働者の全被雇用労働者数における割合

(単位：%)

年	93	94	95	96	97	98	99	2000	2001
EU	-	-	-	11.8	12.2	12.7	13.1	13.5	-
ユーロ圏	-	-	12.5	12.9	13.5	14.2	14.7	15.2	-
ベルギー	5.1	5.1	5.3	5.9	6.3	7.8	10.3	9.0	8.8
ドイツ	10.3	10.3	10.4	11.1	11.7	12.3	13.1	12.7	-
ギリシャ	10.4	10.3	10.2	11.0	10.9	13.0	12.9	13.1	-
スペイン	32.2	33.7	35.0	33.6	33.6	32.9	32.7	32.1	31.5
フランス	10.9	11.0	12.3	12.6	13.1	13.9	14.0	15.5	14.9
アイルランド	9.4	9.5	10.2	9.2	9.4	7.7	-	4.7	-
イタリア	6.1	6.8	7.3	7.3	7.8	8.6	9.5	10.1	9.8
ルクセンブルク	3.0	2.9	-	2.6	2.1	2.9	3.4	3.4	-
オランダ	10.0	10.9	10.9	12.0	11.4	12.7	12.0	14.0	14.3
オーストリア	-	-	6.0	8.0	7.8	7.8	7.5	7.9	8.1
ポルトガル	9.8	9.4	10.0	10.6	12.2	17.4	18.6	20.4	-
フィンランド	-	-	16.5	17.3	17.1	17.7	18.2	17.7	17.9
デンマーク	10.7	12.0	12.1	11.2	11.1	10.1	10.2	10.2	9.4
スウェーデン	-	-	-	11.8	12.1	12.9	13.9	14.7	-
英国	5.9	6.5	7.0	7.1	7.4	7.1	6.8	6.7	6.7
アイスランド	-	-	-	6.1	5.8	4.9	4.5	5.4	-
ノルウェー	-	-	13.3	13.3	12.1	10.8	10.6	9.7	9.1
スイス	-	-	-	11.9	10.8	11.3	11.7	11.5	-

出所：EUROSTAT、ISTAT  
ドイツは旧東独を含む。

表2 イタリアの失業率推移

(単位：%)

年	96	97	98	99	2000	2001	2002(6月)
失業率	11.6	11.7	11.8	11.4	10.6	9.5	8.7

出所：ISTAT

表3 イタリアの就業率推移

(単位：%)

年	96	97	98	99	2000	2001	2002(6月)
就業率	50.9	51.0	51.7	52.5	53.5	54.6	55.8
男性	65.9	65.8	66.2	66.7	67.5	68.1	69.1
女性	36.0	36.4	37.3	38.3	39.6	41.1	42.4



---

## オランダの雇用政策：人手不足解消、長期病欠者対策が課題

— アムステルダム事務所 —

ポルダーモデルとして有名なオランダにおいて、ここ数年内に導入された雇用制度 労働時間調整法、雇用の柔軟性と保障に関する法律、長期疾病保険（WAO）への移行を防ぐためのPoortwatcher法を中心に、各制度がもたらした影響と今後の動向などについて報告する。

### 1. オランダの雇用情勢

オランダでは、83年に政労使3者によるワッセナー合意において、政府は「財政支出の削減や減税」、労働者側は「賃金抑制の受け入れ」、雇用主側は「雇用の創出」を約束した。これらを足がかりとして労働市場に好循環が生まれ、同合意は不況にあえいでいた経済を再建させる主翼を担ったといわれる。90年代も引き続きパートタイム雇用を中心に女性の労働市場進出が拡大した。96年にはパートタイム労働者とフルタイム労働者の均等待遇に係る法律が施行されたことで、パートタイム労働者の地位が保障され、より柔軟な雇用市場が実現した。90年代後半は経済の高成長とともに、失業率は年々低下し、2001年には2.0%となった。労働者にとって自分のライフスタイルに合わせた労働形態、労働時間を選択できる環境が醸成された。ほかのEU諸国と比較してパートタイム労働者の比率が非常に高く、主にサービス部門を中心にワークシェアリングが進展している。

一方、労働者に対する手厚い社会保障政策を背景として、長期疾病保険（WAO）を長期間受給し実質的に労働に参加していない労働者の数は100万人に達する勢いで増え続けている。これらの人々をいかにして労働市場に復帰させるかがオランダの雇用政策の最大の課題である。また、失業者数が約15万人ま

で低下したことは、労働市場の逼迫化をもたらし、完全雇用状態の下、多くの企業で人手不足が生じ、その結果大幅に賃金が上昇した。病欠者を抱えることで企業は社会保障負担が増加するばかりか労働コストも上昇し、企業の国際競争力を奪うという深刻な状況に陥っているのも事実である。

### 2. 「労働時間調整法」の導入とその影響について

～より柔軟に労働時間を選択～

#### (1) 全業種でパートタイム雇用が増加

96年に導入された「均等待遇法」によって、フルタイム労働者とパートタイム労働者は全く均等な条件で雇用されることになった。フルタイムとパートタイムの違いは労働時間の差だけで、どちらも正規雇用である。年金や社会保険の加入資格はもちろん、休暇日数（労働時間に応じて日数は異なる）、時間当たりの基準賃金・手当なども均等である。

パートタイム労働者の週労働時間をみると、20～34時間が半数以上を占めている。12～19時間、12時間未満はほぼ同数で、労働時間の形態が多様化していることがわかる（図表1）。業種別にみると、ホテル・レストランや金融などのサービス業が、パートタイム労働者の割合が高い。96年から2001年までの5年間ですべての業種においてパートタイム労働者の比率が高まっている（図表2）。

#### (2) 労働時間の変更が可能に

従来、労働者が育児や家族の介護などの理由で労働時間を変更・調整したい場合は、労働者は雇用者と労使審議会などと協議する必要があったため、運用上は労働者がその権利を行使することは困難だった。労働者が権利

図表 1 : 99年の雇用形態別人口データ

	労働人口 (×1,000人)	週労働時間数別の割合(%)			
		12時間未満	12~19時間	20~34時間	35時間以上
フルタイム	3,789	0	0	1.0	99.0
パートタイム	2,065	20.5	23.2	51.8	4.5
フレキシブル	612	42.2	17.1	23.0	17.7

(注) 派遣社員、オンコール(臨時雇用)社員を除くフルタイム雇用の労働者  
 派遣社員、オンコール社員を除くパートタイム雇用の労働者  
 派遣社員、オンコール社員、週単位の労働時間が異なる労働者

出所：中央統計局

図表 2 : 業種別パートタイム雇用比率

(単位：%、1,000人)

	パートタイム雇用		雇用数 2001年
	96年	2001年	
農林水産業	45.9	46.7	122
製造業	19.0	21.8	1,054
建設業	8.3	10.9	439
ホテル・レストランなど	46.8	49.6	1,557
運輸・通信・倉庫	26.4	29.9	465
金融	41.6	43.6	1,524
医療・福祉	31.5	33.6	434
教育	56.9	59.1	430
産業全体	40.8	43.5	7,450

出所：中央統計局

を行使できる環境を整備するために、2000年7月に「労働時間調整法」(Wet Aanpassing Arbeidsuur:WAA)が施行された。同法では労働者が労働時間の短縮や増加を雇用主に要請すれば、雇用主は特別な理由がある場合を除いて原則それを認めなくてはならない。労働時間の変更だけでなく、フルタイム雇用からパートタイム雇用への切り替え、パートタイム雇用からフルタイム雇用への変更も可能である。ただし、これは、1年以上働いている従業員を対象とし、口頭ではなく書面で、4ヶ月前までに要請する必要がある。また、要請は2年に1度に限定されている。特別な理由とは、従業員が労働時間の変更することで企業が経営上深刻な打撃を被る場合である。例えば、労働時間の短縮を拒否できるケースとしては、当該従業員の代替要員の確保が極めて困難な場合、業務上の安全性が

損なわれる場合、工場などのライン作業でスケジュールを組むのが非常に難しくなる場合などである。一方、労働時間の増加については、財政的問題が生じる場合、労働時間の増加に対応する業務が存在しない場合などとされている。

### (3) 認知度は低い労働時間調整法

社会雇用省は2002年9月、労働時間調整法施行後の影響についてのプログレスレポートを発表した。同レポートによると、労働時間調整法の認知度は低い上、労働時間の変更の要請は同法施行前から可能であったため、今のところ影響は限定的であるとしている。同レポートでは、ケーススタディーとして政府や企業の実施例を報告している。ここでは、オランダ財務省の例を取り上げる。

オランダの国家公務員は国家公務員法に基

図表3：オランダ財務省における性別・雇用形態別雇用数（2001年12月時点）

	雇用形態別雇用数および比率（人、％）		
	フルタイム	パートタイム	合計
男性	1,061（61％）	60（3％）	1,121（64％）
女性	355（21％）	253（15％）	608（36％）
合計	1,416（82％）	313（18％）	1,729（100％）

出所：社会雇用省

づき、通常の企業と同様にフルタイム労働とパートタイム労働の均等待遇が適用されている。

2000年末時点のオランダ財務省におけるフルタイム雇用に相当するポジション数は1,601人だったが、2001年12月時点では合計で1,729人の雇用があった。パートタイム雇用で全体の18％に相当する要員を雇用したことで128人分の雇用創出効果をもたらしている（図表3）。

労働時間調整法について、職員用のハンドブックや公報などで告知したが、同法の内容を知っている職員は少なく、労使協議会で議題にのぼることもなかった。パートタイム勤務自体は既に同法施行前から常識的に行われていたことも要因のひとつである。さらに週36時間勤務のフルタイムの職員であっても、

8時間労働を4日間、残りの1日は4時間労働、9時間勤務を4日間、ある週は8時間労働を4日、別の週は8時間労働を5日にするなど、平均して週36時間労働になるよう運用する方法をとっている。

労働時間調整に関する実績をみると短縮の要請がほとんどで、増加を希望したケースは1件のみだった。この場合は利用できる業務があったためスムーズに認められた。財務省法務アドバイザーによると「概して、労働時間を増加させる方が短縮するより難しい。短縮の要請については当初の予想よりも極めて通常のことになってきた」としている。労働時間の短縮を希望する理由としては、育児や家族の介護などが多い。ある

次長職（Deputy Director）によると「一般的に低位の職務において労働時間を変更する場合はあまり問題にならないが、管理職の労働時間短縮は、意思決定などの重要な状況下で不在の場合があり、実用的ではない」としている。

### 3. 「雇用の柔軟性と保障に関する法律（Flexwet）」の施行とその影響

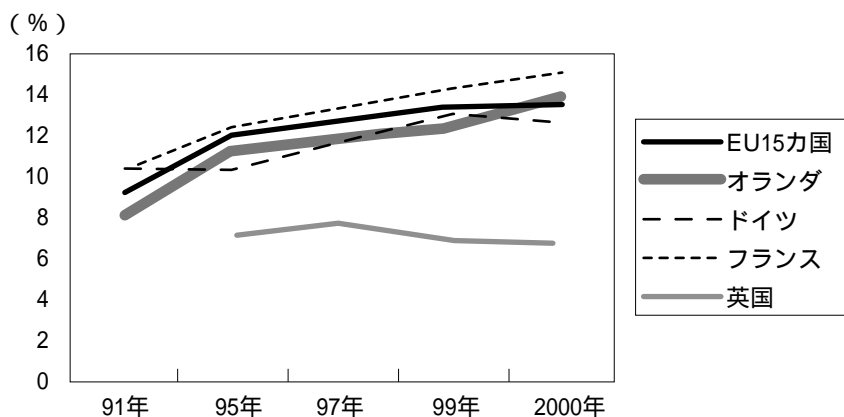
～派遣雇用規制の緩和に伴う有期雇用契約の拡大～

91年から2000年までの全労働者数に占める有期雇用契約の割合の推移をみると、オランダ、フランスは有期雇用契約の割合が増加しているのに対し、英国は停滞している。オランダをみると、91～95年、99～2000年に伸びている。オランダの有期雇用契約は主に人材派遣会社からの派遣労働者が多く、フレキシブル労働者とも呼ばれる。実際には繁忙期や病欠者の補充のために必要なときに雇用されるオンコール（臨時雇用）労働者などの臨時労働者も含まれる（図表4）。

#### （1）活発な人材派遣業

世界の人材派遣業界のトップ企業をみると、1位がスイスのアデコ社、2位が米マンパワー社、3位、4位はそれぞれオランダのベディオ社、ランドスタッド社となっている。97～99年のオランダ経済は実質GDP成長率が3％後半と好景気を維持してきた。労働市場においても女性を中心に雇用数が伸長した。こうした状況に同調するように人材派遣

図表4：オランダおよび欧州主要国における全労働者に占める有期雇用契約の割合の推移



(注) 92～94年、96年、98年はデータなし  
出所：Employment in Europe 2001 (欧州委員会) をもとに作成

会社はホワイトカラー、ブルーカラーを問わず、多くの人材を労働市場に派遣し業績を大きく伸ばしてきた。

有期契約雇用数が99～2000年に大きく伸びた理由として、経済の好調による求人数の増加もあげられるが、99年1月に施行された「雇用の柔軟性と保障に関する法律」(the Act on Flexibility and Security: 以下Flexwet)の導入が寄与しているとみられる。Flexwetは労働市場の「柔軟性」の向上および雇用に関する労働者の「保障」を明確にすることを目的に導入されたものである。Flexwetの主な内容は以下のとおりで、改正のポイントは下記の3点である。

派遣労働者の法的地位を強化し、労働者側へ雇用の安定を保障する

有期雇用契約条件を明確にし、雇用主側の雇用の選択に柔軟性を付与する

人材派遣会社に係る許可制を廃止し、より多くの派遣労働者を労働市場へ供給する  
さらに具体的にみると、

- ・有期雇用から期限の定めのない雇用への移行条件の明確化

改正前：明確な有期雇用期間の上限設定はないものの、1ヵ月(31日)以内で定期契約が更新されるとその契約は期限の定め

ない雇用契約、つまり正規雇用契約と同等に扱われるため、オランダ労働法に基づく厳格な解雇条件が適用されていた。

改正後：有期雇用が期限の定めのない雇用に変更できる条件は下記のとおりである。

同一の雇用者に有期雇用契約で合計3年を超える期間雇用された実績があれば、3年を超えると同時に期限のない雇用に移行される。

有期雇用契約は3回まで更新可能で、4回目の契約で期限のない雇用に移行される。

3ヵ月を超える期間、雇用契約が生じていない場合は今までの雇用実績はカウントされないため上記は適用されない。

有期雇用は契約終了後、以前の契約期間と同期間の契約に自動更新されるが最長1年である。例えば6ヵ月の雇用契約が終了すると同時に更新される期間は6ヵ月であるが、2年の雇用契約の場合は1年である。

- ・契約終了の告知期間の短縮

改正前：雇用主側が雇用契約を終了させる場合の告知期間は最長で6ヶ月前

改正後：就業期間が1～5年の場合は1ヵ月前、6～10年で2ヵ月前、11～15年で3ヵ月前、16年以上で4ヵ月前に契

約終了の告知を行うことができるようになった。告知期間の短縮だけでなく、短縮勤務年数による区分が明確になった。

・有期雇用契約の試用期間の短縮

改正前：有期雇用契約および期間の定めのない雇用契約ともに試用期間は2カ月間だった。

改正後：有期雇用と期間の定めのない雇用との区別を明確にした。期間の定めのない契約の場合は従来どおり2カ月間の試用期間で、有期雇用契約の場合は、1年契約およびプロジェクト期間の契約（2年を超える場合もありうる）は1カ月の試用期間へと短縮された。2年以上の契約は従来どおり2カ月間である。

・オンコール（臨時雇用）労働者の最低賃金（3時間分）を制定

一回の就労時間が3時間未満であっても、雇用者は3時間分の賃金を支払わなくてはならない。

(2) 経営者はFlexwetを好感

2002年2月に社会雇用省が行ったFlexwet導入後の影響調査によると、雇用主はよりフレキシブルな方法で雇用しようという志向がみられる一方で、制度の厳格化による雇用主の運営負担も増加している。労働者側は雇用の保障が強化されたとしており、派遣労働者の権利が明確され、有期雇用の契約条件が以前よりも改善されたとみている。また、有期雇用の人気も高まっており、派遣雇用期間を延長する件数も当初の予想よりも大幅に増えている。フレキシブル労働者の4分の1がFlexwet導入後、労働者側の権利が向上したとしており、経営者側の反応も導入当初の99年と比較して2001年には、否定的と捉える割合が半減している（図表5）。

図表5：Flexwetに対する経営者の反応

	99年	2001年
非常に肯定的	0%	0%
肯定的	33%	29%
どちらでもない	20%	47%
否定的	42%	19%
非常に否定的	5%	4%
合計（その他含む）	100%	100%

出所：National Action Plan for Employment 2002

(3) 派遣雇用の実績把握が必要

欧州委員会の統計<sup>(注1)</sup>によると、2000年における派遣雇用の91年比の伸び率はオランダが81.8%と最も高い。Flexwetの導入によりパートタイム労働者として正規に雇用されるだけでなく、労働者の雇用条件の保障が明確になり、派遣雇いで短期間働くことや数年間働いた後に正規雇用で就くなど働く意志のあるものには多様な選択肢が増えたといえよう。

雇用主側にとっても、目まぐるしく変化する経営環境の下で、多様な雇用手段を利用して生産性を高めていく上で有期雇用条件が明確化されたことは、雇用への積極的なアプローチが可能になったといえる。

ただし、有期雇用から期限の定めのない契約への移行については、個々の労働者の派遣実績などを厳格に把握することも必要である。例えば、初めて雇用した有期契約社員が人材派遣会社から派遣されている場合で、もしも雇用期間中に短期の休暇や病欠などが2度生じた場合は注意を要する。先に述べた「有期雇用契約は3回まで更新可能で、4回目の契約で期限のない雇用に移行される」に該当する可能性があるためである。休暇を終え職場に復帰した時点で契約が更新されたとみなされ、当初の契約を更新する際に2度の休暇から復帰後は契約の更新と判断され、既に合計3度の契約更新があったとして期限の

(注1) Employment in Europe2001 (欧州委員会)

ない雇用契約に強制的に移行せざるを得ないというリスクもある。このため、雇用期間中の欠勤などの取り扱いが現状の有期雇用契約に影響を与えるか否かを人材派遣会社と情報を交換しあうなどの対応が必要であろう。

## 4. 長期疾病保険制度の行方は混沌 ～長期病欠者に働くインセンティブを～

### (1) 社会保障制度の概要

オランダの社会保障制度は、国民保険スキーム、被雇用者保険スキームの2つに大別される。

#### 国民保険スキーム

国民保険スキームには一般老齢年金 (General Old Age Pensions Act : AOW)、遺族年金 (General Surviving Relatives Act : ANW)、特別医療保険 (General Act On Exceptional Medical Act : AWBZ) などがある。これらの国民保険料は全て被雇用者負担となっており、年金・保険の負担率が個人所得税率の一部として加算されるため、個人所得税と一緒に税務当局に徴収される (図表6)。

図表6 : 国民保険の負担率

	AOW	ANW	AWBZ
雇用者負担率	-	-	-
被雇用者負担率	17.9%	1.25%	10.25%

出所 : 社会雇用省

#### 被雇用者保険スキーム

被雇用者保険スキームには長期疾病保険制度 (Disablement Benefits Act : WAO)、健康保険 (Health Insurance Act : ZFW)、失業保険 (Unemployment Benefits Act : WW) の3種類がある。これらの保険料は基本的には雇用者と被雇用者がそれぞれ負担するが、WAOについては98年1月に施行されたPEMBA法により雇用者が全て負担することになっている。これらの保険料は社会保障制度の専門機関であるUWVに徴収される (図表6)。

図表7 : 被雇用者保険の負担率

	WAO (基本保険料)	WAO (調整保険料)	ZFW	WW
雇用者負担率	5.85%	2.11%	6.25%	5.25%
被雇用者負担率	-	-	1.70%	4.95%

注1 : 「基本保険料」とは現在のWAO受給者および今後新たに発生するWAO受給者の受給後5年目以降の給付を賄うためのもので、企業の大小を問わず同率の負担率が課される。

注2 : 「調整保険料」とは今度新たに発生するWAO受給者の受給開始最初の5年間の保険料の給付を賄うためのもので、各企業の過去のWAO実績に応じて負担率が調整される。このため、WAO発生数が多ければ負担率も上がる。小企業の最低負担率は1.24%で、負担率の上限は小企業で6.06%、大企業で8.08%となっている。表中の2.11%は標準的な負担率である。ただし、企業自らがWAO発生後最初の5年間分の負担リスクを保有すること (民間保険会社のスキームを利用するなど) も可能である。その際は、基本保険料のみの負担となる。

出所 : 社会雇用省

### (2) WAO給付の仕組み

WAOは長期に渡る疾病により就業不能となった65歳以下の被雇用者に対して給付される保険で、疾病が52週間継続し、就業不能率が15%以上と医師に診断された者に適用される。給付開始後最初の5年を一区切りとしており、5年以降も給付が必要と判断される場合は、5年満期となる3カ月までに申請しなくてはならない。

WAOの給付は以下の2つのフェーズからなる。

#### 第1フェーズ

<賃金の100%が給付>

100%の賃金が給付される期間は、WAO給付開始日における受給者の年齢によって異なり、図表8に示す受給期間を経て第2フェーズに移行する。例えば、32歳以下の被雇用者

図表8 : 第1フェーズにおける賃金受給期間

年齢	受給期間	年齢	受給期間
32歳以下	0年	48~52歳以下	2年
33~37歳以下	半年	53~57歳以下	3年
38~42歳以下	1年	58歳	6年
43~47歳以下	1年半	59歳以上	65歳の誕生日まで

出所 : 社会雇用省

は受給期間が0年であるため、第1フェーズを飛ばし受給開始後すぐに第2フェーズへ移行する。一方、59歳以上の被雇用者は第1フェーズで65歳の誕生日まで受給が保障されているため、第2フェーズに移行しない。

### 第2フェーズ

<就業不能率による給付率>

就業不能率は医師の診断により7段階に類別される。就業不能率ごとに給付率が異なり、80%以上の就業不能率を一般に「完全不能率」と呼んでいる。給付期間は受給開始後の5年が過ぎた時点における申請が許可されれば、

疾病が続く限り定年退職となる65歳まで給付され続ける(図表9)。

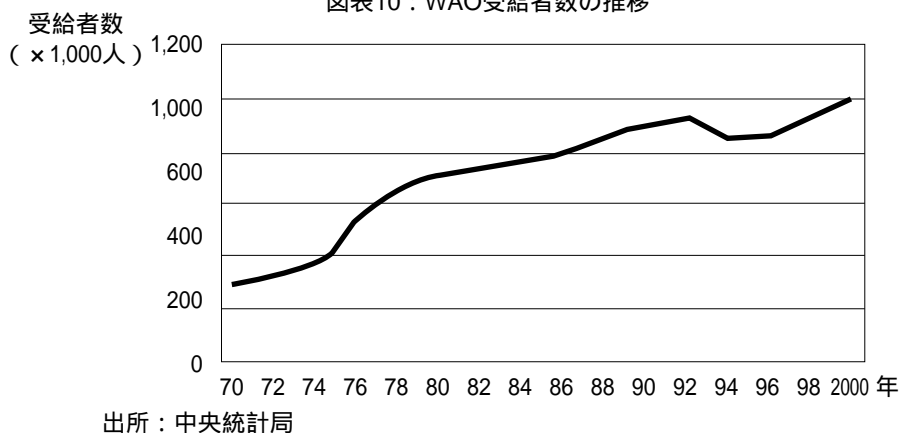
図表9：就業不能率と賃金給付率

就業不能率	給付率
15～25%未満	1日あたりの賃金の14%
25～35%未満	1日あたりの賃金の21%
35～45%未満	1日あたりの賃金の28%
45～55%未満	1日あたりの賃金の35%
55～65%未満	1日あたりの賃金の42%
65～80%未満	1日あたりの賃金の50.75%
80%以上(完全不能)	1日あたりの賃金の70%

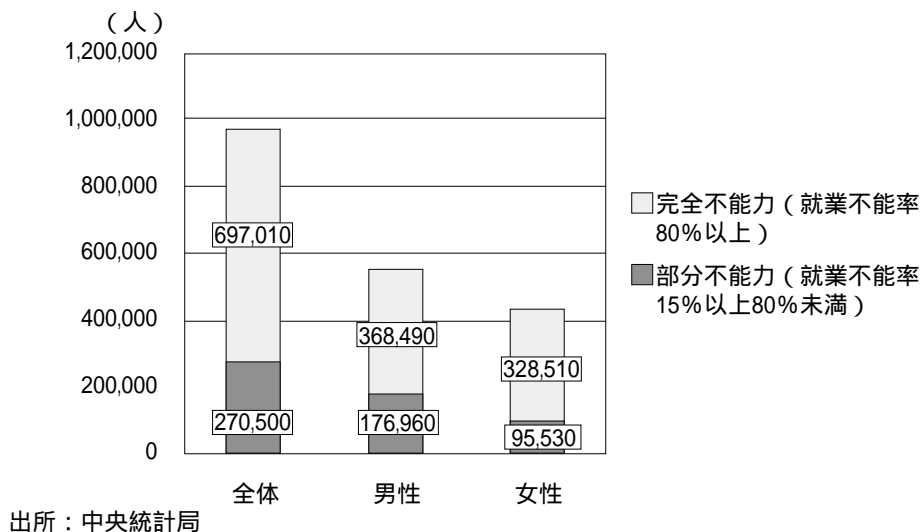
出所：社会雇用省

### (3) 長期疾病保険(WAO)受給者に関するデータ

図表10：WAO受給者数の推移



図表11：性別および不能率別WAO受給者数(2001年)

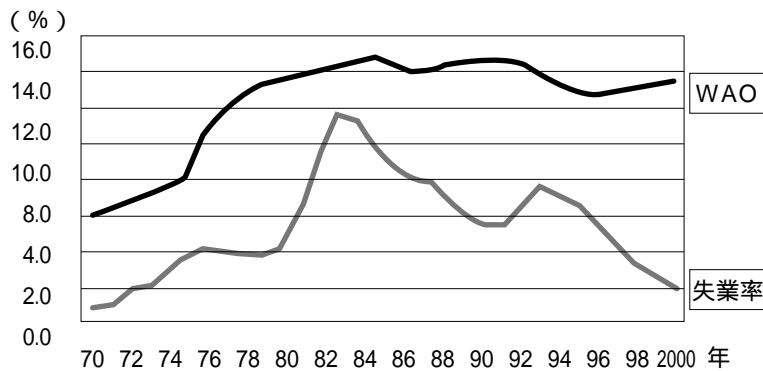


## (4) 長期疾病保険制度の現状

オランダの社会保障制度における最大の悩みは「隠れた失業者」と呼ばれる長期病欠者が約100万人存在することである。病欠開始から最初の1年(52週)間は雇用者が所得の70%を病欠手当(注2)として支払うことになっている。この病欠手当は社会保障制度から切り離され企業負担となっている。病気が1年を超えた時点で精査され、病欠者は長期疾病保険(WAO)と呼ばれる社会保障スキーム

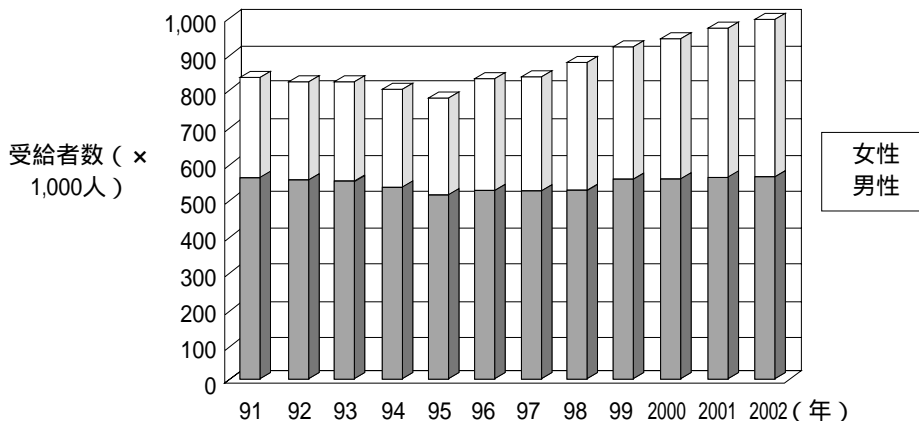
に移行する。WAO受給期間は一旦5年で区切られるが、最長で定年退職となる65歳まで支給され続ける。WAO導入以降、受給者数は95~96年に一時減少したが、増え続けており、2001年では98万人にまで達し、労働人口の13.4%を占めている。2002年6月末で98万8,000人になった。性別にみると、ここ2~3年女性の伸びが大きくなっている(図表12、13)。病種別にみると、精神病による病欠の伸び率が最も高く2001年で全体の35%を占め

図表12：失業率と労働人口に対するWAO受給者数の占める割合の推移



出所：中央統計局

図表13：男女別WAO受給者数の推移



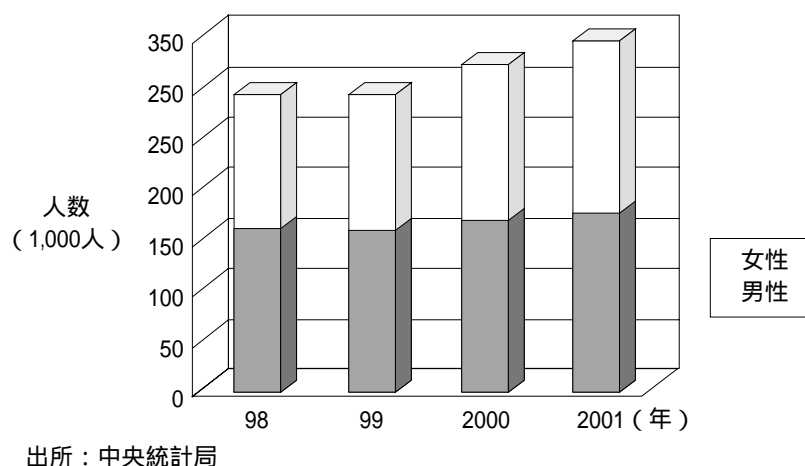
(注) 99~2002年は6月時点のデータを採用

出所：中央統計局

(注2) ZW (Sickness Benefits Act)



図表14：精神病によるWAO受給者数の推移



ている(図表14)。WAOで対象となる疾病は、職場以外で発生した場合についても適用される。例えば余暇中のケガや家庭内の不和などによる精神の病なども含まれる。受給者数の増加に歯止めをかけるべく、給付率の低減、審査基準の厳格化、仮病などの虚偽申告に対する罰金などの対策が今まで実施されてきた。98年にはWAOに関する保険料の掛け金をすべて雇用主負担とし、保険料の支払いも当該企業のWAO発生実績に基づく比率が適用されるようになった<sup>(注3)</sup>。小企業を例にとると、実績に応じて gross賃金の1.24～6.06%までの幅が生じる(2002年1月時点)。つまり、病欠者が多い企業ほど保険料の負担も大きくなる。

(5) Poortwachter法でWAOへの移行を抑止  
病欠者およびWAOの受給者数を減少させる目的で、2002年4月から「Poortwachter法<sup>(注4)</sup>」が施行された。これは、WAOへの移行

をできるだけ抑止するために、従業員の病気発生後1年の間に元の職場・職務または代替の職場・職務に復帰させる具体的な対策を施すための雇用主の義務を強化したものである。従業員は雇用主や職業上の健康と安全に関するサービスを提供する専門機関「Arbodienst<sup>(注5)</sup>(以下アルボ)」の指示に厳格に従う必要がある。雇用主の義務を具体的にみると、病欠への注意喚起を高めること、アルボとの緊密な連絡と協力、職場・職務の変更は従業員に対して文書で明確に告知することなどである。雇用主、従業員には個々にこれらの義務を果さなかった場合の罰則も定められている。雇用主は、職場復帰への適切な対応を怠ったとみなされれば、最大52週間の疾病手当の給付期間がさらに52週間延長される。一方、従業員が、雇用者の正当な指示に従わないもしくは協力しなかったとみなされれば、疾病手当の給付が凍結されるだけでなく、当該従業員への解雇規制が緩

(注3) PEMBA法。

(注4) 「Poortwachter」とはオランダ語で門番、守衛を意味し、病欠者がWAOスキームへと移行しないよう門番のように見張ることを意図したものである。

(注5) Occupational health and safety services。98年1月から雇用主は職業上の健康や安全に関してはアルボと呼ばれる専門機関のサポートを受けることが義務付けられている。アルボには医療、安全、保健士、労働、人間工学などの専門家が在籍している。病欠手当に関するプランや定期的な健康診断などはアルボが実施する。企業独自で設立しているケースもある。

和され、WAO受給資格をも失うことになる。

Poortwachter法では雇用主は従業員の病気が発生してから52週間の間に以下の手続きを行うことを定めている。

病気発生初日

- ・従業員は雇用主との協約に基づき病気が発生したことを雇用主に報告する
- ・雇用主はその旨アルポに通知する
- ・雇用主とアルポは日誌への記録を開始する  
6週間まで

・アルポは自らの分析に基づき雇用主へアドバイスを与える

8週間まで

- ・雇用主とアルポは当該従業員の職場・職務替えについての計画を実施する

13週間まで

- ・雇用主はUWV<sup>(注6)</sup>(Institute for Employee Insurances Scheme)へ当該疾病について通知する。

39週間まで

- ・従業員はUWVへ長期疾病保険を申請する  
～ までの手続きを経て、WAOの受給が認可されれば当該従業員は53週目以降からWAOスキームに移行する。

(6) 民間保険会社は高度サービスでフォロー

企業は病欠発生初日から52週間までの間、病欠手当を支払わなくてはならないが、多くは民間保険会社に保険をかけているのが実状である。病欠手当に関する保険市場はアッハメア社(Achmea)、インターポリス社(Interpolis)、ナショナルレ・ネーデルランデン社(Nationale Nederlanden)、ASR/Amev社の4社で8割を

占める。これらの民間保険会社はPoortwachter法導入に合わせ、高度できめの細かなサービスを提供する。

アッハメア社は、病欠に関する情報を一元的に管理するシステムを開発した。病欠日数、行われてきた対策、その効果、今後行うべき対策、WAOに移行した場合のコストを把握できるものである。一方、インターポリス社は、病欠者の状況をいち早く把握すべく発生後1週間以内に、病気が6週間まで長引く可能性があるかを判断し、企業の再配置プランを円滑に進めるためのサービスを提供するとしている。

(7) WAO改革は依然不透明

社会経済評議会(SER)<sup>(注7)</sup>が中心となりWAOスキームを根本的に見直し、2002年1月に新スキームを提案した。これは現在7段階の就業不能率を2段階に減らし、完全就業不能の労働者(就業不能率が80%以上)に対しては給付率を現行の70%から75%に上げる一方で、現行の6段階(15~80%)の労働者に対しては、WAOの対象外とし、雇用主には原則、配置転換などにより職場復帰させることを優先的に行わせるなど企業の負担が重くなる案である。しかし、この提案は2002年5月の総選挙後の政権交代や10月の内閣総辞職<sup>(注8)</sup>などで、このままの内容で実施されるかどうかは不透明である。Poortwachter法により雇用主、労働者ともに職場への復帰を強く促す責任を明確化したことや、民間保険会社が提案している高度なサービスとが相まってWAO受給者の増加に歯止めをかけること

(注6) Uitvoering Werknemersverzekeringen。長期疾病保険、失業保険などの社会保険などの被雇用者に関する社会保険制度を管理・運営する機関。

(注7) 労使および政府が選出するメンバーで構成され、政労使のコンセンサスに至るまでの要となる諮問委員会

(注8) 2002年5月の選挙後、7月に3党連立の中道右派政権が誕生したが、政権の1角を成すピム・フォルトイン党(LPF)の内紛で同党出身の大臣2名が辞職したことを発端に10月に内閣が総辞職した。2003年1月に再度総選挙が行われる。

も期待されているが、実際には危ういという見方も多い。現状のままWAO受給者数が増加し続ければ、2003年にも100万人を突破するとの予測があり、抜本的な改革を早期に行わないことには、経済の低迷が続くオランダの競争力に深刻な打撃を及ぼすことが懸念される。

## 5. 外資系企業の反応

2002年に在蘭日本商工会議所が在蘭の日系企業および米国系企業に行ったアンケート調査によると、経営上の問題点として両国企業ともに「手厚く保護された労働者の権利」と回答した企業が最も多く（日本：25%、米国：16%）、さらに米国系企業では「柔軟な雇用政策」を問題点とする企業が多かった（16%）。

在蘭米国商工会議所（AmCham）のオランダ政府への提言書によれば、WAO制度は今までさまざまな改正が行われてはいるものの、どれも大きな効果をあげておらず、厳格で抜本的な対策が必要であると述べている。WAO受給者の約3分の1が十分に働く能力があるとした上で、こうした手厚い社会保障制度が貧困の罠<sup>（注9）</sup>（poverty trap）を招き、労働市場への参入・復帰の障壁となっていると指摘している。

## 6. 雇用のための国家行動計画（2002年）

社会雇用省は2002年5月、国家行動計画で将来のオランダの雇用政策について下記の4つの柱からなる9つのテーマに政策イニシアチブを明示している。

### ・柱1

労働市場の活性化へ向けた行動政策：

### 活性化と再配置

労働力供給の増加：社会政策の活性化  
労働市場の機能改善：SUWI（the Work and Income Implementation Structure）の導入

労働市場のボトルネック対策

### ・柱2

雇用と訓練を促進するための税制改革  
経済構造を強化

### ・柱3および4

労働力の技術レベル向上（柱3）

労働パターンの変化への対応：仕事とケアの結合（柱3、4）

機会均等政策（柱4）

## 7. 労働市場のボトルネック解消が課題

オランダでは、パートタイム雇用の均等待遇や有期契約雇用の法的地位の安定などが寄与して、労働市場の柔軟性が高まり大きな雇用創出効果をあげてきた。しかし、その一方でこれらの労働者を雇用する企業にとっては厳格な解雇規制が適用されることや、労働者側に有利ともいえる制度が経営の足かせとなる可能性も否めない。さらにWAOなどの労働者に対する手厚い社会保障制度の恩恵を受け、働くことができる人が働かない負のインセンティブを生み出しているのも事実である。

WAO受給者の職場復帰をどのようにして進めていくか、WAO受給者数をいかにして減らすかという喫緊の課題に加え、高齢労働者の活用の促進、長期失業者への職業訓練の充実などにより労働市場のボトルネックを解消する政策が求められている。

（寺地 理）

（注8）社会保障制度が手厚いため、社会保障手当が実際に働くことで得られる収入を上回ることによって職場復帰のインセンティブを喪失させること。社会雇用者は独身の労働者の場合は、法定最低賃金の109%がブレイクイーブンになるとしている。

## ドイツの雇用政策：求められる労働市場の柔軟性

ミュンヘン事務所

連邦雇用庁の発表によると、2002年11月末時点のドイツの失業者数は403万人で、3カ月ぶりに再び400万人の大台を上回った。失業率は9.7%であった。2002年冬期に入り、失業者は季節的に増加し、2003年初めには450万人に達するとする予想もある。ドイツの労働市場は依然として厳しい。

### 1. ワークシェアリングの効果は少ない

ドイツ政府は失業対策として、2001年から正社員がパートタイムで働く権利を拡大するなどワークシェアリングを促進する措置を取ってきた。実際、2001年にパートタイムで働いていた被雇用者は全体の21%の680万人、パートタイマーの比率は過去10年間で7%も上昇した。

しかしこれによってワークシェアリングの効果が現れたとは断言できない。労働市場職業研究所（Institut für Arbeitsmarkt- und Berufsforschung、連邦雇用庁の付属研究所）の調査によると、パートタイムを導入した企業の約3分の1は、正社員のパートタイム化で処理しきれなくなった業務を他の正社員に移管している。また、企業の22%は処理しきれなくなった業務を廃止したか、合理化で対応したという。社員のパートタイム化で、新規に社員を追加採用した企業は15%しかなく、19%の企業はパートタイム化で、むしろ正社員の解雇を回避することができたとした。なお、パートタイムで働く被雇用者の割合には男女間で大きな差がある。女性の被雇用者のパートタイム率は40%と半数近いが、男性の場合はわずか5%である。

### 2. 労働市場にミスマッチの傾向

ドイツ経営者連盟（BDA）と会計・コンサルティング会社KPMGの委託で、民間研究所ディマップ市場政治研究所（Das Institut für Markt- und Politikforschung GmbH）が2001年10月と11月に従業員200人超の企業1,000社を対象に行ったアンケート調査の結果からは、適切な人材が不足している状況がうかがわれる。同調査によると、68%の企業が専門職を求人しても適切な人材を見つけることができなかったとした。この傾向はサービス業に顕著に表れており、サービス関連企業の75%は適切な人材の不足を指摘した。

特に、中小企業は適切な専門職を見つけることができないという問題に直面している。ドイツ商工会議所連合会（DIHT）が2002年秋に中小企業に対して行ったアンケート調査によると、求人はそれなりに多いが、適切な資格を有する人材自体が不足している。職業訓練者の受け入れには中小企業のほうが積極的だが、中小企業で職業訓練された人材がそのまま中小企業に残らず、就職先として大企業を選んでいる現実も明らかになった。

IT技術者の不足も一時期は深刻であった。そのためIT分野で適切な人材を確保することを目的に、2000年8月に2万人を限度としてEU域外からのIT専門技術者の採用を容易とするためのドイツ式のグリーンカード制を導入した。同制度は2003年7月までに制限されている。経済界は当初、IT分野で10万人の専門技術者が不足しているとしていた。経済界からはその他の分野でもグリーンカード制を導入してほしいとの要望がある。

.....

(1) 低賃金労働での雇用拡大が課題

長期失業者の多くは資格・技術を持たない者、低学歴者および高齢者がある。つまり、職業資格をもつ専門家には問題はないが、単純な低賃金労働では雇用が進んでいないということだ。ドイツではサービス業で低賃金労働を拡大させる可能性がまだ十分にある。例えば、流通業や事務職、健康サービス、家事サービスなどの分野だ。しかし、これらの分野の賃金レベルは失業手当より低い場合が多いのも事実だ。低賃金労働に従事するよりは失業手当を受け取ることを選び、整った社会保障制度のために長期失業者が就業意欲を失っていることが重大な問題となっている。

さらに、低賃金労働の拡大を阻害してきたのは「325ユーロ規定」である。社会民主党（SPD）と緑の党の連立政権は98年秋に政権を握るとすぐに、月額325ユーロ（ユーロ導入以前は630マルク）までの低賃金に対して社会保険料の負担義務を使用者だけに課して被雇用者を優遇する措置を開始した。それまでは低賃金においては使用者の社会保険料負担義務が免除され、一律に賃金の20%が源泉徴収されていた。「325ユーロ規定」の導入は社会保険制度における平等性を確立するとともに、社会の高齢化に伴う社会保険制度の財源不足に対処する措置でもあった。しかし、同規定によって低賃金労働者の採用は使用者にとって魅力が減ってしまった。

そのため、経済界と野党のキリスト教民主/社会同盟（CDU/CSU）、自由民主党（FDP）は同規定の撤廃を強く求めてきた。しかし、同規定は元来労働組合からの強い要請で実現されたもので、労働組合を支持基盤とするSPDは断固として同規定を維持してきた。

(2) 低賃金労働者に対して社会保険料補助を給付

しかし、低賃金労働を拡大させない限り、

失業者を削減することができない。そのため、政府は2002年3月から新しい措置を開始した。これはそれまで同措置を試験的に実施していた地域の中心都市の名前を取ってマインツモデルと呼ばれる。マインツモデルでは、325～897ユーロの低賃金労働者（単身者の場合、夫婦の場合は2人の収入の合計が1,707ユーロまで）を対象に被雇用者が支払う社会保険料の一部が補助される。子供がある場合、子女手当でも追加給付される。また、生活手当受給者の就業を促進するため、本来であれば収入に応じて生活手当の支給額が調整されるところを、同モデルで就業した場合は生活手当額を調整しないことにした。しかし、同モデルをもってしても低賃金労働での雇用を拡大させることはできなかった。

#### 4. 柔軟性のない雇用制度

ドイツでは労使交渉は業種単位で行われ、業種ごとに確定したベースアップ率が各企業の経営状態に関係なく適用される。そのため、経営者側はベースアップが企業経営に与える影響を最小限にとどめるため、ここ数年労使交渉において複数年有効なベースアップ率を目指すなどの努力をしている。景気減速の兆候が顕著となった2002年の労使交渉では、業種内で賃金のベースアップ率を統一する基本給分と各企業の経営状態に応じてベースアップ率を取り決めることのできる個別交渉分に分けることも検討された。しかし、統一労働協約の伝統を維持してきた労働組合には業種ごとに統一した労働協約の内容に柔軟性を持たせることにまだ反発がある。

2001年7月からは被雇用者側の経営参加権が拡大された。これは、連立政権が大幅な税制改革と一部自己負担制を導入した年金制度の改革で労働組合の妥協を取り付けたことから、その見返りに労働組合寄りの措置を講じたものだ。

ドイツ産業連盟（BDI）やドイツ経営者連

盟（BDA）などの経済団体は、ドイツで雇用が進まない要因の一つに、厳しい解雇保護規則を挙げ、この規則を緩和すれば雇用が増大するという。しかし、先のディマップ研究所の調査では、アンケートに回答した企業の48%は解雇保護規則の緩和を支持しないとした。また、80%の企業は雇用を創出するにはむしろ社会保険料の負担など賃金付帯コストを軽減する方が効果があるとしている。

## 5．賃金付帯コストの引き上げは避けられず

ドイツでは賃金に応じて、法定年金保険料（19.1%）、法定健康保険料（平均14%）、失業保険料（6.5%）が徴収される（パーセンテージは賃金比。2002年9月時点）。各社会保険料は使用者と被雇用者で折半負担される。使用者はさらに業種の危険度に応じて労災保険料を負担する。これら賃金付帯コストが雇用促進の妨げになっている。特に、社会の高齢化でこれら社会保険制度が財源難に陥り、事態は一層困難となっている。

連立政権は社会保険制度の資金難を解消する手段として99年4月に環境税を導入した。環境税は電力、ガソリンなどに課税して温室効果ガスの排出量を削減するとともに、その税収を社会保険制度の財源とし、賃金付帯コストを引き下げて雇用を促進しようとしたものだ。

しかし、景気が減速してデフレ懸念がある中、環境税の負担は経済界や国民に重くのしかかっているのも事実だ。さらに、財政難で環境税による税収の一部を財政赤字の補てんに回さなければならなくなってきている。

連立与党のSPDと緑の党は、2002年10月16日に署名された連立協定で賃金付帯コストを安定させることで合意した。しかし、そのわずか2週間後には年金担当のシュミット保健・社会相（社民党）は年金保険料を賃金の19.5%に引き上げなければならないと発言。

この発言は連立相手の緑の党から大きな反発を買ったが、社会保障レベルを維持するために賃金付帯コストを維持することさえも非常に難しくなっている状況が伺える。

## 6．ハルツ委員会の雇用改革案

### (1) 失業者問題が選挙の最大争点に

シュレダー首相は98年秋の連邦議会（下院）総選挙に際して、次回選挙のある2002年秋までに失業者数を350万人以下にすると公約していた。しかし、世界的な景気の後退もあって2002年9月22日の選挙を前に、7月には失業者は再び400万人を突破し、シュレダー政権では最高の失業者数を記録した。これは野党にとって選挙戦で格好の攻撃目標となり、雇用問題は選挙戦の最大争点となった。

### (2) ハルツ案は選挙戦勝利の切り札

選挙を前にした世論調査で、SPDは最大野党のCDU/CSUに数カ月間支持率でリードを許していた。シュレダー首相にとってこの不利な状況を打開する切り札となったのが、2002年8月16日にハルツ委員会によって答申された連邦雇用庁改革のための雇用政策改革案（通称ハルツ案）である。

ハルツ委員会は、失業者数の削減と連邦雇用庁の失業者への職業あっせん事業の抜本的な改革を審議する諮問委員会である。2002年初めに連邦雇用庁の管轄下にある各地の労働局で失業者への職業あっせんに関する実績データの偽造が発覚したことをきっかけに、シュレダー首相によって設置された。委員会は、フォルクスワーゲン社に週4日制の導入など革新的な雇用策を導入したことで知られる同社のハルツ人事担当取締役がトップに就いたことから、一般的にハルツ委員会と呼ばれる。

ただ、ハルツ委員会の改革案については最終答申までに十分に議論されたとはいえない。政府側が同案の内容を事前に小出しに公開して反応を見たり、野党側が改革案を批判

.....

するなどして、与野党が選挙に向けて互いに戦略的な対応をしたからだ。

最終答申された改革案の骨子は、以下のとおり。

**ジョブセンターの設立：**

既存の181の公共職業安定所をジョブセンターとして就業希望者を仲介する総合サービス機関に再編成する。ジョブセンターでは、失業者や就業可能な生活手当受給者を含めて各就業希望者の資格に応じて適切な支援を行う。

**仲介業務のスピードアップ：**

解雇通知を受けた者はすぐにジョブセンターに届け出ることを義務付ける。それによって、実際に解雇されるまでの期間（通常3カ月間）に求職活動や職業訓練を実施できるようにする。この義務を怠ると、届け出が遅れた日数に応じて失業保険金の給付額をカットする。

**失業保険金給付システムの変更：**

就業不可能な者を除き、失業保険金と生活手当との区別を廃止する。当初、失業保険金の給付期間を短縮して給付額を大幅に削減することが予定されていたが、SPD内や労働組合で強い反対があったことから、給付期間はこれまでどおりとし、給付額の削減も大幅にはせず、長期失業保険金受給者に対する給付条件を厳しくするとどまった。

**求職者への要求の強化：**

低賃金労働の受け入れや就職のための遠方への移動など、求職者に対する要求を強化する。これまでとは異なり、あっせんされた職を拒否する理由を求職者に明示させる。あっせんされた職を拒否した場合、失業保険金の給付をカット或いは一時停止する。

**人材派遣機関の設立：**

新ジョブセンター内に人材派遣機関としてパーソナルサービスエージェンシー（PSA）を設置する（民間委託も可能）。ジョブセンターの仲介業務で就職できなかった失業者を

PSAに登録し、人材派遣要員として季節労働などに派遣する。派遣された者には最大6カ月間、失業保険金相当額を給付する。それ以降は、PSAの賃金協定で賃金を給付する。

**ミニジョブ（低賃金労働）の新設定：**

パートタイマーなど社会保険負担が免除される少額賃金の1ヵ月当たりの収入上限額を325ユーロから500ユーロに引き上げ、被雇用者の社会保険料負担を収入の10%とする（使用者負担はなし）。

**独立起業の促進：**

失業者の独立起業を促進するため、また年収2万5,000ユーロを上限とし10%の一律課税とする。失業者が自営業を始める場合に3年間補助を給付する。

**高齢者対策：**

55歳以上の失業者に再就職活動を断念する権利を認める。その場合も60歳まで失業保険金の約75%を給付する。

**企業ボーナスシステム：**

失業保険料の支払額が前年を上回った（新規採用があった）か、同額であった（解雇がなかった）企業に対して、保険料の一部を返還する。

**ジョブフローター制度の導入：**

ジョブフローター（予備員）制度で、主に失業者を採用した中小企業に対して1人当たり10万ユーロの融資を提供する（ただし、年間10万人まで）。同制度は当初予定されていなかったが、ハルツ案は西部ドイツ向けの措置でしかないとして求人が少ない東部ドイツから厳しい批判が出たため、同制度が追加された。

**(3) 3年間で失業者半減を目標**

ハルツ委員会はこの改革案で、2005年までに失業者数を半減させることも可能だとしている。それに対して、主要な経済研究所は概ね失業者削減効果はあまり期待できないとの見通しだ。改革の内容については、ベルリン

のドイツ経済研究所（DIW）のように革新的なものが高く評価したところもある。IfO研究所も改革案の方向付けを正しいとしながらも、改革案が財政的に莫大な負担となる危険が高いと警告した。

2002年秋の選挙戦でCDU / CSUの首相候補であったシュトイバー・バイエルン州首相は、失業者の就職あっせんよりも経済成長を妨げている点を改革する経済政策の優先を主張した。

労働者側では、ドイツ労働総同盟（DGB）が答申案の完全実施を支持しているが、今後取り決められるPSAの賃金協定次第では改革案に納得できない労働組合が出てくることも予想される。PSAから派遣される人材の賃金が正社員の賃金より安くなり、それによって正社員数が減少するような事態が発生することは労働組合として容認できないからだ。

経済界では、IBM独法人社長など企業トップの中に答申案を評価する声も聞こえる。しかし、ドイツ産業連盟（BDI）などは失業者の半減は不可能として答申案を厳しく批判しており、ハルツ案の効果については悲観的な見方をしている。

#### （４）ハルツ案実現に向けて一部修正も

2002年9月22日の連邦議会総選挙で政権を維持したSPDと緑の党はその連立協定で経済政策と労働政策と一元的に取り組むため、これまでの労働社会省管轄下にあった労働部門を経済技術省に移管して経済労働省とし、社会保険など社会部門を健康省に移管して保険社会省とした。経済労働相に就任したクレメント前ノルトライン・ウェストファーレン州首相はハルツ案を実現させるとしている。すでに選挙前の9月中旬には、デュイスブルクにパーソナルサービスエージェント（PSA）が開設された。ジョブフローター制度についても、2002年11月初めから融資を担当する政府金融機関のドイツ復興金融公庫に融資を申

請することができるようになった。

しかし、ハルツ案全体の実施については連立与党が少数派となっている連邦参議院（各州の代表で構成される上院）の同意を得なければならないので、改革案をいくつかに分けて国会で可決させやすいものから同案の実施に取りかかる姿勢だ。最初の法案は2002年11月7日から国会で審議が開始された。ただ、同法案については長期失業者に給付される失業手当の削減などまだ労働組合と合意していない点もある（2002年11月現在）。パーソナルサービスエージェント（PSA）から派遣される人材の賃金について同法案では、派遣先企業の正社員の賃金と同等にしなければならないと規定している。これはハルツ原案から後退して、労働組合の要求を受け入れた形となっている。

ただ現状では、人材派遣会社から派遣される人材の賃金レベルは正社員に比べて最大で30%低くなっていることから、同法案によって人材派遣の加速に歯止めがかかる可能性が高い。そのため、クレメント大臣は派遣人材を同一使用者に何度も派遣してはならないなどの人材派遣法の厳しい制限内容を撤廃する意向だ。

連邦参議院の同意が必要なものについては、今後与野党が合意できるようにハルツ原案を修正して妥協点を探っていくことになるものと予測される。

#### （５）ハルツ案頼りと経済政策の欠如

ハルツ案はその任務からすると、失業者数を削減するために連邦雇用庁の改革案を提示したものにすぎない。雇用の拡大は雇用政策の改革だけで実現されるものではなく、景気が回復して経済が成長しなければ失業問題は根本的に解決しない。ハルツ案は雇用政策の改革案だが、景気回復策ではないことに注意しなければならない。現在のドイツ政府は景気を回復させるためにこれといった景気・経



.....

濟政策を打ち出していないのも事実だ。

ドイツは財政難に苦しんでおり、また、輸出依存度の高いドイツ経済は世界の景気に影響されやすい。ドイツはさらに、財政赤字のGDP比の上限を3%と定めたEUの安定成長協定を順守しなければならないが2002年に3%を超える見通しで、EUによる赤字是正手続きの発動という事態に直面している。ドイツは国家財政を緊縮して財政赤字を削減し

なければならない。これは、現在のドイツに抜本的な改革を行うための財源がなく、失業問題を解決するにもその手段が限定されていることを意味する。

こうした状況下で、ハルツ案は実際にどのような効果をもたらすのか。今後はその実施状況ばかりでなく、その効果に注目する必要がある。

## デンマークの雇用政策：注目される就業促進プログラム

コペンハーゲン事務所

2001年3月にストックホルムで開催されたEU首脳会議前の欧州委員会の発表によれば、デンマークは、失業率は構造的失業率に近いレベル（2000年平均4.7%）であること、

女性と高齢者の就業率はスウェーデンと並んで非常に高いこと、高齢者の早期退職を防ぐために早期退職・年金制度などの改革を既に行っていることなどの事実から、スウェーデンとならび高齢化社会への対応が最も進んでいると評価されている。70～80年代のデンマークは「ヨーロッパの病人」とまで評されたが、政府・使用者・労働者の三者が労働市場改革の必要性に対する認識を一にし、協調して労働市場改革を進めた結果、財政支出削減とインフレに配慮し経済的バランスを損なうこともなく、今日の状況を達成した。これが欧州委員会の評価につながったと考えられる。

デンマークの労働制度は、最低賃金、労働時間などを法律ではなく労働協約または個別の労働契約で定めることができる、失業補償制度が整備されていることから、労働契約の終了が容易で労働市場の高い流動性が確保されている、育児休暇など女性の社会進出を支える制度が整備されている、などの特色をもつ。

本格的な少子・高齢化社会へ突入しつつあるわが国にとって、このような特色をもつデンマークの労働制度は参考になると思われる。デンマーク労働制度の概要および最近の動向について報告する。

### ・デンマーク労働制度の概要

#### 1．柔軟な労働制度

デンマークの労働力人口は287万人で、う

ち男性が154万人、女性は133万人（99年現在）、他の北欧諸国と同様、デンマークは女性の社会参加が活発なことで知られ、労働力人口に占める女性の割合は46%と高い。

「家族に優しい職場」や「幅広い労働市場（rummelig arbejdsmarked）」などをスローガンに整備されてきたデンマークの労働制度の特徴は、三者協力（使用者団体、労働組合、政府）、強力な使用者団体と労働組合、労働時間などを法律でなく労使協約で決定することである。

#### （1）三者協力

デンマークの労働市場における課題は使用者団体、労働組合、政府の三者協力により解決することが原則で、労使が独自に問題を解決できる限り、政府は労働条件などに関して法律による規制をしないのが通例である。「問題の核心が何か」を熟知しているのは当事者の使用者と労働者であり、両者は独自に締結した取り決めに尊重しながら、個々の業界の取り決めや企業独自の規定を迅速かつ適切に調整するというのが伝統的なデンマーク方式である。

1800年代後半に、強力な労働組合・使用者組合が結成され、労使組織は世界で最も摩擦の少ない労働市場を有する福祉国家を構築した。労使協約は、基本的には法律によって規制される一部の分野（労働環境、職業紹介、労働市場教育、失業保険）も含め、労働行政の中に統合された重要な要素となっている。労働制度に関わる法案は、国会での審議・採決に先立ち、労使両者のヒアリングにかけられ、中央あるいは地域レベルの労使の話し合いで、多くの分野における多数の事項が実質的に決定されるといっても過言ではない。さ

らに、非公式ではあるが、中央官庁の行政官と労使代表は、定期的に連絡を取り合っている。

## (2) 労組と経営者団体

労組の組織率が高いこともデンマークの特徴で、賃金労働者（以下、労働者）については75%だ。労働組合は職能別全国労組として組織されており、これらの単産およびその上部組織のメンバーとなっている。経営者団体も労組と同様、全国的な団体として組織されている。

中央の組織としては、LO（Landsorganisationen i Danmark、主としてブルーカラー）、FTF（Funktionærernes og Tjenestemændenes Fællesråd、主としてホワイトカラーおよび公務員）、AC（Akademikernes Centralorganisation、主として大卒者）などがある一方、経営者側の最大の中央組織はDA（Dansk Arbejdsgiverforening、デンマーク経営者協会）である。

近年、労働組合および使用者団体は、より強力な組織づくりを目指し、統合・合併を推進し、大型化する傾向にある。これはどの業界についても該当するが、特に工業界で顕著である。92年には、一連の経営者団体および工業界の団体がデンマーク産業連盟（DI、Dansk Industri）として統合、DIはデンマーク経営者協会の傘下で最大の団体となった。一方、これに対抗して労働者側は個々の単産労組をメンバーとした「連合体」を結成。民間分野における最大の連合体にはCOインダストリー（Centralorganisationen at industriansatte i Danmark）がある。デンマークにおける公共セクターは、他の北欧諸国と同様、極めて大規模な部門となっており、労働人口の36%を雇用（98年現在）している。

## (3) 労使協約

労使協約は、デンマークの労働市場の80%をカバーする重要な取り決めであり、労働者の労働条件について規定したものである。基本的なルールとして、使用者は企業内の労働者のうち、非組合員に対しても労使協約の規定を守ることが義務付けられている。

このようにデンマークの労使制度は、労使の合意事項を取り決めとして締結することが特徴である。労働組合および使用者団体はそれぞれ会員の利益を代弁することを重要な任務とするが、個々の労働者は個人的な事案を労働裁判所に持ちこむこともできる。

使用者団体は、労使協約が締結されている職場に非組合員が雇用されたことで、組合員の労働条件が低下することを望んでいない。非組合員にも組合員と同一の労働条件を与えることが使用者に義務付けられているのは前述のとおりだが、使用者団体に加入していない経営者の大多数は「任意の労使協約」を結び、同分野における労使協約に準拠することが義務として課されており、労使協約は極めて多くの労働者に関わっている。このように、デンマークでは基本的には政府の介入なしに労使間の協議により賃金や労働条件などを決定するのが通例で、他の多くのEU諸国に見られるような「国家レベルで制定された法律に準じ、各業界で協定を締結する制度」とは基本的に異なっている。

つまり、労使間の協定は、労働法に関わる事項についても最も重要な「法的ソース」とされている。ただし、労働法では、労使間の意見の違いを仲介する調停機関や労使協約に違反があったかを審理する労働裁判所の設立を掲げている。そこで、労使協約の解釈に関する案件については、通常、当事者（労使）が同意・選択した人物による仲裁裁判で審理される。なお、労働裁判所における審理には職業裁判官および労使の代表者が関与するとされている。

## (4) 労使間交渉

業界レベルおよび各企業レベルで行われる労使間交渉は、95年まで奇数の年次に隔年で行われていたが、同年以降は3年ごとあるいは4年ごととなり多様化の傾向を見せている。また、民間部門の労使協約締結の期限は、通常3月1日までとされるが、公共部門においては4月1日までとなっている。

民間部門におけるベースアップ、時短、休暇などの一般的な事項に関する労使間交渉は、まず中央の上部組織であるDA（使用者側）およびLO（労働者側）により行われ、その後より特殊な要求について個々の業界の使用者団体と単産労組が協議するのがこれまでの通例だった。しかし、近年では大規模な使用者団体と労働組合連合がこれらの交渉を担当するようになった。例えば、DIとCOインダストリーの労使間交渉は、デンマークの労働市場全体に大きな影響を与えるようになるとみられている。同時に、労使協約は「枠組みに関する取り決め」の傾向が一段と強くなり、詳細については個々の企業（職場）における労使交渉で決定される傾向にある。

近年、従来の公務員制度が見直しされ、公務員数は激減している。特別公務員年金制度やスト権の制限などを掲げた公務員法に基づき雇用されている職員グループは依然として存在するが、公共部門の職員の大多数は、中央の労使協約の規定に準じて雇用されるようになり、これらの者の労働条件などは労使協約により規定されている。国家公務員については、財務相がCFU（Centralorganisationernes Fællesudvalg、中央公務員労働組合連合）と交渉し、決定する。また、地方自治体の労使交渉は、全国自治体連合代表と地方自治体の職員組合連合（Kommunale Tjenestemænd og Overenskomstansatte、KTO）で行う。

## 2. 女性の社会進出を支援する制度

90年以降、デンマークの労働時間は、週37時間（年約1,600時間）とされている。79年施行の休暇法により、年5週間の有給休暇が保障され、2000年の法改正により、2001年から従来の休暇に3日が加えられ、合わせて5週+3日となった。なお、休暇年度は5月2日から翌年の5月1日とされる。

就業率（16～66歳）をみると、男性の就業率は過去30年間低下傾向を示しているのに対し、女性の就業率は年々上昇の傾向をみせ、労働力人口比（16～66歳）で73.3%（98年現在）となっており、特に若い女性の就業率は、この30年間に倍化した。さらに、60年代には比較的少なかったフルタイムで働く女性は、近年では子どもの有無にかかわらず、若年層を中心に増加している。女性の就労状況には既婚・未婚による違いはほとんど見られず、「家庭の主婦」という概念は、過去のものになりつつある。

女性の職場進出に伴い、「家族にやさしい職場づくり」・「幅広い労働市場」などをスローガンに、保育施設のさらなる整備、労働時間の短縮、フレックスタイム・在宅勤務制度などの導入、さらに男性に対する産休保障、育児休業・教育休業・サバト休業制度の導入など、社会環境の整備が積極的に推進されている。

## 3. 過度の失業補償から、労働意欲を向上させる制度へ

デンマークの労働政策は、70年代半ば以降、失業率の低下と雇用の拡大を主眼に推進されてきた。中でも、「積極的な労働市場政策」をスローガンに、職業訓練、再教育プログラム、起業家に対する援助、休業制度（ジョブ・ローテーション）を骨子として制定された改正労働市場法（94年）の目的は、従来の失業保険制度および職業紹介制度に加

えて、自治体による失業対策事業を活性化することであった。

同改正法は、失業者1人ひとりの必要に応じた雇用促進計画の作成・実行を掲げ、失業期間が3ヵ月を超える60歳未満の者については、職業紹介所と相談の上、雇用目標と目的達成のための手段（通常、職業訓練、研修など）を明記した「個別行動計画」を作成することを定めている。この「行動計画」の作成を怠った場合は、失業保険（日割り失業手当）の支給は停止される。このような施策の背景には、失業保険や生活保護の「機械的な給付」は受給者の労働意欲の喪失につながるケースが多いという、従来の施策のあり方に対する反省があった。

#### < 改正労働市場法の諸施策 >

##### 職業訓練

過去15ヵ月の失業期間が12ヵ月を超える60歳未満の者に対し、職業訓練費として1時間当たり43デンマーク・クローネ（以下クローネ）の公的な賃金援助を支給して雇用を確保につなげる制度。

##### 再教育プログラム

転職または新規就労に際して、最高2年間まで「再教育または研修プログラム」を実施する制度。このプログラムに参加する25歳以上の者に対し日割り失業手当の満額、また25歳未満の者に対し日割り失業手当の50%相当額が当該期間中、支給される。

##### 起業家に対する援助（98年に同制度は廃止）

失業期間が5ヵ月を超える者が新たに事業を起こす場合に補助金を支給する制度。事業開始後の2年間、3万クローネを限度に、経営相談や研修に要した費用の70%の額を補填。また2年半にわたって、日割り失業手当の50%相当額を補助金として交付する。

##### 休業制度

休業制度には、教育休業、育児休業、サバト休業（休養休業）がある。これら休業制度は、ジョブローテーション（休業中の労働者に代わって失業者を臨時雇用すること）の考え方にに基づき制定されたが、使用者に対して休業者に代わって失業者の雇用を義務付けているのは、サバト休業の場合に限られ、一方、教育休業および育児休業で使用者が代替労働者を雇用することを決定した場合、使用者の通知に基づき、職業紹介所は適切な失業者を紹介する。

##### a. 教育休業

失業保険基金に加入している25歳以上の労働者（自営業も含む）を対象とした制度。休業開始の時点から起算して、過去5年以内に3年以上（ただし、パートタイム就労の場合は2年以上）の就労実績があることが受給要件とされる。休業期間は、1週間から最長52週間までだが、失業期間が26週間未満の者については、4週間が限度。休業期間中は、日割り失業手当の満額（新卒者については82%）が支給される。同制度適用には、使用者との合意が必要である。（ただし、2000年末にこの制度は廃止され、2001年からは成人教育に対する援助制度が導入された。）

##### b. 育児休業

日割り疾病手当の受給資格を有する勤労者（自営業者も含む）、日割り失業手当の受給資格を有する者、ならびに生活保護受給者が同制度適用の対象である。9歳未満の子どもを養育する保護者は、子ども1人につきそれぞれ最高52週間までの育児休業が認められる。しかし、権利として保障されるのは、1歳未満児の保護者の場合は26週間まで、1～8歳の子どもを保護者については13週間までとされる。これらの期間を超える場合には、使用者との合意が必要である。

育児休業期間中は、育児休業手当として、日割り手当の60%が支給される。生活保護受

給者の場合は、従前の現金扶助から一定額を減額する。なお、同制度は2000年に改訂された。

#### c. サバト休業（98年に同制度は廃止）

失業保険基金に加入している25歳以上の労働者を対象とする休業制度。受給要件は、休業開始時点から起算して、過去5年間に3年以上（パートタイム就労者は2年間以上）の就労実績があること。休業期間は、13～52週間までとされ、日割り失業手当満額の60%の額が支給される。同制度の適用には使用者との合意が必要であり、使用者には休業者に代わる失業者を臨時雇用することが義務付けられている。

## 4. 高齢者雇用を促進

デンマークの失業率の動向をみると、70年代前半までは1%程度だったが、第一次石油ショック後の75年に5.1%へ急上昇した後、上昇傾向となり、93年には12.4%となった。その後は好景気が続いたことから失業率は低下し、2000年には5.3%（EU基準では4.7%）となった。

70年代後半からの失業率の急上昇により、高齢労働者を若い労働者と交代させること、疲弊した労働者に早期退職の可能性を与えることが求められた。このため、70年代後半以降の政府の雇用政策は、他の多くのOECD加盟諸国と同様に早期退職を奨励するものとなり、部分年金制度、早期退職手当制度などが導入された。一方で、50歳超の者に対する雇用政策は重視されず、高齢者を労働資源として活用するという考えはなかった。

その後、高齢化社会への対応と景気の好転に伴う雇用の増大の必要性が認識されるようになり、積極的な高齢者向けの労働市場政策と、高齢者が労働市場にとどまることを奨励する経済的インセンティブの強化が考えられるようになった。その結果、90年代半ば以降、労働省、国家労働委員会、高齢者雇用啓発委

員会などが次のようにさまざまな高齢者雇用政策を講じることとなった。

高齢の長期失業者に対する過渡期特別手当（年金）制度は廃止し、一方、早期退職手当制度は、できるだけ退職を遅らせるための制度に改められ、退職を62歳超まで遅らせた者は税額控除などの特典を受けられることとした。

労働省は、97年に高齢者雇用啓発委員会を発足させ、98年には高齢者雇用基金を創設した。これら機関により、各企業レベルでのノウハウが加わることで効果があると考えられる一連のパイロットプロジェクトや啓発措置が実施された。また、2000年には、高齢者の自己啓発活動促進のための新たな基金も設置した。

各地の職業紹介所は、98年～99年に、高齢労働者に対する再教育の可能性についての助言、ニュースレター、テレビなどを通じた高齢者雇用についての広報、高齢者雇用促進のための労働市場の変遷についての分析などを実施した。また現在、50歳超の者に焦点を当て、企業、市当局などと高齢者雇用のための地域ネットワークを確立している。

政府は市当局の協会と、高齢長期失業者に対して多数の職を確保することで合意した。また、労働組合と経営者団体も高齢者雇用政策について合意書を締結した。

## 5. 雇用促進・失業補償の財源

労働市場基金（Arbejdsmarkedsfonde）再雇用や労働能力向上を目的とした教育、各種雇用促進事業、失業補償制度などの財源は、基本的に税金である。

93年に施行された税制および労働市場改革に関する法律に基づき、政府が実施する各種労働市場施策の財源確保を目的とした労働市場基金が設立された。同基金は、各種日割り手当基金（疾病、出産、養子縁組など）や活

性化サービス基金を管理・統括している。

労働市場基金の財源は、基本的には勤労者・自営業者の所得に課せられる所得税（労働市場賦課金：Arbejdsmarkedsbidrag、97年以降は8%）および雇業者に課せられる税金（雇業者賦課金：Arbejdsgiverbidrag、98年以降は支給賃金などの0.6%）であるが、この財源は100%保証されたものではなく、国家予算の大きな枠の中で毎年配分される。

なお、失業保険基金が管理する失業保険日割り手当の財源は、国庫負担分が約85%、加入者が支払う掛け金による負担分が約15%となっている。

ATP（Arbejdsmarkedets Tillægspension、労働市場付加年金）

64年、勤労者を対象に導入された年金制度で、国民年金に上乘せられて同年金が支給される。満16～67歳までの勤労者の給与の一定額（労働時間により金額が異なる）のうち、3分の1を労働者が負担し、労働市場付加年金基金にプールして年金の財源に充てることを義務化した制度である。通常、満67歳から年金が支給される。39年7月1日以降に生まれた者は満65歳で受給できるが、満67歳に達するまで1年ごとに10%の減額がある。一方、満67歳の者が同年金の受給開始を延期した場合、延期期間中、一年ごとに10%給付額が増額される。給付額は、64年以降継続してこの制度に加入していた場合、年額2万クローネ（2001年現在）。なお、同年金は課税対象所得である。

SP（Den særlige Pensionsopsparing、特別年金積立）

99年、労働者・自営業者（16～64歳）に対して、所得の1%を特別年金として積み立てることが義務付けられた。この制度は、積立金を満65歳（ただし、39年7月1日以前に生まれた者は満67歳）から向こう10年間、月々

年金として給付するというもの。同年金は、ATPと同様課税所得とされ、積立総額が1万5,000クローネ未満の場合、一時金として一括支給されるが、国税として40%が課せられる。

## ・最近の動向

### 1. 就業促進プログラム

デンマーク国会は労働人口の増加を目的とする就業促進プログラムで、10月7日に合意に達した。現右派政権初めての、左派・右派の枠を超えた幅広い合意を得た政策となった。同プログラムによる失業者対策の効率化・歳出削減により、検討されている2004年からの個人所得税減税への財源も確保された。

#### (1) 失業対策を効率化

この就業促進プログラム「より多くの人を労働市場に（Flere i arbejde）」は、国会の179議席のうち150議席を上回る幅広い支持を受ける政策となった。2001年11月の総選挙以来、与党2党（自由党、保守党）と極右のデンマーク国民党から成る右派のみの支持による政策決定が続いていたが、今回の政策は左派中道の社会民主党、社会自由党、キリスト教人民党も支持した。同プログラムの要点は、以下のとおり。

失業者全般についての規定を設け、公共職業安定所と地方自治体の協力体制を確立する。現在の失業者対策は、失業保険に加入している失業者に対しては公共職業安定所が、失業保険に加入せず生活補助を受給している失業者に対しては、各地方自治体（市）が行っており、規定内容などに違いがある。

生活補助を受給する失業者に対して、受給開始後6ヵ月から、月当たり最高2,500クローネまで受給額減額を行う。

失業者の求職活動の援助に、民間企業の参入を可能にする。

職業訓練などを受けない失業保険・生活補助受給期間が6ヵ月を超えた場合のみに、当該失業者に合った職業・職場訓練を実施する。旧制度では、失業後一定期間を超えると、その後の失業期間の75%以上は職業・職場訓練などへ参加することを義務付けていた。

個人の能力に見合った職のあっせんを推進し、失業者が独自で求職を行う期間中も公共職業安定所または地方自治体で最低3ヵ月に1度面談を行う。

## (2) 政府の歳出削減

今回のプログラムで失業者対策が簡素化され、政府の大幅な歳出削減が見込まれる。特に職業・職場訓練を75%以上の期間行うという現行の規定では、訓練コースの開講、失業者受け入れ先を探すことなどに非常に多くの予算を使用すると同時に、75%の規定を満たすために失業者の能力に見合わないコースの受講などもみられた。

フレデリクセン雇用相は「今回の新プログラムで政府歳出が減少するため、税制改革に一步近づいた」とコメントした。一方、個人所得税減税を求める野党・社会自由党のサミュエルセン氏は「今回の歳出減は10億クローネに上ると見込まれ、これにより、所得税の最低課税率適用の上限である19万1,200クローネを最低8,000クローネ引き上げることが可能」と地元紙にコメントした。

## (3) プログラムの効果

雇用促進プログラムに国会内で幅広い合意が得られたことを、産業界・経済アナリストなどは歓迎している。その一方で、労働人口の増加への同プログラムの効力については、大方が厳しい見方をしている。

デンマーク産業連盟の経済アナリスト、ラ

ンゴー氏は「今回のプログラムは、労働人口増加への第一歩にすぎず、高等教育機関の学生をより早く卒業させ労働市場へ参加させたり、高齢労働者を早期退職させず労働市場にとどまらせるためのイニシアチブが、このプログラムとは別に必要である」と述べた。

また、デンマーク経営者組合のモーテンセン氏は「今回の労働市場プログラムで効率化が図られ、失業率はより一層低下するだろう。しかし、増加に関しては難しいと考える。分析によれば、現在労働市場で問題となっている病欠を減らすことができれば、必要な労働人口増加を大きな割合で補うことができる」と地元経済紙にコメントしている。

## 2. 早期退職制度

年金受給開始年齢である65歳以前の退職を可能にする早期退職手当制度は、政府が2010年までの目標とする労働人口を8万7,000人増加させることへの障害になっている。しかし、フレデリクセン雇用相は、早期退職手当制度の一段の引き締めは早くても2005年になることを明らかにした。

### (1) 早期退職手当

早期退職制度は、失業率の高かった79年に、早期退職を奨励し、空いたポストを若年失業者に与える目的で導入された。早期退職した場合、早期退職手当受給期間に応じて、失業保険最高支給額の100%または82%が支給されていた。

しかし、93年以降の好景気により労働力不足状態となったにもかかわらず、国民の早期退職への関心は増え続けたため、99年に前左派中道連立政権は選挙公約を破り、早期退職手当制度の引き締め策を実施した。この引き締めでは、(1)支給額を最高で失業保険最高支給額の91%へ減額、(2)60歳から早期退職が可能だが、62歳まで退職を遅らせた場合には税控除における特典を与え、失業保険の支



.....

給額を最高額とする、(3)それまでの年間200時間までの労働制限を廃止し、勤務時間に応じた手当の支給を行う、などの改正を行った。

この改正は、99年7月1日以降に60歳となる者を対象としており、2004年の下半期に初めて60～64歳の高齢者すべてが新制度の対象となる。

## (2) 経済界は手当の引き締めを重視

フレデリクセン雇用相の発言は、現地経済紙に掲載された「労働市場で人手が足りない状況で、なぜ早期退職を行う者に手当というかたちで経済的援助を与えるのか」という一読者からの質問に対し、同相が10月14日付の新聞で回答したものである。

雇用相は「政府はこの制度に多額の予算を計上している。前左派中道連立政権は99年に早期退職手当制度の引き締めを行い、労働者に労働市場に残ることをより魅力的にし

た。この効果は、既に一部で表れている。2004年に引き締めが完了するので、完了した時点での効果を見て、次の対策を考えたい」と答えた。

政府は、現在の福祉制度の維持と国家財政の安定のために、2010年までに労働人口を8万7,000人増加させることを目標としている。産業界・経済アナリストは、高齢労働者を早期退職させず労働市場に残らせるためのイニシアチブが不可欠であること、99年の早期退職手当引き締めの現時点までの効果は思わしくないこと、より一層の引き締めが必要であることを指摘した。

これに対し、雇用相は「多くの人々がこの制度に沿って将来設計をしているため、制度の変更はためられる。まず国民と制度変更についてじっくりと対話する必要があり、それは2005年の次期総選挙の後になるだろう」とコメントした。

( . 猪木 祥司)

# 欧州産業動向調査 (通信、エレクトロニクス、医薬品、自動車、小売・流通)

ジェットロでは、欧州における5業種（通信、エレクトロニクス、医薬品、自動車、小売・流通）の動向を年2回とりまとめている。今回は2002年度上半期の動向を中心に産業別に報告する。

- ・ **通信**：UMTSの開始時期とiモードが注目集める～（p.59）  
第3世代携帯電話のサービス開始が各国で相次ぎ延期されており、同サービスの本格的普及は2004年以降にずれ込むと見られている。2000年に実施された携帯電話免許取得のための入札において、落札価格が巨額に及び、応札した通信企業は、現在に至るまで大手を含めて経営に大きな影響が出ている。第3世代携帯電話のインフラ整備は各事業者の資金難を背景に機器の共有化が進んでいる。一方、NTTドコモは2002年にドイツ、オランダ、ベルギー、フランスでiモード・サービスの提供を開始した。日本で成功を収めた同サービスが欧州でも受け入れられるか注目される。
- ・ **エレクトロニクス**：携帯3Gサービス延期で機器産業に打撃～（p.70）  
携帯電話サービス市場が落ち込みを見せる中、端末や地上設備機器の売り上げにも大きな影響が出ている。期待されていた第3世代携帯電話サービスの開始延期も加わり、機器メーカー、さらには半導体産業などへ影響が波及している。
- ・ **医薬品**：落ち着きをみせる大型再編～（p.76）  
90年代後半の業界再編で形成された大手5社は、その合併効果もあり比較的好調な業績をあげている。ただし、今後は規模の拡大のみでなく、新薬開発の成否が問われることになる。
- ・ **自動車**：新EU規則で流通網見直しの動き～（p.81）  
2002年の業績が低調に推移している中、新スタイルの小型車で販売を伸ばしたBMWの業績が好調である。各社は超高級車モデルの市場投入で新市場の開拓を狙っている。また、欧州委員会はメーカーによる新車流通網の支配を排除し、域内自動車販売の自由化を促進するため新EU規則を採択した。現在、EU域内で新車価格に大きな差があるが、この措置により新車流通に競争原理が導入され、価格平準化が進展するものとみられる。
- ・ **小売・流通**：売り上げ伸ばすディスカウンター～（p.93）  
景気低迷に伴う消費者の節約志向の高まりからディスカウンターが売り上げを伸ばした。ドイツ、フランス系小売企業が海外進出を積極的に展開しているのに対し、英国系企業は国内市場向けの店舗を中心に展開しており相違がみられる。

（欧州課）

---

## 通信：UMTSの開始時期とiモードが注目集める

---

パリ・センター

欧州の電気通信事業（テレコム）業界では、第3世代携帯電話（UMTS<sup>（注1）</sup>規格、3G）サービス開始の遅れとiモードの導入が大きな話題となっている。本報告では、それら二つの話題および欧州大手通信事業会社の最近の業績、戦略などを企業ごとに報告する。

### 1. UMTSの本格的普及は2004年以降に

欧州の移動体通信の規格は、第2世代のGSM<sup>（注2）</sup>と2.5世代のGPRS<sup>（注3）</sup>が共存している。第3世代携帯（動画などの大容量データを容易に通信可能）はUMTSが採用され、その免許料が高額なことが話題になった。サービス開始時期に関しては、当初、2001年半ばとみられていたが、技術的な問題に加え、通信市場の低迷、巨額投資への足踏み、WAP（ワイヤレス・アプリケーション・プロトコール）失敗の影響を受け、数度に渡り延期されてきている。

先陣を切る予定だった香港八チソン・ワンポワ<sup>（注4）</sup>も、目標とする2002年内の開始が危うい状態で、携帯電話で世界最大手の英ボーダフォンも、2002年末の予定を2003年へと変更した。

また、ドイツテレコム（DT）とブリティッシュテレコム（BT）系のmm02は2002年末を2003年下半期に、フランステレコム系のオレンジは2002年末を2003年末または2004年初頭へと延期している。他方、スペインのテレフォニカは、国外の全UMTS事業を断念、

国内でも2002年中の予定を2003年以降とした。この結果、2002年内開始予定を堅持しているテレコム・イタリアが、欧州では最も早くスタートする見通しであり、本格的普及は2004年以降と予想されている。

### 2. 共有化進むインフラ整備

インフラ整備に関しては、中継設備などの敷設が進むと同時に、各事業者の資金難を背景に共有化が進んでいる。UMTS対応携帯電話機に関しては、機種は限定的で品質も改良の余地ありと指摘されている。

他方、UMTS免許料に関しては、フランスで値下げが行われたほか（49億5,000万ユーロ 6億1,900万ユーロ）、ドイツでは、免許取得企業で倒産の瀬戸際にあるモビルコムに政府が財政支援を決定したことで、他の免許取得企業から「我々にも同額を援助すべき」との要望が出ている（詳細は「モビルコム」の項を参照）。

### 3. テレコム・イタリアが2002年末にスタートを予定

「2002年内に英国とイタリアで本格的な事業開始」という強気の姿勢を保ってきた八チソン・ワンポアが、2002年11月に突如、目標を達成できない可能性があることを明らかにした。理由としてはUMTS対応携帯電話機の流通に遅れが生じる可能性があるほか、GSMネットワークとUMTSネットワークとのハンドオーバー（移動しながら通信する場

---

（注1）UMTS：第3世代移動通信システム（欧州 Universal Mobile Telecommunications System）

（注2）GSM：汎欧州デジタル移動電話（Global System for Mobile Communications）

（注3）GPRS：汎用パケット無線システム（General Packet Radio System）

（注4）英国の八チソン事業を担当する八チソン3G社（最近“3”に社名変更）へは、八チソンが65%、NTTドコモが20%、蘭KPNモバイルが15%出資している。

合に基地局をシームレスに切り替えること)問題が未解決であるためとされている。

UMTSの将来を占う上で重要視されているGPRS(2.5世代、現行GSMのパケット通信規格)の発展状況については、英アナリシス(テレコム専門調査会社)によると、2001年末時点の西欧のGPRSユーザー数は330万人で、2003年末には4,000万人(同地域の携帯ユーザーの13%)となる見通しだ。ただし、上記330万人はGPRS対応端末の購入者の数で、同端末を使ってインターネットに接続したことがある人は3分の1にも満たない。なお、西欧の携帯電話ユーザー数は3億人超といわれている。

#### 4. MMSが移動体通信会社の新たな収入源に

移動体通信事業者の間で新たな収入源として注目を集めているのが、写真やビデオを伝送できるMMS(マルチメディア・メッセージ・サービス)である。各事業者はMMSの提供を優先し、UMTSへの移行は段階的に進める方針だとも言われている。

通信事業者では、負債軽減やUMTSへの投資資金が必要で、新規加入者獲得よりも加入者一人当たりの収入拡大を戦略の中心に置く傾向にあり、MMSはこの戦略に沿っているとされるためである。

なお、MMSに期待がかかる理由として、欧州におけるSMS(ショート・メッセージ・サービス)の成功がある。IDATE(欧州視聴覚・通信研究所。本部仏南部モンペリエ市)によると、SMSは西欧で95億ユーロ(2001年)の市場規模まで発展し、移動体データ送信収入の85%を占めている。他方、ジュピターリサーチ社(調査会社。Jupiter Research)によると、SMSやMMSを含むプレミアム・メッセージ・サービスは、欧州では2005年には222億ユーロ規模の市場になり、うち18%をMMSが占める見通しだ。なお、2007年まで

はSMSがメッセージ・サービスの主流を占めると予測している。

#### 5. 注目されるiモードのサービス開始

欧州市場でのiモードサービスの先陣を切ったKPN(蘭)は、2003年にはドイツ、オランダ、ベルギーの三カ国で加入者100万人を目標としている。

だが、厳しい目で注視するライバル企業もあり、SFR(仏セジェテル子会社)は、「iモードは2年前なら先進性を持っていたが、今では技術も端末も先行メリットがない」とコメント。携帯端末機の品不足とコンテンツ不足という二つの障害があるとの指摘もある。

他方、パケットによるiモードの課金システムの優秀さは評価が高く、ドイツインターネット経済連盟(ECO)が実施した調査によると、89%の専門家が魅力的なビジネスモデルだと考えている。2002年3月のCeBIT(独ハノーバーで行われるOA・通信機器見本市)でも特にインターフェースが優れていると評判は上々だった。

仏ブイグ・テレコムは「iモードを導入することで、新たなシステムを開発するよりも、確実なビジネスを選択した」としている。iモード導入は既にプラットフォーム・ソフトや端末がNTTドコモにより確立されており、バグのリスクも低い。また、ビジネスモデルはフランスのミニテル(テレテル)に近く、料金は一括徴収が可能である。ブイグとしてはiモードで新規加入者を獲得するというよりも、既存加入者のマルチメディア化を促すことが狙いとしている。

モバイル・インターネットの中でも、欧州で現在利用されているWAPとiモードは性質を異にしているが、iモードの利点は、簡単なメニューを使っていつでも気軽にインターネットにアクセスできることにある。また、メールの文字数も現在のショートメールが

160文字なのに対し、iモードは1,000文字が可能である。携帯電話の巨大市場である日本で成功している点も、新規導入企業には安心材料とされている。

他方、仏コンサルタント会社のベルナル・ブリュンヌ・コンシュルタン (Bernard Brunhes Consultants) は、「iモードはゲーム性に富んだサービスを好む一般ユーザーを対象として成功を収めたが、企業のニーズに適合したものではない」という見方をしている。

## 6. 携帯端末メーカーへの影響大

欧州の携帯端末メーカーは、欧州でiモードが大ブレイクした場合、日本の端末メーカーが台頭することを危惧していると言われていいる。ザ・フォンハウス (欧州規模の携帯電話販売会社) では、欧州の消費者は日本と逆にコンテンツより電話機で選ぶ傾向が強

く、2003年の新モデル端末の投入を受け、端末の「カッコよさ」をテコにiモードは中期的には成功するだろうと見ている。

iモード対応端末は日本メーカーが主流で、欧州メーカーは表向きは静観している。今後、欧州の大手移動体通信事業者がさらに1~2社、iモードを導入すれば、欧州メーカーの態度も変わっていくと見られている。

またIDATEも、「現在はオランダにおけるKPNを除き、iモードを導入した企業の市場シェアが低いため、影響は限定的だが、他大手通信事業者が参入することがあれば事態は急変し、UMTSの進展に影響を与えかねない」としている。2003年にはスペイン最大の携帯事業者であるテレフォニカ・モビレスの参入が予定されており、今後数カ月のうちに急ピッチで普及が進めば、業界に大きな動揺が生じることは必至とされている。

表1 西欧におけるUMTSの発展見通し

	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年
サービス提供	ネットワーク試験	→	小規模な商業化試験	大都市だけでサービス提供	多くの事業者が大都市でサービス提供	多くの事業者が小都市でもサービス提供	多くの事業者が過疎地域でもサービス提供
平均的通信能力				<60kbps	<120kbps	<200kbps	<200kbps
対応端末の市場投入	未投入	未投入	未投入	最初の端末<出荷シェアは1%	複数の端末<出荷シェアは3%	複数の端末<出荷シェアは16%	複数の端末<出荷シェアは42%
端末の対応モード				UMTSのシングルモード	GPRSなどとのマルチモード	WLANを含むマルチモード GPRS=UMTSのデュアルターミナル登場	WLANを含むマルチモード UMTS=WLANのシームレスネットワーク実現
ユーザー数	実質ゼロ	実質ゼロ	実質ゼロ	27万5,000人	500万人	3,000万人	8,800万人

出所：EITO 2002 (2002年3月出版)

表2 西欧におけるGPRSの発展見通し

	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年
サービス提供	ネットワーク試験	50%以下の欧州事業者がネットワークサービスを提供	全ての欧州事業者がネットワークサービスを提供				→
	小規模な商業化試験	満足できる地域カバー率					→
平均的通信能力		< 30kbps	< 40kbps	< 50kbps	< 60kbps	< 60kbps	< 60kbps
対応端末の市場投入	未投入	最初の端末<出荷シェアは1%	複数の端末<出荷シェア15%	複数の端末<出荷シェア43%	複数の端末<出荷シェア80% GPRS=WLANのデュアルモト・ターミナル登場	複数の端末<出荷シェア80%	複数の端末<出荷シェア55%
ユーザー数	実質ゼロ	75万人	300万人	1,800万人	6,100万人	9,600万人	1億2,400万人

出所：EITO 2002（2002年3月出版）

表3 欧州におけるiモード導入状況

国	事業者名・携帯電話市場での地位	事業開始日	iモード加入者数
ドイツ	蘭KPNの子会社「Eプルス」 国内第3位（加入者750万人、市場シェア14%）	2002年3月16日	7万7,000人
オランダ	蘭KPNの子会社「KPNモバイル」 国内トップ（加入者520万人、市場シェア44%）	2002年4月18日	2万3,000人
ベルギー	蘭KPNの子会社「ベース」 国内第3位（加入者115万人、市場シェア14%）	2002年10月15日	-
フランス	ブイグ・グループ子会社「ブイグ・テレコム」 国内第3位（加入者600万人、市場シェア16.4%）	2002年11月15日	-
スペイン	テレフォニカ子会社「テレフォニカ・モビルス」 国内トップ（加入者1,760万人、市場シェア56%）	2003年上半期予定	-

出所：テレフォニカについてはNTTドコモ、ブイグについてはART、ベースについては仏レゼコー紙、KPNモバイルとEプルスについてはIDATE

ドコモによると、日本のiモード契約者数は2002年11月3日現在で3,521万9,000人  
欧州でのiモードは現時点ではすべて、GPRSネットワークを使用

.....

続いて、UMTS免許料の高騰、数多くのM&Aの実施、世界的なIT産業の低迷などにより、全般的に経営は悪化傾向である一方で、リストラの断行、特定分野・国への資本集中など新たな戦略を推進している欧州主要通信事業会社の最近の業績、戦略などを企業ごとに報告する。

## 7. フランステレコム

主要子会社/部門：オレンジ（移動体通信）、ワナドゥー（インターネット）、イクアント（国際企業向けサービス）、英NTL（ケーブル事業）など。

### (1) 期待される新会長の手腕

2002年上半期に同社史上最大の（約122億ユーロ）純損失を計上したFTでは、ボン会長が9月12日の取締役会で引責辞意を表明。ボン前会長は、辞任説明で独モビルコム（通信事業）と英NTL（ケーブル事業）への投資が大きなき二つの失敗であったと表明している。

他方、同社に大きな発言力を持つ仏政府のこれまでの対応が経営悪化を招いたとの声も大きい。90年代半ばに、ジュベ政権は、国内市場開放による売上減を補完するため、国外進出を可能にすべく同社の部分民営化に踏み切った。

ジュベ政権に続いた社会党のジョスパン政権も、FTの国外進出を支持、ボン前会長は、英オレンジ（当時）の買収（約450億ユーロ）を初めとする積極的な企業買収（総額700億ユーロ）を実施。また、第3世代携帯電話は、FTにとって欧州レベルでの事業者となるための絶好の機会とし、同社は免許獲得のため数億ユーロを投入している。

10月に会長に任命されたティエリー・ブルトン氏はブル（仏コンピュータ・メーカー）やトムソン・マルチメディア（仏家電）など、政府が出資する企業の再建に手腕を発揮した人物。ブル時代は、政府からの資金援助の引

き出しや、他企業からの資金・技術獲得に成功した。ブルトン会長の経営方法は、市場の変化に対応するため長期計画は2年を越えず、財務と経営目標は半年ごとに見直すというものである。

### (2) 人員削減と国際事業整理は必至

ブルトン会長は、就任後早速再建案の策定に入っているが、短期的には、2003年上半期に150億ユーロの債務を返済せねばならず、これをクリアすることを優先課題とすると見られる。

次いで、財務上の信頼性を回復し、株価の上昇を引き起こし得る一連の措置を取ることが課題となる。株価の上昇は、将来の増資に向けて、必要不可欠の条件であり、大規模な資産売却、厳しいリストラが見込まれている。

## 8. プリティッシュテレコム

主要子会社/部門：BTリテール（国内の一般通信サービス）、BTホールセール（国内のネットワークサービス）、BTイグナイト（国際事業）、BTオープンワールド（インターネット事業）、独フィアック（固定・携帯事業）など

### (1) リストラ断行でスリム化を図る

フェルバーイェンCEOは、今後3年間の経営戦略を発表しているが、内容は2003年3月期のEBITDA（利払・税引・償却前利益）利益率を28～30%とし、一株当たり利益は2005年3月期まで毎年25%増を見込むものとなっている。また、3年間にわたり毎年6～8%の増収を達成でするとしたほか、セージェテル（仏通信）の26%株売却などで負債額を現在の150億ポンドから2005年には100億ポンド以下（163億ユーロ）にまで圧縮する見通しも打ち出した。

他方、企業向けサービスのイグナイトは、業務を高付加価値サービスに集約し、赤字に

復帰しない場合は事業清算も辞さないとしている。

また欧州大陸では個人向けと中小企業向けの投資は行わず、2003年3月期には従業員を30%削減し、投資額を半減する。BTグループはこれまで厳しい合理化を実施し、「大きな立ち直りに成功した最初の大手通信事業者」とされているが、今後も年間5,000~6,000人の削減を実施し、投資額も今後3年は30億ポンド以内に抑えるとしている。

## (2) 個人向け携帯電話市場に再進出

BTは2002年10月、消費者向け移動体通信事業に再び参入することを明らかにしている。提供する新サービス「Mobile Sense」は、BTから分離したmm02（移動体通信）のネットワークを利用する。顧客ターゲットはmm02とは競合しない「小額ユーザー」に絞られ、販売はインターネット上（BTのポータルサイト）でのみとし、2004~2005年度には4,400万ポンドの収入を予想している。

## 9. ドイツテレコム

主要子会社/部門：Tモバイル（移動体通信）、Tシステム（情報サービス）、Tオンライン（プロバイダー）、英One 2 One（移動体通信）、米ボイスストリーム（移動体通信）など。

### (1) 負債削減戦略を加速

2002年7月にゾンマー会長が辞任、後任としてジーラー元DT監査役会会長が6カ月の暫定会長に就任している。ジーラー会長は、負債とコストの削減を旗印に「グループの一体化」を図る方針。ゾンマー前会長の負債削減戦略を加速し、削減のために全ての選択肢を検討すると同時に、前会長の4部門戦略（固定電話、携帯電話、インターネット、情報サービス）については継続としている。

辞任したゾンマー会長は95年5月に会長に

就任。就任当時DTはすでに売上高（305億ユーロ）で欧州最大手であったが、国際進出はしていなかった。DTはその後、FTやプリント（米）との一時的な提携、テレコム・イタリアとの合併失敗を経て、独力で国際進出に向かった。

まず、英第4位の携帯電話事業者であるOne 2 Oneを70億ポンドで買収、次いで仏クラブ・アンテルネット（プロバイダー）を買収し、さらには米ボイスストリーム（移動体通信）の買収にも成功した。買収額は394億ユーロに達し、DT資本の38%に相当する増資を実施せざるを得なかった。

また、英独の第3世代携帯電話免許（UMTS規格）を取得するために150億ユーロを支出したことで、財務的に身動きが取れない状態に陥り、負債総額は670億ユーロに達している。このために設備投資の圧縮や減配などを実施し、負債の削減に努めている。

しかし、ボイスストリーム売却など抜本的な方策を取らないと、負債増加の悪循環から抜け出せないとのアナリストからの指摘もある。

### (2) 東南アジアからは撤退の見込み

また、DTは2002年5月、インドネシア第2位の携帯電話事業者サテリンドへの出資分を3億2,500万ドルで売却することでインドネシア政府と合意した。ただし、これは東南アジア市場からの完全撤退に向けた第一歩に過ぎないとされており、今後、米欧市場に事業を集約する方針で、東南アジアから投資を引き上げる見込みとなっている。

同社は90年代に東南アジアの数事業者に総額14億ドルの資本参加を行ったが、その後通信市場の不況で同地域進出にはブレーキがかかっている。

### (3) 全世界でリストラを断行

加えて、DTは2005年末までに5万5,000人



.....

の人員削減を実施する見通しである。従業員総数は全世界で26万人に上り、ドイツでは最低でも4万人が削減される模様だ。なお、この人員削減で20億ユーロの経費削減を見込んでいる。DTは640億ユーロの負債を、2003年末までに500億ユーロに圧縮することを最大の目標にしており、人員削減の実施は免れないとみられる。

## 10. テレフォニカ (スペイン)

主要子会社/部門: テレフォニカ・モビレス (移動体通信)、テラ・ネットワークス (プロバイダー) など。

### (1) アルゼンチンペソ切り下げにより大打撃

テレフォニカは2002年第1四半期、投資先であるアルゼンチンのペソ切り下げが業績に響き、純益は前年同期比72%減の1億2,110万ユーロに落ち込んだ。さらに2002年上半年期には、56億ユーロの損失を計上した。これはテレフォニカ創業以来初の赤字で、またスペイン企業として過去最大級の損失額という事態となった。

損失の計上には、資産の評価損とドイツの移動体通信子会社クバムのリストラ費用が大きく響いた。EBITDA (利払・税引・償却前利益) は前年同期比4.4%減の61億ユーロと、小幅の減少に留まった。

なお、南米事業については、移動体通信子会社のテレフォニカ・モビレスが2002年10月末、ポルトガル・テレコムとブラジルに合弁会社を設立している。新会社は折半出資で設立され、両社の全ブラジル子会社が統合される。新会社の加入者総数は1,300万件 (シェア60%) と、南米最大の移動体通信事業者となり、初年度から利益の計上が見込まれている。

### (2) 国外UMTS免許の売却を表明

移動体通信子会社テレフォニカ・モビレスは、スペイン、ドイツ、イタリア、オースト

リア、スイスの5カ国でUMTS事業免許を取得したが、2002年7月、国外4カ国でのUMTS事業を凍結し、49億ユーロの特別引当金を充てることを決定した。

テレフォニカは事業凍結の理由として、「UMTS技術は信頼に足るものであるが、事業者が濫立している上、事業開始の遅れで中小事業者にとっては黒字化が大幅に遅れる」と説明している。株式市場関係者は同発表を「これまで小声でしか話されなかったことを初めて表立って口にした」と大きく評価、株価は値上がりした。

さらにテレフォニカは、スペイン以外で所有するUMTS免許を売却する意向を表明。テレフォニカでは将来的に各国の規制が緩和され、UMTS免許の再販が可能になると見ている。

### (3) iモードを主要戦略に

NTTドコモとテレフォニカ・モビレス (テレフォニカの移動体通信子会社) は2002年7月、iモードの導入で合意している。契約は5年で、スペインでは2003年上半年期に、またテレフォニカの進出先である南米でも将来的にiモード・サービスを展開する計画とされている。

テレフォニカでは、ほぼ同時期に国外UMTS事業の凍結を決定しており、UMTSでなく日本で成功を収めたiモードを重要戦略と位置付けた格好となった。

他方、国内ではUMTS事業を推し進める計画である。スペイン政府は、欧州各地でUMTS免許料が一因となって通信事業者が財政難に直面、UMTSネットワーク構築が遅れ、撤退する事業者も出始めているとして、免許を取得した事業者の負担軽減策を検討中であることを明らかにしている。

同国のUMTS免許は4事業者 (ボーダフォン、テレフォニカ・モビレス、アメナ、Xfera) が2000年3月に取得している。4事

業者は総額260億ユーロを投資してUMTSネットワークを構築するとしているが、スペイン政府はUMTS事業者の投資規定は廃止しないまでも、ネットワーク構築のため集めた保証金を返還するなど、負担を軽減する方向で検討中とされている。

これが決定すれば、テレフォニカは国外では「撤退」により、国内では「政府のテコ入れ」により、UMTS事業の負担を大幅に減らすことが可能となる。

## 11. テレコムイタリア

主要子会社 / 部門：伊テレコム・イタリア・モービレ（移動体通信）

### (1) 国際戦略は南米を軸に

テレコムイタリアは2002年春、移動体通信部門における今後の国際進出戦略で、欧州よりも南米を優先する方針を打ち出している。欧州では、ギリシャとトルコでの資本参加は維持するが、仏ブイグ・テレコム、オーストリアテレコム、オーストリアモビルコムなどからは撤退する。中南米ではブラジルの子会社3社を統合して、同国最大の移動体通信会社を設立する。

また、フランスの固定電話子会社「9テレコム」の資本を売却、負債額を2002年末に183億ユーロ、2004年に150億ユーロまで圧縮することを目指している。

他方、プロペラ会長は7月、通信部門の不況が一段落した時点で、米国などで企業買収を実施する可能性を示唆、米国進出は株主全員の利益につながるものだとの見方を示している。同会長は、「欧州での通信事業者の集約化は今後も進み、競争力を維持したいなら最良のネットワークを持たなければならない」と述べており、債務削減が順調に進んでいることを武器に、国際的な要所を抑えてコ

マを進める構えとみられる。

## 12. KPN（オランダ）

主要子会社 / 部門：蘭KPNモバイル（移動体通信）、独Eプラス（移動体通信）など

### (1) 好調なiモードサービス

NTTドコモと資本提携するKPNは、2002年春、欧州でいち早くiモード・サービスを開始。まず、3月にドイツで携帯電話子会社「Eプラス」を介してiモード・サービスを開始した。次いで地元オランダでも4月に開始し、8月には当初見込みより四半期早く計10万人の大台を突破（ドイツで7万7,000人、オランダで2万3,000人）している。

さらに、10月半ばにはベルギー子会社「ベース」もiモード事業に踏み切った。なお、KPNは「2003年にドイツ、オランダ、ベルギーの3カ国で合計100万人の加入者達成」を目標としている。

KPNは当面GPRS（2.5世代）ネットワーク上でiモード・サービスを提供するが、将来的には第3世代（3G）携帯電話サービスの展開に乗り出す方針である。KPNは上記3カ国でUMTS免許を取得しているが、投資額は90億ユーロに達し、負債が230億ユーロへと膨らんでいる。

2002年3月時点では、早い段階で3G携帯電話を投入するとしていたが、「eメール、WEB閲覧、インタラクティブサービスなどキー・アプリケーションの多くはiモードで使用可能であり、3G携帯電話の開始を急ぐ理由はない」と方針を変えつつあり、iモードの加入者数が一定の水準に達するまでは3G携帯電話を開始しない見通しで、本格的なサービスの開始は2003年に先送りされたもようである。

（田熊 清明）

表4 欧州主要通信事業会社業績

(1) フランステレコム

2002年度上半期業績 (2002.1.1 ~ 6.30)

《グループ分連結決算》

(単位: 100万ユーロ)

	2002年上半期	2001年上半期	伸び率 (%)
売上高	22,472	20,424	10.0
EBITDA *	6,870	6,066	13.2
純損益	12,176	1,951	-
純負債	69,700 (6月末)	65,000 (6月末)	7.2

出所: フランステレコム (www.francetelecom.fr) \* EBITDA = 利払・税引・償却前利益

(2) プリティッシュテレコム

2002年1 ~ 6月業績

《グループ分連結決算》

(単位: 100万ポンド)

	2002年1 ~ 6月	2001年1 ~ 6月	伸び率 (%)
売上高	9,322	9,007	3.5
EBITDA *	2,890	2,901	0.4
営業利益	1,220	1,406	13.2
純負債	13,397 (6月末)	17,481 (6月末)	23.4

出所: BTグループ (www.bt.co.uk) \* EBITDA = 利払・税引・償却前利益

2001年度第4四半期 (2002.1.1 ~ 3.31) と2002年度第1四半期 (2002.4.1 ~ 6.30)

(BTの会計年度は4月に始まる。本報告書で取り上げた他社との比較を容易にするため、ここでは6カ月業績を掲載)

(3) ドイツテレコム

2002年度上半期業績 (2002.1 ~ 6.30)

《グループ分連結決算》

(単位: 100万ユーロ)

	2002年上半期	2001年上半期	伸び率 (%)
売上高	25,754	22,468	14.6
EBITDA *	7,559	8,195	7.8
EBITDA (特別要因除く)	7,757	7,239	7.2
純損益	3,891	349	-
純負債	64,200 (6月末)	71,000 (6月末)	9.6

出所: ドイツテレコム (www.telekom.de) \* EBITDA = 利払・税引・償却前利益

(4) テレフォニカ (スペイン)

2002年度上半期業績 (2002.1 ~ 6.30)

《グループ分連結決算》

(単位: 100万ユーロ)

	2002年上半期	2001年上半期	伸び率 (%)
売上高	14,635	15,302	4.4
EBITDA *	6,075	6,356	4.4
純損益	5,574	1,148	-
純負債	25,788 (6月末)	31,244 (6月末)	17.5

出所: テレフォニカ (www.telefonica.es) \* EBITDA = 利払・税引・償却前利益

# Report 2 .....

## (5) テレコムイタリア

2002年度上半期業績 (2002.1 ~ 6.30)

《グループ分連結決算》

(単位: 100万ユーロ)

	2002年上半期	2001年上半期	伸び率 (%)
売上高	14,989	14,734	1.7
営業損益	3,662	3,321	10.3
純損益	770	483	59.4
純負債	21,100 (6月末)	22,344 (6月末)	5.6

出所: テレコムイタリア (www.telecomitalia.it)

## (6) KPN (オランダ)

2002年度上半期業績 (2002.1 ~ 6.30)

《グループ分連結決算》

(単位: 100万ユーロ)

	2002年上半期	2001年上半期	伸び率 (%)
売上高	6,364	6,163	3.3
EBITDA *	2,223	1,729	28.6
EBITDA (特別要因除く)	2,034	1,724	18.0
純損益	9,617	1,038	-
純負債	15,000 (6月末)	22,800 (6月末)	-

出所: KPN (www.kpn.com) \* EBITDA = 利払・税引・償却前利益

表5 欧州におけるパソコン普及率の推移

(単位: %)

国名	99年12月	2000年12月	2001年12月
英国	30.3	33.8	36.6
ドイツ	29.7	33.6	33.6
フランス	26.8	30.4	33.7
イタリア	15.7	18.0	19.5
スペイン	11.9	14.5	16.8
オランダ	36.0	39.4	42.9
ベルギー	31.5	34.5	34.5
ルクセンブルク	39.0	45.3	51.5
スイス	46.1	50.0	50.0
デンマーク	41.4	43.2	43.2
フィンランド	36.0	39.6	42.4
スウェーデン	45.1	50.7	56.1
ノルウェー	44.7	49.1	50.8
アイルランド	31.5	35.9	39.1
オーストリア	25.7	28.0	28.0
ポルトガル	9.3	10.5	11.7
ギリシャ	6.0	7.1	8.1
ポーランド	6.2	6.9	8.5
チェコ	10.7	12.1	12.1
ロシア	3.7	4.3	5.0

出所: 国際電気通信連合 (ITU) 小数点第2位以下は四捨五入

表6 欧州における携帯電話普及率の推移

(単位：%)

国名	2000年 6 月	2000年12月	2001年 6 月	2001年12月	2002年 6 月
英国	52.1	72.7	75.0	78.3	78.1
ドイツ	41.2	58.6	66.6	68.3	66.1
フランス	41.1	49.3	54.7	60.5	58.9
	40.4		55.1		62.7
イタリア	61.8	73.7	80.9	83.9	88.3
スペイン	50.5	61.7	66.8	65.5	77.9
オランダ	54.7	67.3	74.0	73.9	73.5
ベルギー	39.1	52.5	66.6	74.7	71.1
ルクセンブルク		68.7	81.5	96.7	96.3
スイス	56.5	64.4	68.4	72.4	75.4
デンマーク	62.9	63.1	71.4	73.7	74.0
フィンランド	75.5	72.0	76.9	77.8	85.0
スウェーデン	64.0	71.7	75.3	79.0	84.4
ノルウェー	65.0	75.1	73.8	82.5	76.6
アイルランド	56.9	65.8	69.1	72.9	77.6
オーストリア	60.6	77.0	81.2	80.7	79.9
ポルトガル	52.3	66.5	71.9	77.4	78.4
ギリシャ	45.8	56.2	65.3	75.1	69.9
ポーランド	-	17.5	-	26.0	-
チェコ	-	42.2	-	65.9	-
ロシア	-	2.2	-	3.8	-

出所： 2000年12月と2001年12月の数値は国際電気通信連合（ITU）、小数点第2位以下は四捨五入  
 2000年6月の数値は 以外は、スペイン電気通信市場委員会（CMT）  
 2001年6月と2002年6月の数値は 以外は、ポルトガルコミュニケーション研究所（ICP）  
 は、フランス電気通信規制局（ART）の発表値。

## エレクトロニクス：携帯3Gサービス延期で機器産業に打撃

デュッセルドルフ・センター

IT不況の影響により携帯電話市場が低迷し、携帯電話機器や地上中継設備などの売り上げに影響が出ている。それに伴い、半導体産業へ影響が波及しているが、ICカード用半導体市場では、欧州企業が圧倒的なシェアを占めている。

### 1. 携帯電話関連機器

#### (1) 携帯電話関連機器市場の概況

2001年に米国から始まったIT不況は間もなく欧州にも波及した。ノキアやエリクソン、シーメンスのような欧州の大手通信機器メーカーでは、2002年の売り上げが10%以上落ち込むことが確実だ。2003年も市場はさらに5%ほど縮小するとみられている。

フランスのアルカテルは2001年に50億ユーロの欠損を出し、2002年上半期にも23億ユーロの赤字を計上した。同社では90年代からリストラを続けており、20万人いた社員は2002年初頭には10万人になっている。しかしこれをさらに削減し、2003年末までに6万人体制とする計画だ。既に2000年から赤字を出し始めていたスウェーデンのエリクソンも大胆な人員削減を実行し、2000年に10万7,000人いた社員を2003年末までに6万人に減らす。英国のマルコーニは経営難で、外国の投資家による救済計画を待っている状態だ。携帯電話で一人勝ちを続けていたフィンランドのノキアでさえ、ネットワーク事業では2001年は7,300万ユーロの赤字で、人員削減によって2000年の6万人から2002年6月までに5万3,000人に縮小された。削減分の半分以上がネットワーク部門での削減だ。

通信機器メーカーの最大の顧客である通信事業者は、ドイツ・テレコムやフランス・テレコムをはじめ、いずれの企業も大きな負債を

抱え込んでいる。設備投資は減らされる一方で改善の見通しは全く立っていない。期待されていた第3世代携帯電話(3G)もスタートが大幅に遅れ、予定されていた2002年のスタートは翌年に持ち越されることが確実となった。本格的な普及開始は早くても2004年と見られている。地上設備需要を期待していた設備メーカーは、どこも業績が急速に悪化した。北米のルーセントやノーテルでも売り上げの大幅低下と赤字の増加に苦しんでいる。

#### (2) 第3世代携帯電話(3G)

2002年9月末、オーストリアのモビルコム(Mobilkom)が欧州の通信事業者として初めて3Gをオーストリアでスタートさせた。各州の州都を中心に、オーストリアの人口の25%が住む地域をカバーする。営業ライセンスの条件として、この25%ラインを2003年末までに満たす必要があったが、同社はこの条件を期限の1年以上も前にクリアした。2002年末までにはオーストリアの人口の40%をカバーする地域で利用できるようにする予定だ。地上ネットワーク設備を受注したのはエリクソンとノーテルだ。

しかし肝心の携帯端末は開発の遅れでまだ市場に出回っておらず、消費者は設置された3G網を実際にはまだ使えない。モビルコムに続いて香港企業ハチソン3Gも、英国とイタリアでの3Gのスタートを2002年10月1日にロンドンで宣言した。しかしこの日までに用意されたNEC製の端末はわずか1,000台で、これらはハチソンの社員に配られただけである。2002年末までにはNECとモトローラの端末が10万台用意できるとしているが、その後詳細は明らかにされていない。ノキアは2002

年9月26日に同社初の3G端末「6650」をヘルシンキで公開した。しかし実際の発売は2003年半ばである。他の欧州の端末メーカーも、3G端末を量産できるようになるのは、早くても2003年の半ばになるとみられている。

### (3) 地上設備受注競争

欧州のW-CDMAの地上ネットワーク設備ではエリクソンとノキアが契約獲得で先行しており、シーメンスとノーテルがその後を追っている。

表1 第3世代携帯電話サービスの地上設備契約獲得状況 (2002年6月時点)

	契約数	携帯電話事業者への融資額 (100万ユーロ)
ノキア	32	3,600
エリクソン	36	3,000

出所：Wirtschafts Woche 37/2002

しかしエリクソンもノキアも携帯電話事業者に巨額の資金融資を行って契約を獲得している。ノキアが2002年6月までに携帯電話事業者に融資した金額は36億ユーロに上る。2005年末までにさらに9億ユーロの貸し付けが予定されている。36億ユーロの中にはドイツのモビルコム向けの6億4,000万ユーロの融資も含まれる。モビルコムは、第3世代携帯電話事業への先行投資から業績が悪化し9月には破産申請も準備したが、ドイツ政府が救済に動き、このほど親会社のフランス・テレコムが債権放棄などの救済案に合意した。ノキアの地上設備部門の売り上げは、2002年上半年は前年同期比26%減少となり、29億ユーロに下がった。営業利益は52%減の2億8,300万ユーロとなっている。

### (4) 端末でのシェア獲得競争

携帯電話端末の世界市場での販売台数は2001年に前年比3.2%減と初めてマイナス成長を記録した。2002年の第1四半期も、前年同期比で3.8%減少したが、第2四半期には

同0.8%増とわずかながら回復の兆しが見えている。シェアでトップのノキアは、2002年通年の全世界のマーケット規模は4億台以上になるという強気の見方を変えていない。ガーナー・データクエスト社でも、4億2,000万台になると予測している。

各社が苦戦している中で、2002年第2四半期もノキアがさらに販売台数を増やしてシェアを35.6%に広げ、一人勝ちの様相を示した。中国市場で強いモトローラも、中国市場の拡大の波に乗ってシェアを15.7%に広げているが、トップのノキアとの差は開く一方だ。しかしノキアはGSM端末が中心で、CDMA端末での世界シェアは12%にとどまっている。CDMA端末を中心に販売台数を急速に伸ばしているのが韓国のサムスンで、2000年に世界ランキング5位だった同社は、2001年には4位、2002年には3位に躍り出ている。シーメンスも10%以上の伸びでシェアを広げ、上位グループを守り抜いている。しかし目標としていた3位の座は、サムスンに奪われてしまった。2000年までランキング3位だったエリクソンは、携帯端末部門をソニーと合体させて優れたデザインと多機能の新機種を投入しているものの、シェアの低下を回避できていない。

表2 ノキアの携帯端末シェア

地 域	シェア (%)
南米	49.1
北米	44.6
西欧	43.0
中東欧、中近東、アフリカ	38.5
中国	29.5
韓国	1.7
日本	1.0
その他のアジア	35.6
全世界	35.6

出所：Credit Swiss First Boston  
Wirtschafts Woche 37/2002

表3 世界の携帯電話端末販売台数（メーカー別）

（単位：1,000台、％）

	2000年		2001年		2002年第1四半期		2002年第2四半期	
	台数	シェア	台数	シェア	台数	シェア	台数	シェア
ノキア	126,369	30.6	139,672	35.0	32,531	34.7	35,089	35.6
モトローラ	60,094	14.6	59,092	14.8	14,533	15.5	15,496	15.7
サムスン	20,639	5.0	28,234	7.1	9,030	9.6	9,342	9.5
シーメンス	26,989	6.5	29,753	7.4	8,229	8.8	8,247	8.4
エリクソン	41,467	10.0	26,956	6.7	6,009	6.4	5,309	5.4
その他	137,173	33.2	115,877	29.0	23,424	25.0	25,220	25.4
合計	412,731	100.0	399,583	100.0	93,755	100.0	98,703	100.0

出所：Gartner Dataquest

3Gの端末開発に遅れを取り、モトローラの端末をOEMで購入することになっているシーメンスについては、赤字の携帯電話端末事業をそっくりモトローラに売却するのではないかという憶測が高まっている。モトローラは地上設備部門が赤字なので、これをシーメンスの端末事業と交換すれば、両社はそれぞれ弱い部門を整理して強い部門を拡充できる。モトローラの端末の世界シェアは24%となりノキアの35%との差を縮めることが可能だ。シーメンスは地上設備の売り上げシェアを11%から24%に倍増させてルーセント・テクノロジーを抜き、シェア30%のエリクソンに次ぐ世界2位の座を獲得できる。同時にシーメンスに欠けていた地上設備でのCDMA技術も手に入れられる。

## （5）新事業への進出

ガートナー社によると、西欧での携帯電話の普及率は2001年第1四半期の67%から、2002年の第1四半期には75.2%にまで上昇している。普及率が最も高い国はイタリアで、2001年末には88.9%だった。ポルトガルも85.6%と高い。市場が飽和状態の西欧では、携帯電話端末の需要は、上位機種への買い替えが中心だ。しかし新しい機能で何ができるのか、消費者への訴えかけがあまり功を奏していない。ドイツのエプルスが2002年3月に

始めたiモードは、8月末になっても登録ユーザー数は10万人にとどまった。Eプルの顧客2,150万人の0.5%にも至らない。またiモードのユーザーが利用した新しいサービスの月間利用料金はユーザー1人当たりわずかに6～8ユーロとなっている。GSMを使った高速パケット通信のGPRSも、利用契約にサインしたのはEプルの顧客の1%以下である。

携帯電話端末や地上設備のビジネスが伸び悩む中で、各社はサービス部門など新事業進出の模索を始めた。エリクソンはオランダの通信事業者テルフォートのために、ネットワークの管理運営を請け負う契約を結んだ。テルフォートは経営資源をマーケティングや顧客獲得活動に集中し、通信網の運営は通信設備メーカーのエリクソンに委託する。一方ノキアはコンテンツ・ビジネスに進出した。ノキア・モバイル・エンターテインメント・サービスでは、ゲームやニュース・サービス、モバイル・ショッピングなどのサービスを提供する。携帯電話に組み込まれたデジタルカメラを利用してのフォト・サービスも重要なビジネスになりつつある。

## 2. 半導体

### （1）半導体の市場の概況

WSTS（World Semiconductor Trace



表4 世界の半導体市場  
(単位:10億ドル)

年	四半期	年間売上高	四半期売上高
99	1	149.3	33.5
	2		33.7
	3		38.0
	4		44.1
2000	1	204.4	45.2
	2		50.2
	3		55.3
	4		53.7
2001	1	138.9	43.2
	2		34.6
	3		30.6
	4		30.5
2002	1	-	32.3
	2		33.8

出所: WSTS

表5 半導体売り上げの伸び(2002年1~7月)  
(ドル建て)

	前年同期比伸び率 (%)
全世界	10.8
アジア太平洋	23.0
日本	24.9
米国	22.5
欧州	20.6
欧州(ユーロ)建て	21.9

出所: EECA/ESIA

表6 半導体の用途

	欧州	世界
	シェア(%)	
家電	9	16
自動車	15	8
コンピュータ	32	43
産業機械	14	10
通信機器	29	24
政府部門	1	1
合計	100	100

出所: WSTS

Statistics)によると、2001年の世界の半導体販売額は1,389億ドルであった。これはブー

ムの2000年と比べると32%の減少だ。世界市場での売り上げの53%がアジアでの売り上げで、このうち日本は24%だ。アメリカでの売り上げは全体の26%で、欧州のマーケットは世界市場の22%に相当する302億ドルであった。

世界の半導体販売額は、2002年の上半期はさらに減少し、前年同期比14.9%減となっている。しかし4月以降の動向を見ると、4月が前年同月比19.4%減だったものが、5月には10.5%減、6月は1.6%減と落ち込みが小さくなっている。7月には前年同月比8.0%増と増加に転じた。これは日本を除くアジアでの需要が2ケタ台で伸びているためだ。しかし日本、米国、欧州では2ケタ台で減少し続けている。この3地域の中で欧州は落ち込みが最も少ないが、それでも1~7月の累計はドル建てで前年同期比20.6%減、ユーロ建てではマイナス21.9%減だ。

欧州の半導体需要は、産業機械、自動車、通信機器の3部門での比重が他の地域よりも重い。その分、コンピュータや家電での需要の比重が軽くなっている。

## (2) 各社のシェア獲得競争

ガートナー・データクエスト社によると、2001年の世界の半導体市場ではインテルが

表7 世界の半導体市場(2001年)

	売り上げ (100万ドル)	シェア (%)
1 インテル	24,927	16.1
2 東芝	6,783	4.4
3 STマイクロエレクトロニクス	6,360	4.1
4 サムスン	6,303	4.1
5 テキサス・インスツルメント	6,060	3.9
6 NEC	5,389	3.5
7 モトローラ	4,828	3.1
8 日立	4,724	3.0
9 インフィニオン	4,512	2.9
10 フィリップス	4,402	2.8

出所: Dataquest/ESIA

16.1%のシェアを占めていた。他のメーカーはいずれもシェアが5%以下だ。ランクの上位10位以内に入った欧州のメーカーにはSTマイクロエレクトロニクス、インフィニオン、フィリップス・セミコンダクターがある。しかしICカード用のICに限って見るとこの欧州3社が世界市場の78%を占める。このように特定の分野では欧州メーカーが圧倒的なシェアを持っている。

表8 世界のカード用IC市場（2001年）

	売上 （100万ドル）	シェア （%）
1 インフィニオン	451	38
2 STマイクロエレクトロニクス	270	23
3 フィリップスサムスン	195	17
4 日立	150	13
5 アトメル	85	7
その他	25	2
合計	1,176	100

出所：Gartner Dataquest

### (3) STマイクロエレクトロニクス

87年にイタリアのSGSとフランスのトムソン・セミコンダクターが合併して誕生したSTマイクロエレクトロニクスは、当時は世界15位の小規模半導体メーカーであった。しかし90年代の終わりごろから超LSIのシステム・オン・チップ（SoC）を中心に、次第にシェアを伸ばした。2001年には世界3位の座についた。2002年に入ってからベルギーのアルカテル・マイクロエレクトロニクスを買収してADSL用のチップで世界トップとなった。またこれによりGSMやGPRSの携帯電話やBluetooth用のICでは、幅広い製品を十分に供給できる態勢が整った。またイスラエルのベンチャー企業Tiogaも傘下に納めて、マルチ・チャンネルADSLやSHDSL（上下対称型DSL）技術を獲得している。このほか新型CMOSプロセッサの開発ではモトローラおよびフィリップスと提携し、先端フォトマス

クの分野では大日本印刷と提携した。なお買収したアルカテル・マイクロエレクトロニクスの事業のうち、ミックスド・シグナルASICの事業は、ベルギー内の二つの工場とともに米AMIに売却している。

STは世界8カ国に17の工場を持つほか、台湾のUMCなどの受託生産を積極的に利用している。研究開発センターは世界に12カ所、アプリケーション・デザイン・センターは32カ所、自社の販売拠点は27カ国に74カ所持つ。全世界での従業員は4万2,000人だ。

表9 STマイクロエレクトロニクスの業績

年	売上 （100万ドル）	世界 ランキング	純利益 （100万ドル）
98	4,248	9	411
99	5,056	9	547
2000	7,813	6	1,452
2001	6,357	3	257
2001上期	3,508	-	176
2002上期	2,886	-	138
第1四半期	1,355	-	33
第2四半期	1,531	-	105

出所：ST Company Presentation(2002年7月23日)

STも世界的半導体不況の影響を免れることはできず、2001年には売上げが前年比19%減となった。2002年上半期はさらに前年同期比18%の減少だ。しかし2002年の第2四半期を見ると、第1四半期より13%増の15億3,000万ドルで、前年同期（15億9,000万ドル）とほぼ同じ水準を保っている。ほとんどの製品で価格が下落しているため、量的には増えていることをうかがわせる。営業利益は第1四半期の倍以上の1億4,680万ドルとなり、前年同期の営業赤字から着実に回復している。STでは、自社の設備稼働率はこれまでの80%から、第3四半期には85%に上昇すると予想している。

STの売上げの70%がカスタムICで、特に通信機器、周辺機器、自動車電装品向けのASIC（特定用途向けIC）は売上げの48%

を占め、営業利益のほとんどを稼ぎ出している。価格が低迷しているメモリーや汎用品は扱ひ量が少ない。カスタムICの中でも特に通信用のASICに強く、アナログICメーカーとしては世界のトップだ。デジタルICでも

DVDや衛星放送、デジタル・テレビ受信機用の製品で大きなシェアを持つ。またコンピュータ周辺機器でもHDDドライブ用のSoCで世界シェアの21.6%（2001年）を占めてトップに立っている。

表10 STマイクロエレクトロニクスの製品別売り上げ構成比率

2002年上半期	
種 類	比率（％）
カスタムIC	70
単機能半導体	12
ロジック+メモリー	12
汎用IC	6

出所：ST Company Presentation(2002年7月23日)

表11 STマイクロエレクトロニクスの業種別売り上げ構成比率

2002年上半期	
分 野	比率（％）
通信	29
コンピュータ	23
家電	22
産業機器	13
自動車	13

出所：ST Company Presentation(2002年7月23日)

表12 STマイクロエレクトロニクスの地域別売り上げ比率

地 域	顧客の国籍	向け地
	%	
アジア・太平洋	14	44
日本	7	4
欧州	42	29
北米	34	15
NIES	3	8

出所：ST Company Presentation(2002年7月23日)

## 医薬品：落ち着きをみせる大型再編

ロンドン・センター

90年代後半に活発化した欧州医薬品業界の再編劇は一段落した。研究開発費確保のためのM&Aはとりあえず一息ついた状況である。再編を経て、欧米の医薬品業界で生き残り最低ラインとされている年間100億ドルの売り上げを達成している欧州医薬品企業は5社となった。各社は合併効果を出すべく努力を続け比較的好調な業績をあげているが、今後は規模拡大のみでは限界があるとの見方もある。

### 1. 大手各社の2002年上半期業績

グラクソ・スミスクライン社 (GlaxoSmithKline plc、英国)、アベンティス社 (Aventis S.A.、フランス)、ノバルティス社 (Novartis International AG、スイス)、ロシュ社 (F. Hoffmann-La Roche Ltd、スイス)、アストラゼネカ社 (AstraZeneca plc、英国) など欧州大手医薬品会社の2002年上半期 (1~6月期) 業績をみると、金融市場の影響があり、多少ばらつきが出たものの、全般的には堅調な結果となった。

#### (1) グラクソ・スミスクライン社

グラクソ・スミスクライン社は、米国ファイザー社と売上高世界第一位を争う。同社の2002年上半期売上高は、前年同期比6.5%増の105億2,500万ポンド (約1兆9,166億円)、営業利益は12.0%増の34億4,500万ポンド、税引前利益は11.7%増の34億2,000万ポンド、当期純利益は11.1%増の24億3,900万ポンドとなった。

2001年から導入した自社株買い付け計画については、2002年度上半期に約17億ポンドを投入した。

医薬品売上高は前年同期比8.1%増の49億

3,600万ポンドとなった。米国での売り上げが12.2%増加したことが要因となっている。この結果、米国での売り上げは医薬品売り上げの55.0%を占めた。欧州ではイタリア、ドイツでの売り上げが減少し、フランス、スペイン、中東欧での売り上げが増加した。

営業利益率は欧州大手5社の中では最高の32.7%を誇っている。同社のジャン・ピエール・ガーニエCEOは、チャレンジングな時期にもかかわらず堅調な業績であったことを評価し、製品パイプラインと呼ばれる新薬開発プロセスにおける戦略は順調に進行しているとの見解を示した。

新薬開発プロセスは、有望物質の発見から販売に至るまで平均で10~17年かかるといわれている。そのプロセスの中でも、3段階 (フェーズ、 、 ) ある臨床試験段階の新薬の数が、医薬品企業の将来の展望を見る上で重要となっている。製品パイプライン強化に関して、2002年前半にフェーズ / を含む糖尿病治療薬についてノベックス社 (米国) と新たにライセンス契約を提携している。

下半期は同社の主力商品である抗生物質「オーグメンチン」の後発品が他社から米国で発売されることに伴い、売り上げ、利益ともに伸びは鈍るとみられている。なお「オーグメンチン」は特許問題で米国連邦裁判所に上訴中となっている。

また、89~99年に移転価格税制に基づく更正処分により、米国子会社から英国本社への支払に関して約23億5,000万ドルの追徴課税を米国から提示されている。これについては、英米政府間相互協議にて交渉中と報告されているが、非合意の際には米国裁判所での訴訟は免れないとみられている。2002年10月には同社アフリカ向け低価格エイズ治療薬 (約

1,500万米ドル相当)が違法に欧州市場(オランダ、ドイツ)に還流・販売されていた事実が明らかになり、問題となった。

## (2) アベンティス社

アベンティス社は総合化学メーカーを前身とし、99年に合併後は、医薬品を中心とするライフサイエンスに特化する戦略をとっている。今後は処方箋薬品とワクチンに特化する戦略をとるとしている。

同社の2002年上半期売上高は、前年同期比2.9%減の113億400万ユーロ(約1兆3,308億円)、営業利益は35.1%減の11億5,000万ユーロとなった。しかし、税引前利益は2002年6月のアベンティス・クロップ・サイエンス事業の売却と非コア事業を主とする営業外利益の大幅増により69.5%増の25億2,100万ユーロ、当期純利益は103.8%増の14億8,800万ユーロを計上した。

医薬品売上高は9.8%増の87億9,900万ユーロとなった。中でも米国での売り上げは22.4%増と顕著な伸びを記録した。米国での売上高は37%のシェアを超えたが、欧州大手5社のうち依然として最も低い割合となっている。バイオ・テロリズムの可能性を危惧したフランス・ヘルス機関が抗生物質を仕入れたため、フランスでの医薬品売上高は伸びたが、ドイツでは2002年初めの公的医療制度における予算抑制と価格圧力により売り上げが減少した。

1株当たり純利益は1.87ユーロとなり、前年同期の0.93ユーロと比べてかなり改善した。ただし、集中と選択の戦略がまだ徹底していないため、営業利益率は欧州大手5社の中で最も低い10.2%となっている。

同社とファイザー社(米国)は2002年10月、インシュリン「エキュベラ」における長期共同研究が近々完成することを発表した。両社はこの研究成果により、まだ達成できていない医薬上の需要を満たすことができるとして

自信を深めている。さらに、2社は共有開発下にある世界最大のインシュリン工場(独、フランクフルト)を、今後アヴェンティスが一定期間使用することで合意した。

## (3) ノバルティス社

ノバルティス社の2002年上半期売上高は、前年同期比6.5%増の162億5,400万スイスフラン(約1兆3,013億円)、営業利益はスイスフラン高(対米ドルおよび対円)にもかかわらず13.7%増の39億5,700万スイスフランを計上した。税引前利益は3.1%増の46億4,800万スイスフラン、当期純利益は3.2%増の38億4,800万スイスフランにとどまった。価格引き上げではなく、グローバル規模での出荷量の増加が売上高の伸びの主因となった。医薬品売り上げの42.9%を占める米国での販売増加(現地通貨換算で19%の売り上げ増加)が上半期の業績に寄与している。他方、ブラジルとアルゼンチンの経済状況悪化の影響を受け、南米の売り上げは伸び悩んだ。

費用削減を徐々に推し進める一方、総売り上げに占める研究開発費の割合は13%に保ち、金額は前年同期比5%増となった。その結果、営業利益率は1.5ポイント増の24.3%となり、業界内では平均的水準となっている。同社のヴァッセラ会長兼CEOは会見で、上半期の堅調な業績は集中戦略とイノベーション、継続的成長の賜物とし、競争力ある製品パイプラインを長期的に維持するための新技術、特にゲノムの研究に一層の投資を行うとコメントした。

2002年下半期の医薬品売上高は10%の伸びを予想している。為替レート変動による影響は既にヘッジされているため、通年での営業利益、純利益は前年と同水準が期待されている。

同社の事業は、ベビーフード、ペット用薬品、コンタクトレンズなど依然として広範囲にわたっており、非コア事業の売却による事

業の絞り込みが一段と加速すると予想されている。2002年10月、飲料・食品部門（2001年売上高2億4,400万ユーロ）を英食品大手アソシエテッド・ブリティッシュ・フーズに2億7,250万ユーロで売却すると発表した。2001年5月に取得したロシュ社の株式（発行総数の20%）については、一層の業界再編につながるのか今後の動向が注目される。

#### （4）ロシュ社

スイス第2位の規模を誇るロシュ社の2002年上半期売上高は前年同期比1.9%増の147億3,700万スイスフラン（約1兆1,798億円）を計上した。しかし、営業利益は0.5%減の17億1,700万スイスフラン、税引前利益は30.0%減の22億3,700万スイスフラン、当期純利益は28.4%減の18億100万スイスフランに終わった。業績の下降傾向は主にスイスフラン高と金融市場の悪化による。関連会社ラブ・コープの売却益は8億9,500万スイスフランとなった。金融市場の不透明感が強まったことで市場性のある証券・資産の価格が下落したことに加え、支払利息の圧縮ができず、前年をはるかに下回る営業利益にとどまった。欧州大手5社のうち医薬品売上の前年同期比伸び率が最も低く、同社のみが前年同期を下回る当期純利益を計上する結果となった。米ドル・ユーロ・日本円の3通貨が同社の主要取引通貨であるため、それらの通貨に対するスイスフラン高の影響を多分に受けた。このため、スイスフラン換算での伸び率は、各地域での通貨で計上された伸び率（平均6%）より低くなっている。

同社のフランツ・B・フーマー会長兼CEOは、中外製薬と日本ロシュとの合併が6月に承認されたことで、主要マーケットの一つである日本での飛躍が期待できるとしている。中外製薬との統合により、日本医薬品市場では第5位の医薬品企業となり、2005年には日本市場での売り上げ3,150億円、市場シェア

5%を目指している。

同社のコア事業である医薬品と糖尿病検査薬などの診断薬部門の売り上げは全売り上げの89%を占める。2部門への資源集中を強化し、ビタミン・ファインケミカル部門は下半期中に売却の予定と発表されたが、上半期終了時点の営業利益率はまだ低く11.7%にとどまっている。ビジネスを絞り込むことにより財務強化・シナジー効果を見込んでいる。また、アライアンス、ライセンス等の協力関係にも常に門戸を開く体制を維持するとしている。

同社は10年にわたったグローバル規模でのビタミン価格操作問題（99年に露呈）を引きずっており、2002年10月にはさらに12億スイスフランを訴訟関係の準備金として引当てると発表した。これが同社の戦略、業績に悪影響を及ぼしており、フーマー会長は、2003年第1四半期には同社のビタミン部門の売却を完了したいとしている。

ロシュ社は過去3年間1ケタ台の低い成長率と、ブロックバスターと呼ばれる高い売り上げを期待できる新薬の開発不足により、しばしば買収ターゲットとして噂された。2003年は、噂を払拭すべく医薬品と診断薬両部門共に2ケタ台の成長を見込んでいる。

#### （5）アストラゼネカ社

アストラゼネカ社の2002年上半期売上高は前年同期比8.8%増の88億300万米ドル（約1兆495億円）、営業利益は19.8%増の23億6,100万米ドル、税引前利益は15.8%増の23億8,300万米ドル、当期純利益は18.0%増の17億3,300万米ドルと堅調な伸びを示した。全売り上げのうち医薬品は97.3%と非常に高く、事業の集中度がうかがえる。事業規模としては欧州大手5社の中では最少であるものの、営業利益率（26.8%）、当期純利益率（19.7%）ともに平均的なポジションにある。

なお、同社は2002年から英国財務報告基準19項を適用しているため、当年との比較の際

.....

に前年上半期業績において営業利益に関しては1,900万米ドルの下方修正、純資産に関しては1億2,600万米ドルの下方修正が入っている。

米国での売り上げが54%と高いシェアを占めるため、対米ドル為替変動の影響を受けたにもかかわらず、米国と日本での好成長が貢献し上半期は好調な結果となった。

2001年から導入された自社株買いプログラムによって買い戻された株は、2002年上半期では総数1,600万株、総計7億4,800万ドルだった。

下半期の業績は同社の主力商品の一つである潰瘍治療薬「プリロゼック」に関連して、後発品販売をライバル医薬品会社に認めるかどうかという米連邦地裁の判決によるところが大きい。他社後発品の販売が承認されると売り上げが落ち込むばかりでなく、後継薬である「ネクシウム」の知的所有権の弱体化にもつながりかねず、今後の地裁の決定が注目される。同社のトム・マキロップCEOは、年間業績は製品の承認、市場投入時期、他社の後発品の市場参入に左右されるとしながらも、事業は年間を通して財務目標を満たすべく進行中であると述べている。

#### (6) 規模の拡大には限界も

米食品医薬品局（FDA）への新薬申請は、過去5年間減少を続けている。医薬品業界は、グローバル規模で新薬開発の枯渇という問題に直面している。新薬開発の促進なしにはどの企業も長期的な成長はありえないため、業界では新薬の継続的な開発の維持を目的に経営統合が盛んに行われている。その反面、ノバルティスのダニエル・バセラ最高経営責任者のように、科学分野における成功の可否が資金面にあるとは限らず、規模の拡大により新薬開発が困難になるという考えもある。

## 2. 欧州委員会の動向

2002年5月、EU加盟国厚生省関係者、医

薬品関係団体代表、大手医薬品会社会長などからなる「G10メディカル・グループ」により、医薬品業界のグローバルな競争力に関する報告書が欧州委に提出された。G10グループは高い水準の健康保護を奨励するかたわら、欧州における医薬品産業の競争力を高める目的で2000年に創設された組織である。今回の報告書は、欧州全体がイノベーション・プロセスの創出、編成、維持能力で他地域より遅れをとっていると締め括られた前報告書（2000年提出）を継承するものとなっている。

今回の報告書では、欧州医薬品業界の競争力改善を目的とした今後のアクションの枠組みとして14の提言がされている。提言の内容は下記5分野にまたがる。なお、詳細はG10グループのウェブサイト（<http://pharmacos.eudra.org/F3/g10/g10home.htm>）で閲覧できる。

#### (1) ベンチマーキング（競争力と業績の表示方法）

提言1：欧州委が開発した競争力・業績等を含む多目的用途表示方法の使用

#### (2) 医薬品市場における競争・規制・アクセス等

提言2：認可制度の制定および運営の改善など

提言3：参加国による市場認可から価格設定等までの時間短縮の検討など

提言4：競争力ある欧州遺伝子市場の発展のため欧州関連機関が知的財産権問題関連について同意するなど

提言5：処方箋不要薬品の競争力を発展させる方法の再検討など

提言6：欧州委と参加国は圏内の医薬品市場の完全競争を保障するなど

提言7：欧州委による参加国間の情報共有等の改善に関する意見の反映など

#### (3) イノベーションの活性化と科学基盤の向上

提言8：現存各機関を結ぶ欧州バーチャル・ヘルス機関の設立など

# Report 2 .....

- 提言9：地域社会と国レベルの活動との間の調和改善など
- (4) 患者(情報の徹底、新薬のモニタリング、患者団体への資金提供)
- 提言10：一般消費者に対する処方箋医薬品広告の規制の必要性など
- 提言11：患者用パンフレットの規制の見直しなど
- 提言12：新薬市場投入後の監視制度の活用など
- 提言13：患者団体への資金提供の検討など
- (5) EUにおける医薬品市場拡大とそれに伴う増強
- 提言14：以上の提言の実行・導入においては、今後のEUの拡大を考慮するなど
- この報告書をまとめるにあたり、G10グル

ープが協力し、ある程度の意見の一致を見ることができたのは意義があると自己評価している。同グループ全体を患者への医薬品の供給、競争力と規制、イノベーションという3つのサブ・グループに分けて研究・協議を進めることにより報告書は作成された。同グループによると、今回の14の提言は競争力向上および健康に関連する目標事項への迅速な対応策とはならないが、将来のアクションの枠組みとなるとしている。

同グループは今後も毎年会合を持ち、今回の報告書以降の進捗状況を確認するとしている。さらに、同グループ活動の透明性向上のために、独自のウェブサイトの構築と詳細に関するワークショップを開催する予定となっている。

(松本 哲)

2002年上半期の欧州大手製薬会社の業績

	グラクソ・スミスクライン社 (英国)	アベンティス社 (フランス)	ノベルティス社 (スイス)	ロシュ社 (スイス)	アストラゼネカ社 (英国)
	100万ポンド	100万ユーロ	100万スイスフラン	100万スイスフラン	100万米ドル
売上高	10,525	11,304	16,254	14,737	8,803
前年同期比伸び率	6.5%	2.9%	6.5%	1.9%	8.8%
為替レート(6月末日)	182.10	117.73	80.06	80.06	119.22
円換算額(単位:億円)	19,166	13,308	13,013	11,798	10,495
うち医薬品売上	8,974	8,799	10,546	9,486	8,564
前年同期比伸び率	8.1%	9.8%	8.8%	1.3%	8.7%
構成比	85.3%	77.8%	64.9%	64.4%	97.3%
うち米国売上	4,936	3,323	4,521	-	4,719
前年同期比伸び率	12.2%	22.4%	14.0%	-	10.8%
構成比	55.0%	37.8%	42.9%	-	53.6%
営業利益	3,445	1,150	3,957	1,717	2,361
前年同期比伸び率	12.0%	35.1%	13.7%	0.5%	19.8%
営業利益率	32.7%	10.2%	24.3%	11.7%	26.8%
税引前利益	3,420	2,521	4,648	2,237	2,383
前年同期比伸び率	11.7%	69.5%	3.1%	30.0%	15.8%
税引前利益率	32.5%	22.3%	28.6%	15.2%	27.1%
当期純利益	2,439	1,488	3,848	1,801	1,733
前年同期比伸び率	11.1%	103.8%	3.2%	28.4%	18.0%
当期純利益率	23.2%	13.2%	23.7%	12.2%	19.7%

- (注1) 円換算額は日本銀行発表の「外国為替相場状況」(平成14年6月末)の為替レートを適用
- (注2) グラクソ・スミスクライン社の米国売上はグループ売上の比率により計算されたもの
- (注3) グラクソ・スミスクライン社の業績には合併関連項目、統合・再編費用及び関連会社の生産は含まれていない
- (注4) アベンティス社の医薬品売上は処方薬品、ワクチンその他を含む
- (注5) ロシュ社は国別の売上高を発表していない
- (注6) アストラゼネカ社の米国売上は医薬品以外も含む
- (注7) アストラゼネカ社においては前年上半期財務諸表は英国財務報告基準19項修正後のものと比較
- 出所: 各社プレスリリース・財務報告書をもとに作成



## 自動車：新EU規則で流通網見直しの動き

ミュンヘン事務所

好調だった2001年に比べ、2002年の新車登録数は低調に推移している。一方で、新スタイルの小型車を投入したBMWは売り上げを伸ばしている。また、VW、ダイムラー・クライスラーは超高級車で新たな市場開発を狙う。新EU規則により、新車販売が自由化され、各国間の価格差是正が進むものと見込まれる。

### 1. 西欧市場概要

西欧18カ国（EU15カ国、スイス、ノルウェー、アイスランド）の2001年の乗用車市場は、新車登録数が史上2番目の1,485万台を

記録した。しかし2002年に入ってから毎月の登録台数は軒並み前年同月比で落ち込んでいる。4月（1.2%増）と9月（0.9%増）だけは前年同月比で増えているが、1～9月の累計の速報（2002年10月15日発表）では、2001年の1,159万台から2002年は1,116万台へと3.7%減の市場縮小となった。

特にイタリアでは前年同期の190万台から170万台へと10.7%減の2ケタ台の減少で、スペインや（8.4%減）ポルトガル（8.9%減）でも大幅な縮小だ。スイス（7.1%減）、オランダ（6.8%減）、オーストリア（6.9%減）、ギリシア（5.0%減）、アイルランド（5.2%減）

表1 西欧新規自動車登録台数・国別

（単位：台、%）

	2002年 9月	2001年 9月	前年比	2002年 1～9月	2001年 1～9月	前年比
オーストリア	21,402	20,590	3.9	222,349	238,931	6.9
ベルギー	31,678	30,593	3.5	384,409	391,960	1.9
デンマーク	8,678	6,696	29.6	85,323	73,631	15.9
フィンランド	9,000	8,198	9.8	94,340	88,263	6.9
フランス	153,303	153,044	0.2	1,632,851	1,713,958	4.7
ドイツ	267,000	257,918	3.5	2,487,776	2,553,985	2.6
ギリシャ	21,154	18,331	15.4	217,116	228,432	5.0
アイルランド	6,693	5,565	20.3	147,627	155,780	5.2
イタリア	165,200	159,779	3.4	1,700,600	1,905,322	10.7
ルクセンブルク	2,931	2,536	15.6	35,386	34,370	3.0
オランダ	40,904	40,596	0.8	409,533	439,513	6.8
ポルトガル	13,73	15,463	11.2	184,016	201,996	8.9
スペイン	80,81	84,269	4.1	1,008,125	1,100,403	8.4
スウェーデン	22,101	18,928	16.8	187,995	182,276	3.1
英国	432,661	443,265	2.4	2,063,236	1,962,695	5.1
EU計	1,277,250	1,265,771	0.9	10,860,682	11,271,515	3.6
アイスランド	435	426	2.1	5,495	6,078	9.6
ノルウェー	6,985	7,058	1.0	68,529	70,261	2.5
スイス	21,759	21,884	0.6	228,783	246,264	7.1
EFTA計	29,179	29,368	0.6	302,807	322,603	6.1
西欧合計	1,306,429	1,295,139	0.9	11,163,489	11,594,118	3.7

（注）オーストリア、ルクセンブルグ、アイスランド、スイスの数字は暫定値  
出所：欧州自動車工業会

表2 西欧の新車登録台数・メーカー別

	1～9月計				
	シェア(%)		台数(台)		
	2002年	2001年	2002年	2001年	前年比(%)
合計	100.0	100.0	11,163,489	11,594,118	3.7
VWグループ	18.3	18.9	2,048,162	2,189,312	6.4
フォルクスワーゲン	10.3	10.9	1,152,485	1,264,567	8.9
アウディ	3.8	3.5	423,764	410,270	3.3
セアット	2.6	2.8	289,056	321,143	10.0
シュコダ	1.6	1.7	182,857	193,332	5.4
プジョー・シトロエン	15.0	14.2	1,670,365	1,650,591	1.2
プジョー	8.9	8.4	995,700	977,512	1.9
シトロエン	6.0	5.8	674,665	673,079	0.2
フォードグループ	11.5	11.3	1,283,921	1,312,356	2.2
フォード	9.0	9.0	1,008,029	1,047,876	3.8
ボルボ	1.6	1.5	176,537	172,287	2.5
ランドローバー	0.5	0.5	57,257	61,322	6.6
ジャガー	0.4	0.3	42,098	30,871	36.4
日本	11.5	10.6	1,286,470	1,229,651	4.6
トヨタ	4.4	3.7	494,693	434,028	14.0
日産	2.5	2.6	277,296	296,017	6.3
三菱	0.8	0.9	92,487	103,155	10.3
マツダ	1.1	1.0	118,143	110,154	7.3
ホンダ	1.3	1.1	145,009	124,753	16.2
スズキ	1.0	0.9	113,438	109,823	3.3
その他	0.4	0.4	45,404	51,721	12.2
ルノー	10.5	10.4	1,174,169	1,205,505	2.6
GMグループ	9.9	11.0	1,105,190	1,271,550	13.1
オペル・ボクソール	9.4	10.4	1,044,140	1,208,986	13.6
サブ	0.5	0.5	54,961	55,977	1.8
その他	0.1	0.1	6,089	6,587	7.6
フィアット・グループ	8.2	9.7	918,261	1,122,308	18.2
フィアット	6.3	7.3	698,184	843,443	17.2
ランチャ	0.7	1.0	83,063	118,198	29.7
アルファロメオ	1.2	1.4	133,628	157,667	15.2
その他	0.0	0.0	3,386	3,000	12.9
ダイムラー・クライスラー	6.6	6.2	741,467	722,591	2.6
メルセデス	5.2	4.9	581,94	572,118	1.7
スマート	0.7	0.6	82,795	75,278	10.0
クライスラー	0.7	0.6	76,724	75,195	2.0
BMWグループ	4.3	3.5	485,337	406,134	19.5
BMW	3.6	3.4	406,164	398,995	1.8
ミニ	0.7	0.1	79,173	7,139	1009.0
韓国	2.7	2.8	302,508	324,767	6.9
現代	1.5	1.5	172,059	171,417	0.4
その他	1.2	1.3	130,449	153,350	14.9
MGローバー・グループ	1.0	1.1	112,502	123,622	9.0

(注) GMグループのその他にはIBCと米国GMを含む  
 フォード・グループには米国フォードを含む  
 フィアット・グループのフィアットにはイノチェント、その他にはフェラーリ、マセラッティを含む  
 西欧とはEU、アイスランド、ノルウェー、スイス(リヒテンシュタインを含む)の合計

でもかなり落ち込んでいる。欧州最大の市場であるドイツでは1～9月の累計速報では2.6%減の249万台、フランスでは4.7%減の163万台であった。一方、英国では5.1%増で206万台となっている。デンマーク（15.9%増）、フィンランド（6.9%増）、スウェーデン（3.1%増）、ルクセンブルク（3.0%増）でも伸びているが、これら5カ国を合わせても増加分は12万5,000台ほどで、イタリア一国の落ち込み分さえも補えない。

しかし速報を見る限りでは、8月に前年同月比17.7%減の大幅減少となったフランスでも9月には0.2%増と増加に転じ、他の国でも落ち込み幅は縮小している。西欧市場全体でも1～6月期には前年同期比4.5%減の縮小だったものが、7～9月期には同1.8%減と落ち込み幅が狭くなっている。9月は0.9%増と上向きに転じた。

こうした市場縮小の中で、2002年1～9月期に西欧市場で新車登録台数を増やしたメーカーはドイツのBMW（19.5%増）とダイムラー・クライスラー（2.6%増）、フランスのPSA（1.2%増）、それに日本のホンダ（16.2%増）、トヨタ（14.0%増）、マツダ（7.3%増）およびスズキ（3.3%増）の日本車だ。フォルクスワーゲン（VW）グループではアウディ（3.3%増）が、フォード・グループではジャガー（36.4%増）とボルボ（2.5%増）が台数を増やしている。販売台数を大幅に落としたのがフィアット・グループで、18.2%の減少であった。フィアットは深刻な経営危機に陥っている。GMグループでは前述のスズキを除いてすべて減少だ。中でもオペルは13.6%減

と大幅に落ち込んだ。VWグループでもアウディ以外は落ち込みが大きい。

## 2. 業績好調なBMW

2002年5月にBMW社長のヨアヒム・ミルベルク氏が退き、ヘルムート・パンケ氏が新社長に就任した。ミルベルク氏は99年3月に社長の座につくと、赤字続きだった英国子会社のローバーを2000年に売却し、その後販売台数、売り上げ、利益のいずれをも伸ばしてきた。2001年には前年比3.3%増の385億ユーロの売り上げと32億ユーロの税引前利益を達成し、売上利益率はボルシェに次ぐ8.4%となった。2002年第1四半期の利益は、売り上げが5倍のGMよりも大きかった。2002年に入って欧州のメーカーの多くが不振で、売り上げの停滞や後退に陥っているが、BMWは2002年1～9月期に西欧での販売台数を前年同期比で19.5%も伸ばした。全世界での販売台数も1～7月期で前年同期比18.6%増の63万5,600台だ。特に売れ行きの良いミニを除いても、BMWブランドの車は前年同期比4.4%増の55万9,100台であった。特にRV車の「X5」が大きく伸びていて、2002年末までに10万台に達しそうだ。最も多く売れている「3シリーズ」は、年間60万台に迫る。ミニも含めたすべての車種で、BMWグループの車は、2002年末までには同社初の年間100万台突破を実現する見込みだ。

BMWの業績が絶好調の時期に新社長として就任したパンケ氏へのプレッシャーは大きい。これまで車種はBMW 3シリーズ、5シリーズ、7シリーズ、RV車のX5、それに新

表3 BMWの売り上げと利益

	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年
	実績		予測・計画		
売り上げ（10億ユーロ）	372.3	384.6	403.5	428.0	458.7
前年比増（%）	-	3.3	4.9	6.1	7.2
一株当たり利益（ユーロ）	1.80	2.78	2.76	3.12	3.09

出所：BMWおよびWirtschaftsWoche 20/2002

表4 BMWの販売計画

(単位：台)

	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
BMW	881,000	904,000	936,000	1,055,800	1,172,410	1,203,110	1,235,600	1,238,600
1シリーズ	-	-	-	44,420	130,060	120,390	150,050	207,350
3シリーズ	533,952	559,180	530,500	419,000	438,320	516,410	537,930	524,040
5シリーズ	193,948	171,500	186,250	258,830	269,830	267,100	238,340	213,360
6シリーズ	-	-	2,880	19,400	22,600	19,130	15,830	12,430
7シリーズ	29,770	55,720	66,560	64,420	57,320	49,940	43,190	37,080
X5, X3	82,645	91,300	96,430	195,750	203,900	186,180	211,550	212,890
Z3,Z4,Z8	37,377	26,300	53,940	53,980	50,380	43,960	38,720	31,450
ミニ	24,980	138,000	156,530	157,480	153,820	130,400	103,470	147,050
ロールス・ロイス	-	-	900	1,200	1,200	1,080	1,000	930
合計	905,657	1,042,000	1,093,985	1,214,474	1,327,419	1,334,581	1,340,099	1,386,581
ドイツ	245,848	271,000	256,700	287,300	340,305	352,300	324,800	303,605
他の西欧	308,050	367,670	355,835	387,725	433,110	432,100	429,620	438,470
アメリカ大陸	237,475	264,425	285,055	357,645	358,840	348,340	380,020	418,845
うち米国	213,127	235,800	254,470	321,180	319,600	308,840	338,020	368,630
アジア	114,284	141,795	153,830	180,605	193,950	200,765	204,640	224,715
うち日本	35,845	48,650	53,400	60,430	64,950	69,000	65,900	73,580

出所：Capital 20/2002

型ミニだけであったが、今後続々と新しい車種が市場に投入される予定だからだ。RV車では小型のX3（2003年秋）、セダンでは1シリーズ（2004年）と6シリーズ（2003年）、スポーツ車ではZ4・ロードスターとX3をベースとしたスポーツ・タイプの小型バン（2004年）そして超高級車のロールス・ロイス（2003年）と、多くの車種の開発が平行して進められている。これに加えて5シリーズの新型も2003年夏に発売される。また7シリーズではディーゼル仕様車（2002年）や6気筒と12気筒のガソリン・エンジン仕様車（いずれも2003年）が増え、ミニでもディーゼル仕様車（2002年）カブリオ（2004年）など、同車種でもバリエーションの幅が広がる。計画では全車種合計の年間販売台数は2008年に140万台近くになる。しかし同時に車種のバリエーションは100以上に広がるため、技術的な問題や品質問題、初期不良の問題などが続々と出てくることも当然予想される。X3の開発と製造は

オーストリアのマグナ・シュタイル社に任せ、ミニのエンジンはトヨタから調達する。新型エンジンの開発ではPSAと協力している。このようにBMWは開発技術者が社内ですり足りない分を、エンジニアリング会社や部品メーカーなど外部へのアウトソースや、他のメーカーとの提携で補っている。

表4はBMWの2008年までの販売計画である。新型車が発売されると、予定販売台数は発売後の1～2年がピークで、その後デザインが古くなるとともに減っているのがわかる。車種が大幅に増えるBMWブランド車では合計販売台数は年々増えるが、2008年にモデル・チェンジが予定されているミニでは、2004年以降2007年までは販売台数が下がることが避けられない。ロールス・ロイスでも同様の傾向をみせている。

### 3．販売伸ばした新スタイルの小型車

BMWの大幅な躍進は、2001年7月にフル・

.....

モデルチェンジで発売された「ミニ」の売れ行きが好調なことが大いに寄与している。新型ミニはBMWの設計で、英国の新工場で製造されている。車長3.62メートルで、昔懐かしいミニをほうふつとさせるレトロ調のデザインの小型車だ。発売後1年足らずで10万台を突破した。西欧市場では発売から同年の年末までに2万4,600台が、2002年1～9月に7万9,200台が登録された。米国では2002年3月に発売され、7月末までで9,600台が売れた。全世界で販売されたミニの台数は、1～6月の半年間で6万2,400台となり、このうち62%がより高価な車種の「ミニ・クーパー」であった。残りは32%が「ミニ・ワン」、6%が3月に発売された「ミニ・クーパーS」だ。当初は2003年までに年間10万台態勢に持っていく予定だったが好調な売れ行きのため、2002年のミニの生産能力は年間12万台に拡大された。同年10月半ばには週末の稼働時間の延長によってさらに14万台態勢に広がっている。男性的なハイテク高級車のメーカー、BMWも、ファッショナブルな小型車のミニによって、車種のラインナップの幅を広げること成功した。

一方、もう一つの高級車メーカー、ダイムラー・クライスラーは、既に97年に車長3.6メートルの「Aクラス」を出して小型車の分野へ進出を果たしている。車高の高いAクラスは、当初は安定性に問題があると指摘されたが、ESP（エレクトロニック・スタビリティ・プログラム）を標準搭載することによって解決し、5年間で80万台以上を出荷した。さらに98年に販売開始した車長2.54メートルの超小型車「スマート」も売れ行きが良い。2001年は西欧市場だけで前年比14%増の10万台以上のスマートが新規登録された。全世界では11万6,000台だ。2002年も9月までに西欧で前年同期比10%増の8万2,800台が新規登録されている。しかしスマートのモデルが1車種では販売の拡大に限界がある。このため2003年

の春には新たにスマートのロードスター・モデル2車種の投入が計画されている。これまでスマートは、大都市のシングルやカップルが市街地での移動に使うシティ・カーとして、特定の限られた客層をターゲットとしていた。ロードスターの登場で、田舎道も走るスポーティーな超小型車として新たな購買層の開拓が期待できる。このため欧州でスマートの販売店数を倍増し、流通網をより緻密にする計画だ。2003年には全世界で13万台のスマートを販売する目標を設定した。2004年には、三菱自動車と共同で開発中の4人乗りスマートが生産開始される予定だ。4人乗りのモデルが出れば、一般小型車と同様に年間20万台以上の規模が期待できる。現在スマートは20カ国で販売されているが、2004年までには40カ国に増やす。しかしスマートはその小さな車体のために、排ガスフィルターを取り付けることができない。このため米国の排ガス規制をクリアできず、米国でのスマートの販売は現在ではできないでいる。

#### 4 . VW、ポルシェが共同でSUVへ参入

ドイツ最大のメーカーと最小のメーカー、フォルクスワーゲン（VW）とポルシェが共同開発したSUVの生産が始まった。これまでSUV車を生産していなかった両社だが、開発はポルシェの主導で行われ、製造はスロバキアのブラチスラバにあるVW工場最終工程の前段階まで行われる。VWはこれをブラチスラバで完成車に組み立て、「トゥアレグ」として販売する。一方ポルシェは、ドイツのライプツィヒに8月に完成させた新工場「カイエン」として最終工程の組立てを行う。エンジンは両社それぞれ独自のものが搭載される。トゥアレグには174PSから420PSまでの5種類のエンジンが用意されている。カイエンは340PSまたは450PSのエンジンで、最高仕様では0から100キロまでの加速を5.6秒で達成する。最高時速は266キロだ。

VWのトゥアレグの価格は4万2,500ユーロからで、年間7万5,000台生産される。カイエンは7万5,000~11万ユーロで、年間生産台数は2万5,000台とされている。ポルシェの2001年の生産台数は5万4,000台であった。2003年の生産目標は8万台だ。しかしライブツィヒ工場の生産能力は年間4万台分もある。本社工場でも2002年夏から増産体制に入っている。伝統的に低めの計画を設定する同社は、予測数値を上回ることが多い。カイエンでも計画を上回る成果で株主を喜ばせるかもしれない。大株主は、VW前社長でポルシェ家の血筋を引くピエツィ氏だ。VWとポルシェの両社は、「トゥアレグ」と「カイエン」の登場によって、やっとBMWのX5やメルセデスのMクラスと対抗する車種を持つようになった。

## 5. 相次ぐ各社の超高級モデル投入

VWは2002年5月末に高級車「フェトン」を発売した。全長5メートルで、3.2リットル、241PSのV6エンジン、または6リットル、420PSのW12エンジン（V6x2に相当）を搭載する。最高時速は245キロおよび250キロ。技術の粋を集めて車内空間の快適性と安全性を高めた本格的な高級車だ。フェトンの価格は5万6,200ユーロから9万8,600ユーロ。「国民車」を意味するVWという社名の大量車メーカーが、メルセデスのSクラスやBMWの7シリーズに対抗する車を世に出したことになる。Sクラスが年間10万台、7シリーズが年間5万台、そしてVWの子会社、アウディのA8は年間1万5,000台売られているが、フェトンは年間8,000台を予定している。2003年の半ばまでには日本や米国での販売も開始し、2004年には全世界で年間2万台の販売を目指す。しかしVWにとっては販売台数よりも、メルセデスやBMWに負けない高級車を出すことのほうが重要なようである。イメージ・アップにはフェトンの工場も一役買っ

ている。ドレスデンに新しく建てられた工場は文字通り「ガラス張りの工場」で、3階建ての工場を覆うガラス壁の総面積は2万7,500平方メートル。フェトンが組み立てられていく様子を一般見学者が眺めながら工場内を回ることができるようにした。木製フローリングが敷き詰められた組み立てラインの床はピカピカに磨かれ、近代的なフィットネスクラブのようだ。注文したフェトンを取りに来た客は、工場に隣接する840メートルのテストコースで出来上がったばかりの車の調子を自ら試してからこれに乗って帰る。

VWはこれまでの代理店の中から、特に購買力の高い地域の代理店を選別してフェトンの販売店に指定した。フェトンの販売にあたっては、他車種のような販売方式ではなく直接販売方式を採用している。購入契約書は販売店が作成するが、車は書類上VW社から顧客に直接販売される。販売店は仲介手数料を受け取るだけだ。在庫を持つ必要がなく、販売店の資金負担のリスクは小さくなる。試乗用の車もVW社の費用で提供する。補修サービスでも、新しく設置された「フェトン・サービス」が車の耐久年数の全期間にわたってサービスを保証し、24時間サービス体制をとっている。VW社にとっては、フェトンは単なるビジネスではなく、グループ全体のベンチマークであり実験台ともなっている。

量産メーカーのVWが高級車の販売に乗り出したが、高級車メーカーのダイムラー・クライスラーは、2002年9月末にパリで開かれたオート・サロンで、超高級車「マイバッハ」を披露した。マイバッハの名前は、ゴットリーブ・ダイムラーとともに世界初の自動車を設計した技師の息子、カール・マイバッハが1920年代から30年代にかけて作った2,000台の高級車に由来する。1930年に登場した「マイバッハ・ツェッペリン」は全長6メートル、3.4トンで、200PSのスーパーカーであった。その70年後のマイバッハは、全長5.72メー

ルの「マイバッハ57」(31万ユーロ)と全長6.17メートルで550PSの「マイバッハ62」(36万ユーロ)で、いずれも5.5リッターのV12シリンダー・エンジンを搭載している。これまでの最高クラス、S-600の車長5.14メートル、出力500PSを上回るだけでなく、ロールス・ロイスをも凌駕する仕様だ。2002年秋には生産開始予定で、年間販売計画は1,000台である。既に300台以上の予約が入っているという。

ダイムラー・クライスラーに続いてBMWも超高級車の分野に進出する。2003年1月11日から英国車「ロールス・ロイス」の商標権が、VWの手を離れてBMWに移る。今後のロールス・ロイスはBMWの本社のあるミュンヘンで設計され、エンジンもドイツ製だ。しかしロールス・ロイスの新工場は南イングランド・ポーツマス近郊のグッドウッドに建設中で、工場社屋の設計には英国の建築家が起用された。環境と調和した建築で有名なニコラス・グリムショーだ。ここでも手作業でロールス・ロイスが作られる現場を顧客やオーナーが訪問して視察できるような工場を目指している。ロールス・ロイスの100年の伝統が現代の最高技術と合体して、「限られた人々」のための最高の車というイメージを守ることには心を配っている。ロールス・ロイスの年間生産目標もマイバッハと同じ1,000台だ。指揮をとるのは18年間ロールス・ロイスに勤め、VWによる買収後もロールス・ロイス=ベントレー部門の社長として世界の富裕層の客を熟知したトニー・ゴット氏だ。ロールス・ロイスの商標権がBMWに移るため、同氏は既にBMWに移籍してロールス・ロイス部門の責任者となって準備にあたっている。

ロールス・ロイスの商標権をBMWに奪われたVWは、手元に残った「ベントレー」で攻勢に出る。ベントレーも80年の伝統を持つスポーツカーだ。1931年からはロールス・ロイスの子会社として、そして98年からはそのロールス・ロイスを傘下に収めたVWの下で

「コンチネンタル」や「アーニッジ」を作ってきた。2003年にはVWの設計による初めてのベントレー、「GTクーペ」が市場に出される。価格はフェトンの倍の17万ユーロで、販売台数は長期的には現在の4倍の年間9,000台までもってゆく計画だ。しかしVWはこれだけで満足しない。フェトンとベントレーのさらに上のクラスの超高級車を出してロールス・ロイスに対抗する計画を持つ。V16エンジンを搭載する1,001PSの「ブガッティ」で、2003年末の生産開始を目指している。マイバッハと同様に、消えてしまった往年の名車のブランドを、グループの最高級の車種名として採用した。2002年9月半ばにブガッティ組み立て用のアトリエの起工式が行われた。場所はストラスブールの西にある町、モルスハイムだ。20世紀始めに当時ドイツ領であったこの町でイタリア人のエットーレ・ブガッティが伝説的な高級車を作っていた。

各社が新しい超高級車の生産体制を固めつつあるが、こうした超高級車の顧客は現在世界に1万人ほどしかいない。生産設備過剰も心配されるところだ。しかし100万ドル以上の金融資産を持つ人は世界中に710万人おり、その流動資産の総額は261億ドルだ。景気の影響も受けずに10万ドルから30万ドルの車を「おもちゃ」感覚で買う人は十分にいる。しかしこうした人たちの財布の紐を緩めるには、各社で新たに出される超高級車がそれぞれ個性的で、各人が欲しくなるようなさまざまに異なる魅力を持ち合わせていなければならないだろう。

## 6. フランス・メーカーの躍進

ドイツのメーカーは技術力を駆使して高性能の車を開発し、ミニ・クラス、SUV車、高馬力車などを次々と開発・市場投入して車種の幅を広げている。一方で、フランスのルノーとPSAは、そうした新車種ラインナップ競争や、価格10万ユーロの超高級車とは無縁の

ところで成功している。PSAの売り上げは、90年の244億ユーロから2001年には517億ユーロへと倍以上に拡大した。ルノーは同じ期間に売り上げを249億ユーロから364億ユーロへと46%増やしている。99年に資本参加した日産の経営建て直しを成功させ、欧州の自動車メーカーとして初めてグローバルな資本提携を成功させたのもルノーだ。ドイツのメーカーの成長が、より優れた車をより多く販売することによって支えられているのに対し、フランスのメーカーは車種の幅はドイツのメーカーほど広がってはならず、クラスもドイツ車より一段下がる。しかし消費者の好む機能やデザインを常に先取りして、安価な価格で提供してきた。ルノーのミニバン「エスパス」やコンパクト・バン「メガーヌ・セニック」のように、新たに開発・投入した全く新しいジャンルの車種は地味ではあっても人気が高く良く売れている。プジョーの小型車「206」や「306」もベストセラーとなった。206のカプリオレ・タイプ「206 CC」は、これまで高級車にしかなかった自動収納式メタル・ルーフを持つ。2002年10月のパリ・モーターショーで披露された「307 CC」では、二列のシートにまたがってメタル・ルーフが蓋う。これまで高級車でも見られなかったメカニズムだ。これに対してVWはゴルフのカプリオレを出しても、その後継車が續かない。メルセデスのカプリオレは、プジョーのカプリオレが2台買える価格だ。

フランスの工場では厳しいコスト削減を実現してスリム化に成功し、生産性を大きく向上させた。コンサルタント会社マッキンゼーの調査では、フランスの自動車を1台製造するのに投入される労働時間は、96年の152時間から99年には124時間に減っている。フランスの自動車産業の雇用は26万人から24万人に減少した。同期間にドイツでは車1台当たりにかかる労働時間は147時間から170時間に上昇、自動車産業の雇用者数は78万人から89

万人に増えた。労働時間1時間当たりで生み出す利益を算出した生産性はフランスのメーカーが平均49.3ユーロで、ドイツのメーカーの47.4ユーロを上回っている（独シュピーゲル誌の報道）。デザインや安さばかりでなく、技術力でもフランスのメーカーは地味ながら実力を示している。ルノーの中型車「ラクナ」はユーロNCAPのクラッシュ・テストで世界で初めて、最高のファイブスターの座を獲得した。PSAは高圧直噴式ディーゼル車にさらにフィルターを取り付けて、排ガスに含まれる二酸化炭素や有害物質をほとんど出さない車を誇っている。

こうした技術力、デザイン、安さが消費者に評価されたPSAは、2001年に西欧市場で214万台の乗用車を販売し、ルノー・日産グループを抜いてVWグループに次ぐ欧州2位のメーカーとなった。全世界での販売台数は300万台を突破している。2002年は325万台を目標に設定しており、2006年までには400万台到達を目指す。このうち300万台は低公害のディーゼル車とする計画だ。2002年1～9月の西欧市場でのシェアは、プジョーとシトロエンを合わせて15.0%となり、VWグループ（4ブランド合わせて18.3%）との差を縮めている。一方のルノーは、2002年1～9月の西欧市場でのシェアを10.5%に拡大させた。単一ブランドでは初めてVWのシェア（10.3%）を抜いて欧州トップの座を獲得した。

## 7. 生産設備は過剰傾向

2001年には世界中で5,500万台の乗用車が販売された。しかし今後数年間に需要がこれを大きく上回る可能性はほとんどない。表5は世界の大手自動車メーカーの各地での生産能力をグループ別に見たものである。これまでの生産実績から見た現実的な生産能力で、理論的な計画生産能力ではない。生産能力は西欧、北米、日本に偏っており、これらの国や地域では過剰設備となっている。GMは北



表5 自動車メーカー・グループ別生産能力(2001年、単位:100万台)

	VW	BMW	ダイムラー・ クライスラー	ルノー 日産	PSA	フィアット	GM	フォード	トヨタ	ホンダ	現代	大宇	計
ドイツ	2.20	0.75	0.95				1.00	0.60					5.50
ベルギー	0.50						0.35	0.40					1.25
フランス			0.15	1.20	1.60				0.20				3.15
イタリア						1.60							1.60
オランダ			0.20										0.20
オーストリア			0.13										0.13
ポルトガル	0.15				0.05		0.02						0.22
スウェーデン							0.15	0.30					0.45
スペイン	0.75		0.02	0.50	0.35		0.45	0.35					2.42
英国		0.12		0.35	0.20		0.30	0.40	0.20	0.12			1.69
<b>西欧</b>	<b>3.60</b>	<b>0.87</b>	<b>1.45</b>	<b>2.05</b>	<b>2.20</b>	<b>1.60</b>	<b>2.27</b>	<b>2.05</b>	<b>0.40</b>	<b>0.12</b>			<b>16.61</b>
ルーマニア				0.10								0.15	0.25
チェコ	0.45											0.03	0.48
スロバキア	0.15												0.15
ポーランド						0.35	0.10					0.20	0.65
ハンガリー	0.06						0.08						0.14
トルコ							0.01		0.02	0.01	0.02		0.06
<b>東欧</b>	<b>0.66</b>			<b>0.10</b>		<b>0.35</b>	<b>0.19</b>		<b>0.02</b>	<b>0.01</b>	<b>0.02</b>	<b>0.38</b>	<b>1.73</b>
USA		0.08	2.25	0.40			4.50	4.00	0.80	0.70			12.73
カナダ			0.75				1.00	0.65	0.20	0.32			2.92
メキシコ	0.43		0.45	0.30			0.45	0.28		0.02			1.93
<b>北米</b>	<b>0.43</b>	<b>0.08</b>	<b>3.45</b>	<b>0.70</b>			<b>5.95</b>	<b>4.93</b>	<b>1.00</b>	<b>1.04</b>			<b>17.58</b>
アルゼンチン	0.08		0.03	0.08	0.07	0.10	0.05	0.10	0.02				0.53
ブラジル	0.60		0.05	0.07	0.05	0.50	0.50	0.20	0.03	0.03			2.03
<b>南米</b>	<b>0.68</b>		<b>0.08</b>	<b>0.15</b>	<b>0.12</b>	<b>0.60</b>	<b>0.55</b>	<b>0.30</b>	<b>0.05</b>	<b>0.03</b>			<b>2.56</b>
中国	0.34				0.09		0.16						0.59
韓国											2.00	1.00	3.00
日本			1.20	1.50			1.80	0.90	4.50	1.50			11.40
<b>アジア</b>	<b>0.34</b>		<b>1.20</b>	<b>1.50</b>	<b>0.09</b>		<b>1.96</b>	<b>0.90</b>	<b>4.50</b>	<b>1.50</b>	<b>2.00</b>	<b>1.00</b>	<b>14.99</b>
豪州			0.06				0.15	0.12	0.10				0.43
<b>計*</b>	<b>5.71</b>	<b>0.95</b>	<b>6.24</b>	<b>4.50</b>	<b>2.41</b>	<b>2.55</b>	<b>11.07</b>	<b>8.30</b>	<b>6.07</b>	<b>2.70</b>	<b>2.02</b>	<b>1.38</b>	<b>53.90</b>

\*ロシア、インド、タイ、インドネシア、マレーシア、台湾、アフリカを除く  
出所: AI Special 4/2002

米で年間80万台分、GMのドイツ子会社、オペルは年間35万台分の過剰設備を抱えている。フォードも北米で年間100万台分の生産能力が過剰で、三菱自動車やフィアットの過剰設備もそれぞれ年間30万台分となっている。クライスラーや日産の業績回復は、こうした過剰設備の廃棄によって達成されている。しかし過剰設備を抱える西欧、北米、日

本で新車の需要が低迷しているのに対して、日本を除くアジアと東欧では今後急速な需要の伸びが期待されている。

過剰設備が工場閉鎖などで縮小されている一方で、車種や地域によっては設備の拡張を行っているメーカーもある。フォード子会社のボルボとジャガーは、合わせて年間15万台分の設備拡張を欧州で行っているし、GMも

大宇を傘下に入れることによって韓国や東欧での生産能力が拡大される。ダイムラー・クライスラーのメルセデス部門はドイツ国内や米国で10万台の設備拡張を行っているほか、三菱自動車と共同でドイツのボンに年間20万台分のプラットフォームの設備を新設する。BMWはドイツ、米国、中国で合わせて年間20万台分の設備を新設・増強する。VWグループもドイツと中国などで合わせて20万台分の設備拡張を行っている。日本の設備を縮小しているトヨタも、PSAと共同でチェコに年間30万台分の工場を新設しており、現代自動車も欧州に10万台分の設備を新設する。

## 8. 新EU規則による新車販売の自由化

欧州委員会は2002年7月17日、域内の自動車販売の自由化を図るため、従来の規則<sup>(注1)</sup>の改正案<sup>(注2)</sup>を全会一致で可決した。メーカーによる新車流通網の支配を排除するための措置で、これによって同年10月1日からEU域内ではメーカーによるディーラーの系列化がこれまでより難しくなっている。この新規制の目的は新車の流通に競争原理を導入し、現在国ごとに大きな差がある新車価格を平準化させることにある。主な内容は表6とおりである。

新規制では、メーカーはディーラー網を「独占的ディーラー」にするか「選択的ディ

表6 新車販売に関するEUの新規則

	これまでの状況	新規制
テリトリー再販	新車の再販にはメーカーの許可が必要。許可地域外での宣伝・広告はできない。	メーカーは独占的ディーラーまたは選択的ディーラーのいずれかの流通形態を選択。独占的ディーラーはメーカーが許可した地域を超えての販売はできないが、他社への卸売りができる。選択的ディーラーは、卸売りはできないが、地域制限なしにEU全域に販売できる。(2005年から)
複数ブランドの販売	ディーラーが他のメーカーの車を扱う際は契約メーカーの許可が必要。	ディーラーは複数メーカーの車を同じ店で扱うことができる。
整備・修理	メーカーはディーラーに整備・修理工場の併設を義務付けることができる。	ディーラーは整備や修理の義務を負わない。販売のみの店舗形態も可能。
純正部品	純正部品はメーカーが供給するもののみ。	メーカー純正部品と同等の品質の部品はオリジナル部品としての表示が可能。
契約解除	理由なしの契約解除が可能。	契約解除の際はEU基準に従った理由を書面で記さねばならない。

出所：auto motor sport 20/2002

(注1) 自動車の流通および顧客サービスにおける一定の種類の協定(契約、合意)にEC条約第85条3項(現81条3項)を適用する規則(第1475/95号)(Commission Regulation(EC)No 1475/95 of 28 June 1995 on the application of Article 85(3) of the Treaty to certain categories of motor vehicle distribution and servicing agreement)。同85条3項(現81条3項)は、一定の種類の協定について、不当な協定を禁止する同81条1項の適用を免除する宣言ができる旨規定しており、自動車流通制度を対象とする一括適用免除規則とも呼ばれている。

(注2) 自動車産業における一定の種類の垂直的協定および共同慣行にEC条約第81条3項を適用する規則案(Draft Commission Regulation(EC) on the application of Article 81(3) of the Treaty to categories of vertical agreements and concerted practices in the motor vehicle industry)。2002年10月1日に発効(第1400/2002号)。

.....

ーラー」にするかの選択を迫られる。独占的ディーラーは他社への卸売りが可能なので、新車がデパートやスーパーあるいはインターネット販売に流れて安売り販売される可能性が大きくなる。このため大半のメーカーが選択的ディーラーを選択するものと考えられる。

この新規制によって、メーカーはこれまでのディーラーとの代理店契約を変更する必要に迫られた。これまでの契約では多くの場合、新規定に違反することになるからである。メーカーの多くはこの機会を利用してディーラーの整理・選別を行っているようだ。多くのディーラーのもとに、これまでの契約の解除通知が自動車メーカーから送られた。すべてのディーラーに一様に契約解除通知を送ったメーカーも多い。新しい契約を結ぶ際に、ディーラーに求めるショールームや設備の水準を引き上げることによって、資金力のない零細ディーラーを実質的に排除する結果となっている。アウトディのディーラーの一部では、新たな契約が結べないところが出ている。BMWの場合は、新しいディーラー契約に5年間の期限を付けている。メルセデスのディーラーは契約解除を申し渡されてはいないが、ディーラーは契約の一部変更を迫られているようである。欧州では米国と比べてディーラーの数が多く、ドイツの例では年間330万台の販売を2万3,000のディーラーが販売している。米国では年間1,650万台が2万2,000のディーラー網で販売されている。ディーラー1軒あたりでは米国の750台に比べてドイツでは143台に過ぎない。

これまで各国の新車価格には車種によっては30%もの開きがあった。最も高いのは英国とドイツで、スウェーデン、イタリア、スペイン、ルクセンブルグも新車の高価格国だ。一方デンマーク、フィンランド、ギリシアは低価格国である。EUの新規制によってこうした価格の開きが縮まることが期待される。しかし英国やドイツの消費者の期待に反し

て、高価格国の価格にすり寄せられる動きが見られる。ルノーはデンマークでの価格を2002年7月1日から6.5%値上げした。フィアットもデンマーク、ギリシア、スペイン、ポルトガルでの価格を2002年秋から引き上げ、2003年春にはベルギーとオランダでも新車価格を上げることを発表した。高級車のイメージを大切にメルセデスやBMWも、低価格国での価格を引き上げることによって価格を平準化することはほぼ確実だ。既に2年前に欧州全域に統一価格を導入したポルシェも、ドイツの価格に合わせて他国での価格を引き上げている。いずれにしても完全な平準化とはならず、価格差は5~10%程度に縮まるとみられている。

ほとんどの自動車メーカーが新規制に適合させる準備をしている中で、ポルシェだけは新規定の適応除外臨時措置を欧州委員会から認められた。これは新しいRV車「カイエン」の市場導入を控えて、ポルシェのディーラーがショールーム改装や整備工場の設備に多額の投資を余儀なくされたことが背景となっている。この際にポルシェは代理店契約を更新しており、新しい契約は2003年1月に発効することになっているが、契約作成時に適用されていたEUの古い規定に基づいて法的拘束力を持たせるために、ポルシェは欧州委員会からLetter of Comfortと呼ばれる証明書を受け取っていた。これによってポルシェの新しい代理店契約は、欧州委員会が臨時措置を解除するまでは新しいEU規定に縛られない。ポルシェの欧州での販売は2万2,000台で、これは欧州の乗用車販売台数1,480万台のわずか0.15%である。規定ではシェアが5%未満のメーカーには特別の除外措置が適用されることになっているため、臨時措置解除後も現在の代理店契約が認められる可能性はある。しかし欧州委員会が乗用車全体でのシェアを見るか、スポーツ車のみでのシェアを見るかは定かではない。

## Report 2 .....

EU新規定の導入で色めき立っているのが流通業界だ。販売と整備の分離によって、これまで「正規のルート」とされた流通経路を通さずに販売された車の整備や修理も可能となる。スーパーやホームセンター、安売り店などでの車の販売も予想される。ドイツの流通業AVAは、99年に韓国の起亜の中型乗用車とスポーツRV車を1,300台平行輸入しそれぞれ定価の43%引き、および35%引きで売った経験を持つ。AVAはその後2000年と2001年にも、大宇自動車の「ラノス」、「マルティス」、「ノビラ」など2,000台をホームセンターで販売し、またフィアットの小型車「プント」を一部の地域のスーパーで販売して話題となった。ネット販売業者も新車の格安販売を狙っている。

しかし欧州の自動車メーカーが本当に恐れるのは門外漢の流通業者ではなく、米国の大手自動車ディーラーだ。オートネーションや

ユナイテッド・オート・グループ(UAG)のような売上数十億ドルから数百億ドルの大手業者が欧州に進出してくれば、自動車メーカーとディーラーの力関係が逆転する恐れもある。これまでドイツやイタリアでは、ほとんどのディーラーが特定メーカーの独占代理店となっていた。EUの新規定によってディーラーが複数ブランドを扱えるようになっても、家族経営の域を出ない小規模のディーラーと大手自動車メーカーとの力関係ではディーラーの独立性にも限界がある。しかし資本力のある米国の大手ディーラーが欧州に進出してくれば、多くのメーカーの車を扱うこれらの大手ディーラーの市場支配力には、自動車メーカーのコントロールが効かなくなる。既にUAGは英国の自動車ディーラーを50社ほど傘下に収めた。同社はドイツでも2002年春にトヨタのディーラー1社と合併会社を設立しており、大陸欧州への進出を狙っている。

## 小売・流通：売り上げ伸ばすディスカウンター

ベルリン・センター

2001年の欧州における小売業は、売上高上位15社のうち、6社がドイツ、5社がフランス、2社が英国、オランダと米国がそれぞれ1社、という構成であった（表1参照）。また、上位10社で欧州市場の約41%、上位30社では同68.5%の売り上げを占めた。依然欧州市場における小売業はドイツ、フランス勢が主役となっている。

### 1. ドイツの小売・流通業景況

ドイツ小売業連盟（HDE：Hauptverband des Deutschen Einzelhandels）のヘルマン・フランツェン理事は2002年6月24日の記者会見で「ドイツの小売業は依然として深い穴の中にいる」という表現で低迷から抜け出

せていない小売業の状況を述べている。2002年に入って5ヵ月間の売り上げは前年同期比5%を超える減少になった。小売店の倒産が増え、2002年上半年期東部ドイツでの倒産件数は前年同期比で実に57.4%増、西部ドイツでは同33.2%増で、需要減退が与える小売業への影響の深刻さを伝えている。HDEでは経営対策である程度カバーできる売り上げ減の限界を約10%と見ている。売り上げの減少がこれ以上になると、企業の存続が危ぶまれるようになる。この基準に照らし合わせると現在ドイツ小売店の約3分の1が瀕死の状態と言える。一方、この需要減退により小売業の構造変化が促進されつつあり、大きな支店網を持つディスカウンターの時代へ向かってい

表1 小売・流通企業 欧州 上位15社（2001年売上高ベース、付加価値税込み）

順位	会社名	国	2001年売上高			
			欧州市場 (100万ユーロ)	売上高に占める 食料品割合 (%)	国内 売上高比率 (%)	国外(欧州) 売上高比率 (%)
1	カルフル・グループ	フランス	56,479	(70.5)	(63.6)	(36.4)
2	メトロ	ドイツ	48,292	(49.5)	(58.7)	(41.3)
3	レーヴェ	ドイツ	37,540	(73.5)	(79.8)	(20.2)
4	テスコ	英国	35,765	(85.9)	(89.8)	(10.2)
5	アンテルマルシェ	フランス	31,900	(82.4)	(74.6)	(25.4)
6	エデカ	ドイツ	28,035 *	(84.7)	(91.8)	(8.5)
7	アルディ	ドイツ	27,300 *	(84.3)	(71.8)	(28.2)
8	オーシャン	フランス	24,500	(74.8)	(71.5)	(28.5)
9	セインズベリ	英国	22,579 *	(90.0)	(100.0)	(0.0)
10	アホールド	オランダ	21,800	(90.7)	(41.3)	(58.7)
11	ルクレール	フランス	21,500 *	(52.3)	(96.5)	(3.5)
12	シュヴァルツ・グループ	ドイツ	18,600 *	(83.5)	(67.0)	(33.0)
13	ウォールマート	米国	18,347 *	(68.6)	-	-
14	カジノ	フランス	17,306	(76.2)	(95.8)	(4.2)
15	テングルマン	ドイツ	14,060 *	(61.7)	(77.5)	(22.5)

出所：M+M Planet Retail をもとに作成

\*印は推定

表2 売上高別ドイツ小売・流通企業上位10位（付加価値税込み、2001年）

	企業名	本社所在地	売り上げ高1) (100万ユーロ)	前年比 増減(%)	食料品 割合(%)
1	メトロ・グループ	デュッセルドルフ	32,175	3.2	44.3
2	レーヴェ・グループ	ケルン	29,324	4.4	67.1
3	エデカ/AVA・グループ	ハンブルク	25,477	4.6	83.6
4	アルディ・グループ	エッセン/ ミュルハイム	*21,600	11.9	81.0
5	カールシュタット・ エッセン	クヴェレ	*16,400	2.5	7.9
6	シュバルツ・ グループ	ネッカーズルム	*13,675	11.4	80.7
7	テンゲルマン・グループ	ミュルハイム	11,952	13.1	62.0
8	シュパール・グループ	シェーネフェルト	*7,926	3.8	90.9
9	レッカーラント - タバコラント	フレヒェン	6,716	12.0	88.9
10	シュレッカー	エヒンゲン	*4,755	9.4	95.0

出所：M+M EUROdata

2002年3月15日現在, \*推定値

1) ドイツ国内の売り上げのみ、付加価値税込み

るのは明らかだ。

HDEによる8月の売り上げ統計では、前年同月比で3%減と減少幅がいくらか緩和した。製品別に見ると、家庭用品（ガラス製品、陶磁器、家具、照明、壁紙、寝具など）の売り上げが3.6%減、個人用品（織布、衣服、靴、時計、装飾品など）が5.7%減と平均以上の減少を見せたが、余暇製品（CD、本、写真、スポーツ用品、玩具など）および建設資材・DIY製品は前年同月の売り上げレベルを確保した。

2001年の売上高別ドイツ小売・流通企業上位10位（表2）を見ると、アルディ・グループ（前年比11.9%増）、シュバルツ・グループ（同11.4%増）、レッカーラント - タバコラント（同12.0%増）、シュレッカー（同9.4%増）などディスカウンターが大きく売り上げを伸ばしている。

## 2. 各企業の動向

(1) ドイツ小売・流通トップは依然メトロ

メトロの発表によると、2002年上半期のグループ売り上げは前年同期比3.4%増で、238

億7,000万ユーロであった。国外売り上げは、第2四半期にユーロ高が続いたため特に英国、ポーランド、ルーマニア、トルコ、中国との取引に悪影響が出たが、前年の同期比約10%増と大幅な伸びを見せ、109億5,000万ユーロとなり、国外売り上げ割合は前年同期の43%から46%に増えた。同社は経営戦略の一つの柱として国際化をあげており、グループ国外売り上げ割合50%以上を目標にしている。

販売ライン別に見ると、特にエレクトロニクス製品向け店舗であるメディア・マルクト（Media-Markt）サターン（Saturn）が大きく売り上げを伸ばした。両販売ライン（Media/Saturn）の2002年上半期総売り上げは前年同期比10.9%増の41億ユーロであった。特に第2四半期の伸びが大きく前年同期比16.7%増であった。ドイツ国内市場だけを見ると、エレクトロニクス製品の売り上げが2002年上半期約10%減少している中で、メトロのエレクトロニクス製品販売ラインの同期売り上げは4%増、特に第2四半期の伸びが11.1%であったのが目立つ。

グループ内で国際化が最も進み、売上高も最大の販売ライン、メトロ・キャッシュ・アンド・キャリー（Metro Cash & Carry）の2002年上半期の売り上げは前年同期比6.2%増、111億8,000万ユーロで、特に東欧とアジアでの伸びが大きかった。東欧では14.4%増、アジアを含む欧州以外全域での伸びはさらに大きく16.4%であった。西欧全体では4.6%増だが、ドイツでの伸びは0.8%で国内需要の伸び悩みがはっきりと現れた。同販売ラインの国際化は2002年に入りさらに推進され、とりわけベトナムへの進出が特筆に値する。同販売ラインの国外売り上げ比率は2002年上半期に約77%になった。

セルフサービス・デパートのリアル（Real）は、2002年6月30日時点で合計277店舗を数える。同販売ラインの2002年上半期売り上げは約39億ユーロで、前年同期比2.6%減であったが、競合企業に比べると比較的良好に推移した。東欧での売り上げ減5%は大きい。ポーランド、トルコ通貨に対するユーロ高が原因である。同ラインでは、顧客カードシステムである「ペイバック」などのマーケティング対策により顧客の確保に努めている。

日用品販売エクストラ（Extra）では消費者の買い控え、価格に対する敏感さの高まりによる影響を受け、2002年上半期の売り上げは前年同期比4.3%減、14億ユーロであった。同販売ラインでは店舗の合理化を進めており、売場面積の小さい6店舗を閉鎖し、3店舗を新規開店した。

建設資材・DIY用品販売のプラクティカー（Praktiker）の2002年上半期売り上げは国外の売り上げ好調でほぼ前年レベルを確保し、13億ユーロであった。東欧の成長市場であるポーランド、ハンガリー、それにギリシャでの売り上げ伸び率は30.4%に上った。同ラインの国外売り上げの割合は20.3%と初めて20%台に突入した。店舗数は2002年6月30日現在国内外合計347店舗である。2002年9月

28日には建設資材販売のドイツ企業としては初めてルーマニアのブカレストに第1号店を開店し、2003年に2店目を、将来的には15店舗に増やす計画である。

百貨店カウフホーフ（Kaufhof）は高品質製品に絞った品揃えをしているが、消費者の一般的な買い控え傾向の影響を強く受けた。同販売ラインの2002年上半期の売り上げは前年同期比2%減、17億5,000万ユーロだが、競合企業に比べると良好に推移したと言える。同ラインの店舗数は2002年6月30日現在149店舗である。

メトロ・グループは2002年通期の売り上げの伸びを5.5～6%と見込んでいる。

## （2）ドイツ・ディスカウンター勢が躍進

### アルディ（Aldi/ドイツ）

ディスカウンター市場をリードしているアルディ（北アルディと南アルディ）はドイツ最大のハード・ディスカウンターである。食料品業界新聞、レーベンスミッテル・ツァイトゥング紙のインターネット版企業ランキング（2002年3月15日付）によると、2001年の南北アルディのドイツ国内売上合計は付加価値税込み216億ユーロと推定され、前年比実に11.9%増、食料品の割合は81%であった（表2参照）。全世界での総売り上げは推定約273億ユーロである。同社は2000年の決算を例外的に公開したが、それによると2000年通期利益は北アルディ1億6,900万ユーロ、南アルディ3億3,100万ユーロで、付加価値税抜き売り上げに対する利益率は南が3.6%、北が1.9%と南アルディの業績が極めて良いことが明らかになった。60年代初にアルディは北（エッセン：Essen）と南（ミュルハイム・アン・デア・ルール：Mulheim an der Ruhr）に分かれ、販売地域を明確に分け、北はテオ・アルブレヒト（Theo Albrecht）氏、南はカール・アルブレヒト（Karl Albrecht）氏がそれぞれ独立して経営することとし、現在でもこの分

割に従っている。南アルディの創業者であるカール・アルブレヒト氏は2002年初に監査役から引退したが、北アルディのテオ・アルブレヒト氏は今なお現役で経営に携わっている。

## シュバルツ・グループ (Schwarz-Gruppe/ドイツ)

同グループの販売ラインは、ドイツ売り上げ第2位にランクするセルフサービス・デパートのカウフランド (Kaufland)、消費者マーケットのハンデルスホーフ (Handelshof) とコンコード (Concord)、アルディの好敵手であるディスカウンターのリードル (Lidl)、キャッシュアンドキャリー卸売りのルーフ (Ruef) とカウフランド (Kaufland) である。2001年売り上げはセルフサービス・デパートのカオフランド、ディスカウンターのリードルを合計すると推定136億7,500万ユーロ、前年比11.4%増であった (表2参照)。売り上げの内訳はカオフランドが53%、リードルが47%を占め、各ラインの食料品割合はそれぞれ77%、85%とリードルの食料品割合が大きい。シュバルツ・グループは北欧、東欧への拡大を強力に進めている。リードルは、2002年フィンランドに進出したのに続き、2003年中にさらにスウェーデン、ノルウェー、デンマークへの進出を、2004年にはエストニア、ラトビアへの進出を計画している。セルフサービス・デパートのカオフランドは既にチェコ、スロバキア、ポーランド、クロアチアに進出しており、さらにブルガリアへの進出を図っている。このように海外拡大のテンポは極めて早い。

## レッカーラント - タバコラント (Lekkerland-Tabaccoland/ドイツ)

同グループは主としてガソリンスタンド・ショップ、飲料専門マーケット、パン・ケーキ店、キオスクと呼ばれる駅や街頭の売店などのコンビニ店にお菓子、タバコ、飲料を供給

している (顧客店舗数約7万)。最近では食品小売店への供給量も増えてきた。卸ラインはレッカーラント (Lekkerland)、タバコラント (Tabaccoland)、小売ラインはバッカス - ワインラント (Bacchus-Weinland)、ドリンク - パラダイス (Trink-Paradies) である。2001年ドイツ国内売り上げ (付加価値税込み) は前年比12.0%増で67億1,600万ユーロ、そのうち食料品の割合は88.9%を占めた (表2参照)。2001年における売り上げの伸びは主としてタバコの販売による (全売り上げに占めるタバコ売り上げの割合は55%を超える)。しかし、タバコの利回りは小さく、このため全体の利回りも1%に満たない結果になっている。売り上げを伸ばしている携帯電話プリペイド・カードはガソリンスタンド・ショップを介して販売されているが、2001年売り上げは前年比ほぼ倍増し7億6,700万ユーロとなり、2002年売り上げ見通しも良い。同グループはスペイン、イタリア、イギリス、ベルギー、ノルウェーに子会社を有し、オーストリア、ハンガリー、チェコ、オランダ、スイス、デンマークでは資本参加をしている。国外売り上げは2001年約55億ユーロで総売り上げの45%を占めた。

## シュレッカー (Schlecker/ドイツ)

同社は日用品小売りの最大手で、2001年付加価値税込みドイツ国内売り上げは前年比9.4%増、47億5,500万ユーロ (推定) であった (表2参照)。欧州日用品市場での同社占有率は2001年45%を超えている。同社はかなりの速さで店舗数を拡大しており、90年~99年の10年間に店舗数は10倍の9,000店になった。2001年末の欧州全体の店舗数は約1万1,300店。同社立地戦略の特徴は、競争会社なら敬遠するような地点、例えば住民2,000人の村にも開店を厭わないというところにある。このため店舗当たり売場面積と売り上げは競争他社よりも小さいが、一方必要コストと競争圧力が小さいという長所もある。品数



.....

は約4,000点にのぼり、そのうち自社ブランド商品の割合は約15%だ。99年末からオンライン販売（販売地域：ドイツ、オランダ、オーストリア）も始めた。拡大戦略は今後とも維持する予定で、オーストリア、オランダ、スペイン、イタリア、フランスで既に2,000を超える店舗を展開しているが、これをさらに密にする計画である。

### (3) フランス企業は積極的な海外進出を展開 カルフル

フランス国内小売売り上げの約4分の1を占めるカルフルは、低迷する国内売り上げをカバーするべく、海外市場進出に積極的に動いている。欧州内でも国内売り上げトップを占めるスペイン、新たな市場となるルーマニアにさらなる店舗の新設を計画しているほか、中国、ブラジル、ルーマニアなどでも店舗拡大を計画している。

### カジノ

2002年3月、カジノが経営再建中のオランダ・ラウルス（Laurus、2001年欧州27位）の37.6%の資本を取得することが決定した。また、カジノは2008年までにラウルスへの資本参加を51%までに高めるオプションを得た。小売企業ではアホールドに続きオランダ第2位のラウルスを買収することで欧州第9位（2001年売り上げベース）の企業グループが誕生することになる。

### (4) 英国企業は依然国内市場向けの店舗展開

ドイツ、フランスの大手流通企業に比べると、英国大手の海外進出度は低い。英国首位のTesco社の海外売り上げ比率（欧州）は10.2%、第2位のセインズベリは国外未進出となっている。

Tescoの海外進出は慎重であるが、10月にはマレーシアに2号店をオープンした。95%の商品は現地生産を計画している。

## 3. ドイツ小売・流通業界を取り巻く制度の変化

### (1) 欧州単一通貨ユーロ導入の影響

2002年1月1日からドイツを含む欧州12カ国で単一通貨ユーロが流通しはじめた。ドイツマルクとユーロの固定換算レートは1ユーロ=1.95583マルク、1ユーロは約2マルクと消費者は換算している。

ドイツの消費者は単一通貨ユーロの導入によって物価が上昇したという感覚を持っている。その結果節約性向が強まり、小売店売上高の大幅な減少が現状と言える。ドイツ連邦統計局の発表では、ユーロ導入による物価騰貴はほとんどなかった（表3参照）。また、ドイツ連邦銀行はユーロが価格上昇の元凶だという主張には根拠がないと常に否定してきた。

しかし、一部の業界、例えばレストラン、理髪・美容、クリーニングなどではユーロ導入を値上げに利用した感が強く、統計専門家も認めるところである。消費者団体の意見調査では、ユーロになってから概して必要支出が増えたと84%が述べている。2002年5月16日付でハンブルガー・アーベントブラット（Hamburger Abendblatt）紙が発表した調査結果では、街中の時間決め駐車場代（96%）、ミルクパン（59%）など価格が急騰したものからバリラ社パスタ（25%）スピードくじ（17~22%）、喫茶店でのカフェオレ（16%）等、多くの日用品・サービスの価格で、統計庁発表の平均消費者価格指数とはかけ離れた値上げの実感があつたと指摘している。

経済誌manager-magazin（電子版）によると、導入後2ヵ月目の2002年2月の消費では食品以外の売り上げが大幅に減少し、衣料品や靴の専門店売り上げは前年同月比で実質5.9%減、家具、建設資材、DIY製品は実に同9.1%減であった。一方、食品、飲物、タバコなどの日用必需品消費は前年同月比で実質0.3%減とほぼ変わらず、化粧品や薬品では逆

表3 ドイツの消費者物価指数 (1995年 = 100)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2001年	108.3	109.0	109.1	109.5	110.0	110.2	110.2	110.0	110.0	109.7	109.5	109.6
2002年	110.6	110.9	111.1	111.2	111.2	111.1	111.3	111.2	111.1			

出所：ドイツ連邦統計局、2002年10月発表時点

に増加した。

一般的にユーロ導入がドイツ人の消費意識にネガティブな影響を与えたことは明らかで、メディア・トランスファー (Media Transfer) 社の意見調査によるとドイツ人の55%がユーロ導入後買物を控えていると回答している (2002年10月17日付ハンブルガー・アーベントブラット紙)。隣国フランスでは買い控え率は22%、イタリアは24%、スペインは23%であったのに比べると2倍以上が節約に励んでいることになる。

## (2) 土地の建築利用に関する政令 (Baunutzungsverordnung)

土地の建築利用に関する政令第11条第3節は大規模小売り店舗立地の可否について特別規則を定めている (ドイツ連邦行政裁判所の判例によると大規模店舗の「大規模」とは売場面積が約700㎡を超えるものを言う)。この規則に従うと「大規模」店は核地域 (通常「市内」に相当) あるいは特別地域に限って立地できるようになっている。つまり売場面積が700㎡までの小売り店舗は核地域や特別地域以外の手工業地域や産業地域にも問題なく立地できるが、「大規模」店舗をこれらの地域に立地しようとするとその都度検査を受ける必要が出てくる。また、高層店舗各階の売場面積の合計が1,200㎡を超える場合には都市建設上悪影響ありと見なされるため、核地域か指定特別地域以外への立地は難しくなる。これまで売場面積700㎡までの店舗は新規立地許可にあたり問題がなかったが、「将来の新規立地ではこれ以上の規模が普通になることを前提にして許可当局は考えるべき

だ」という議論が出ていた。2002年4月のドイツ小売業連盟 (HDE) の発表によると、小売業団体も参加し改革の検討を行っていた連邦交通・建設・住宅省 (Bundesministerium für Verkehr, Bau und Wohnungswesen) 内に設置された「食品小売業界の構造変化と土地の建築利用に関する政令第11条第3節 (Strukturwandel im Lebensmitteleinzelhandel und § 11 Abs. 3 Baunutzungsverordnung) 作業部会は小売業界にとり肯定的な最終結論を出した。それによると、将来例えばスーパーの拡張、あるいは新規建設にあたって売場面積が700㎡より大きな店舗についても問題なく許可が下りる可能性が出てきた。小売業界ではこの最終結論を大きな前進として歓迎している。

## (3) 国際食品標準 (IFS-International Food Standard) の制定

2002年8月のドイツ小売業連盟 (HDE) の発表によると、ドイツ食品業界では、ドイツ全国商業団体連盟 (BDH: Bundesvereinigung Deutscher Handelsverbände e.V.) を主管として、自社ブランド製品メーカーを監査する基準として国際食品標準 (IFS-International Food Standard) を決めた。同時に監査オンライン・ポータルサイトの構築も進めている。この基準の制定により、自社ブランド製品メーカーに対する評価基準を同一にし、監査の方法および結果の表現を統一し、監査結果の相互認容、供給チェーン全体の透明性の拡大に寄与することを目指す。最終目的は食品の安全性を改善することである。

.....

(4) ビールのアルミ缶等に2003年1月1日  
からデポジットの義務化も

ドイツでは91年の包装材政令(Verpackungsverordnung)施行以来、原則的にはすべての使い捨て容器(例えばビールのアルミ缶)にデポジット(Pfand)を消費者が払う義務がある。しかし、同政令では飲料容器の72%が再利用可能な容器(例えばガラス瓶)で販売されていれば、使い捨て容器にデポジットを払わなくてよい規則になっている。しかし72%に達していなければ、使い捨て容器にデポジットを払う義務が出て来る。この再利用可能な容器の流通比率が最近大きく減少してきており、2000年5月~2001年4月を対象にした調査統計では同率がミルクを除く全飲料で63.81%に落ちた。同包装材政令の規定ではこの調査結果が連邦公示に公表されて6ヵ月後から使い捨て飲料容器に最低でも0.25ユーロ(容量が1.5リットル未満)、0.50ユーロ(容量が1.5リットル以上)のデポジットを払う義務が消費者に生じる。このデポジットは容器返却時に消費者に返される。今回、この「強制デポジット制度」の対象となる予定の飲料はビール、ミネラルウォーター、炭酸入り清涼飲料である。政府は2002年3月20日の閣議で再利用可能な飲料容器の市場での流通比率を公示にて公表すること、および2003年1月1日から強制デポジット制度を導入することを決定した。

トリッティン連邦環境相は、この決定により使い捨て飲料容器の急増を防ぎ、環境保護上有利な再利用可能な飲料容器の利用促進を図るとし、同制度による処理コストも使い捨て容器1本につき1セント以下で済むと述べた。

飲料卸業、飲料小売業、中小個人醸造業の

諸連盟、ドイツ環境救助団体(DUH: Deutsche Umwelthilfe e.V.)は、使い捨て飲料容器へのデポジット制度を導入することは、廃棄物回避、これまで構築してきた再利用可能な飲料容器システム維持の目的に合致しており、EUの規制にも矛盾せず、しかも国民の大半が賛成しているとして強制デポジット制度の導入を歓迎している。

一方ドイツ小売り業連盟(HDE)は、中小食品小売店の大多数が強制デポジット制度の導入に反対していること、引き取りシステムの構築と運営に極めて多くのコストがかかり一部小売店存続を脅かすとして導入に反対している。

そうした中で2002年3月小売業者、缶メーカー、醸造業者が政府の同制度導入決定に反対して全国16州で訴えを起こしたが、デュッセルドルフ行政裁判所は2002年9月10日、91年包装材政令に基づいたデポジットの義務化には「法的根拠が欠ける」としてノルトライン・ウェストファーレン州での同制度導入にストップをかけた。この判決に対して、トリッティン環境相は、同判決の効果はノルトライン・ウェストファーレン州に限られ、強制デポジット制度導入が全国的に不可能になったわけではないし、政府の2003年1月1日からの同制度導入の決定に変化はないと述べたが、使い捨て飲料容器へのデポジット義務化については法的に不安定な状態が続いていた。しかし、2002年11月にはノルトライン・ウェストファーレン州ミュンスターの上級行政裁判所がデポジット制を支持する判決を下し、2003年1月1日からの導入も濃厚になったとみられる。

表4 ドイツ 食品小売業界 上位30社 (2001年売上げ高ベース)

順位	会社名	会社名(独)/所在地(独)	売上高** (100万ユーロ) (兆円)	前年比 (%)	主なグループ内企業 (販売ライン)	売上げ高細目** (100万ユーロ) (億円)	食料品 割合 (%)
1	メトロ・グループ	Metro Gruppe, Düsseldorf	32,175 (3.80)	3.2			44.3
				-	Real SB-Warenhäuser	8,300 (9,794)	75.0
				-	Metro C+C	6,600 (7,788)	70.0
				-	Kaufhof	4,569 (5,391)	7.1
				-	Extra	3,335 (3,935)	87.0
				-	その他の店名/傘下企業	9,371 (11,058)	2.0
2	Reweグループ	Rewe-Gruppe, Köln	29,324 (3.46)	4.4			67.1
				-	Rewe AG	27,325 (32,244)	65.1
				-	Rewe (卸売部門)	1,999 (2,359)	95.0
3	エデカアヴァ・グループ	Edeka/AVA-Gruppe, Hamburg	25,477 (3.01)	4.6			83.6
				-	Edeka (卸売部門)	19,951 (23,542)	90.7
				-	AVA-Gruppe	5,526 (6,521)	57.9
4	アルディ・グループ	Aldi-Gruppe Essen/Mülheim	21,600 (2.55)※	11.9			81.0
				-	Aldi Nord	10,800 (12,744)※	81.0
				-	AldiSüd	10,800 (12,744)※	81.0
5	カールシュタット	Karstadt Quelle, Essen	16,400 (1.94)※	2.5			7.9
				-	店舗販売	9,250 (10,915)※	14.0
				-	通信販売	7,150 (8,437)※	0.0
6	シュバルツ・グループ	Schwarz-Gruppe, Neckarsulm	13,675 (1.61)※	11.4			80.7
				-	Kaufland	7,275 (8,585)※	77.0
				-	Lidl	6,400 (7,552)※	85.0
7	テンゲルマン・グループ	Tengelmann-Gruppe, Mülheim	11,952 (1.41)	13.1			62.0
				-	Plus	5,305 (6,260)	89.3
				-	Kaiser's Tengelmann AG	2,491 (2,939)	92.6
				-	kd Kaiser's Drugstore	491 (579)	75.4
				-	その他の店名/傘下企業	3,665 (4,325)	0.0
8	シュパー・グループ	Spar-Gruppe, Schenefeld	7,926 (0.94)※	3.8			90.9
				-	Spar AG(Intermarché D)	7,737 (9,130)	90.9
				-	他のSpar会員	189 (223)※	88.9
9	レッカーランド	Lekkerland-Tobaccoland, Frechen	6,716 (0.79)	12.0			88.9
10	シュレッカー	Schlecker, Ehingen	4,755 (0.56)※	9.4			95.0
11	グローブス	Globus, St. Wendel	3,399 (0.40)	1.3			55.0
12	ドーレ・グループ	Dohle-Gruppe, Siegburg	2,901 (0.34)	3.4			84.4
				-	Hit	1,081 (1,276)	90.0
				-	Handelshof Köln	498 (588)	85.0
				-	Brülle & Schmeltzer	195 (230)	59.1
				-	他のDohle会員	1,127 (1,330)	83.1
13	ウォルマート・ドイツ	Wal-Mart(D)Wuppertal	2,889 (0.34)※	2.7			50.0
14	ノルマ	Norma/Roth, Nürnberg	2,165 (0.26)※	3.3			87.0
15	バルテルス・ラングネス	Bartels-Langness, Kiel	2,071 (0.24)※	6.6			81.7
16	dm	dm, Karlsruhe	1,657 (0.20)	18.0			90.0
17	ミュラー	Müller, Ulm	1,448 (0.17)	11.3			40.0
18	コープ・SH	Coop Schleswig-Holstein, Kiel	1,370 (0.16)	3.1			83.4
19		IhrPlatz, Osnabrück	1,158 (0.14)	1.9			70.0
20	ビュンティング	Bünting, Leer	1,110 (0.13)	25.9			75.0
21	ウルワース	Woolworth, Frankfurt	1,090 (0.13)	5.2			15.0
22	ブレムケ&ホースター	Bremke & Hoerster, Arnsberg	1,053 (0.12)※	2.9			80.0
23	テグート	Tegut, Fulda	1,000 (0.12)	3.7			80.0
24	ロスマン	Rossmann, Burgwedel	928 (0.11)	17.9			90.0
25	ラーツィオ	Ratio, Münster	907 (0.11)	0.8			59.0
26	クラス+コック	K+KKlaas+Kock, Gronau	818 (0.10)※	1.6			86.0
27	ディストリブータ	Distributa, Saarlouis	653 (0.08)	4.6			39.0
28	ケース	Kaes, Mauerstetten	486 (0.06)	5.7			60.0
29	フェネベルグ	Feneberg, Kempten	319 (0.04)	5.6			90.0
30	クロッペンブルグ	Kloppenburg, Kiel	276 (0.03)	3.0			35.0

出所：M+MEUROdata 2002年3月15日現在

\*は推定

\*\*1ユーロ当たり118円で計算

表5 食品小売業界 世界 上位30社 (2001年売上高ベース)

順位		本社所在地	主な業態	2001年 売上高 (100万ユーロ)	2001年 売上高 (兆円) **	食料品 割合 (%)	国内売上 比率 (%)	国外売上 比率 (%)
1	Wal-Mart Stores Inc.	米国	Warehouse Store	243,281	28.71	40.0	82.0	18.0
2	Carrefour Group	フランス	Hypermarket / Supermarket / Discounte	69,486	8.20	70.5	49.4	50.
3	Koninklijke Ahold N.V.	オランダ	Supermarket	66,593	7.86	92.0	13.5	86.5
4	The Kroger Co.	米国	Supermarket	55,959	6.60	91.0	100.0	0.0
5	Metro AG	ドイツ	業種形態はさまざま	49,522	5.84	49.7	55.6	44.4
6	Albertson's Inc.	米国	Supermarket	42,781	5.05	90.0	100.0	0.0
7	Kmart Corp.	米国	Warehouse Store	38,665	4.56	37.0	100.0	0.0
8	Safeway Inc.	米国	Supermarket	38,314	4.52	92.0	89.9	10.1
9	Costco Comp. Inc.	米国	Warehouse Store	38,131	4.50	41.0	82.0	18.0
10	Tesco Plc.	英国	Supermarket	38,059	4.49	90.0	85.0	15.0
11	Rewe Zentrale AG	ドイツ	業種形態はさまざま	37,540	4.43	70.3	79.5	20.5
12	Aldi Gruppe	ドイツ	Discounter	32,400 *	3.82	84.0	60.6	39.4
13	ITM Enterprises SA	フランス	Hypermarket / Supermarket	31,900 *	3.76	82.4	74.5	25.5
14	J. Sainsbury Plc.	英国	Supermarket	29,743	3.51	90.0	85.0	15.0
15	Ito-Yokado Co. Ltd.	日本	業種形態はさまざま	29,624	3.50	47.0	64.0	36.0
16	Edeka Zentrale AG	ドイツ	業種形態はさまざま	28,035 *	3.31	84.0	91.4	8.6
17	Aeon (Jusco Co. Ltd.)	日本	業種形態はさまざま	26,680	3.15	44.0	88.2	11.8
18	Tengelmann Gruppe	ドイツ	業種形態はさまざま	25,760 *	3.04	74.6	42.4	57.6
19	Auchan Group S.A.	フランス	Hypermarket / Supermarket	25,500	3.01	70.0	65.0	35.0
20	Supervalu Inc	米国	Supermarket	23,243	2.74	76.0	100.0	0.0
21	The Daiei Inc.	日本	業種形態はさまざま	23,000	2.71	40.0	99.0	1.0
22	Casino SA	フランス	Hypermarket / Supermarket	21,984	2.59	85.0	75.0	25.0
23	Leclerc Group	フランス	Hypermarket / Supermarket	21,500 *	2.54	52.3	97.0	3.0
24	Delhaize "Le Lion"	ベルギー	Supermarket	21,397	2.52	92.0	15.0	85.0
25	Lidl & Schwarz Gruppe	ドイツ	Discounter	18,600	2.19	84.0	67.0	33.0
26	Fleming Cos	米国	Supermarket	17,453	2.06	92.0	100.0	0.0
27	Publix Super Markets Inc.	米国	Supermarket	17,090	2.02	92.0	100.0	0.0
28	Loblaw Comp. Limite	カナダ	Supermarket	15,516	1.83	81.0	100.0	0.0
29	Winn-Dixie Stores Inc.	米国	Supermarket	14,413	1.70	92.0	100.0	0.0
30	Safeway Plc	英国	Supermarket	14,029	1.66	93.0	100.0	0.0

出所：M+M Planet Retail 4/2002

\*印は推定

\*\* 1ユーロ当たり118円で計算

表6 ドイツ 流通大手3グループの子会社

METRO グループ

営業所	卸売 デパートメント・スーパー デパート(売場面積5,000㎡~) スーパーマーケット (売場面積1,500~5,000㎡) 日曜大工ストア 電化製品ストア	Großhandel Warenhäuser SB Warenhäuser Verbraucher-märkte  Baumärkte Unterhaltungs-elektronik	Metro/Makro C + C Kaufhof real / Allkauf / Multi-Center  Extra/Comet Praktiker Media / Saturn
ニューメディア産業		Primus-Online (51% Metro AG, 49 % BHS)	www.metronet.de/ www.primus-online.de und regionale Online-Dienste
仕入れ		MGE GmbH	Düsseldorf
輸入		Gemex AG/Ltd.	Baar/Hongkong
ロジスティック		MGL GmbH	Düsseldorf

REWE グループ

国内営業所	デパート(売場面積5000㎡~) スーパーマーケット (売場面積1500~5000㎡) 小規模スーパーマーケット (売場面積800~1500㎡) 小規模スーパーマーケット (売場面積400~800㎡) ディスカウンター 化粧品ストア 日曜大工ストア  衣類専門スーパー カーペット専門スーパー 電化製品ストア  キャッシュ&キャリー	SB-Warenhäuser Verbraucher-märkte  kleine VM  Supermärkte  Discounter Drogerie-märkte Baumärkte Gartencenter Textilmärkte Teppichboden-Center Elektro-Fachmärkte Zoofachmärkte C + C Großhandels-kunden Großverbraucher	Rewe-Center, Toom  Globus, Kaufpark, Petz, EinsA, Kafu Minimal  HL, Mess, Rewe, Stüssgen, Brücken Penny Idea Toom, Jumbo Klee Kressner Frick ProMarkt Rex Tierfreund Handelshof, Fegro, Selgros, C-Gro Rewe, Rewe Nahkauf, Groka, Akzenta Rewe-Wibu
旅行業	旅行代理店 その他旅行業	Reisebüros Reisebranche	Atlas Reisen, DER ITS, DER, LTU
メディア産業		Beteiligung TV-Sender	ProSieben SAT.1 Media AG

Edeka/AVA グループ

Edeka 営業所	卸売業 デパート(売場面積5000㎡~) スーパーマーケット (売場面積1500~5000㎡) 小規模スーパーマーケット (売場面積400~800㎡) ディスカウンター 製パンストア 専門ブランド キャッシュ&キャリー	Großhandel SB-Warenhäuser Verbrauchermärkte  Supermärkte  Discounter Backfachmärkte Fachmärkte C & C	Edeka E-Center, EZB, Herkules  E-Neukauf E-Aktiv Markt, Delta, Edeka, Allfrisch, Condi, Helco, Nanz Reihelt NP, Kondi, Treff, Diska, Delta Bäckerbub Herkules u.a. Mios, Union, Ego
輸入		Obst und Gemüse	Fruchtkontor
AVA 営業所	デパート(売場面積5000㎡~) 日曜大工ストア スーパーマーケット (売場面積1500~5000㎡) ディスカウンター メガネ・ストア	SB-Warenhäuser Baumärkte Verbrauchermärkte  Discounter Optikmärkte	Marktkauf Marktkauf, Dixi  Dixi, Comet Preisgut, Preisflux Krane Optic
生産	精肉	Fleischwerke	FG Frischwaren

## EU拡大の進捗状況と 加盟候補国の課題

海外調査部欧州課

本レポートは、2002年10月4日にジェットロ海外調査部が主催した研究会において、法政大学社会学部の羽場久滉子教授にEU拡大の進捗状況と加盟候補国の課題についての解説をお願いし、取りまとめたものである。

### 1 . EU加盟交渉の進捗状況

現在、EU拡大の目的は、(1)世界における欧州の政治的・経済的役割の拡大、(2)米国の9.11.テロ以降、司法・内務分野での反テロ協力、(3)新規加盟国の受け入れ態勢の整備と安定、(4)ユーロをドルに並ぶ世界基軸通貨とする、という4点である。

現在(10月4日時点)、EU加盟交渉中の12カ国のうち10カ国が第一陣として加盟する予定である。トルコも2005年7月より加盟交渉に入る。拡大交渉の課題、アキ・コミュニテールの達成状況は、キプロス、エストニア、リトアニア、スロベニア、スロバキアが、交渉30項目のうち28項目を完了しトップを走っている。しかし、キプロスは、南北キプロスの対立という問題を抱えており、スロバキアは、民族主義指導者メチアルの問題、ポーランドは農業補助金をめぐってEUとの対立が

ある。これらは加盟後も問題となろう。

他方、ブルガリアは、春から夏にかけて加盟交渉の急速な進展が見られたが、ルーマニアの交渉は遅れている。2002年秋から冬にかけて、農業、財政・予算、地域政策、競争、機構などの分野で交渉の山場を迎える。

EU拡大のプロセスは、ヨーテボリ欧州理事会で決定したタイムテーブルで進行されている。10月24・25日のブリュッセル欧州理事会でアキ・コミュニテールの実施状況に基づき、新加盟国承認の最終判断が行われ、12月12・13日にはコペンハーゲンの欧州理事会で事実上交渉が完了する。その後2003年にはEU加盟各国の批准を経て、2004年5月1日には10カ国一括加盟となる予定である。

加盟交渉では、農業分野で難航しており、交渉の最大のネックになっている。これについてはそもそもEU加盟国の側に、農業補助金の既得権益を譲り渡したくないという強い

要望がある。また新規加盟国は、農業補助金が、段階的にしか支払われない一方、EU加盟負担金（GDPの1.27%）については最初から100%を支払わねばならないため、難色を示している。中・東欧は、加盟のドアの直前まで来て、加盟と自国のナショナルインタレスト（国益）との狭間で、これ以上譲歩することができない不満を示し始めている。具体的には、新加盟国の共通農業政策（CAP）の補助額が、当初は現加盟国の25%から出発し、5%ずつアップして2013年によく100%の補助を得るという10年間の移行措置について、ポーランドを中心として強い反発を呼んでいる。新規加盟国は、市場維持措置として農産物の買い支えによる価格安定が行われることにも否定的である。EU側は、価格差の是正により結果的に農民の所得は増えると言っている。しかし中・東欧は、価格差によって西欧諸国に対して競争力を付けたいと願っている。その背景には、社会主義体制崩壊後に起こった現象への深刻な反省がある。すなわち西欧の高い農産物や農業加工品が国内に入ってきたとき、ポーランド国民は自国の安い農業生産物ではなくデンマーク産やオランダ産の農産物を買うという行動に走り、その結果、自国農産物は西欧産品に太刀打ちできなくなり加工工場が次々に潰れるなど危機的な状況があった。中・東欧（特にポーランド）はこうした状況の再燃を避けたいと考えている。

他方、新規加盟国に対する加盟負担金は、最初から加盟国並みとなっている。EU加盟に向けた中・東欧諸国への援助であるPHAREが終了し、EUはその代わりに2004～2006年に3億8,000万ユーロの財政支援を行うとしている。中・東欧諸国としては、農業補助金が段階的であるならば加盟分担金も段階的にすべきであると主張している。

欧州委員会提案の新規加盟10カ国への拠出資金の大枠については、2004年は約57億ユー

ロ（うち農業政策は58%の33億ユーロ）、2005年は約105億ユーロ、2006年は約118億ユーロと漸次的拡大を予定している。しかし、ドイツなどネット拠出国は予算制約的な引き締めを期待しているし、スペインなどのネット受け取り国は既得権益の重視をしている。加盟後も、農業問題、財政問題においてEU加盟国間の綱引きが続くだろう。

地域政策、構造基金を通じた地域援助が行われてきたが、これは対GDP比で4%を上限枠とすることが決定されている。機構では、ニース条約で欧州議会議席数がチェコとハンガリーで各20議席割り当てられた。しかし、両国は、人口規模が同等であるベルギーの22議席数と同数を要求しており、現在膠着状態に入っているが、ほぼ実現される見込みである。

人の移動の自由に関する移行期間は、移民が大量に流入するのを防ごうとする現加盟国と、自由な移動を前提とする新規加盟国間で軋轢が起こっている。現加盟国は、最初の2年間は移行期間を設け制限することができる。その後3年間規制を延ばすことができる。さらに、希望する国は2年間延長ができることになっている。つまり、最大7年間、新規加盟国からの移民流入を排除することができる。これに対し、ポーランドが不満を表明している。他方、スウェーデン、オランダなどは、ハンガリー・チェコにはこの制限を適用しないとされており、現加盟国のなかで移民流入を最も危惧しているのはドイツとオーストリアの2カ国である。新規加盟国としては、2006年にはシェンゲン協定に加盟しようとしているにもかかわらず、自由移動が制限され規制されるのはEUの精神に反するのではないかと反発している。

以上の問題は、ある程度目途がつけいたら政治的判断で決着し、加盟後も議論が持ち越されていくこととなる。



## 2 . NATOの拡大

米国同時多発テロ、イラク攻撃の可能性など国際情勢の変化により、欧州でも、経済面以上に安全保障面への関心が強まっている。そうした中でNATOの拡大が、EU拡大と平行して焦点となっている。特に、今回EUに加盟できないルーマニア、ブルガリアは2002年11月のNATO加盟を目指し、米国に急接近した。すなわち、対テロ戦略による中央アジア、黒海周辺の地政学的・戦略的重要性から、米国と欧州の利害がずれてきており、EU加盟がまだ不可能な国々が、軍事協力を約束して、NATOに期待を寄せているのである。

欧州各国ではこの間、総選挙が行われ、西欧諸国では、経済低迷、拡大慎重論などから右派回帰が見られた。(ドイツでは、社民党が勝利し、西欧の右傾化傾向に歯止めをかける形となった)一方、中欧諸国では、ハンガリー、チェコでは社民党が勝利、スロバキアでは民主政党が現状維持するなど、おおむねEU拡大に肯定的な政党が政権に就いている。

2002年夏の中欧での大洪水は、多大な財政負担がかかり、EU拡大の進捗が遅れるのではないかと心配されたが、他方で、ハンガリーでは、5,000人の軍隊が出動し、EUとも連携して、緊急時の危機管理能力を示した。こうした現政権・EUの早期対応力が、国民の評価を高め、現政権支持の拡大につながった。

NATOの役割は、(1)ボスニア危機で危機管理対応型の組織へ移行し、(2)コソボ空爆により新戦略概念が適用され、(3)米国同時多発テロ・アフガン空爆によって国際テロ協調へと推移してきた。近年は、(4)NATO・ロシア理事会が設立され、ロシアを取り込んだ国際的なテロ協力が築かれ、これを基礎に東方拡大を実行しようとしている。

この間、米国の意図するNATOの役割変容に加盟候補国も影響を受けている。特に、

EUに加盟できないルーマニア、ブルガリア、さらにウクライナ、中央アジアが米国に接近しており、NATOの戦略的・地政学的に重要な場所が、旧来のバルカンから中東、黒海沿岸、中央アジアを重視する政策になってきている。2002年11月のNATO拡大については、最大7カ国の加盟が予定されている。NATOの役割の変化、国際情勢の変化と平行して、EUも危機管理遂行能力を獲得するため、2000年末までにWEUを吸収し、2003年までに欧州安全保障防衛政策(ESDP)強化の一環として緊急対応部隊を創設予定である。

## 3 . 加盟候補国各国の「民主化」の定着状況

2002年には、欧州では一連の総選挙が行われた。

EU加盟国では、経済停滞、失業や移民の増大と、加盟のデメリット観などから、すでに2002年ころから、オーストリアではハイダー氏が属する自由党が入閣し、イタリアではベルルスコーニ氏が率いるフォルツァ・イタリアの政権獲得があり、2002年には、フランスの大統領選挙での極右ルペンの支持の成長、オランダの総選挙での右翼政党の急成長などが見られた。

他方EU加盟候補国では、90年以降、選挙のたびに振り子のように左派、右派と交代しており、自由選挙は定着したと考えられているものの、安定からはまだ程遠い。最近、経済低迷、失業問題が共通して西欧、中・東欧で存在しているにもかかわらず、西欧では移民問題に争点が集約されて右派に、中・東欧では社会保障、国家利益の保護、弱者保護という観点で左派に揺れている傾向が見られる。しかし左派政権も基本的にネオリベラリズム的であり、安定よりも経済発展を重視している。チェコでは、ベネシュ大統領令が戦時にドイツ人を大量追放したことへの謝罪要求、ハンガリーでは、メジェシ首相が秘密警

察に協力していた等の問題が浮上している。しかし全体としては、EUに加盟する（他の選択肢はない）という観点から国民も政党を選び投票しているように見える。9月のスロバキア総選挙では、メチアルの政党がトップをとったものの支持率が20%を割り、政権をとれなかった。

## 4. EU拡大の「境界線の外」にある諸国家、諸民族

EU拡大が進むにつれ、その東方の境界線が問題になりつつある。

ルーマニア（トランシルバニア）、西ウクライナ、ユーゴスラビア、カーニングレードは、EUが中欧、バルトに拡大した際に境界線の外になる地域である。これらは全体として、経済的にもその国の平均値よりも貧しい地域である。なかでも最も貧しい西ウクライナでは、公務員の平均給与は月20ドルで、2～3ヵ月、長い時は半年も遅配されている。東部のこれらの地域では、中欧の政治家や銀行員とは異なり、西欧並みの給与を得ている人はほとんどおらず、経済的にも不安定である。道路などインフラも整っていない。他方で、西ウクライナは、歴史的にはハプスブルク帝国支配下にあり、宗教もカトリックの影響が強い。中欧諸国はEU加盟を前にして、ポーランド、チェコの東部国境にビザを導入することをEUから要請されている。

ロシアの飛び地であるカーニングレードも同様な問題がある。カーニングレードはハンザ同盟のバルト沿岸都市で、第2次世界大戦まではドイツに属していた。しかしソ連軍の占領とドイツ人追放により、現在はロシア人都市となっている。ポーランド、リトア

ニアに囲まれ飛び地であるカーニングレードをEUは、どのように扱うのが問題になっている。カーニングレードは現在、EUとの貿易がロシアよりも大きく、スカンジナビア経済圏に組み込まれようとしている。一方で、ロシアはこれに対して強い警戒感を持っており、ロシアとの回廊を作ろうとしているが、EU側から拒否されている。さらに、ロシアはバルト海に自由航行領域を確保したいと主張しているが、これもEUに拒否されている。現状では、簡易ビザを発行し歴史的な生活圏を断ち切らない方向で検討中である。

## 5. まとめ

以上から、新規加盟国の加盟承認後も続く問題として、次の点をあげることができる。

- (1) CAPを中心とする農業補助金、買い支えと価格安定、およびEU加盟分担金をめぐり、国家経済の基本問題として後に引けない中・東欧諸国に対し、EUは、拠出資金の増額により対応しようとしている。この問題は、加盟後も尾を引く可能性が高い。
- (2) EUの内と外を分ける新たな境界線の創出により、カーニングレードや西ウクライナは、旧来の生活圏分断の危機にある。これに対してEUは、簡易ビザ導入措置により対応しようとしている。
- (3) 9.11.テロ後欧州でも安全保障の問題が前面に出てきており、NATO拡大により、ルーマニア、ブルガリア、バルカン諸国など、EUに当面加盟できない国々は、積極的にアメリカに接近することにより、欧州の一部に組み込まれようとしている。

（まとめ：江口 慎一）

## ベルリンに集積するバイオ産業 (ドイツ)

デュッセルドルフ・センター

国際的な4大会計グループの1つであるアーンスト&ヤング(Ernst&Young)によると、欧州におけるバイオ企業数は、ドイツが365社、英国が310社、フランスが240社となっており、英国を抜きドイツがトップとなっている。ドイツの中でもベルリンおよびその周辺地域に160社程度のバイオ企業が集積しており、最大の集積を誇る。

2001年のドイツのバイオ産業は、総売上高や従業員数が前年比で30%以上も増加、研究開発投資も前年比で71%増と高い伸びを保っており、成長が続いている。

ドイツのバイオ産業については、96年にドイツ教育研究省(BMBF)が実施したバイオ技術を核としたベンチャー育成のための地域コンペがその発展の大きな要因といわれている。ベルリンはそのコンペではモデルの3地域(ミュンヘン、ラインラント、ラインネッカー三角地帯)には選出されなかったが、その後、地元の州・市政府等が中心となりバイオ産業の振興を行い、現在に至る。

ベルリンには生命科学に関する研究機関が多く集積し、また、経済振興公社等の熱心な支援、さらには豊富で(旧西独地域の主要都市と比較すると)安価な労働力、旧東独地域の技術レベルの向上、産業育成のための政府支援策であるイノレギオなどの活用により、ベルリンはバイオ産業の一大集積地域になった。

今回、ベルリン経済振興公社、その他ベルリンで活動を行っている日系企業、ドイツのベンチャー企業を訪問し、ベルリンおよびその周辺地域にバイオ産業が集積した背景、理由について調査を行った。訪問先および聴取の内容は以下のとおりである。

### 1. ベルリン経済振興公社

#### (1) ベルリンの立地上の強み

・160のバイオ企業がネットワークを構築。

- ・旧東独地域は失業率が高く、旧西独地域と比較すると人件費等のコストは安価(旧西独と比較すると10~20%安)。
- ・設備取得の際の税控除などの優遇措置。

- ・ドイツの他地域と比較すると人口が340万人（周辺地域を含めると600万人）と多く、人材が豊富。

## (2) ベルリンのバイオ産業

- ・ベルリンでは、160のバイオ企業が活動し、3,600人を雇用している。
- ・ベルリンのバイオ企業の技術面での専門分野は、（複数回答で）遺伝子工学が54社と最も多く、次が農業・食料分野が39社、抗体24社、環境技術が19社、バイオインフォマティクス（生物情報科学）が18社と続く。
- ・開発・生産している製品・サービスは、診断方法が66社と最も多く、解析が62社、治療42社、医薬品36社、機器22社、ソフトウェア19社となっている。
- ・主要な活動状況は、開発が111社、研究が90社、サービス87社、契約研究69社、工業的な生産55社となっている。
- ・ベルリンにおける大企業は、シェアリング（ドイツ、従業員6,300人、調剤薬メーカー）、ベルリン・ケミエ（イタリア、1,200人、調剤薬メーカー）、ドクター・マン・ファーマ（米国、400人、製薬）などがある。
- ・ベルリンのバイオベンチャーとしては、後で紹介するオイロプロテオーム社の他、マックスプランク研究所から独立したカプソリレーション（ナノテク利用のドラッグデリバリーシステム）、ベルリン自由大学教授が会社の執行役会の会長を務めるモロゲン（遺伝子治療、予防・治療のためのワクチン開発）、BASFとマックスプランク研究所スタッフのジョイントベンチャーとして設立されたメタノミクス（バイオファクトリー）等がある。

## (3) ファイナンス

- ・ベルリン地域においては、BMBFが重点な分野（バイオテクノロジーのほか、情報通信、環境に優しい持続的開発、素材、ナノ

テクノロジーなど）を指定し各分野でのプロジェクトを募集し競争させるリードプロジェクト、旧東独の技術レベルの向上・産業の振興のためのイノレギオ、競争力を強化するためのバイオプロフィールなど、5年間で1億3,500万ユーロ程度のプロジェクトが実施されている。

- ・ベルリンで新規に起業する場合には投資額に応じたインセンティブ（ネットで総投資額の最高20%）、その他ベルリン州からの研究開発等に対する資金拠出、ベルリン労働局からの雇用のためのサービスパッケージなどをうけることができる。
- ・ベルリンで事業活動を行う場合のオペレーションコスト（事務所賃貸、居住用賃貸）は、ロンドン等の大都市はもちろん、ドイツ国内のフランクフルト、ミュンヘンなどの都市と比較しても安価である。
- ・ベルリンには、多くのベンチャーキャピタルも立地している。

## (4) 人材・雇用

- ・ベルリンには、250の研究開発機関があり、その中で生命科学の研究機関が34存在する。3万3,000人の科学者がいる。
- ・旧西独地域の主要都市と比較すると人件費は10~20%安い。

## 2. 日立ソフトウェアエンジニアリングヨーロッパ（ベルリン）

### (1) ベルリンオフィス設立までの経緯・概要

#### ベルリンオフィス設立までの経緯

- ・83年 DNAの配列解析を行うパソコン用のソフトウェアを開発
- ・94年 DNA鑑定システムを開発。米国（州警察・FBI）において犯罪捜査のために利用。
- ・94年 フランスで日立ソフトウェアエンジニアリングヨーロッパ設立。
- ・99年 最初のDNAチップ開発。

.....

DNAチップは、ガラス上に多種類のDNA断片等を貼り付けたもの。調べたい遺伝子の働き具合を簡単に確認したり、数千から数万に及ぶ遺伝子の測定を一度にできることが特徴。

・2001年4月 ベルリン・オフィス開設。  
ベルリンオフィスは、従業員が8名。主要なバイオ関連業務としては、DNASISというDNAや蛋白質配列解析ソフトの販売、DNAチップ製造機の販売、DNAチップの読み取り、DNA鑑定のための装置・ソフトウェアの販売などを行っている。  
日立ソフトウェアエンジニアリングヨーロッパは、欧州統括本社をフランス（オルレアン）からドイツ（ベルリン）に移転し、ベルリンその他のドイツ地域等のバイオベンチャー企業との提携も含めさらなるバイオ事業拡大を目指している。

## (2) ベルリンを選択した理由

- ・日立ソフトウェアエンジニアリングは欧州にはロンドン、フランス、ベルリンに拠点を置いているがライフサイエンスに関してはベルリンが主要な拠点となっている。
- ・バイオ関連企業数の最近のデータ（Ernst & Young）を見ると、ドイツが欧州で最も多く集積し、中でもベルリン周辺に最も多く集積している。
- ・ドイツでは、90年代以降、連邦政府・地方政府がバイオ産業の育成に取り組み、特に96年11月にはピオレギオと称するバイオ産業の育成に関する地域コンペが開催された。ピオレギオでは、ラインラント、ライン・ネッカー三角地帯、ミュンヘンの3地域が選考された。ベルリンは選考から外れたものの、その後ベルリン州政府、市が中心となってバイオ産業の育成に取り組んだ。バイオ産業は1企業でビジネスを構築することは困難で、他の企業との連携が必要である。ベルリンでは経済振興公社など

が中心となりパートナーの紹介事業などを実施しており、こうしたサポート体制が他地域（ミュンヘン、ケルン周辺など）よりも優れている。

- ・ゲノム解析では米国に遅れをとったが、ドイツは医薬品の有力企業があることから新薬の開発、診断装置の開発などで底力を有すると考えている。

## (3) 今後のバイオ産業について

- ・ゲノム解析の進展により、塩基配列が解明された遺伝子が増加し、病気との関係なども徐々に分かってきた。こうした情報をデータベース化し、重要な情報を選択、効率的な解明を行うことが重要となり、ここで日立ソフトウェアが得意とするIT技術が利用される。この分野は、バイオインフォマティクスと呼ばれる。具体的には、世界中のゲノム解析研究機関とのネットワークを構築し、一定のルールでデータ管理を行う事業などを進めていきたい。
- ・情報漏えい防止の観点からデータを蓄積するデータセンターを個別企業の中に置きたいとのニーズも強く、こうしたサービスも進める。
- ・こうしたバイオインフォマティクスシステムは、蛋白質解析、新薬開発、環境問題への対応、食品改良などさまざまな分野で活用されると考えている。

## 3. オイロプロテオーム社

### (1) 概要

- ・オイロプロテオーム社は、ベルリン近郊のハニグスドルフ（Hennigsdorf）のバイオビジネスパークでたんぱく質および遺伝子研究所を運営する。研究所では、特に肺ガン、胃ガン、すい臓ガン、肝臓ガン、胆のうガン、食道ガン等に焦点を当て、ガン研究を行っている。遺伝子およびたんぱく質の構造解析に関する特許を取得し、他の企

## Report 4 .....

業に特許を貸与、売買するビジネスを展開している。

- ・同社の強みは、ベルリン地域およびその周辺地域にあるガン関連クリニックのネットワークへのアクセスで、こうしたネットワークから新鮮な検査組織を入手可能である。同社がたんぱく質構造解析に関する特許を有することがクリニックとの連携を強くしている要因である。

### (2) バイオ産業の状況

- ・世界でバイオ産業は4,000社程度あるといわれているが、このうち1,400社が米国、400社がドイツで、日本は150社程度。4,000社の中で利益を出しているのは20社程度と

いわれている。

- ・バイオ企業は、創薬には10年、検査方法の開発には3年かかるといわれている。世界のバイオ企業への投資は1.5兆円程度だが、今後バイオ企業への投資姿勢が厳しくなると考えられ、バイオ企業の淘汰が始まる。
- ・医薬品メーカーの研究開発投資の3分の1はベンチャー投資に向けられている。

### (3) オイロプロテオーム社と日系企業のつながり

- ・日系企業と連携を図るべく準備を進めており、今後、当社への投資を希望する日系企業を探している。

(川原 誠)

# 上昇し続ける英国住宅市場

——— ロンドン・センター ———

英国では、90年代前半に不動産価格が暴落したが、96年から住宅価格が上昇し続け、過去10年間で平均価格は75%も上がった。2002年11月現在の平均住宅価格は12万ポンド（約2,300万円）で、BBCニュースによると、住宅不足が解消されない限り、今後も上昇を続け、2020年には30万ポンドに達するという。

バブル期の日本や、73～89年の英国の住宅市場のバブル期を思い起こさせる。いずれもバブル後には、価格の崩壊があった。今回の住宅価格の上昇も近く下落するのではないかとわれて久しいが、未だ先のみえない状況である。その背景は何か、英国住宅市場の近年の動きと今後の見通しについて報告する。

## 1. 近年の住宅価格の動向

80年代は住宅市場が高騰し、90年代前半は価格が崩壊した。90年代後半は経済の成長、収入の拡大、失業率の低下により、住宅価格は毎年、前年比二ケタ台のアップ（2001年度の上昇率は11%）という大幅な上昇を記録した。

この一年を見ると、米国の景気後退、英国のIT産業や製造業の停滞などの影響を受けて、価格が下げ止まるかと予測された。しかし、上昇率の鈍化はあったものの、住宅価格は上昇を続けている（図1、2）。

大手住宅ローン会社ハリファックス(Halifax)によると、2002年10月の月間住宅価格上昇率は4.7%、年間上昇率は30.6%とした。一方、

別の大手住宅ローン会社ネーションワイド(NationWide)は、10月の月間上昇率はわずか1.4%としたものの、年間上昇率は24%とした。80年代バブル時の年間上昇率34.4%と

図1 英国の住宅価格上昇率

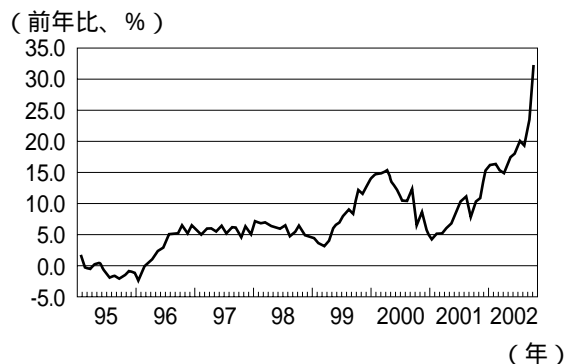
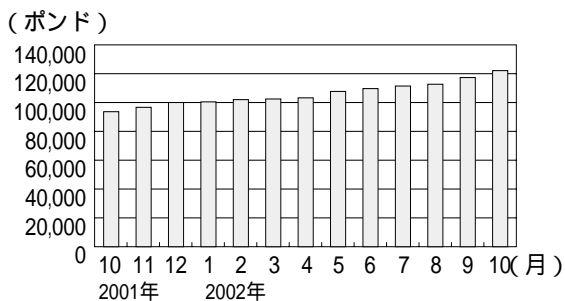


図2 英国の平均住宅価格



出所：ハリファックス

いう記録も視野に入ってきた。

この価格上昇の主な理由として、低い金利と慢性的な住宅不足があげられる。経済は低いインフレと、堅調な収入、就業率の上昇で、住宅市場にとっては最適な状況にある。また、ここ数年の株安から不動産が確実な投資先とみなされている。

## 2. 金利の動向

2001年11月、不振の製造業を救うべく、イングランド銀行（英中銀）は政策金利を63年以来最も低い4.0%に設定した。その後、インフレ率が政府目標の2.5%を下回って推移（表1）したため、この政策金利は2002年11月まで12カ月連続で据え置きとなっている（図3）。

表1 英国基調インフレ率の推移（2002年）

4月	2.3%
5月	1.8%
6月	1.5%
7月	2.0%
8月	1.9%
9月	2.1%
10月	2.3%

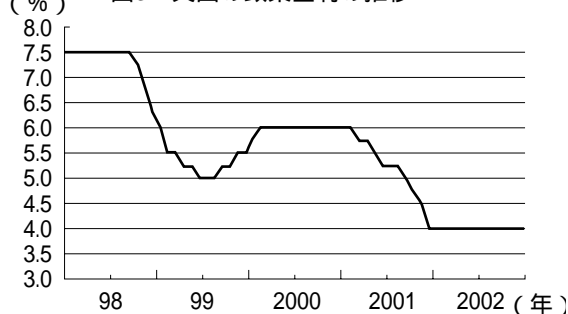
住宅ローン支払い金利を除いた小売物価上昇率  
出所：国民統計局

この低金利に低い失業率が加わり、消費者の住宅購入への意欲は非常に高い。収入における住宅ローン返済に充てられる金額の割合を見てみると、住宅購入ブーム時の89年には全国平均が35.4%だったのに対し、2001年は

15.4%だった（ハリファックス調べ、図4）。

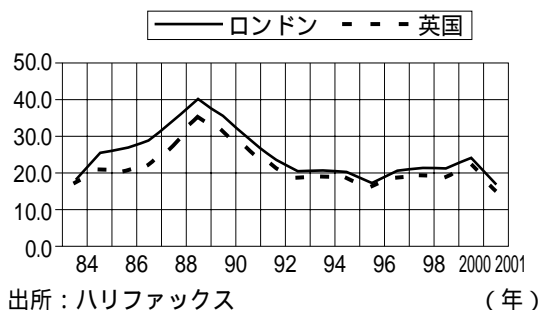
さらに7月の住宅ローン借入額は、記録が開始された93年以降最高の69億ポンドにまで上った。住宅価格が上昇する一方で、記録的な低金利が続くため、住宅ローン返済の負担はさほど重く感じられていない。

図3 英国の政策金利の推移



出所：英中銀

図4 収入に占める住宅ローン返済金額の割合（%）



80年代の不動産バブルは信用市場の自由化のあと、収入の増大、ベビーブーム世代が住宅購入層に入ってきたこと、そして80年施行の住宅法で規定された「the Right to Buy」（公営住宅居住者の購入する権利）に後押しされた形で、住宅ブームが起こった。88年には平均住宅価格は平均年収の4.88倍となり、収入の28%が住宅ローン返済に充てられた。この頃のインフレ率は、7.7%から10.9%の間を推移しており、現在のインフレ率とは大きく異なっている。これに対してとられた政策金利の設定をみると、88年7月に9.5%から10%に引き上げられたのを皮切りに、その後92年9月まで軒並み二ケタ台の金利が続いた。89年にはこの期間中最高の15%となり、



.....

この90年前後の高金利のために、住宅ローン返済不能となった人々が家を売却せざるを得ず、90年代前半の住宅価格崩壊を招いたのである。

今回のブームが80年代後半とは異なるとする根拠は、低インフレ率からくる低金利、それがもたらす住宅ローンの負担の軽さという点にある。2002年4月末、クレメンティ英中銀副総裁は、「住宅購入の負担は80年代に比べればまだ軽く、住宅価格のインフレーションを抑えるために金利を上げる必要はない。実質の価値に見合わない住宅価格はいずれ自然に下方修正されるであろう」とコメントした。これは住宅市場の今後について楽観的な意見を代表しているといえる。90年代前半のような価格暴落は起こらないが、高すぎる住宅価格のインフレーションは、市場の原理によってこの先数年でゆっくりと正常に戻るだろう、というものである。

一方、価格暴落を危惧する意見もある。住宅ローンの借入高はすでに記録的に高い。景気の後退と共に失業率が高まる可能性があり、増税もあって収入の上昇率が低い中、わずかな金利上昇でも市場に大きな衝撃となり得る、というものである。金利の引き上げを先延ばしにすればするほど、その衝撃は大きくなることが予想されるので、早期の引き上げを望む声があるが、4.0%金利の続行を望む実業界の圧力、そして前述のクレメンティ氏のコメントからも、近々の金利引上げはなさそうである。

### 3．住宅不足とその原因

リサーチ慈善団体（The Joseph Rowntree Foudation）によると、この先20年間で住宅数は100万件以上不足するとみている。王立会計士協会（The Royal Institution of Chartered Surveyors）は、2001年末から2002年2月にかけて売りに出された住宅戸数が、過去2年間で最も少なかったと発表した。英国最大の

住宅情報提供ウェブサイト、Rightmoveによると、2002年10月に売りに出された住宅件数は37万件で同年1月の53万件から3割減少した。供給が需要に見合っていないのが住宅価格を押し上げている一要因だが、その理由としては以下の点が挙げられる。

英国では、更地に家を建てる場合であろうと、既存の家を取り壊して家を建てる場合であろうと、更には自宅を改築するような場合においても、地方自治体の許可（Planning Permission）が必要である。この英国の許可制の大きな目的は、緑地にむやみに住宅が乱立したり、既存の住宅地の景観を損ねるような家が建てられるのを防ぐことにある。問題は、この許可をとるに当たっての条件が非常に厳しく、また手続きに時間がかかることで、これにより、新しい住宅が建てにくく、住宅市場への新築物件の供給が非常に少なくなっている。

これに加えて、The Council for the Protection of Rural Englandなど環境保護団体が大きな発言力を持っているため、もともと規制下にある緑地の開発が、さらに進まないという点も挙げられる。

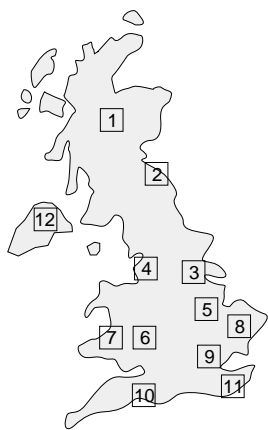
増えつつける需要の背景としては、人口の増加に加えて、寿命の伸び、親元から独立する年齢の若年化、離婚件数の増加、セカンド・ハウスの購入件数の増加などが挙げられる。

住宅不足の解消のために、規制の緩和、都市部の住宅地の再開発などの必要性が叫ばれているが、リサーチ慈善団体は緑地を開発して住宅地を増やすしか解決策はないとしており、環境保護の視点とのかねあいが論議されていくことだろう。

### 4．ロンドンと地方の状況の違い

英国の住宅市場を見る上で認識しておかなければならない点として、主にロンドンに集中する「ホット・スポット」と呼ばれる人気

図5 英国各地域における住宅価格の動向（2002年10月）



地 域	平均価格	四半期上昇率 (2002年第3 四半期)	年間上昇率
<b>全国平均</b>	113,035	6.4%	21.0%
1 スコットランド	68,648	3.0%	7.3%
2 ノース	68,010	1.8%	15.7%
3 ヨークシャー&ハンバー	71,334	7.3%	18.6%
4 ノースウェスト	79,205	8.9%	20.8%
5 イースト・ミッドランド	103,653	13.5%	37.6%
6 ウェスト・ミッドランド	104,536	5.4%	20.6%
7 ウェールズ	76,359	0.7%	10.0%
8 イースト・アングリア	119,932	2.6%	20.1%
<b>9 ロンドン</b>	206,425	5.1%	17.9%
10 サウス・ウェスト	140,940	9.4%	25.8%
11 サウス・イースト	174,126	3.5%	20.2%
12 北アイルランド	79,907	1.7%	4.6%

出所：ハリファックス

集中エリアと、それ以外の地方の状況の違いがある。

住宅平均価格は、南で高く北で低い、またロンドンでの価格が突出して高い（図5）。ロンドンには国内経済の動向に左右されにくい国際的な企業が集中し、年収が5万ポンド以上の人口が140万人以上と言われている。

ハリファックス調べでは、ロンドンの住宅平均価格は2001年7月で全国平均より78%高かった。2002年10月では55%となっている。2001年に比べてロンドンと全国平均の差が小さくなっているのは、「ホット・スポット」での価格が高騰しすぎで2001年後半からブレーキがかかり始めていること、イースト・アングリア、サウス・ウェスト、イースト・ミッドランド地方を筆頭に、最近ではノース地方にも不動産ブームが伝播してきたことがその理由として挙げられる。

このように、ロンドンでは住宅価格が頭打ち状態になりつつあるが、地方ではこれから価格が上昇する可能性がある。

## 5 . おわりに

政策金利が4.0%に設定されて12カ月が経ち、住宅価格は80年代のバブル期を凌ぐ勢いで加熱している。2002年11月に発表された10月の基調インフレ率の2.3%上昇は、住宅価格の上昇に牽引されたことは明らかである。

今後の住宅市場の動向としては、英国の第二のバブル崩壊を懸念する声が高まる一方で、製造業の不振、11月の米国連邦準備理事会の利下げ決定など世界経済停滞の影響を受け、価格は緩やかな下降の兆候を見せている。今後失業率の上昇や収入の小幅な上昇率などの要因から、住宅価格は落ち着きを取り戻すという予測のもと、年内に金利はさらに引き下げられる、というのが大方の見方である。「価格暴落はあり得ない」という、クレメンティ中央銀副総裁のコメントに代表される不動産業界や政府の希望的楽観論が、多分に織り込まれている感触は否めない。

英国には、「Property Ladder（不動産の梯子）」という言葉がある。若いうちに1LDK程度のアパートを購入し、価格の上昇と共に、より大きい物件に何度も買い換えて

.....

いく様をたとえての表現である。近年の住宅価格の高騰のために、すでに梯子に乗っている人々は日々刻々と上昇する資産価値に笑いが止まらない一方、売る家のない初めての購入者（First Buyer）にとっては、梯子の底辺に飛び乗るのが非常に難しくなっている。

現在の住宅価格の上昇率がいつまでも続い

てはならない、というのは周知のところだが、その終焉がどのような形で起こるのが問題であろう。

大きな痛みを伴うことなく、数年をかけてゆっくりと正常な範囲の上昇率に戻るのか、それとも90年代前半の価格暴落を繰り返してしまうのか予断は許されない。

### 英国住宅豆知識

英国の住宅の種類は以下の通りである。

デタッチド・ハウス（Detached house）（一戸建て）

日本でいうところの一軒家。庭も他の種類の家に比べて格段に広い場合が多い。価格は最も高い。

セミ・デタッチド・ハウス（Semidetached house）

2軒の家が左右対称の形でくっついており、家の片側の壁を隣の家と共有している。暖房の効率が一戸建てよりも良いというメリットがある。

テラス・ハウス（Terraced house）

3軒以上の家が連なっている。暖房効率が更に良いが、端に位置する家以外は家の横側からの庭へのアクセスがないので、なにかと不便。

フラット（Flat）（アパート、マンション）

共同集合住宅の一般名称。大きなDetached houseは、各階が個別のFlatに改装され、複数の世帯が住めるようになっていることが多い。また、2つの階にまたがるFlatはメゾネット（Maisonette）と呼ばれる。

以上がおおまかな英国住宅の種類であるが、住宅の所有形態としては、以下の3つに分けられる。

Freehold

土地と建物の所有権が含まれる物件。Flat以外の物件はほぼFreeholdである。

Leasehold

FlatのほとんどがこのLeaseholdかShare of Freeholdである。所有権ではなく、決められた期間（一般的には99年）の定期借地権を持つ住宅の所有形態。借地代を別途、土地の所有者に毎年支払う。借地権の期限が切れた場合には、土地の所有者と新たに借地代を取り決めなければならない。借地権の有効期間の長さが住宅価格に影響し、長ければ長いほど価格が高くなる。

Share of Freehold

同じ共同集合住宅に住む複数の世帯が、共同で土地の所有権を持つ。

（ ロンドン・センター 海外建設共同事務所  
山川 建一 / 堺 明子 ）

## 英国政府の貿易・投資促進政策 (対東アジア・東南アジア・太平洋地域)

ロンドン・センター

英国政府においては、東アジア・東南アジア・太平洋地域に限らず、少なくとも70年代以前の段階から、全世界の市場向けに英国からの輸出および内外投資促進政策をシステムティックに推進してきた。その過程では、当然ながらさまざまな試行錯誤があり、柔軟かつ現実的な路線を追求してきたと言える。同政府の対東アジア・東南アジア・太平洋地域向け貿易・投資政策について以下のとおり報告する。

### 1. 英国貿易・投資政策の特色

英国政府は、貿易・投資政策を前例や慣習にとらわれることなく、政府の政策としては抜きん出て柔軟な政策変更と組織変更をしばしば実行してきた。そのため、諸外国だけでなく自国産業界でも、そのコンセプトを理解するのに時間を要することもあった。

その例として、英国産業省と貿易省を合併して貿易産業省(DTI: Department of Trade and Industry)を創設し、さらに科学技術庁を吸収する一方、99年5月からは、その貿易産業省の海外貿易促進局を分離し、外務省(FCO: Foreign and Commonwealth Office)の商務班と合併して新たに英国海外貿易総省(BTI: British Trade International)を

英国海外貿易総省(BTI: British Trade International)

99年5月、英国貿易産業省(DTI: Department of Trade and Industry)内の海外貿易促進部門の業務が英国海外貿易総省と呼ばれる新設官庁によって引き継がれた。この新設官庁は、同国貿易産業省の貿易促進局と英国外務省(FCO: Foreign and Commonwealth Office)の海外商務班(各国駐在大使館や領事館内の商務班)が合併して設立された省レベルの組織であり、これまで、DTIとFCOの2省がそれぞれ推進してきた英国企業向けの貿易促進・支援業務を引き継いだものである。英国の前駐日全権大使であるディビッド・ライト卿(Sir David Wright)が99年5月4日に初代の事務次官(Chief Executive)に就任した。

創設するなどの大胆な組織改編策がある。また、かつての対英投資促進局（IBB：Invest in Britain Bureau）はDTIとFCOの両省の管轄下にあるという強力な権限をもった対内投資促進部門として存在していたが、これもBTI内に合併され、現在ではBTI内に貿易促進局と投資促進局の2局が存在している。また、BTIを管轄する大臣は、貿易産業大臣と外務大臣の2人となっている。

また、英国政府は極めて現実的な貿易促進政策を採っている。公的にはEUの枠内での対外貿易・投資促進政策を推進するとしているものの、実際にはドイツ、フランス両国をはじめ、EU諸国の方針が実質的に自国の国益をEUの枠組みよりも優先している事実にも留意し、他の欧州諸国企業との激しい競争下に晒されている自国企業支援策に力を入れている。

他方、ここで言う自国企業支援策とは、一部の例外を除き、保護貿易策による支援ではなく、市場開放を進める傍らで自国企業に対する公平な公的資金投入策や情報提供などを行うものである。公平な公的資金投入策とは、公的資金を投入すべきプロジェクトの決定過程において競争入札方式を採り、その選定プロセスについても政府外の民間人専門家グループによる選定委員会に任せるなど、政府から独立した委員会や組織に選定させる方策を採っていることなどを指す。

その意味では、現行のフランスやドイツの経済政策に比し、はるかに米国流の自由競争重視策を特色としている。このため、ドイツやフランスとは、その税制政策や労働政策等をめぐって頻繁に対立してきたほどである。

しかし、米国流の完全自由市場至上主義に対しても全面的には同調しておらず、一部の分野では市場ルールの再構築という意味で、規制の再導入策などについても率直な議論と検討が行われる局面も出てきている。

この方針はサッチャー首相からジョン・メ

イジャー首相までの旧保守党政権下においても、トニー・ブレア首相率いる新労働党政権下においても一貫している。

例外としては、たとえば、旧植民地であったカリブ海諸国のバナナ輸出産業が米国系大規模企業に席卷される可能性を排除するため、EUがカリブ海諸国産バナナの輸入を米国企業産バナナの輸入よりも大幅に優遇する貿易政策を維持し、米国との間で厳しい貿易摩擦を起こした問題がある。このケースを巡っては、その対米交渉をEUの名において行う傍ら、米英2国間交渉を通じて、交渉を有利に進めた事例もある。

このような政策的枠組みの中で、英国の貿易・投資推進政策の特色としては、BTI内（元はDTI内）に各国・地域市場ごとに専門セクションを設け、地域割りで自国企業の進出を支援してきたことがあげられる。産業別の専門セクションから国・地域ごとの専門セクションへの組織上のシフトは、70年代にジャパン・デスクで実行されたのが最初のきっかけとなった。

## 2．英国産業界のアジア市場向け輸出・投資促進政策

BTI内には、アジア太平洋貿易促進部があり、目下、東アジア、東南アジア、南アジア、太平洋（オセアニア）地域が担当領域になっている。

この中には、中国デスク、台湾デスク合計で約10人の担当者を配置しているほか、韓国デスクに約5人、フィリピン、インドネシア、ベトナムなどの市場では1人ないし兼務の担当者が配置されており、そのほかにオーストラリア・デスクやニュージーランド・デスクなどがある。

また、対日輸出・投資促進課には25人前後の担当者を割り当てており、国別担当セクションの中では、約80カ国向けデスクの中でも最大規模となっている。北米デスクは、ほぼ

同規模であるが、米国、カナダ、メキシコを担当しており、日本デスクのような一国を対象としたセクションとしては抜きん出て大規模となっている。EU内の重要貿易対象国であるフランス・デスクとドイツ・デスクはそれぞれ10人前後を割り当てている。

約80カ国向けのデスクのうち、99年には優先的に貿易・投資促進策を推進するためのトップ10カ国・地域がリスト・アップされたが、これは輸出および投資の規模が将来的にさらに伸張すると見られるターゲットのことであり、先進国としては日本のみが含まれている。

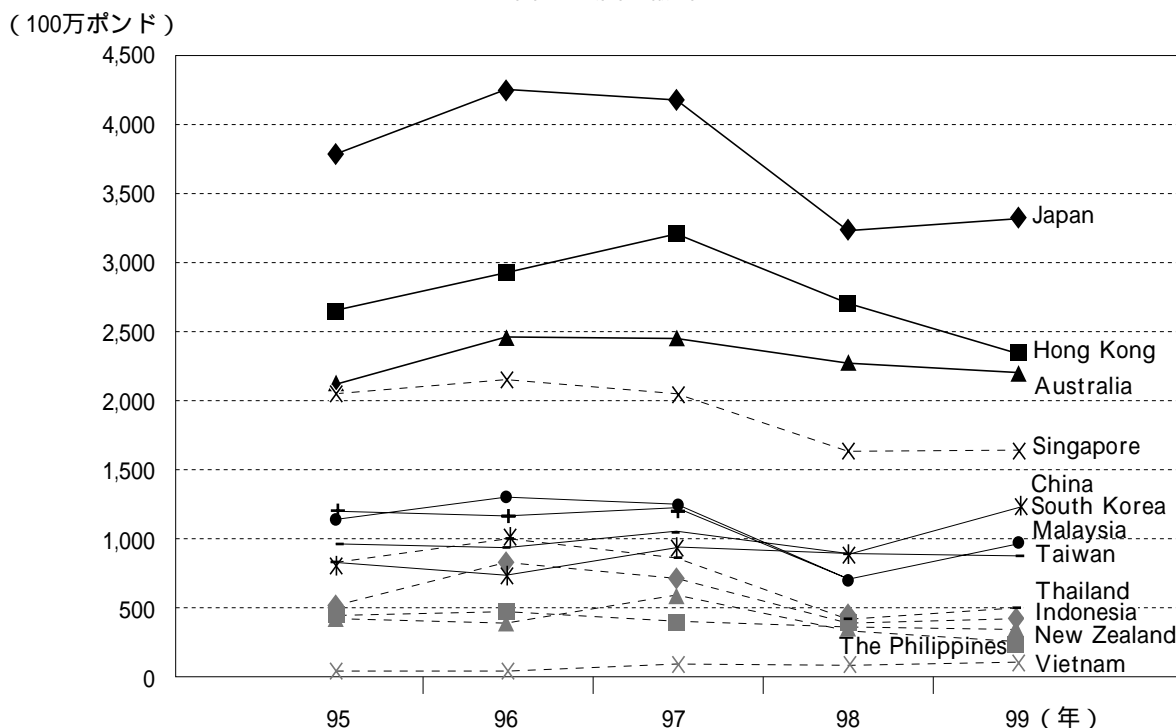
最近の新しい政策的傾向としては、世界的な貿易・投資環境のグローバル化を考慮し、従来の国別促進策から、さらに広域な地域一

括促進策へのシフト、およびターゲット域内での産業別促進策から業際的促進策へのシフトがある。また、投資促進局が担当している国内への対英投資拡大策と海外貿易促進局が担当しているターゲット地域への対外投資拡大策や輸出拡大策を有機的に促進する貿易促進局・投資促進局間の相互乗り入れ強化などもある。

### 3. 英国産業界のアジア市場向け輸出動向

アジア市場への英国からの輸出状況を表1(注1)に基づいて作成したグラフ(図1)で見ると、既述のとおり、政治的には社会主義体制下においてその通貨が国際市場に充分に開かれていない中国やベトナムは別にして、そ

図1 英国の輸出



出所 : Based on DTI Statistics Directorate from Her Majesty's Customs & Excise, Tariff and Statistical data

(注1) 表1は、英国貿易産業省(DTI)の統計部(Statistics Directorate)が英国関税局(HMCE=Her Majesty's Customs & Excise)の関税率および統計データ(Tariff and Statistical data)に基づいて作成したものの。

表1 英国の輸出額推移

(100万ポンド、Current Prices Basis)

国名	95年	96年	97年	98年	99年
Japan	3,783.00	4,263.70	4,177.60	3,223.20	3,304.30
Hong Kong	2,656.60	2,923.40	3,212.50	2,700.00	2,320.00
Australia	2,121.40	2,465.60	2,455.00	2,262.30	2,163.10
Singapore	2,068.60	2,144.70	2,043.10	1,615.30	1,604.10
China	827.80	738.50	920.10	869.00	1,216.30
South Korea	1,153.10	1,303.60	1,223.40	685.30	949.80
Malaysia	1,189.60	1,160.00	1,205.30	683.20	940.30
Taiwan	961.90	941.20	1,033.50	878.50	867.60
Thailand	836.60	974.10	861.70	391.10	465.80
Indonesia	525.50	828.30	701.50	379.10	398.70
New Zealand	435.90	471.80	407.00	348.60	325.00
The Philippines	432.40	395.30	600.10	304.60	241.20
Vietnam	60.40	49.60	74.60	68.00	79.20

出所：Based on DTI Statistics Directorate from Her Majesty's Customs & Excise (HMCE), Tariff and Statistical data

他のアジア諸国・地域向けの輸出では、通貨危機の影響が出た98年に向けて一斉にその規模がドラマティックに縮小したことが明瞭に分かる。しかし、その翌99年に向かったの傾向は、早くもすでに輸出不振の底を打ったか、あるいは幾つかの国・地域ではすでに反転に入っているように見える。図1には多くの国・地域の折れ線グラフが含まれていて複雑なため、それぞれ個別の傾向を詳細に見るのは容易でないかもしれないが、97年の危機発生前後の最近数年間に現れた一般的傾向は明白に読み取れるはずである（個別市場での貿易の動きに関する詳細な統計データについては表1を参照）。

99年の統計の中では、英国からの輸出先として、韓国およびマレーシア向けの輸出が急速に回復していることが明らかであり、また、それよりも相対的には遅いペースではあるが、日本向けやタイ向けも回復基調に入っている事実が分かる。そして、それ以外の国・地域向けでも、通貨危機発生直後に比較すれば安定してきている。他方、これらのマーケットでは、通貨危機発生以前の水準まで回復

しているケースはまだ見当たらないのに対し、中国とベトナム向けでは98年中の僅かな縮小を見た後、危機発生以前のレベルを上回る数字を残している。

しかし、ベトナムの場合には、その輸出と輸入は共に増加しているものの、成長率や実質的な資本流入量等の諸指標を総合的に見れば、経済全体としては後退しているのが現状である。また、英国からのインドネシア向け輸出の場合は、緩やかながらも増加を示しているが、同国への輸出関係者にとっては、近い将来に早いテンポでの回復を予想できるような根拠はほとんどない。現在のところ、英国企業の中でベトナムとインドネシアにおいてビジネスを展開している業種は、石油・天然ガス、農業関連分野等、その産業セクターが限られているのが特徴である。英国海外貿易総省としては、すでにこれら2か国の市場で豊富な業務経験を積み上げ、事情に詳しく通じている企業ならともかく、これからアジア地域に進出を図ろうとしている企業にとっては、この2か国でリスクを取っていくのは非常に難しい、と企業を指導する方針を採

っている。

## 4. 英国産業界の太平洋地域市場向け輸出動向

ここでは、太平洋地域の経済と域外産業との関係について、97年通貨危機の影響がどのような結果を生んでいるかについて、再び英国の事例を見てみたい。表2はBTI貿易促進部・対オーストララシア（Australasia）輸出促進課がHMCEの統計に基づいて作成したもので、英国とオーストラリアの輸出入増減（サービス業を除く）の推移を示している。

これによれば、英国からオーストラリアへの輸出は、アジア通貨危機が発生した97年には、英国ポンドで24億5,500万ポンドへと若干の減少（1%以下）を示しただけであったが、その後、98年にはさらに大幅に減少したことが見て取れる。このような輸出減少を招いた原因の一つは、周辺諸国・地域市場でのアジア通貨急落の影響を受けてオーストラリア・ドルも下落した反面、英国ポンドが国際市場で強含みに推移したことによる。言うまでもなく、自国通貨が輸出相手国の通貨に対して強含みで推移すれば、その分だけ輸出コストが上昇するため不利になる。したがって、英国の輸出業者にとってはオーストラリア向け輸出を危機発生以前の水準で維持するのは困難だったわけである。

その反面、表2では、オーストラリアから英国への輸出、つまり、英国にとっては同国からの輸入が同じ期間に安定的に増加したことも見て取れる。アジア地域の経済危機を通じて自国通貨が下落した結果として、オース

トラリア経済の国際競争力はかえって強化され、そのパフォーマンスが成功裡に推移したわけであるが、そのことがこの表2からも裏付けられるのである。しかし、英国の輸出業者側から見れば、この両国間の同期間における貿易収支は、なおも一貫して英国側の黒字で推移しており、ポンド高の割にはそれなりに健闘したとも言える。

それでは「オーストラリア産業界は、どのようにしてアジア地域の危機を通じて成功したのか」という興味深い質問を筆者がキャンベラの英国大使館勤務の英国人商務官に尋ねてみたが、これに対する回答の中で強調された点は、次のとおりであった。

「〔元来、〕東南アジアおよび東アジアへのオーストラリア商品の輸出品目は日用必需品が圧倒的な量であったが、これらの商品の多くはその他の世界でも広く取引されているものである。そして、アジア通貨危機の影響で〔オーストラリア・ドルが下落した結果として、国際市場での〕オーストラリア商品の価格が低下したことから〔国際競争力がつき、〕さらに新しい輸出市場を開拓することができた（その多くは欧州市場と南米市場である）。ということは、輸出業者が覚悟しなければならぬのは〔価格低下による〕利益率の縮小であって、〔このように新市場の開拓が可能である以上は〕輸出量の縮小には繋がらない。国際通貨市場では、オーストラリア・ドル建てで換算した日用必需品価格へのアジア通貨危機の影響を誇張して見る傾向にあるが、幸いにも、〔オーストラリア・ドル建て価格〕の水準は高止まりした。このため、〔アジア通

表2 英国の対オーストラリア商品貿易

(100万ポンド、Current Prices Basis)

	94年	95年	96年	97年	98年
輸出	1,914	2,121	2,466	2,455	2,260
輸入	1,063	1,110	1,296	1,371	1,430
貿易収支	851	1,011	1,170	1,084	830

出所：Australasia Unit, British Trade International (March 2000) from HMCE



表3 英国の対ニュージーランド物品貿易

(100万ポンド、Current Prices Basis)

	95年	96年	97年	98年	99年
輸出	436	471	407	348	301
輸入	576	632	578	542	552
貿易収支	140	161	171	194	251

出所： Australasia Unit, British Trade International ( March 2000 ) from HMCE

貨危機の影響で) オーストラリア・ドルの対米ドル交換レートが弱含み〔で輸出に有利〕となる傍ら、自国通貨オーストラリア・ドル建てで見ると、ほとんどの輸出業者が価格低下問題にすら直面しなかったのである。他方、オーストラリアの〔中央銀行に当たる〕連邦準備銀行(RBA: Reserve Bank of Australia)や同国財務省を含むほとんどの分析機関は、自国通貨の下落がインフレを引き起すことになると予測し、したがって、金利上昇となることを前提したが、結局、起こらなかった。その代わりに通貨危機の影響による痛みのほとんどを被ることになったのは輸入業者の方だった。<sup>(注2)</sup>

これに対し、ニュージーランドの場合は事情が異なる。表3はアジア通貨危機の進展期間中、一貫して英国とニュージーランドの物品貿易(サービス業を除く)が深刻な困難に直面していったことを示している。危機が発生した97年を挟んで、英国からニュージーランドへの輸出額は、英国ポンドで約4億7,100万ポンド(96年)から約3億4,800万ポンド(98年)へと連続2年間にわたって急激に落ち込み、また、英国への輸入の方も同期間に減少しているのである。これは、英ポンドの対ニュージーランド・ドル交換レート

が強まったにもかかわらず、ニュージーランドから英国への輸入までが減少したことを意味する。

さらに、英国の国際収支もニュージーランドに対しては赤字幅が広がる一方となっている。しかしながら、この両国関係は暗い数字だけというわけではないこともBTIによって指摘されていることを付記しておきたい。たとえば、ニュージーランドからのEU向け輸出のうち、英国向けの輸出が40%近くを占めているし、ニュージーランドからの対EU投資の中では90%以上が対英投資となっているのである。<sup>(注3)</sup>

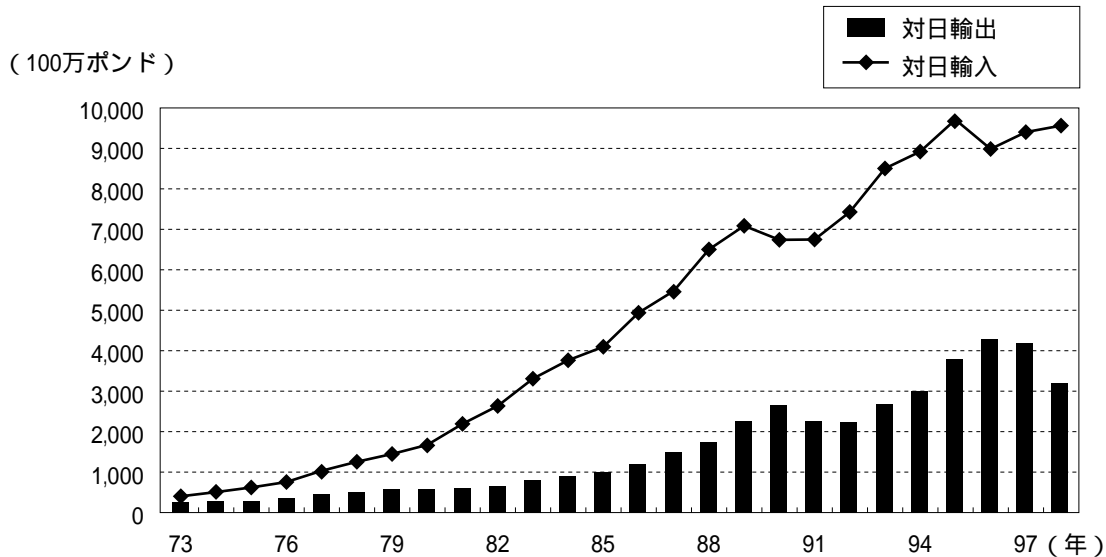
## 5. 対日貿易に成果を上げる英国

このような経済情勢を背景として、日英貿易の分野で起きている事実について触れておく価値がある。図2は、73年から98年までの製造業を中心とする商品貿易(visible trade)部門における日英貿易の長期的傾向を示したものである。棒グラフが示すのが、それぞれ年ごとに記録された英国から日本への対日輸出の大きさであり、線グラフで示すのが英国の日本からの輸入(したがって、日本から見れば対英輸出)の大きさの推移である(いずれも名目価格ベース)。このグラフで明らか

(注2) an attache of the British High Commission, Canberra から筆者への私信(2000年7月26日)。ただし、このattacheの個人名はチャタム・ハウス・ルール(Chatham House rule)によって明らかにしてはならない条件となっている。なお、RBAについての解説資料: 'About the RBA: History and Structure of the Bank', Reserve Bank of Australia: [http://www.rba.gov.au/about/ab\\_hist.html](http://www.rba.gov.au/about/ab_hist.html) (6 January 2000)オーストラリア経済等の概要説明: 「オーストラリア大使館(在東京)公式ウェブ」: <http://www.australia.or.jp/sugao/index.html> (6 January 2000)

(注3) "New Zealand Business Handout" (March 2000) by British Trade International, op. cit.

図2 英国の対日貿易



出所 : Overseas Trade Statistics of the UK

なのは、日本との輸出入のバランスで見れば、依然、英国側が製造業分野では輸入超過、つまり貿易赤字だということである。しかし、重要な点は、多少の浮き沈みはあるものの、対日輸出も縮小傾向にはなく、着実に拡大してきているという事実である。たとえば、91年と92年とを比較してみれば、「バブル経済」崩壊の結果として対日輸出の減少が見られたものの、その後には回復に向かっている。

95年には英国からの対日輸出は約38億ポンドに達し、96年には約43億ポンドに達したが、これは約10年前の85年の輸出実績であった約10億ポンドの4倍以上の規模にも当たるものであった。95年の商品貿易部門における貿易収支では確かに約45億ポンドの対日赤字であったが、同年のサービス産業を中心とするサービス貿易部門では約9億ポンドの対日黒字であった。<sup>(注4)</sup>これは英国のサービス産業が、同国の製造業との比較という意味では、日本

に対してより強い地位を維持しているという見方を裏付ける統計的事実の一つであろう。

英国の統計局による96年の数字で見れば、商品貿易における対日輸出の内訳では、機械類が全体の22%で最大を占め、これに自動車の15%、電化製品等の10%が続いていた。<sup>(注5)</sup>また、同年のサービス貿易における対日輸出の内訳では、観光業が全体の23%で第一位を占め、これに航空運送および海運の15%、金融サービスの13%、保険サービスの7%、IT（情報テクノロジー）および通信業が5%が続いた。<sup>(注6)</sup>

その後の経緯を図3で示したように、アジア通貨危機による日本周辺市場の低迷とリンクした影響は98年に現われている。96年まで増加し続けていた商品貿易部門での対日輸出は97年に対前年比2%減という若干の減少を記録した後、98年には対前年比23%という大幅減を記録してしまった。

(注4) 出所 : Action Japan Campaign Secretariat, Exports to Japan Unit (EJU), British Government Department of Trade and Industry (DTI), November 1996

(注5) 出所 : Overseas Trade Statistics of the UK.

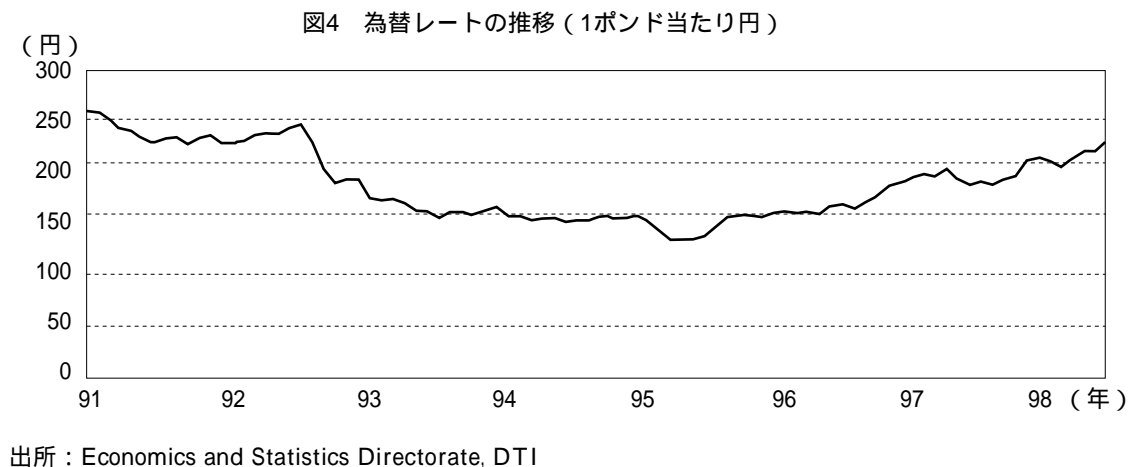
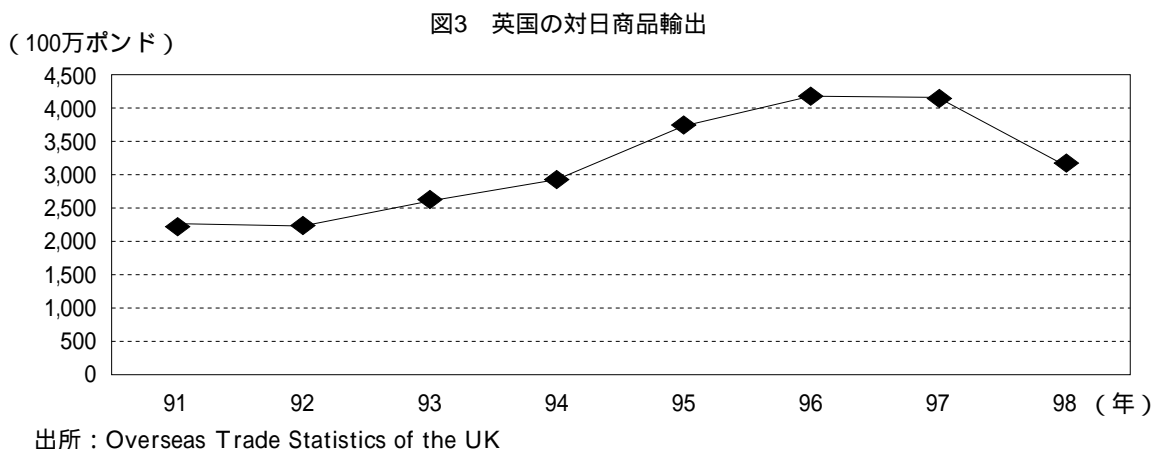
(注6) 出所 : Bank of Japan.

しかしながら、商品貿易部門では、この最も困難な年であった98年を過ぎると、99年（1～12月）には再び3%増に転じる。絶対額で見ると対日輸出額では、94年の30.01億ポンドから95年には37.83億ポンド、96年に42.64億ポンドと急拡大した後、アジア通貨危機発生後の97年には41.78億ポンドと若干縮小し、98年にはその大きなマイナスの影響を受けて32.23億ポンドにまで下がったが、99年には再び33.04億ポンドへと拡大に向かったことになる。<sup>(注7)</sup>

他方、この対日輸出の増減を図4に示した円と英ポンドの交換レートの変動推移と比較してみると、興味深いことがわかる。つまり、全く同時期に対円で大幅なポンド高という為

替変動が起こっており、このようなポンド高の動きに若干遅れながらも、対日輸出の減少も観察されるという相関関係が見事な対称形をなしているのである。

一般的に、円が英国ポンドに対して強く（高く）なれば、英国から日本に向けた対日輸出は、価格競争上有利になり、拡大し易くなるが、その反面、ポンドが円に対して強く（高く）なれば、対日輸出は難しくなる。したがって、製造業分野における商品貿易は円とポンドとの為替変動の影響を強く受けたことになる。ということは、この時期の対日輸出の一時的減少は、必ずしも、日本市場（あるいはそれを囲むアジア市場全域）におけるいわゆる「金融危機」や「経済危機」といっ



(注7) 出所：Her Majesty's Customs & Excise Tariff & Statistical Office.

## Report 6 .....

た経済環境の悪化が域内購買力に打撃を与えた結果というばかりではなく、単なる為替変動要因の現れという面もあると言える。もちろん、そのような為替変動を引き起す通貨価値の変化という現象自体、ある程度は市場環境の反映であるということも確かではあるが、少なくとも、対日輸出減少という結果をもって直ちに日本経済の成長余力や購買力そのものが大幅減退してしまったということの意味するわけではなかったのである。

英国経済の場合、サービス貿易部門が強いという特徴がある。そのサービス貿易部門の中心をなすサービス産業の中には、金融サービス、保険サービス、ソフトウェア、テレコム、IT等が含まれる。たとえば、商品貿易部門では対日輸出の大幅低下を記録した98年でさえ、英国のサービス貿易部門では輸出入の差し引きで約3.11億ポンドもの対日貿易黒字を出すことに成功している（同年の輸出額は約130.77億ポンドだったのに対し、輸入額は約127.66億ポンド）<sup>(注8)</sup>

特に、英国の貿易政策という観点から見た場合、日本との貿易・投資上の協力関係は、欧州諸国の中でもかなりユニークな形で発展を遂げている。88年以来、英国は日英2国間貿易促進を目的とする一連の官民キャンペーンを発展させてきたからである。そのコンセプトは、日本の経済力を単に「脅威」(threat)となる「競争相手」(competitor)と見ることなく、「潜在的パートナー」(potential partner)とすべき「機会」(opportunity)だと見ようとしたところから生まれた。

実際、当時の日本側の視点から見れば、これは非常にユニークであったと言っていい。他の欧州大陸諸国や米国を含むほとんどの西

側先進諸国が80年代末まで、日本の急速な経済成長を脅威と見做し、既存の欧米経済を「日本という恐るべき競争相手」から守るべきだと考える傾向を示していたからである。しかし、英国側は、特に当時のエドワード・ヒース英首相<sup>(注9)</sup>による72年の訪日等をきっかけに対日輸出を促進する努力を加速させた。ヒース首相が英国産業界の対日輸出拡大のための特別措置を講じるべきことを指示した結果、73年には英国政府内に対日輸出課(EJU = Exports to Japan Unit)が創設され、日本市場に挑戦しようとする英国企業に対し、特別な支援策を講じる特命(special mission)を帯びることとなった。また、同じ73年には東京における「ショー・ウィンドー」として英国商品の紹介を目的とするBritish Export Marketing Centreが開かれ、英国市場協議会(BMC: British Market Council)も設立された。

英国政府はその後、70年代から80年代を通して、産業界に対し、日本市場の潜在力について広く知らせ、そのような市場への参入の意義について説得する努力を継続する傍ら、88年からはDTIとFCOの海外商務班によって、当時のEC(欧州共同体)内ではいち早く、対日輸出促進を目的とするオポチュニティ・ジャパン・キャンペーン(88年から3年間)を開始した。これは結果的にその後の三つの後継キャンペーンも含め、実に2000年まで10年間以上も続けられる大キャンペーン運動に発展することになり、もはや単なる輸出促進キャンペーンというよりは、80年代に規制緩和プロセスを進め始めた日本経済というものの根本的な再評価を英国ビジネス界に求めようとするものとなった。また、英国政府側では、それまでの日本の貿易障壁の多くが

(注8) 出所: ONS of the UK, Pink Book 1999.

(注9) 保守党党首だった同元首相(在任期間70~74年)は、後にSirの称号を受け、Sir Edward Heathとなる(フル・ネームはEdward Richard George Heath)。

.....

緩和されただけでなく、G7プラザ合意（85年9月）以後の円相場急上昇等、新たに現れた経済環境を「英国産業界にとってのさらなるチャンス」と解釈し、このように急進する円高は、日本の産業界や消費者にとっても、外国の財・サービスの輸入を著しく魅力あるものにするはずだと理解した。

オポチュニティ・ジャパン・キャンペーン（88～91年の3年間）の後に続いたのは、プライオリティ・ジャパン・キャンペーン（91～94年の3年間）、アクション・ジャパン・キャンペーン（94～98年の4年間）、ニュー・アクション・ジャパン・キャンペーン（98年春～2000年秋の2年間半）であったが、これらは当初、DTIがリードし、その後は99年5月に設立された新官庁「英国海外貿易総省（BTI）」がリードする官民共同キャンペーンとして発展した。そして、日本側の協力も大々的なものになり、92年からは在英日本企業や在英日本人商工会議所（JCCI：Japanese Chamber of Commerce and Industry in the UK）等で構成するタスク・フォース（ジェットロ・ロンドン・センターが事務局、在英日本大使館が顧問役）を発足させる等、日英共同キャンペーンとして発展した。

（注10）官民共同キャンペーンであるため、日本市場に関心を抱く英国系企業や、各種の英国系工業会、商工会等、多様な民間組織も参加したのは言うまでもない。

日本側の具体的な活動内容としては、既述の在英日本人商工会議所をはじめ、産業分野別に組織された日系企業対象のワーキング・グループ（sectoral WGs = working groups）を通して多くの在英日系企業が参加する協力体制が築かれるようになった。（注11）

英国側の日本国内における公的機関の支援体制としては、駐日英国大使館や在大阪英国総領事館（British Consulate General in Osaka）に業種別の商務班スタッフ計50人近く（うち日本人商務官および商務補佐官は約40人）を投入し、マーケティング・リサーチやネットワーキング等を含む支援サービスを提供している。それに加え、英国投資中部事務所（名古屋）も99年夏には領事館（British Consulate in Nagoya）にグレード・アップし、さらに同年には、福岡にも英国貿易促進事務所（British Trade Promotion Office）が開設され、日本市場への参入を目指す英国企業のビジネス努力促進のための支援を提供している。

また、民間セクターでは、英国市場協議会（BMC）や在日英国人商工会議所（BCCJ：British Chamber of Commerce in Japan）などによるキャンペーン支援を進めると同時に、英国内でも民間セクター代表（企業幹部クラスの対日貿易経験者）によるジャパン・トレード・アドバイザーズ（JTA）を組織し、その後のプライオリティ・ジャパン・キャンペーン期間中に入ってから、民間人による諮問機関として新たに主要産業界代表によるジャパン・トレード・グループ（JTG）を組織する等、試行錯誤による独自の体制を固めていった。

第四世代に当たるニュー・アクション・ジャパン・キャンペーンでは、対日輸出と共に対日投資促進にも組織力を挙げて取り組むまでになり、98年1月にはBCCJの下に「投資アンテナ・ショップ」ともいえるブリティッシュ・インダストリー・センター（BIC：British Industry Centre）が横浜に開設され

---

（注10）これら一連の対日貿易・投資促進キャンペーンの歴史については、次の資料を参照：K. Komatsu, Working with Action Japan, op. cit.

（注11）産業分野別ワーキング・グループを含むこれらキャンペーンの組織と活動の仕組み等については、次の資料を参照：K. Komatsu, UK-Japan Partnership, op., cit.

## Report 6 .....

た（現在、横浜市が協力）。当初からここに入所していた7社中1社がすでに「卒業」して独自のオフィスを構えた。しかも、重要なことは、あくまでも民間セクターの商業的ニーズを第一前提とするのがこのキャンペーンの方針を特徴づけている事実である。

英国の一連の対日輸出キャンペーンが80年代に開始されたのに対し、その急速な対日輸出拡大実績を目の当たりにした他の先進諸国も類似のキャンペーン<sup>(注12)</sup>を90年代に入ってから開始するに至った。このように、英国は「官民共同」と「日英共同」という二重の意味での「共同」の対日輸出キャンペーン手法によって2国間貿易拡大に成果を挙げる新政

策という点で、オピニオン・リーダー的な役割を果たしてきたのであった。

なお、2001年からは新たな政策として個別の国名や地域名を関したキャンペーン名が廃止され、「ニュー・アクション・ジャパン・キャンペーン」の名称が使用されなくなり、一括して「トレード・パートナーズUK」と称されるようになった。しかし、その貿易・投資促進政策上の組織構成および方針に大きな変更があったわけではない。一定の枠組みの中での新傾向については、上述した「英国産業界のアジア市場向け輸出・投資促進政策」で触れたとおりである。

（ジェットロ・シニアフェロー 小松 啓一郎）

---

(注12) 筆者の知る限り、97年までに英国以外でも開始された類似の対日貿易・投資促進関連のキャンペーンには、次のようなものが含まれる：'Le Japon c'est possible' Campaign (フランス) 'Japan Initiative' Campaign (ドイツ) 'Japan Trade Action (JAPTA)' (オランダ) 'Successful in Japan' (オーストリア) 'Action Plan' (カナダ) 'Japan Business Plan' (オーストラリア) 等を含む先進国計12か国およびEUの'Gateway to Japan' Campaign等。

## 過去最高の貿易額を記録 (エストニア)

ヘルシンキ事務所

エストニアの2001年の貿易額は、輸出入額共に過去最高を記録した。委託加工貿易の割合が高いフィンランド向け輸出が堅調だったほか、中国からの電子部品などの輸入が急増している。

### 1. 輸出入共に最高額を更新

自由貿易・投資政策を標榜するエストニアでは加工貿易および再輸出の比率が高いため、同国の通関統計は一般貿易（General trade）と特別貿易（Special trade）の2つに分類されている。特別貿易の輸出は保税倉庫からの輸出を含まない数値であり、逆に特別貿易の輸入は保税倉庫からの輸入を含まない数値である。したがって、一般貿易は、保税倉庫からの輸出入額を含む総合計である。

2001年の一般貿易額（通関ベース）は、輸出が前年比7.5%増の700億8,860万エストニア・クローン（以下、EEK、1EEK＝約7.8円）、輸入が同6.1%増の913億4,860万EEKで、輸出入額共に過去最高額となった。貿易赤字は212億6,000万EEKで、93年以降入超傾向は続いている。

特別輸出は、前年比7.3%増の578億3,180万

EEKで、一般輸出に占める割合が82.5%、特別輸入は、同4.0%増の750億7,260万EEKで一般輸入の82.2%に当たる。内訳をみると一般輸出のうち国内加工後再輸出が31.4%、保税倉庫からの再輸出が17.5%となっており、また一般輸入のうち保税倉庫への輸入が26.2%、国内加工のための再輸出用輸入が19.6%となっていることから、実質的には約5割が加工貿易、再輸出目的の取引となっている。

### 2. 電気電子・機械類が輸出入共に3分の1を占め最大

特別貿易ベースによる統計で品目別にみると、輸出では電気電子・機械類が全体の3分の1（33.1%）を占め、次いで、木材（15.2%）、繊維（12.8%）と続く。特に機械類ではクレーンやリフト・同部品（4億7,750万EEK）の割合が最も大きく、自動製造機械（2億9,270万EEK）、PC・携帯電話部品などの電子部品

(1億6,390万EEK)などとなっている。これらはいずれもフィンランド企業向けである。さらに、クレーンやリフトなどの昇降機部品の80%が、エレベーター・エスカレーター製造で世界4位のコネ社などのあるフィンランド向けとなっている。また、自動製造機械では、フィンランド系のヨット・オートメーション社が各種オートメーション生産設備や携帯電話などエレクトロニクス製品の組立て機械を首都タリン近郊で製造している。そしてエストニア最大の輸出企業でフィンランド系EMS(電子機器受託製造サービス)のエルコテック・タリン社はノキアのほかモトローラ、エリクソンなどを主な顧客としている。同社は、約3万㎡の敷地に最先端の工場を有し、エストニアの総輸出額の約2割を占めていると言われる。しかし同社でも世界的IT不況の煽りを受け、好況時には3,800人いた従業員を現在では約2,000人に減らすなど依然として、IT関連の市場環境は厳しい。

品目別輸入についても電気電子・機械類が3分の1(33.5%)を占め、次いで、繊維(9.1%)、輸送機器(8.9%)、鉄鋼・非鉄金属(8.1%)などが続く。輸出入ともに、電気電子・機械類、繊維が大きな割合を占めていることから、これらの産業が加工貿易を行っていることがわかる。

### 3. 中国からの輸入が急増

次に主要国・地域別に輸出をみると全体の約7割(69.4%)がEU向けである。特に、地理的に最も近く、最大の貿易相手国のフィンランドだけで輸出全体の3分の1(33.9%)を占める。2位のスウェーデン(14.0%)と併せ

この2カ国でほぼ半分を占めている。2001年はスウェーデン向け電気電子・機械類の輸出が対前年比49.1%の大幅減となり、全体でも26.6%減となったものの、フィンランド向けが電気電子・機械類(11.1%増)、繊維(13.1%増)、木材(17.3%増)などで好調に伸び、全体でも12.3%増となった。また、ロシア向けが、国別シェアは2.7%と小さいものの前年比24.0%増と際立って好調だった。

国別輸入についてもフィンランド(18.0%)が最大であるが、電気電子・機械類の輸入が対前年比56.6%の大幅減となり、全体で31.6%減となった。これは先述のエルコテック社が最大顧客であるノキア向け組立加工の部品調達を2000年から本格稼働に入った中国工場にシフトさせたためと考えられる。中国からの輸入が対前年比で2000年は4倍、2001年はさらに2.5倍の65億4,310万EEKと急増している。携帯電話・同部品だけで、前年比2.7倍の39億410万EEKに達しており、これにより中国は国別の輸入シェアでも3.5%から8.7%に拡大し、ドイツ(11.0%)、スウェーデン(9.2%)に次ぐ4番目の輸入相手国となった。

なお、日本は14番目の輸出相手国(1.0%)、6番目の輸入相手国(4.4%)となっている。全体に占めるシェアは決して大きいとは言えないものの、2001年は携帯電話・同部品の輸出が4億5,560万EEKと急増し、全体で5億7,180万EEKと対前年比で5.6倍となっている。逆に対日輸入は電子電気製品・同部品や乗用車などの調達先が多様化したものとみられ、33億4,060万EEKと対前年比で23.6%減となっている。

(岩井 政之)



表1 エストニアの主要国・地域別輸出入

特別貿易

(単位：100万クローン、%)

	輸 出					輸 入				
	1999年	2000年	2001年			1999年	2000年	2001年		
	金額	金額	金額	構成比	伸び率	金額	金額	金額	構成比	伸び率
EU	25,387	41,231	40,164	69.4	2.6	32,923	45,192	42,419	56.5	6.1
フィンランド	8,250	17,433	19,584	33.9	12.3	13,076	19,809	13,550	18.0	31.6
スウェーデン	8,034	11,050	8,109	14.0	26.6	5,410	7,110	6,919	9.2	2.7
ドイツ	2,995	4,580	4,011	6.9	12.4	5,246	6,842	8,224	11.0	20.2
デンマーク	1,661	1,850	2,032	3.5	9.9	1,410	1,797	1,894	2.5	5.4
CIS	2,052	2,129	2,585	4.5	21.4	5,451	7,901	8,241	11.0	4.3
ロシア	1,185	1,278	1,586	2.7	24.0	4,043	6,124	6,097	8.1	0.4
ラトビア	2,933	3,790	3,983	6.9	5.1	1,193	1,857	1,681	2.2	9.4
リトアニア	1,201	1,511	1,733	3.0	14.7	903	1,185	1,951	2.6	64.7
米国	680	722	1,058	1.8	46.6	1,415	1,586	1,714	2.3	8.0
日本	97	102	572	1.0	458.4	2,710	4,371	3,341	4.4	23.6
中国	36	107	257	0.4	139.6	650	2,561	6,543	8.7	155.5
合 計	35,025	53,894	57,832	100.0	7.3	50,439	72,213	75,073	100.0	4.0

出所：エストニア統計局

一般貿易

(単位：100万クローン、%)

	輸 出					輸 入				
	1999年	2000年	2001年			1999年	2000年	2001年		
	金額	金額	金額	構成比	伸び率	金額	金額	金額	構成比	伸び率
フィンランド	8,454	17,644	19,945	28.5	13.0	13,768	20,497	14,638	16.0	28.6
スウェーデン	8,244	11,294	8,293	11.8	26.6	5,604	7,485	7,573	8.3	1.2
ドイツ	3,264	4,937	4,359	6.2	11.7	5,637	7,612	9,324	10.2	22.5
デンマーク	1,718	1,878	2,065	2.9	10.0	1,507	1,892	2,126	2.3	12.4
ロシア	4,086	4,451	6,020	8.6	35.3	8,173	12,121	11,415	12.5	5.8
ラトビア	3,844	4,685	5,227	7.5	11.6	1,313	2,094	1,939	2.1	7.4
リトアニア	1,707	2,050	2,512	3.6	22.5	994	1,276	2,060	2.3	61.4
米国	1,079	1,184	1,527	2.2	29.0	2,684	2,053	2,122	2.3	3.4
日本	136	223	663	0.9	196.7	2,854	4,766	4,000	4.4	16.1
中国	50	144	279	0.4	94.1	706	2,717	6,680	7.3	145.8
合 計	43,991	65,187	70,089	100.0	7.5	60,492	86,117	91,349	100.0	6.1

出所：エストニア統計局

表2 エストニアの主要商品別輸出入

特別貿易

(単位：100万クローン、%)

	輸 出					輸 入				
	1999年	2000年	2001年			1999年	2000年	2001年		
	金額	金額	金額	構成比	伸び率	金額	金額	金額	構成比	伸び率
食肉・魚介類・乳製品等	1,387	1,967	2,426	4.2	23.3	950	1,193	1,517	2.0	27.2
植物・野菜類、 動植物性油脂	266	2,049	2,539	4.4	23.9	1,781	1,974	2,178	2.9	10.3
食肉調整品、飲料、タバコ等	988	857	1,805	3.1	110.5	2,715	3,009	3,368	4.5	12.0
鉱物性燃料等	897	1,318	1,232	2.1	6.5	3,043	4,416	4,617	6.1	4.5
化学品	1,429	1,998	2,491	4.3	24.7	3,984	4,791	5,273	7.0	10.1
プラスチック・ゴム類、 皮革	1,088	1,463	1,831	3.2	25.2	2,988	3,970	4,479	6.0	12.8
木材、 紙製品	7,010	8,199	8,786	15.2	7.2	2,636	3,507	3,925	5.2	11.9
XI 繊維・アパレル、 X 靴等	5,546	6,864	7,395	12.8	7.7	5,137	6,175	6,845	9.1	10.9
X セラミック・ガラス X 貴金属類	644	785	860	1.5	9.6	1,056	1,281	1,420	1.9	10.9
XV 鉄鋼、非鉄金属	2,720	3,829	3,977	6.9	3.9	4,121	5,868	6,088	8.1	3.7
X 電子電気・機械及び同部品	8,520	20,182	19,123	33.1	5.2	15,470	27,788	25,134	33.5	9.6
X 輸送機器類	1,061	1,384	1,861	3.2	34.5	3,852	4,998	6,687	8.9	33.8
X 精密機器	700	1,077	952	1.6	11.6	1,305	1,570	1,501	2.0	4.4
XX 家具その他	2,756	3,579	4,669	8.1	30.4	1,288	1,628	1,939	2.6	19.1
合 計	35,025	53,894	57,832	100.0	7.3	50,439	72,213	75,073	100.0	4.0

出所：エストニア統計局

一般貿易

(単位：100万クローン、%)

	輸 出					輸 入				
	1999年	2000年	2001年			1999年	2000年	2001年		
	金額	金額	金額	構成比	伸び率	金額	金額	金額	構成比	伸び率
食肉・魚介類・乳製品等	1,953	2,336	2,745	3.9	17.5	1,732	1,691	1,998	2.2	18.1
植物・野菜類、 動植物性油脂	423	478	686	1.0	43.5	1,902	2,125	2,413	2.6	13.6
食肉調整品、飲料、タバコ等	2,506	2,475	3,707	5.3	49.8	4,314	4,837	5,496	6.0	13.6
鉱物性燃料等	2,288	3,224	3,036	4.3	5.8	4,489	6,836	6,453	7.1	5.6
化学品	2,891	3,468	3,630	5.2	4.7	5,647	6,268	7,131	7.8	13.8
プラスチック・ゴム類、 皮革	1,398	1,816	2,262	3.2	24.6	3,221	4,504	5,157	5.6	14.5
木材、 紙製品	7,314	8,675	9,489	13.5	9.4	3,076	4,306	4,835	5.3	12.3
XI 繊維・アパレル、 X 靴等	5,770	7,347	7,940	11.3	8.1	5,416	6,941	7,376	8.1	6.3
X セラミック・ガラス X 貴金属類	682	823	1,018	1.5	23.8	1,102	1,343	1,607	1.8	19.6
XV 鉄鋼、非鉄金属	4,480	6,219	5,735	8.2	7.8	5,851	8,115	8,026	8.8	1.1
X 電子電気・機械及び同部品	9,076	20,826	20,402	29.1	2.0	16,589	29,274	28,433	31.1	2.9
X 輸送機器類	1,667	2,706	3,496	5.0	29.2	4,232	6,423	8,407	9.2	30.9
X 精密機器	727	1,132	1,072	1.5	5.4	1,424	1,668	1,687	1.8	1.1
XX 家具その他	2,798	3,618	4,848	6.9	34.0	1,384	1,741	2,223	2.4	27.7
合 計	43,991	65,187	70,089	100.0	7.5	60,492	86,117	91,349	100.0	6.1

出所：エストニア統計局



## 西 欧

### EU

EUROPEAN UNION

< 10 月 >

- 2日▶欧州委、公開株式買付（TOB）に関する新指令案を発表。TOBに関する法的枠組み強化や、少数派株主の保護などを重視。同案は、2001年7月に欧州議会で否決された前指令案を修正したもの。
- 3日▶欧州委、域内の電力・ガス市場の自由化進捗状況につき報告書を発表。大口需要者向け料金水準が低下したものの、一層の市場開放が必要だとした。
- 9日▶欧州委、加盟候補国の加盟準備状況を評価する2002年国別定例報告書等を発表。加盟候補国の内、10カ国とのEU加盟交渉の年内終了、2004年初めのEU加盟を勧告。
- 10日▶欧州議会とEU閣僚理事会の代表で構成される調停委員会、電気・電子機器廃棄物の回収、リサイクルにかかる費用負担を直接メーカーに義務付ける「電気・電子機器廃棄物（WEEE）に関する指令案」、「電気・電子機器への特定有害物質の使用制限に関する指令案」の内容について合意。
- 11日▶欧州委、EUの食品照射に関する初の報告書を発表。英国の一部食品部門で違法使用が見受けられたため、欧州委は他の加盟国を含め同部門の再検査を要求。
- 16日▶欧州委、ドイツがEUガス自由化指令の義務を果たしていないとして、欧州司法裁判所への付託を決定。
- 16日▶欧州委、ルクセンブルクのコーディネーションセンターと金融会社に対する特別税制を違法とする判断を示す。ただし、優遇税制による補助金の返還は求めないと決定。
- 17日▶プロディ欧州委員長、財政安定化・成長協定について、18日付のフランス紙ル・モンドとのインタビューで「ばかげている」と発言し、波紋を呼ぶ。
- 19日▶アイルランド国民投票実施。EU拡大の前提となるニース条約批准を賛成多数で承認。
- 19日▶欧州委、韓国の不公正な造船助成措置がWTO協定違反に当たるとして、WTO紛争処理手続きを開始する旨、EU官報（L281/15）で公示。
- 21日▶欧州委、フランス、ベルギーなど10カ国に対し、EU廃車指令の各国国内法への早期導入を求めるため意見書を送

## Chronology

- 付。欧州委は廃油指令、包装廃棄物指令等、廃棄物関連指令の徹底を目指す。
- 21日▶パッテン欧州委員（対外関係担当）、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）による核開発疑惑により、朝鮮半島エネルギー開発機構（KEDO）への貢献を見直すことを示唆。EUはKEDOの理事国の一つで、9,500万ユーロの資金提供。その他2億1,300万ユーロの食料・人道的支援を行っている。
- 23日▶欧州委員会拡大総局、EU拡大に関する市民の意識調査（ユーロバロメーター調査）を発表。加盟15カ国の市民の68%が拡大に肯定的。また、加盟候補国市民を対象とした調査では、加盟支持率は60%に。
- 24～25日▶EU首脳会議（欧州理事会）、ブリュッセルで開催。最大の焦点であるEU拡大後の農業補助金を含む予算・財政の枠組みに関して独・仏の合意を形成。EU加盟候補国中10カ国の2004年初めの加盟勧告を承認。
- 28～29日▶EUの今後のあり方を検討する諮問会議（コンベンション）が全体会合を開催。欧州統一憲法の枠組み等を示す。
- 29日▶欧州委、EU加盟候補国とEUの研究開発支援プログラム「第6次研究開発フレームワーク（FP6、2003～2006年）の協定」に調印。この結果、加盟候補国はFP6において加盟国と同等の権利および義務を遂行することになる。
- 29日▶米政府が発動した鉄鋼セーフガードの是非を問うWTO紛争処理小委員会（パネル）の初会合始まる。EU、日本等8つの国・地域が米国の処置をWTO違反として提訴し、合同審査へ。
- 30日▶欧州委、任天堂と欧州の同社販売代理店7社に対し、ゲーム機などの販売価格を操作し、自由な販売競争を阻害していたとして総額1億6,780万ユーロの罰金支払いを命じた。価格操作行為に対する罰金額としては過去最高。
- 30日▶欧州委、国際的競売会社のサザビースとクリスティーズが顧客に対する手数料をカルテルで定めるなどとして、EU競争法に違反したと認定。サザビースに2,040万ユーロの支払いを命ず。
- 30日▶欧州委、アフガニスタンの難民帰還事業などに約1,764万の追加支援を決定。既に2002年の対アフガン人道支援は総額で6,300万ユーロに上る。
- 30日▶欧州委、エイズやマラリア等の感染症に悩む開発途上国向けに安価な薬品輸出を可能にする新制度を発足させると発表。
- 31日▶欧州委、米たばこ大手のRJレイノルズが、たばこ密輸資金を不正に洗浄しているとし、米国の裁判所に損害賠償を求め、訴訟を起こしたと発表。

< 11 月 >

- 4日▶中国対外貿易経済協力省、EUが中国に輸出している化学品カテコールをダンピング（不当販売）と認定する仮決定を下し、臨時的反ダンピング措置を実施する通知を出状。
- 4日▶会社法諮問委員会、欧州における会社法の近代的な法的枠組みに関する最終報告書を欧州委に提出。資本形成、欧州有限会社等、会社法関連の問題を指摘し、コーポレートガバナンスに関し勧告。
- 5日▶欧州司法裁判所、ドイツや英国等EU加盟8カ国が米国と結んでいる2国間のオープンスカイ協定はEU指令に反しているとの判決を下す。加盟各国は個別に米国と協定を結ぶ権利を持たず、EUと交渉する事項であるとの判断によるもの。
- 5日▶EU財務相理事会、ポルトガルの2001

- 年の財政赤字が国内総生産（GDP）の4.1%となったことを正式に認定。安定・成長協定に基づき、同国に財政改善を勧告。
- 5日▶欧州委、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）に対し、150万ユーロの人道支援を供与すると発表。ストーブや毛布などを6万人の子供を含む、9万5千人の市民を対象に提供する予定。
- 5日▶欧州委、雇用促進のための国家援助促進規則を採択。加盟各国は援助を欧州委の事前許可なしで実施可能に。長期失業者や高齢失業者などに対しては、1年間の賃金コスト、社会保障負担の50%相当額まで、身体障害者には、同60%までの雇用援助が可能となる。
- 6日▶欧州委、中・東欧諸国の新規加盟を加味した包括的原子力安全政策案を発表。EU全体としての統一的な安全基準等の策定は初めて。原発の運転、解体に関する基準作り、委員会による各国の実施状況の監視、管理・解体のための基金づくり（金額未定）等を提案。
- 7日▶欧州中央銀行（ECB）、定例の政策理事会（金融政策決定会合）を開催。主要政策金利である短期オペ最低入札金利を3.25%のまま据え置き。ECB総裁は、同理事会で利下げについて賛否両論の議論があったことを明らかに。
- 8日▶欧州委、テレビ番組の欧州制作枠を定める「国境のないテレビ」の実施状況に関する報告書を採択。欧州制作番組の2000年の平均放映時間シェアは、99年の60.7%から62.2%に上昇。独立系プロダクション作品の平均放映時間シェアは規定の10%を超え、99年の37.5%から2000年には40.5%に。
- 8日▶EU、ロシアを市場経済国として正式に承認することを決定し、適用を開始。ロシアは世界貿易機関（WTO）加盟に向けて一步前進。
- 11日▶EU・ロシア首脳会議で2004年のEU拡大で飛び地となることが予想される「ロシア・カリニングラード州」問題で合意。2003年7月から同州住民がリトアニア経由でロシア本国と往復できる簡易ビザの発行や同州と本国を直接結ぶ特別列車の運行に向けた調査開始を了承。
- 13日▶欧州委の経済・金融総局、秋季経済予測を発表。2003年のEUおよびユーロ圏の実質GDP成長率見通しは、それぞれ2.0%、1.8%となり下方修正。新規加盟10カ国（AC-10）の2002年の実質GDP成長率は2.1%と、春季予測から0.8ポイント下方修正。
- 13日▶欧州委企業総局、第6次造船市場報告書を発表。2002年上半期の世界の造船業界は世界的な供給過剰、経済の低迷、2001年の米国テロ事件などにより新規受注が著しく低下するなか、欧州造船業界は、韓国の不公正な造船助成措置によって不利益を被っていると指摘。
- 18日▶EU外相理事会、2004年からのEU新規加盟が見込まれる10カ国（リトアニア、ラトビア、エストニアのバルト3国、ポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキア、スロベニア、マルタ、キプロス）の加盟日を5月1日とすることで基本合意。12月のコペンハーゲン首脳会議で正式決定を見込む。
- 18日▶EU、ブリュッセルでチリと双方の関税撤廃に向けた「協力協定」に調印。チリ議会の批准を経て2003年にもチリとの自由貿易協定（FTA）が発行、工業製品の90%以上の関税撤廃へ。農産品の自由化も10年で全体の97%以上が自由化される。
- 19日▶EU外相理事会、北朝鮮が核兵器開発を放棄しない限り、12月から重油提供

## Chronology

- を凍結するなどとした朝鮮半島エネルギー開発機構（KEDO）の理事会を支持することで合意。
- 19日▶欧州委、2002年のドイツ財政赤字が国内総生産（GDP）の3.8%になったことを受け、財務省理事会で改善措置の勧告等を協議。
- 19日▶EU外相理事会、ポルトガルを除く14ヶ国による賛成で、人権侵害を理由にベラルーシのルカシェンコ大統領と7閣僚の査証（ビザ）発給停止を決定。
- 21日▶北大西洋条約機構（NATO）首脳会議、ブルガリア、エストニア、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、スロバキア、スロベニアの中・東欧7カ国のNATO新規加盟了承を含むプラハ宣言を採択。
- 25日▶運輸・通信・エネルギー相理事会で、域内の家庭向け電力・ガス市場について2007年7月から、また企業向け市場は2004年7月から完全自由化とすることを合意。
- 25日▶EU、日本を含む16カ国・地域は世界貿易機関（WTO）新多角化貿易交渉（新ラウンド）の貿易ルール交渉で、米国による鉄鋼輸入などで多用されている反ダンピング（不当廉売）措置防止を求め共同提案を行うと発表。
- 25日▶東京で開催の規制緩和に関する事務レベル協議で、EU側は日本の記者クラブ制度廃止と公的機関の取材に関する外国特派員への開放を初めて要求。
- 26日▶EU経済相理事会、競争法の大幅改定案を承認。国際的な競争を阻害する談合やカルテルを厳しく取り締まるのが目的。採択以来、40年ぶりの大改革。2004年5月に発効予定。
- 27日▶欧州委、財政健全化を図るための改革案を提出。一般政府債務を国内総生産（GDP）比60%以下に抑制すること等、安定・成長協定の範囲内で実施する内

容。2003年春のEU首脳会議で議論される予定。

- 27日▶シラク・仏大統領、同国訪問中のトルコイスラム系・与党AKP等との会談で「トルコが欧州と同じ価値観を共有する限り、欧州の一員としての地位を持つ」と発言。ジスカーデスタン元仏大統領の「トルコが加盟したらEUはおしまいだ」との発言と一線を画す。
- 28日▶ソラナEU共通外交・安全保障政策担当上級代表、ユーゴ連合セルビア、モンテネグロの両共和国が新国家連合の憲法草案に合意と発表。両議会が新憲法案を承認すれば、年内にもユーゴ連邦は消滅し、新国家連合セルビア・モンテネグロが発足する。
- 28日▶EU法務・内務理事会で、域内のアフガニスタン難民を2003年春から本国に送還する計画に合意。10万人余りの難民が対象となり、アフガン本国の受け入れ施設等の援助を予定。
- 28日▶EU農相理事会で、遺伝子組換え作物を原料とする食品や飼料の混入率が0.9%を超える場合、ラベル表示を義務付けるなど表示義務を強化する法案に合意。
- 29日▶北大西洋条約機構（NATO）理事会、2002年12月15日までの予定だったマケドニア派遣部隊の駐留を半年延長すると決定。延長はマケドニア大統領からの要請によるもの。

## 英国

UNITED KINGDOM

< 10 月 >

- 1日▶ブレア首相、イラクが国連の大量破壊兵器査察に従わず、国連が有効に対処しない場合は、米国とともにイラクへの武力行使に踏み切る方針を表明。
- 2日▶電力会社パワージェン、英国内の発電

- 設備180万KW分を停止すると発表。  
電力卸売価格が長期間にわたって低い水準にとどまっているのが原因。
- 8日▶HSBCグループ、中国第2位の生命保険会社の平安保険に対し6億ドル、10%出資すると発表。
- 8日▶北アイルランド自治政府のトリンプル首相、ブレア首相と会談。スパイ容疑が発覚したカトリック系アイルランド共和軍（IRA）の政治組織、シン・フェイン党を自治政府から追放するよう要求。
- 8～9日▶ストロー外相、エジプトのブバラク大統領、ヨルダンのアブドラ国王、イランのハラジ外相とイラク問題について会談。
- 8日▶食品大手のアソシエイテッド・ブリティッシュ・フーズ、スイスの医薬品最大手ノバルティスの飲料・食品部門を買収することで合意したと発表。
- 10～11日▶首相、ロシアのプーチン大統領と会談。イラク情勢などについて協議。
- 14日▶政府、北アイルランドの自治を停止し、直轄統治を復活させたと発表。
- 14日▶イーゼージェット、航空機の購入先としてエアバスを第一候補に選定。2003年秋から5年間で120機を購入予定。
- 16日▶ボーダフォン、仏携帯電話会社2位のSFRを傘下に。SFRの親会社セージェテル株の買収で株主の英BTグループなど2社と合意。
- 16日▶民放テレビ大手グラナダとカールトン・コミュニケーションズ、合併で合意したと発表。
- 17日▶政府、朝鮮民主主義人民共和国駐在大使を予定していたスリン外交官について、赴任を当面取りやめると発表。
- 22日▶自動車メーカー、MGローバーのハウ社長、日本市場への再参入を検討していることを明らかに。
- 24日▶首相、モリス教育・技能相の辞任に伴い、クラーク労働党幹事長を後任に任命するなど内閣を一部改造。
- < 11 月 >
- 5日▶ブリティッシュ・エアウェイズ（BA）、2002年7～9月期の最終利益はリストラ効果で前年同期比8倍の1億5,200万ポンドに回復したと発表。
- 7日▶中央銀行、金融政策委員会で主要政策金利のレポ金利を4.0%に据え置くことを決定。12カ月連続の据え置き。
- 7日▶損害保険大手のロイヤル・サン・アラリアンス、最大で1万2,000人の従業員を削減し、一部事業を売却すると発表。
- 7日▶イベリア半島南端の英国領ジブラルタル、英国とスペイン両国による共同統治の賛否を問う国民投票を実施。反対が99%を占め、現状どおり英国領としてとどまることを望んでいることが明らかに。
- 8日▶国民統計局、2002年第3四半期の貿易統計を発表。輸出が465億ポンド、輸入が550億ポンドで輸出入とも前年比、前年同期比で減少。
- 8日▶銀行大手ハリファックス、10月の住宅価格指数は、前月比4.7%の上昇で、前月比としては過去最高の上昇率と発表。
- 11日▶英航空労働者組合、ヒースロー空港などで働く消防・警備関係の組合員が11月28日から6日に渡り24時間ストライキを実施すると発表。
- 11日▶首相、ロンドンの演説で、英国がテロの脅威にさらされていると言明。市民に注意を怠らないように改めて呼びかけ。
- 12日▶ボーダフォン、2002年4～9月期決算は、48億8,000万ポンドの損失を計上。赤字額は前年同期から半減。売上高は、J・フォンの貢献が大きく前年同期比

## Chronology

- 67%増の149億ポンド。
- 13日▶ ストロー外相、イラクが国連安全保障理事会の決議を受け入れたことについて、歓迎しながらも警戒を怠るべきではないとコメント。
- 13日▶ 政府、議会の開会にあたり、ユーロへの参加については2003年6月までに終了する経済五条件の評価に基づいて国民に参加を勧告するかどうか決めると言及。
- 16日▶ 英国ヴァージンアトランティック航空、全長75.3メートルの世界一長い旅客機をロンドンー成田、ニューヨーク、香港線で運行。
- 18日▶ 外務省、イエメンの英大使館を閉鎖したと発表。
- 19日▶ 政府、核問題浮上で赴任を見合わせていた朝鮮民主主義人民共和国駐在の初代英国大使について、23日に着任させると発表。
- 19日▶ 米エネルギー大手のTXUの欧州法人であるTXUヨーロッパ、英高等法院に対し同社や関連会社の資産保全を申請、事実上経営破綻。
- 20日▶ フーン国防相、米国がイラクの武力行使に備えた英国軍の派遣を要請してきたことを明らかに。
- 22日▶ 首相、英国を訪問している国連監視検証査察委員会（UNMOVIC）のブリクス委員長と会談。
- 25日▶ 下院本会議、イラクへの武力行使には新しい国連安保理決議と議会下院の同意が必要とする動議を反対多数で否決。米国が主導するイラク攻撃に参加するかどうかについて、ブレア政権に事実上の権限を与える内容。
- 25日▶ ボーダフォン、携帯電話から簡単に企業のイントラネットに接続できる新通信サービスについて、東芝、富士通シーメンスなど日米欧のハイテク大手6社と提携したと発表。
- 26日▶ イージージェット、2002年9月期（2001年10月～2002年9月）の決算を発表。売上高は前年比54.6%増の5億5,200万ポンド、税引前利益は78.3%増の7,160万ポンドと増収増益。
- 27日▶ ブラウン財務相、2003年度の予算編成方針演説で2003年の実質GDP成長率見通しを2.5～3.0%とし、4月時点の見通しから0.5ポイント下方修正。
- 27日▶ 財務相、2003年6月に任期満了で退任するエドワード・ジョージ・イングラント銀行総裁の後任に、マービン・キング副総裁を起用すると発表。
- 28日▶ 政府、経営危機に直面している原子力発電最大手ブリティッシュ・エナジーに支援した融資の返済期限を2003年3月まで延期すると発表。
- 29日▶ 日産自動車、新型小型車「マイクラ」（日本名マーチ）の生産を英国中部のサンダーランド工場で開始。
- 29日▶ 日産自動車のゴーン社長、英サンダーランド工場で生産している「アルメーラ」の後継車について、英国で生産を継続するかどうかを2003年6、7月までに決めたいとコメント。スペイン子会社や仏ルノーの工場への生産移管も検討していることを明らかに。
- 30日▶ 仏の公共ラジオ報道、仏国大統領府が延期されていた仏国と英国の首脳会談を2003年2月4日に仏国で開催すると発表。
- 30日▶ 英BP、中国の液化石油ガス（LPG）プラントの拡張工事に着手。総投資額は4,000万ドル。
- 30日▶ 大手スーパーのTesco、英国内に900店近い店舗を持つコンビニチェーンのT&Sストアーズを5億2,000万ポンドで買収すると発表。買収を認めないよう求める零細商店主からの意見書が英



公正取引委員会に殺到。

## フランス

FRENCH REPUBLIC

< 10 月 >

- 1日▶九州電力、フランス電力公社（EDF）の送電系統管理部門（RTE）と交流協定を締結。送電や系統運用の情報交換や共同研究のほか、経営層や専門家の交流を実施。
- 2日▶政府、トムソン・マルチメディアの最高経営責任者（CEO）ブルトン氏をフランステレコム取締役会メンバーに指名。同社はブルトン氏を会長に選出。
- 2日▶ドイツのシュレーダー首相、9月の再選以来初めてパリを訪問。シラク大統領との非公式夕食会で、イラク情勢やEU拡大計画などを議論。米英が求める新たな国連安保理決議案に反対することで一致。
- 2日▶政府、狂牛病の恐れがあるとして96年3月から禁止していた英国産牛肉の輸入を解禁。フランスは、99年4月の欧州委による輸入解禁決定以降も輸入を認めておらず、6年ぶりの解禁。
- 3日▶フランス国立統計経済研究所（INSEE）、2002年の実質GDP成長率を6月公表の1.4%から1.0%に下方修正。マイナス0.9%成長だった93年以来、9年ぶりの低成長。
- 3日▶フランス電力公社（EDF）など公共サービス関連の国営企業を中心とする労働組合、パリ市内でラファラン内閣の進める民営化政策に反対する大規模なデモを実施。主催者側の発表では6万人（警察発表は5万人）が参加。現内閣発足後、最大のデモ。
- 4日▶フォンテーヌ産業担当相、電力・ガス市場の完全自由化に応じる意向を表明。早ければ2007年に家庭向けへの新規参入も認める方針。
- 4日▶ブイグテレコム（携帯電話）、NTTドコモの技術供与を受けた携帯電話インターネット接続サービスを11月15日に開始すると発表。当面、NEC製の機種を採用。
- 4日▶世界最大のハイス（高速度工具鋼）メーカーであるエラスティール、不二越とハイス事業で相互OEM（相手先ブランド）供給など幅広い業務提携を行うことで合意。
- 6日▶イエメン東部のムカラ沖で、仏タンカーが爆発、炎上。シラク大統領は同日、イエメンのサレハ大統領と電話で協議し、捜査班を現地に派遣しイエメン当局と合同で原因究明に当たること合意。
- 6日▶ドラノエ・パリ市長（52）、市庁舎内で男性に右腹部を刺され病院で手術を受ける重傷。犯人の男性は現行犯逮捕。
- 7日▶英仏外相、パリで会談。会談後、英ストロー外相は国連安保理の対イラク新決議案の協議で「（仏の提案する）2段階決議案も排除しない」と一定の理解。
- 7日▶独仏などの財政赤字急増に直面するユーロ圏、ルクセンブルクで非公式財務相会合。現行の財政均衡目標である2004年に代わる現実的な目標を協議したが合意せず。仏が財政赤字削減に先送り姿勢。
- 9日▶コンテス・デュバリ（高級食品）、新日本通商などと組み東京・松屋銀座店内に仏料理を中心とした洋風惣菜店を開業。2003年9月までに5店程度を出店予定。
- 9日▶日立ソフトウェアエンジニアリング、仏経済・財政・産業省から地籍図を電子化するための入力ソフトを国際入札で受注したと表明。
- 10日▶ブジョーシトロエン・グループが中国

## Chronology

- で生産拡大。2004年初めをメドに、ブジョー車の生産を開始。年産10万台規模の組み立てラインの新設置を計画。
- 10日▶外務省、イエメン沖で起きた仏タンカー爆発・炎上事件について「(外部からの)攻撃として捜査する」との声明を発表。テロの可能性を公式に認識。
- 16日▶英FT紙、STマイクロエレクトロニクス(仏伊合弁の半導体メーカー)が米モトローラの半導体部門の買収に向け交渉中と報道。同社は仏伊政府が実質的な大株主。
- 16日▶ラファラン首相、地方分権を強化する憲法改正案を閣議に提出、政府案として決定。憲法改正は大統領の任期を7年から5年に変更した2000年10月以来。
- 16日▶英ボーダフォン(携帯電話世界最大手)、SFR(仏携帯電話会社2位)を傘下に。SFRの親会社セジェテル(通信)株の買い取りで株主の英BTグループなど2社と合意。買収額は63億ユーロ(現金払い)。
- 16日▶カルフル・ジャパン(流通)、埼玉県狭山市に日本における第4号店の「カルフル狭山」をオープン。
- 17日▶各教員組合、全国で統一スト。教育省が発表した生徒監督5,600人解雇、教員新規採用見送りなどに反対し、幼稚園から高校までの全職員の60%が参加。
- 17日▶三共ファルマ(三共の欧州子会社)、シダー・サンテ100%子会社のラボラトワール・フォルネ(医薬販売)を3,000万ユーロで買収。仏で初、欧州11番目の営業拠点。
- 18日▶独 Mobilcom(携帯電話)、大株主のフランステレコムと債権放棄の方向で交渉中と表明。同社は9月、破産法の適用申請を検討したが、独政府の救済策で破産を回避。
- 23日▶ビベンディ・ユニバーサル(総合メディア、VU) 出版事業をラガルデル(防衛・出版)に12億5,000万ユーロで売却すると発表。米国を除く全世界の出版事業を売却。
- 23日▶メール経済・財政・産業相、経営難に直面するフランステレコムについて「適当な時期に資本注入が必要だ」と述べ、公的資金の投入による救済を示唆。
- 23日▶サルコジ内相、国内治安法案を閣議に提出。
- 24日▶EU首脳会議出席のためブリュッセル訪問中のシュレーダー独首相とシラク仏大統領、懸案のEU農業予算問題で合意。
- 25日▶日本経済新聞、イビデン(窯業)が10月にディーゼル車の排ガスを浄化する装置(DPF)の現地生産を開始すると報道。生産能力を国内30万個、仏で30万個に倍増。
- 25日▶BNPパリバ(銀行)、ピノー・プランタン・ルドゥート(流通)傘下のカード会社を買収する独占的な交渉に入ったと発表。買収予定額は8億6,900万ユーロ。
- 28日▶ドビルバン外相、米英が国連安全保障理事会に提案した対イラク決議案について「武力行使が米単独のものか、集団的なものかあいまい」と述べ、拒否の姿勢を鮮明に。
- 29日▶パリ検事局、VUが過去の決算で株主に虚偽の情報を流布した疑いで捜査を開始。
- 29日▶日本経済新聞、三菱重工業がブジョーシトロエングループに、エンジンの出力を高めるターボチャージャー(過給機)を2004年6月から年20万台を供給すると報道。
- 30日▶日本と欧州、ロシア、カナダが共同で建設する国際熱核融合実験炉(ITER)

- の第6回政府間協議、青森県六ヶ所村で開催。建設地を来春決めることで合意。候補地は六ヶ所村とカダラッシュ（フランス）、バンデヨス（スペイン）、クラリントン（カナダ）
- 31日▶VU、傘下にある米教育出版大手ホートン・ミフリンの売却交渉を始めたこと発表。出版事業から完全に撤退へ。
- 31日▶イメージワン（画像システム・情報販売）、仏スポットイマージュ（人工衛星）と「東京スポットイマージュ株式会社」の設立で合意。2003年初めから衛星画像の提供を開始する予定。
- < 11 月 >
- 5日▶ブイグテレコムのパリソン最高経営責任者、仏で15日から始まる「iモード」サービスで、ソシエテ・ジェネラルなど大手金融機関が公式サイトを開設すると発表。
- 5日▶ペシネー（アルミニウム）、コーラス・グループ（英蘭製鉄）のアルミ事業を7億5,000万ユーロで買収し、欧州最大手と世界3位に復帰。航空機向け製品を強化し、米国・カナダに対抗。
- 6日▶BNPパリバ（銀行）、7～9月期決算を発表。純利益は前年同期比22.9%減の5億7,300万ユーロ。世界的な株安と、保有株式の価格変動に備えた準備金の積み増しが主因。
- 6日▶ICカード型電子マネー「モノオ」、パリ首都圏で本格的に流通開始。現金決済に頼っていた小口取引が電子マネーに切り替わる動きに弾み。2003年末には仏全国展開。
- 7日▶VU、傘下ビベンディ・エンバイロメント（水道・ゴミ処理）の全保有株約40%を2004年末までに売却する方針を発表。メディア事業に進出する前の本業から完全撤退。
- 11日▶日本テレコム、イクアント（フランステレコム系の国際データ通信）と国際通信サービスでの提携を発表。世界最大級のイクアントのデータ網を活用し、海外進出日本企業の利用を狙う。
- 13日▶「ディズニーランド・パリ」を運営するユーロディズニー、2002年9月通期決算で最終損益が3,310万ユーロの赤字。3月のテーマパーク開設で増収となるも、開設に伴う償却で収益を押し下げ。
- 13日▶数理科学研究所で世界トップレベルの高等科学研究所、同研究所に滞在する日本人を増やすため、「広中平祐基金」の創設を決定。基金の目標は2,500万ユーロ。
- 15日▶ブイグテレコム（携帯電話）、NTTドコモの技術を用いた携帯電話のインターネット接続サービス「iモード」をフランスで開始。
- 15日▶オリコン（音楽情報提供）、TF1（民法テレビ局）のグループ会社e-TF1と組み、仏国内での携帯電話向けコンテンツ事業で協力。サイトを立ち上げ、着メロを製作・提供。
- 17日▶保守・中道の統一会派「大統領与党連合（UMP）」、パリ郊外ルブルジェで結党大会を開き、正式な政党として発足。政党名は「国民運動連合（UMP）」、党首はジュベ元首相（57）。
- 18日▶仏エールフランスと伊アリタリア航空、資本提携で合意。両社が加盟する国際航空企業連合「スカイチーム」内での発言力強化を狙い。
- 18日▶エールフランス、7～9月期決算を発表。営業利益は前年同期比85%増の1億4,100万ユーロ、純利益は同35%減の5,700万ユーロ。北米、欧州諸国への国際線の業績が回復、不調の国内線の業績を上回った。

## Chronology

- 18日▶フランス電力公社（EDF）と伊フィアット・グループ、2001年に買収した伊エジソン（エネルギー）に対し5億ユーロの増資を準備。FT紙が報道。
- 19日▶VU、同社の会計疑惑で米証券取引委員会（SEC）が正式に捜査を始めたことを表明。既に捜査を開始している司法省との合同捜査となる見通し。
- 21日▶味の素、食品メーカー向け化学調味料グルタミン酸ナトリウム（MSG）の生産・販売会社である仏オルサンを買収すると発表。オルサン親会社のアミラムフランスとの間で、全株式の譲渡で合意。欧州初のMSG生産拠点。買収額は非公表。
- 22日▶国立統計経済研究所（INSEE）、7～9月期のGDP（季節調整値）を発表。前期比0.2%増の低い伸び。個人消費は0.7%増でGDPを0.4ポイント分押し上げる効果があったが、設備投資が3期連続マイナス。
- 24日▶政府、現在保有するクレディ・リヨネ（仏銀4位）株式10.9%をBNPパリバ（仏銀首位）に売却決定。BNP、クレディ・アグリコルを抜き、リヨネの筆頭株主に浮上。
- 24日▶アリアケジャパン（天然調味料）、仏の著名料理人口ブション氏と提携し、フランスで家庭用調味料事業に参入。年内にも同氏と正式契約を結び、約20億円を投じて2003年1月に現地法人設立の予定。
- 24日▶トラック運転手、賃上げなどを求め深夜からストライキを開始。全国で物流の停滞が懸念。
- 25日▶トラック運転手がスト。25日午後現在、国内約30カ所で道路封鎖などを実施。運輸省は、道路封鎖などの行動は行き過ぎとの声明を発表。トラック運転手の賃上げを求める道路封鎖は97年以
- 来。当時は一時全国180カ所で封鎖を実施、物流網がマヒ。
- 25日▶国内各空港の管制官、政府の民営化推進路線に反対リストを実施。欧州路線のほか、一部の日本便も欠航が予想。
- 25日▶クレディ・リヨネ株、売買高13倍に急騰。BNPパリバが政府保有のリヨネ株を一株当たり58ユーロ、総額22億ユーロで落札したことを好感。
- 25日▶独モビルコム（携帯電話）、フランステレコムとの資本提携解消を発表。仏テレコムは、独銀行団や取引先企業のモビルコム向け債権60億ユーロを肩代わりし、そのうえで自らの債権を含めた70億ユーロを放棄。代わりに仏テレコム出資分（28.5%）のモビルコム株を一株47ユーロで独銀行団などに売却。
- 25日▶シャネル（高級ブランド）日本法人、千葉県船橋市に大型物流施設を整備すると発表。同県流山市にある施設が手狭になり、規模を3.5倍に拡大。完成は2003年8月、社員・パート200人を雇用する見通し。
- 25日▶EUのエネルギー担当相、理事会で域内の電力・ガス市場を2007年7月1日までに全面自由化することで合意。家庭向け市場の自由化を拒んでいたフランスが譲歩。法人向け市場では2004年7月1日までに開放。
- 26日▶シラク大統領とスペインのアスナール首相、スペイン南部のマラガで会談。27日以降、原油などを積んだタンカーの両国沿岸での航行を規制し、極端に危険な船舶の場合には両国の200カイリ経済水域から締め出すことで合意。
- 26日▶公共部門の労組員ら計10万人、賃上げや待遇改善などを求めて全国各地でデモ。労組団体の推計では、全国で国鉄など公共輸送部門の職員ら約5万人のほか、EDFやGDF職員、フランステ

- レコム社員ら約5万人が参加。国鉄や地下鉄、航空部門、郵便局などの一部はストも実施し、市民生活が混乱。
- 26日▶LVMH（高級ブランド）、米モルガン・スタンレー（証券）に対し1億ユーロの損害賠償を求めて訴訟を起こしたことが判明。モルガンの株式分析が公正を欠き、LVMHに不利益を与えたことを理由。
- 27日▶仏政府、エストニア政府に対し、バルト海沿岸の同国に寄港中でフランスへの航海を予定している旧型タンカーを検査し、危険がないことを確認するよう要請。
- 27日▶日本の浮世絵230点、パリのサザビーズで競売。葛飾北斎の富嶽36景が約150万ユーロ（手数料込み）で落札。
- 28日▶日本政策投資銀行、フランス中小企業開発銀行（BDPME）と日仏企業間の企業提携に関する協定書を締結し、また、フランス中小企業融資保証会社（SOFARIS）と仏中小企業の日投資促進に向け協力することで合意。
- 28日▶日産自動車とルノー、2003年から鋼板など鉄鋼製品の共同購入を開始へ。購入窓口の一本化で価格交渉力を強化。
- 28日▶ソシエテ・ジェネラル（銀行）、アジア地域の株式部門閉鎖へ。英FT紙が報道。
- 29日▶アイダエンジニアリング（プレス機械）、欧州でのプレス機械市場開拓のため、パリ近郊のメゾン・ラフィットに販売会社を設立。日刊工業新聞の報道。
- 29日▶ルノーのシュベゼール会長兼最高経営責任者（CEO）、記者会見で、日産自動車との提携強化で中国やロシアなど「新興市場での販売を拡大する」と発言。
- 29日▶日産自動車のゴーン社長、英サンダーランド工場で生産している欧州主力乗

用車の後継車について、収益性の確保できる地域での生産を示唆。ポンド高を懸念し、スペイン子会社や仏ルノーの工場への生産移管の検討を表明。

- 29日▶ミシュラン・ジャパン・グループ（タイヤ）、日本国内でタイヤ販売などを担当する3子会社の2003年1月1日付け合併を発表。新社名は「日本ミシュランタイヤ」

## ドイツ

FEDERAL REPUBLIC OF GERMANY

< 10 月 >

- 2日▶ベルリン行政地方裁判所、2003年1月から予定されている飲料容器のデポジット制導入に反対する1,700以上の関係企業の集団提訴を棄却。
- 2日▶首相、仏・シラク首相とパリで会談、米英が求める新たな国連安保理決議案に反対することで一致。
- 2日▶独ファイナンシャルタイムズ紙の委託世論調査、同国国民の過半数は依然としてユーロに拒否反応。ユーロを「歓迎する」35%、「しない」40%。主に便乗値上げに対する反発から。
- 2日▶大洪水の復興対策で総額71億ユーロの「復興援助基金」創設を正式に閣議決定。被害状況の最終確定後、州ごとに配分。財源は個人所得税減税の先送りと大企業への法人税率の1年間1.5%引き上げ。
- 4日▶米・クリントン前大統領、ドイツ統一12周年記念式典出席のためベルリン訪問、公共放送テレビで米独関係改善に向け冷静に対処する必要性を表明。
- 9日▶欧州委、ドイツ政府がダイムラークライスラーの工場拡張投資に対し計画している資金援助（約5,200万ユーロ）がEU競争法規定に反するかどうか調査すると発表。

## Chronology

- 9日▶14日まで、フランクフルト書籍見本市開催。
- 16日▶アイヘル財相、同国の財政赤字の対GDP比が選挙公約に反し、EUの定める上限3%を上回る見通しを明らかに。
- 18日▶公共放送ZDFの世論調査結果、与党、社会民主党支持率は36%、最大野党、キリスト教民主・社会同盟の45%を再び下回った。
- 21日▶エネルギー大手エーオン、米電力会社TXUの欧州部門から英国の電力販売部門と石炭火力発電所3カ所を買収することが明らかに。
- 22日▶第2期シュレーダー内閣発足。労働分野を経済相に移管した経済・労働相にノルトライン・ウェストファーレン州首相のウォルフガング・クレメント氏を起用。
- 22日▶6大経済研究所、秋季合同経済予測を発表。2003年は1.4%の成長を見込む。
- 22日▶米・自動車市場調査会社J・D・パワーの調査で、同国の自動車利用者の中でドイツ車よりも日本車が高い評価を受け、小型車から大型車まで調査対象の7車種すべてで日本車が首位を占めた。
- 30日▶フィッシャー外相、米・パウエル国務長官とワシントンで会談、両国関係の修復を目指すことを確認。
- 31日▶ドイツ証券取引所、2003年1月から新指数体制に移行と発表。ハイテク銘柄指数TecDAXの導入など。
- < 11 月 >
- 6日▶内務省、8月の大洪水の被害総額見積もりは約92億ユーロと発表。当初の推定額（150億ユーロ）を大きく下回った。被害最大のザクセン州で60億ユーロほか、いずれの州も当初の見積もり額より小さい。
- 8日▶首相、ブッシュ米大統領と電話でイラク問題など協議。独法相発言などで9月に米独関係が悪化して以来、両首相が話をするのは初めて。
- 11日▶キリスト教民主同盟（CDU）ハノーバーで党大会、メルケル氏を党首に再選。
- 13日▶政府の経済諮問委員会（通称、五賢人委員会）、恒例のドイツ経済見通し発表。同国2002年の成長率を0.2%、2003年は1.0%と慎重な見通し。同国の財政赤字GDP比は2002年3.7%、2003年3.3%に達すると予測。
- 13日▶ソルベス欧州委員、同国の財政赤字GDP比が3%を大幅に上回る見通しを踏まえ、安定・成長協定に基づき赤字削減を迫る手続き開始の方針表明。
- 13日▶首相、ベルリン訪問中のフェルホフシュタット・ベルギー首相とEU東方拡大などをめぐり意見交換。
- 15日▶連邦議会、米国の対テロ軍事作戦支援のためアフガニスタンなどに駐留する独連邦軍（最大3,900人規模）の派兵期間1年延長の法案、与野党の賛成多数で可決。
- 20日▶首相、ブッシュ米大統領とNATO首脳会議に際してプラハ城で開催された夕食会で握手。首脳会談は行われなかった。
- 20日▶政府、緊縮型の2003年度予算案（歳出は2002年度補正予算から1.8%減の2,479億ユーロ、税収は同6.1%増の2,204億ユーロ）および2002年補正予算案（歳出は当初予算案から50億ユーロ増の2,525億ユーロ、税収は85億ユーロ減の1,907億ユーロ）を閣議決定。
- 20日▶政府、優遇税制および例外措置の廃止法案を閣議決定。有価証券や不動産などの個人の譲渡益に対する一律15%課税など。
- 24日▶業績悪化で破たん申請を準備した携帯

電話サービス大手モビルコムに対し、同社向け債権を放棄するなどフランステレコムが救済案に合意。

- 27日▶首相、米国が要請すイラク攻撃支援、米軍・NATO軍の同国領空通過など認める方針。クウェート在留独連邦軍の特殊装甲車のイラク攻撃投入は改めて拒否。
- 27日▶首相、ドイツ訪問中のトルコのセゼル大統領と会談、12月の欧州連合首脳会議でトルコのEU加盟交渉開始が決議されるよう支援を強化する考え強調。
- 28日▶ノルトラインウェストファーレン州ミューンスターの上級行政裁判所、使い捨て飲料容器のデポジット制度を支持する決定。

## イタリア

REPUBLIC OF ITALY

< 10 月 >

- 2日▶味の素、GCリジン（低コスト生産が可能な顆粒状の飼育用アミノ酸添加物）の欧州増産を発表。イタリアの味の素ピオイタリアで増産。
- 2日▶英ハチソン3G（携帯電話）、英国とイタリアで第3世代事業の試験サービスを開始。年内に「3（スリー）」のブランド名で商用サービスに移行する計画。
- 3日▶オーストラリアのメディア王として知られるマードック氏、仏ビベンディ・ユニバーサル（総合メディア）傘下の伊テレピュ（有料テレビ）を9億2,000万ユーロで買収すると発表。
- 4日▶インテザBCI（銀行最大手）、同行の労組に対し従業員7,800人（国内従業員の15%、全世界の従業員の10%に相当）を解雇すると通告。2005年末までに段階的实施予定。
- 5日▶イタリア、ギリシャで米国などが検討するイラクへの軍事攻撃に反対し大規模デモ。ローマ、ミラノ、フィレンツェなど主要都市では計数万人が参加。
- 8日▶ベネトン・グループ（アパレル）、1～6月期の連結決算を発表。売上高が前年同期比4.0%減の10億170万ユーロにとどまる一方、組織再編により利益体質が改善。純利益は10.6%増の5,970万ユーロに拡大。
- 9日▶フィアット・アウト（自動車）、従業員8,100人の大規模レイオフ計画を労組に提示。2002年12月に5,600人、2003年7月に2,500人をそれぞれ解雇ないし配置転換。
- 9日▶業績悪化に陥る伊最大の民間企業フィアット・グループ、国内従業員の約2割にあたる8,100人を削減するリストラ計画を発表。国内6工場のうち2工場が操業停止。
- 11日▶フィアット・グループが打ち出した大規模リストラ計画に反対するため、国内の全工場で一斉に4時間ストが実施。従業員による抗議行動で各地の都市機能がマヒ。
- 12日▶レブプリカ紙、経営不振に陥っているフィアットが40億～50億ユーロの増資を検討中と報道。ほぼ半分を資本提携先のGMが、残りを政府と銀行団が引き受ける方向。
- 15日▶米GM、7～9月期決算で最終損益が8億400万ドルの赤字。前年同期の3億6,800万ドルに比べ赤字幅は2倍以上。資本提携先であるフィアットの保有株を24億ドルから2億2千万ドルへ減損評価。衛星放送部門ヒューズ・エレクトロニクスの損失拡大が主要因。
- 16日▶インテザBCI、カピタリア（旧ローマ銀行）など大手4行、フィアット救済のための増資計画参加を拒否。政府は大幅な人員削減による国内工場の閉鎖を回避するため、政府、銀行団など

## Chronology

- の引き受けによる増資を計画していたが暗礁に。
- 18日▶最大労組のCGIL（組合員約550万人）全土でゼネストを決行。CGILは全国約120都市で抗議デモを開き、ゼネストにより鉄道の約四割が運休。空港も8時間にわたり業務を中断し、国営アリタリア航空はほぼ半分の275便が欠航。銀行や郵便局も窓口業務を縮小。
- 21日▶ピサの斜塔、化粧直し開始。酸性雨などの影響でくすんだ白大理石の表面やモルタル部分を補修、14世紀の完成した当時の真新しい姿に復活へ。2003年6月完成予定。
- 29日▶フィレンツェの予審判事、財政危機で9月に倒産したサッカーのイタリア一部リーグ（セリエA）のかつての強豪、旧フィオレンティーナのチェキゴリ元会長を会社倒産罪で逮捕、ローマの自宅で拘禁処分。
- 29日▶ベルルスコーニ首相が所有する国内最大の民放テレビ局「メディアセット」、米リーマン・ブラザーズ（証券）、独コメルツ銀行と連携して、破たんした独メディア企業キルヒグループの中核企業の買収を目指す意向を表明。
- 31日▶フィアット・グループ、7～9月期決算を発表。主力の自動車の販売不振で最終損失は4億1,300万ユーロと、前期の3,400万ユーロから大幅に拡大。同グループは負債削減のため、25億ユーロを増資する方針。
- 31日▶イタリア中・南部で強い地震。カンポバッソ県サンジュリアーノディブーリアで幼稚園が崩壊。小・中学校の合同校舎の下敷きとなった園児ら子供18人を含め、計20人が死亡。
- 2日▶フィアット・グループ、58億ユーロの純負債を年内に25%削減するなどの財務再建策を発表。在庫圧縮や流通ルートの合理化、傘下企業の資産売却を加速。
- 6日▶政府、10月の国内新車販売統計を発表。経営危機のフィアット・グループの販売実績は前年同月比で21%減少し、苦戦継続。トヨタ、仏シトロエンが大幅に販売を伸長。
- 6日▶オンワード樫山、伊完全子会社を通じ独自ブランドの婦人服を企画し、2003年から世界各国で販売すると発表。国際的事業展開のため、欧米で通用する高級ブランド設立が狙い。
- 8日▶TIM（伊最大の携帯電話）、7～9月期決算は最終損益が4,300万ユーロの赤字。前年同期は3億5,500万ユーロの黒字。ベネズエラとトルコの子会社の保有株式の評価額を引き下げたのが原因。
- 11日▶テレコム・イタリア（通信最大手）、7～9月期決算を発表。最終損益は4億7,600万ユーロの黒字。オーストリアの通信会社の保有株売却など、資産処分の加速が寄与。
- 11日▶ピレリ（タイヤ・ケーブル）、7～9月期決算を発表。最終損益は3億5,500万ユーロの赤字。通信業界の不況による設備投資の抑制が影響。
- 12日▶ピレリ、国外6工場を閉鎖し、全従業員の6.5%に当たる2,400人の削減計画を発表。通信業界の不況でケーブル販売が低迷。削減対象の9割は海外従業員の見通し。
- 12日▶インターザBCI（伊最大手銀行）、7～

< 11 月 >

1日▶アルマーニ・グループ（アパレル）、



9月期決算を発表。最終赤字は5,800万ユーロで前年同期より赤字幅が82%減少。不動産の売却益2億ユーロなどが赤字を縮小。

- 14日▶フラティニ総務相（フォルツァ・イタリア所属）の外相就任が閣議で正式決定。後任の総務相は、マッセッラ氏。
- 14日▶国家統計局、7～9月期の実質GDP成長率を前年同期比0.5%増、前期比0.3%増と発表。
- 15日▶フィアット・グループの傘下労組、8時間ゼネストを実施。トリノやミラノなど全国主要都市でデモ行進や鉄道、港湾を封鎖するなど抗議行動。
- 15日▶ペルージャ高裁、終身上院議員でもある大物政治家アンドレオッティ元首相（83）に対し、スキャンダルを暴露しようとした記者の殺害を秘書と共謀したとして、殺人罪の共犯で禁固24年の有罪判決。元首相は罪状を否認しており、上告するもよう。
- 18日▶仏エールフランスと伊アリタリア航空、資本提携で合意。両社が加盟する国際航空企業連合「スカイチーム」内での発言力強化が狙い。
- 20日▶リビアの最高指導者カダフィ大佐の息子のサーディ氏、サッカーチーム「ラツィオ」の株式51%を取得する容易があると表明。現株主のチリオ（食品）は業績悪化に伴い、株式売却の方針。
- 21日▶ピレリ、近く英国工場を閉鎖するなど大規模なリストラ計画に着手することを表明。英国で440人を解雇するのを皮切りに、年内に全世界で1,680人を削減。
- 25日▶フィアット・グループ幹部と政府、労組の代表、ローマの首相官邸で会談。国内従業員の2割に当たる8,100人の人員削減計画の当面延期で合意。フィアットは失業率の高いシチリア島の工

場を2003年9月をめどに再開、従業員1,800人は1年間の帰休後に再雇用。

## オランダ

□ KINGDOM OF THE NETHERLANDS □

< 10 月 >

- 8日▶DVDの関連特許をもつフィリップス、ソニー、パイオニアの3社、中国のAV業界団体、中国電子音響工業協会とDVDプレーヤーの特許料支払いで合意したと発表。
- 15日▶フィリップス、2002年7～9月期決算は3億3,000万ユーロの赤字になったと発表。仏メディア大手ビベンディ・ユニバーサル株の評価損が影響。
- 15日▶秋篠宮ご夫妻、ベアトリクス女王の夫、クラウス・ファン・アムスベルク殿下の葬儀に参列。
- 17日▶首相、内閣総辞職を発表。3カ月で崩壊した同政権は同国で戦後最も短命。
- 21日▶政府、バルケネンデ内閣の総辞職に伴い近く議会を解散し、2003年1月22日に総選挙を実施すると発表。
- 21日▶政府、閣議で24日から開催されるEU特別首脳会議でEU拡大に反対しない方針を確認。

< 11 月 >

- 4日▶金融大手ABNアムロ、2002年7～9月期の純利益が前年同期比24%増の5億9,100万ユーロ、売上高は7.5%減の43億2,000万ユーロと発表。
- 11日▶議会、ボスニア・ヘルツェゴビナ紛争中の95年に起きた同国東部のスレブレニツァ虐殺事件でのオランダ政府の責任について調査を開始。
- 13日▶フィリップスとソニー、合併会社を通じてデジタル著作権管理の鍵となる技術を多く保有する米インタートラスト・テクノロジーズを共同買収するこ

## Chronology

とで合意したと発表。

- 15日▶通信大手KPNモバイル、NTTドコモに25億ユーロの追加出資を要請。
- 15日▶保険最大手エイゴン、2002年7～9月期の純利益が前年同期比28%減の4億2,900万ユーロとなったと発表。
- 25日▶オランダハーグで開催された国際会議で「弾道ミサイルの拡散に立ち向かうための国際行動規範」(ICOC)が採択。参加国は、日本、米国、ロシアなど約85カ国。イラク、イラン、朝鮮民主主義人民共和国などは不参加。

### ベルギー

KINGDOM OF BELGIUM

< 10 月 >

- 5日▶北東部ペール市で、欧州各国からの反核市民団体等2,000名(主催者調べ)が集まり、核爆弾配備が疑われているクラスブローゲル空軍基地周辺で抗議行動。
- 10日▶北部アントワープの捜査当局者、船舶の積荷から合成麻薬MDMA(通称エクスタシー)を押収し、関与者を逮捕。MDMA一度の押収量としては欧州最大の140万錠を記録。
- 15日▶NTTドコモ、携帯電話でインターネットに接続できる「iモード」サービスの開始を発表。ドイツ、オランダ、台湾に次いで4カ国・地域目。ベルギーでは、ドコモ出資のKPNモバイル子会社がサービスを提供。

< 11 月 >

- 5日▶ビール大手インターブリュー、中国のビールメーカー、KKブリュワリー(浙江省寧波)の株式70%を、4,200万ドルで取得すると発表。インターブリューは江蘇省南京にも拠点をもち、発展の著しい長江(揚子江)下流域に焦

点をあて事業を拡大する計画。

- 19日▶JFEグループ(NKKと川崎製鉄の統合後の企業グループ)、技術提携をしている独鉄鋼大手のティッセン・クルップ・シュタールがトヨタ自動車の欧州生産統括会社、トヨタ・モーター・ヨーロッパ・マニュファクチャリング(ベルギー)から自動車用鋼板を受注したと発表。
- 22日▶JSR(高分子化学大手、旧日本合成ゴム)、全額出資子会社がベルギーに建設していた半導体用感光材料の工場が完成したと発表。投資額は25億円。年産能力は20万リットルで現地の半導体工場に供給する。半導体材料など電子材料関連製品の売り上げを3年後に現在比4割増の1,000億円に引き上げる計画。

### デンマーク

KINGDOM OF DENMARK

< 10 月 >

- 1日▶ラスムセン首相、国会開会演説で2004年からの所得税減税に前向きな姿勢を示す。
- 1日▶EU東方拡大に関する現地紙の世論調査、同国国民の53%が拡大を支持、27%が反対。38%はEU拡大がデンマーク経済にマイナス影響を与えると考えている。
- 4日▶ラスムセン首相、EU14カ国の首都歴訪に出発。
- 7日▶国会、就業促進プログラム「より多くの人を労働市場に」で合意。
- 9日▶デンマーク工科大学と同国最大のサイエンスパーク、デーニッシュサイエンスパークが合併と発表。
- 10日▶第3回EU・インド首脳会議、コペンハーゲンで開催。両地域の外交政策、経済関係について会合。

- 13日▶北欧EU加盟3カ国首脳会合、コペンハーゲンで開催。EU拡大やEU - ロシア関係について会談。
- 13日▶バルティック・ビジネス・フォーラム第4回サミット開催。北欧諸国・バルト三国・ポーランド・ロシア・ドイツからの有力者が参加。EU東方拡大、バルト海沿岸地域の経済発展等について意見交換。
- 19日▶コペンハーゲンで初の地下鉄開通。
- 28日▶首相、コペンハーゲンで13のEU加盟予定国首脳とEU拡大について会談。
- 28日▶チェチェン国際会議(チェチェン支援委員会主催)をコペンハーゲンで開催、同国政府が会議を中止させなかったことに対し、ロシア側は姿勢硬化、EU - ロシア首脳会議の開催地はコペンハーゲンからブリュッセルに変更、プーチン大統領のデンマーク公式訪問中止。

< 11 月 >

- 2日▶連立与党と国民党、2003年度予算案で合意。合意に際し、年金生活者に対し大幅な特別支給を追加。
- 26日▶ラスムセン首相、ポーランド・ミレル首相とポーランドのEU加盟などについてコペンハーゲンで会談。

## アイルランド

IRELAND

< 10 月 >

- 16日▶チェコ、スロバキア、ハンガリー、ポーランドの4カ国首脳、ニース条約の批准の是非を問うアイルランド国民投票で賛成票への投票を呼びかける共同声明を発表。
- 18日▶アイルランド銀行、英大手銀アビー・ナショナルの買収計画を断念すると発表。

- 19日▶ニース条約批准の是非を問う2回目の国民投票、賛成62.9%、反対37.1%で批准を承認。

< 11 月 >

- 4日▶格安航空会社ライアンエアー、2002年4～9月期の売上高が前年同期比35%増の4億6,460万ユーロ、純利益が71%増の1億5,090万ユーロになったと発表。
- 12日▶生活雑貨専門店「無印良品」を展開する良品計画、アイルランドでスポーツ用品店などを経営する流通業パシフィック・イーストとの提携店舗をダブリンに開業すると発表。

## スペイン

SPAIN

< 10 月 >

- 8日▶独鉄鋼最大手ティッセン・クルップ・スチール、スペインの鉄鋼大手ガルメットの株式75.5%を取得し、傘下に収めると発表。
- 23日▶日産自動車、2005年からスペインの子会社で主力の小型ピックアップトラックを年間9万台規模で生産すると発表。
- 27日▶米国の対イラク攻撃に反対するデモがマドリードであり、市民ら約3,000人が参加。

< 11 月 >

- 7日▶イベリア半島南端の英国領ジブラルタル、英国とスペイン両国による共同統治の賛否を問う国民投票を実施。反対が99%を占め、現状どおり英国領としてとどまることを望んでいることが明らかに。
- 13日▶スペイン北西部ガルシア地方の沖合でバハマ船籍の石油タンカー「プレステージ号」が難破。

## Chronology

- 17日▶バハマ船籍の石油タンカーの遭難事故、流出した石油がスペイン地方沿岸一帯に漂着。政府、約100キロにわたり石油で汚染された海外での漁業禁止を措置。首相、責任追及に乗り出すと表明。
- 21日▶バハマ船籍の石油タンカー沈没事故、流出した石油はガルシア地方の海岸約300キロに漂着し被害が拡大。マタス環境相、同日までで被害推定額は約4,200万ユーロと発表。
- 25日▶日産自動車、商用車部門の充実を図るため、バルセロナ工場の生産能力の向上を進めると発表。
- 26日▶アスナール首相と仏シラク大統領、原油などを積んだタンカーの両国沿岸での航行を規制し、極端に危険な船舶の場合には両国の200カイリ経済水域から締め出すことで合意。

### ポルトガル

PORTUGUESE REPUBLIC

< 10 月 >

- 1日▶ポルトガルコルク関連産業協会（APCOR）、コルク原料・製品の2001年の輸出額は前年比0.1%減、2002年の見通しは前年比1~2%減と発表。
- 2日▶ポルトガル自動車販売業者協会（ACAP）、9月の自動車販売台数は1万9,092台で前年同月比15.8%減、2002年1~9月期では前年同期比9.8%減と発表。
- 10日▶ポルトガル銀行協会（APB）、銀行業界が2001年に削減した雇用者数は1,639人と発表。
- 17日▶ユーロネクスト、リスボン証券取引所との統合を2003年7月11日に実施すると発表。

< 11 月 >

- 4日▶オリンパス光学工業、コインブラに欧

州全域のカメラ修理を一元的に実施する補修センターを開設。投資額は今後の設備投資を含め300万ユーロ。

- 5日▶ポルトガル自動車販売業者協会（ACAP）、10月の自動車販売台数は2万3,005台で前年同月比18.6%減少。2002年1~10月期では前年同期比11.1%減と発表。
- 13日▶欧州委員会2002年秋季経済予測、ポルトガルの実質GDP成長率を0.7%（2002年）1.2%（2003年）と予測。前回発表の春季予測からそれぞれ0.8ポイント、1.0ポイント下方修正。
- 21日▶OECDエコノミックアウトルック、ポルトガルの2002年における財政赤字のGDP比は3.4%に達し、2年連続で安定・成長協定の上限を超えると予測。

### ギリシャ

HELLENIC REPUBLIC

< 10 月 >

- 5日▶イタリア、ギリシャで米国などが検討するイラクへの軍事攻撃に反対し大規模デモ。非公式EU国防相理事会が開催中のクレタ島では約300人の活動家が会議場に突入しようとして警備隊と衝突。
- 7日▶JFEホールディング傘下の川崎製鉄、コリント・パイプワークス（鋼管）との業務提携を発表。油送管に使う溶接鋼管の製造技術などで相互協力。
- 20日▶統一地方選の決選投票。2004年夏季五輪開催都市となるアテネ市長選では、中道右派の新民主主義党（ND）ドーラ・バコヤンニ氏（48）がアテネ初の女性市長に当選。
- 22日▶三井造船、ギリシャからディーゼルエンジン式発電設備2基を受注したと発表。受注金額は約130億円、同社のデンマーク子会社とギリシャの建設会社

テクニカル・ユニオンと共同で受注。

< 11 月 >

- 2日▶OTE（電話公社）、ルーマニア政府からロムテレコムを過半数を越える株式を獲得する合意を得たと発表。
- 4日▶電話局番変更、問題なく完了。アテネ局番は010から210に、インターネットのダイヤルアップは0から6に変更。
- 11日▶アナン国連事務総長、ギリシャ系とトルコ系に分断された地中海の島国キプロスの再統合を目指す新たな調停案をギリシャ系のキプロス共和国、トルコ系の北キプロス・トルコ共和国双方の大統領に提示。
- 18日▶トルコ総選挙で勝利した正義進歩党（AKP）のエルドラン党首、キプロス問題をめぐる国連の和平調停案について、12月のコペンハーゲンEU首脳会議までの合意は困難との見解を提示。
- 19日▶シミティス首相、キプロス再統合問題でギリシャ系「キプロス共和国」に続き、国連が提示した新和平案（連邦制の共同国家構想）に基づく交渉に応じる意向を表明。
- 27日▶欧州委、イタリアとギリシャの債務が懸念すべき水準にあると指摘しながらも、この削減に向けた両国の取り組みは好ましいと評価。
- 27日▶英ボーダフォン・インターナショナル・ホールディングズ（携帯電話）、フランステレコムが保有する希ボーダフォン・パナフォン株（発行済み株式の10.85%）の買い取りで合意。
- 29日▶フォリ・フォリ（高級宝飾品）、ここ9カ月間の売上高と利益が前年同期比で30%以上増加。日本市場の（2002年の）9カ月間の利益は、前年同期比で約3倍増。

## オーストリア

REPUBLIC OF AUSTRIA

< 10 月 >

- 2日▶欧州委、同国中部に建設予定の独BMW新工場に対してオーストリア政府が補助金を支給する計画に対し、適格性を調査すると発表。
- 11日▶国立銀行のリープシャー総裁、ユーロの信頼性を維持するには、ユーロ圏諸国が安定・成長協定に基づき財政均衡を図る必要があると発言。
- 31日▶9月下旬に自由党新党首に選出されたばかりのライヒホルト党首、健康問題のため党首を辞任すると発表。

< 11 月 >

- 3日▶自由党のハイダー元党首、イラクのバグダッドを3度目の訪問。4日にフェイン大統領と会談。大統領は会談で、国連の対イラク新決議案を条件付きで協力する用意があると表明。
- 7日▶オーストリア航空、ウィーン - ヤンゴン定期便を就航。系列のラウダ航空が運行。
- 24日▶国民議会（下院）総選挙実施。与党国民党が得票率42.3%で大勝。社会民主党は36.9%と第2党に。内紛を起こした自由党は前回の26.9%から10.2%に後退。国民党は勝利したものの過半数に達せず、連立協議を開始。
- 26日▶総選挙敗北の責任を取りケルンテン州知事を辞任すると表明した自由党のハイダー元党首、辞意を撤回。

## スウェーデン

KINGDOM OF SWEDEN

< 10 月 >

- 8日▶政府、2003年度予算案発表、歳入7,013億スウェーデン・クローナ、歳出

## Chronology

- 7,148億スウェーデン・クローナ。環境・福祉を重視した内容。
- 15日▶政府、総額7億5,000万ドルのドル建て7年債を発行。利回りは5年物米国債を1%上回る水準。
- 11日▶政府、100%政府所有の企業を創設し、同国企業の輸出ビジネスを財政面で支援するプランを発表。同プランは2003年に実施予定。
- 21日▶ペーション首相、大幅な内閣改造。注目された工業相にはパグロツキー前貿易相、副首相にはヴィンベリイ前農業相兼男女平等相が就任。

### < 11 月 >

- 15日▶中銀、主要政策金利のレポレート0.25%引き下げ、年4.0%にすると発表。20日から適用。6日にFRBが利下げに踏み切って以降、先進國中銀で追随するのは初めて。
- 26日▶北欧の主要銀行ダンスケ銀行（本社デンマーク）、11月の世論調査で、ユーロ導入賛成派が前月57%から53%に減少、反対派が6ポイント増加、44%になったと発表。両者の差は9ポイントで、5月の同調査開始から最も差が縮まった。ユーロ圏の景気低迷が日々報道され、賛成派減少の一因になっている。
- 29日▶与野党首脳会談、2003年9月14日にユーロ導入の是非をめぐる国民投票を実施することで合意。
- 2日▶ヘルシンキ市の増税で、他の33市町村も増税を決め、18市町村が増税を検討中。ヘルシンギン・サノマト紙の調査で明らかに。
- 7日▶中央労組連合（SAK、ブルーカラー系、国内最大労組）向こう2年間の包括賃上げ交渉で要求する平均賃上げ率は2003年3.8%、2004年3.4%。
- 8日▶首相、同国を訪問したオーストリア・シュッセル首相と二国間関係やEU、欧州農業政策の中期的見直し、北部欧州政策などについて会談。シュッセル首相はハロネン大統領も訪問。
- 9日▶STTK（技術者系労組、組合員65万人、国内第2位規模）要求賃上げ率は2003年3.7%、2004年3.5%。AKAVA（ホワイトカラー系、国内第3位）は2003年3.7%、2004年3.4%。
- 10日▶雇用者連盟（TT）提示賃上げ率、2003年1.5%、2004年1.5%。交渉決着は11月末の見通し。
- 11日▶同国北部約40カ所で7日、毛皮用に飼育されていたキツネ約1万匹、ミンク数百匹が食中毒とみられる症状で死んだ原因はボツリヌス菌とみられる。毛皮業界は数百万ユーロの打撃見込み。
- 15日▶政府、2002年第2次補正予算で合意。9,700万ユーロ（ネット）を追加。
- 17日▶デンマーク・ラスムセン首相、EU加盟国首都歴訪で同国のリッポネン首相、ハロネン大統領訪問。
- 18日▶リッポネン首相、ロンドンでブレア首相とEU拡大、中東情勢について会談。
- 25日▶中央銀行、2001年の直接投資統計を発表。対内直接投資は41億7,000万ユーロ、対外直接投資は93億5,400万ユーロとともに堅調。
- 29日▶首相、北欧理事会50周年記念で開催の北欧首脳会合（ヘルシンキ）でホストを務めた。北欧諸国の協力についての

## フィンランド

REPUBLIC OF FINLAND

### < 10 月 >

- 1日▶ヘルシンキ市が2003年から市民税を引き上げ（現行16.5%→17.5%）と発表。市職員の約1割を人員削減、医療や公共交通等への補助も切り下げ。

会談やEU議長国デンマーク・ラスムセン首相の報告など。

< 11 月 >

- 1日▶リッポン首相、ベルリン訪問、シュレーダー・独首相と二国間の関係、EU拡大、北部欧州政策などにつき会談。
- 4日▶ノキア、携帯電話新型6機種を発表。2003年は5,000万台以上の出荷台数を目指す。
- 7日▶国営放送YLEの世論調査、最大与党の社会民主党（SDP）の支持率25%で再びトップ。最大野党の中央党24%、第2与党の国民連合党19.6%。
- 8日▶財務省、2004年から法人税を引き下げ（現行29% 25%）、代わって配当金税率を25%にする提案。
- 12日▶有力民間シンクタンクETLA調査結果、同国工業部門のボーナス支給率は96年の16%から2000年は40%に増加。特にR&D部門は62%。
- 12日▶世界経済フォーラム発表、国際競争力ランキング、フィンランドは米国に次ぐ2位（2001年1位）。
- 12日▶ノキア、台湾・中華テレコムから3億4,600万ドルの3G通信機器受注。
- 18日▶向こう2年間の賃上げ率につき政労使3者交渉、2003年2.9%、2004年2.2%で妥結。
- 18日▶ノキア、松下電機と携帯電話・音響・映像機器をインターネットで接続する技術の共同開発で合意。
- 19日▶2003年から地方税の引上げを決めた自治体は全国446のうち93、税率は全国平均で17.78%から18.03%に上昇する見通し。
- 20日▶環境保護団体グリーンピース・ドイツ支部、フィンランドの森林伐採禁止を訴え、ドイツ国内の新聞・雑誌社に不買運動の圧力。

- 21日▶ハロネン大統領ら政府代表団、NATOブラハサミットにオブザーバー参加。
- 25日▶アハティサーリ前大統領、フィンランドのNATO加盟支持を表明。2004年に結論が下される中期国防方針をめぐり、閣内の意見は分かれる。ハロネン大統領とトゥオミオヤ外相はNATO加盟反対派、エネスタム国防相らは加盟推進派、首相は加盟が選択肢の1つとしてあり得るとの立場。世論調査では国民の6割以上が加盟に反対する考え。
- 25日▶大統領ほか政府代表団、訪中。
- 27日▶首相、北京で胡錦濤国家副主席と会談。
- 27日▶バンター地方裁判所、フェイツエル・ベーカリー社に対し、会社側が65歳定年を理由に従業員を強制的に退職させた法的根拠はないとの判決を下す。

スイス

SWISS CONFEDERATION

< 10 月 >

- 1日▶中外製薬、スイス製薬大手ロッシュの傘下に。日本ロッシュとの合併に伴い、日本国内の医療用医薬市場でのシェアは10位から5位に。2002年度の連結売上高は2,335億円を予定。
- 2日▶金融大手クレディ・スイス・グループ、株価下落で業績悪化の保険部門の増資を6月に引き続き行うと発表。資本注入額は20億スイスフラン。
- 2日▶スイスの特殊化学メーカー・クラリアント、乳液（エマルジョン）事業部門を独セラニーズに売却することで合意。買収金額は2億1,350万スイスフラン。
- 3日▶永世中立国のスイス、史上初の武装部隊を派遣。派遣先はユーゴスラビアのコソボ自治州に展開する国際治安部隊。兵士や部隊の安全確保が任務で戦闘への参加は認めない。

## Chronology

- 4日▶スイスの著名投資家エブナー氏、大手化学会社ロンザ・グループの会長を辞任。同氏率いるBZグループ、所有するロンザ株（発行済み株式19.8%相当）の売却も発表。
- 8日▶医療大手ノバルティス、飲料・食品部門を英食品大手、アソシエイテッド・ブリティッシュ・フーズに2億7,250万ユーロで売却と発表。中核事業の医療品を強化し注力。
- 8日▶クレディ・スイス傘下の米大手投資銀行クレディ・スイス・ファースト・ボストンが人員削減策を再度発表。株式市場低迷により今回は全社員の7%にあたる約1,700名を削減。
- 8日▶フィリガー財務省、EUから求められていた利子課税導入は見送られたと言及。
- 11日▶連邦統計局、3世帯に2世帯がコンピューターを所有し、国民の半数が家庭や職場でのインターネットアクセスが可能であると発表。
- 11日▶保険最大手チューリッヒ・ファイナンシャル・サービスズ、臨時の株主総会で新株発行による25億ドルの増資を承認。資本増強で同社株が急騰し、10%の上げ幅を記録。
- 16日▶連邦統計局、2002年8月のスイス国内のホテル利用数は前年比6.4%減となったと発表。米同時多発テロ以降の観光客の減少が明らかに。
- 21日▶スイスライフ、9月18日発表の上半期業績赤字を3億8,600万スイスフランから5億7,800万スイスフランに修正。委託先の会計事務所のコンピュータープログラムに問題があったことが修正理由。
- 21日▶製薬大手のノバルティスファーマ、田辺製薬が手がけてきた「細胞接着阻害材」の研究開発を共同で進めると発表。
- リウマチや臓器移植後の拒絶反応を予防する効果を狙い商品化を急ぐ。
- 22日▶スイス郵便、3,500名の人員削減計画を発表。現在18ヵ所ある仕分けセンターを全て閉鎖し、新たに10億スイスフランをかけ最新設備をつくる。これにより年間2億フランの経費節減を狙う。
- 23日▶連邦政府、強制加入である企業年金の最低利回りを2003年初頭から現行の4%から3.25%に引き下げると発表。株式市場の低迷により業績が悪化している保険会社の意向により、今回の引き下げを決定。
- 24日▶エンジニアリング大手ABB、ガス石油化学部門の売却を柱とする再建策を発表。2002年7 - 9月期決算が1億8,300万ドルの最終赤字を計上、アスベストの損害賠償負担で米国子会社が実質破たんしたこともグループの財務体質悪化の要因。
- 25日▶スイスマネーロンダリング報告所が98年の設立以来、ロンダリングの件数が増加傾向にあると発表。2000年331件、2001年417件、2002年は5割増の600件強を予測。
- 25日▶サントリー、三井物産とミネラルウォーターの販売で提携を発表。三井物産が販売権を取得したスイス食品大手ネスレグループの「ヴィッテル」を販売し、シェア拡大を狙う。
- 29日▶ゾロトゥルン州銀行に対し、州が総額12億5,000万スイスフランを投入すると発表。6月に6億1,130万スイスフランが投入されたばかり。

< 11 月 >

- 4日▶建設業界の労働者等4,500人が定年の65歳から60歳への引き下げを要求し、ゼネストを実施。大規模なゼネストは55年ぶり。



- 6日▶大手生命保険会社スイスライフの経営に参画していた急進党のビューラー党首が辞任。スイスライフの他の役員が別会社を秘密裏に設立し、経営難の中、700万スイスフランの利益をあげたことを受け、2003年の選挙へのダメージを考慮し辞任したと見られている。
- 12日▶金融最大手UBS、2002年7 - 9月期決算を発表。純利益が9億4,200万スイスフランと前年同期比4%増。世界的な株安の中、富裕層を対象にした資産管理部門が好調。経費圧縮効果も併せ底堅さを見せる。
- 13日▶政府、2005年開催の愛知万博の参加に向け1,500万スイスフランの予算案を議会に提出。
- 13日▶大手保険会社スイス生命、最高経営責任者（CEO）シャボウスキ氏を年内更迭と発表。同氏を選任したロイエンベルガー取締役会会長も2003年5月の株主総会で辞任予定。米同時テロ以降の急激な業績悪化や、不正会計疑惑の表面化など相次ぐスキャンダルがトップ交代の理由。
- 14日▶クレディ・スイス・グループ、2002年7 - 9月期決算を発表。21億4,800万スイスフランの赤字を計上。株式の含み損処理がその主因。株式など運用収益が前年同期の50分の1に激減。
- 15日▶銀行最大手のUBS、証券部の「UBSペインウェバー」と「UBSウォーバーグ」のブランド名を廃止し、「UBS」に一本化すると発表。2003年の第2四半期から実施。ブランドの浸透を図り、組織の統合化の加速を狙う。
- 18日▶ワルチラ・スイス、三菱重工業と中型船舶用ディーゼルエンジンを共同開発することで合意。2004年までに開発を終え、シェア奪回を目指す。
- 19日▶世界第二位のセメント・グループのホルシム、2002年7 - 9月決算を発表。合理化効果で純利益が2億2,200万スイスフランと前年同期に比べて3%増へ。
- 19日▶再建途上の航空大手「スイス」、来年夏ダイヤから路線の縮小や航空機の小型化で、従業員を300人削減すると発表。7 - 9月期の最終損益が1億3,500万スイスフランの赤字となり追加合理化策を決定。「スイス」は2001年に破たんしたスイス航空の受け皿会社。
- 22日▶スイスの著名投資家エブナー氏、98年のピレリ（SIP）株取引により9月1日にチューリヒ州当局によりインサイダー取引の疑いで起訴されていたことが判明。
- 24日▶国民投票を実施。外国人の難民規制を図る強化案は賛成49.9%、反対50.1%の僅差で否決へ。極めて僅差のため、中央選管は再集計を実施し最終結果を確定予定。失業保険改正案は、56.1%が政府案を支持し、可決。
- 25日▶スイス郵便、10月22日に発表した3,500人の人員削減を伴う合理化案を労働組合の反対により再検討すると発表。当初案では、18ヵ所ある仕分けセンターを全て閉鎖し、新たに10億スイスフランをかけ最新設備をつくることにより年間2億フランの経費節減を狙っていたもの。
- 25日▶連邦民間保険監視委員会、2001年の総保険料収入は前年比7.3%増の508億スイスフランと発表。個人の生命保険が9.5%増の伸びを示す。支払い総額は228億スイスフランで、前年より11.8%増加。
- 27日▶クレディ・スイス、ナイジェリアの故アバチャ元首相らの資金授受に関し、マネーロンダリング防止法違反の疑いで、スイス銀行協会の監視委員会から

## Chronology

75万スイスフランの罰金を支払うよう命じられる。同行以外にもアバチャ資金の受入銀行があると疑われている。

### ノルウェー

KINGDOM OF NORWAY

< 11 月 >

15日▶チリで開催のワシントン条約締結国会議、2種類のサメとタツノオトシゴを漁業の規制対象種とすると発表。ノルウェーや日本などの漁業国は専門の資

源管理機関への問題を委ねるよう主張したが、受け入れられず。

22日▶カナダのアルキャン社、ノルウェーの石油会社、ノルスクヒドロ社所有の包装アルミ会社フレックスパックの3億4,500万ユーロでの買収を原則合意したと発表。

29日▶ノルウェー政府、レストランやバーを2004年1月から法律で全面的に禁煙にすることを発表。国内のレストランを禁煙とするのは世界で初めて。

# 中・東欧

## ポーランド

REPUBLIC OF POLAND

< 10 月 >

- 11日▶下院、2003年から最低賃金を現行の月額760ズロチから800ズロチに引き上げる法案を提出。
- 16日▶9月の消費者物価上昇率は前月比1.3%。主な要因は食料と燃料の価格上昇。
- 18日▶中央統計局の発表によると、9月の鉱工業生産は前月比で8.2%伸びた。また、前年同月比で6.7%の伸び。
- 23日▶排ガス規制「ユーロ2」が9月21日に導入されてから、中古車輸入が大幅に減少。10月中旬までに輸入された中古車数は1,059台で、9月の「ユーロ2」導入前の2週間に比べ86%の減少。
- ▶中央銀行の金融政策評議会、22日から主要金利を引き下げ。政策金利を8%から7%、ロンバート金利は10%から9%に、再割引手形金利は0.75ポイント引下げて7.75%。
- 25日▶労働省、10月の失業率は9月と変わらず17.6%の見込みと発表。
- 31日▶下院、2003年度予算審議において法人税を現行の28%から27%とすることを了承。

< 11 月 >

- 19日▶ポーランド携帯電話業界第1位のPolska Telefonii Cyfrowa (商標名Era) ポーランドで初めて日本のiモードをモデルにしたサービスを開始。2002年末までに利用者450万人を見込む。
- 21日▶政府、今後3年間の鉱山改革プログラム案を承認。同案では3万5,000人を

レイオフし、7鉱山を整理。

- 22日▶ポーランド中央統計局、2001年小企業業績調査結果を発表。従業員数が10人未満の小企業数は前年比6.7%減の160万社、総雇用者数は320万人。
- 27日▶金融政策評議会、主要政策金利を一律0.25ポイント引き下げ。翌28日より実施。ロンバート金利は8.75%、再割引手形金利は7.5%、市場介入金利は6.75%。
- 28日▶「共和国」紙のEU加盟国民投票に関する調査(回答1,013人)によると、当日、投票に「行く」と答えた人が56%、「どちらとも言えない」が37%、「行かない」が7%、「分からない」が9%。「行く」と答えた回答者のうち、加盟に賛成は68%、反対投票は18%。
- 29日▶ダイムラークライスラー・オートモーティブ・ポーランド、ソスノーヴェツ市に直営販売店の子会社を設立。投資額は3,400万ズロチ。

## チェコ

CZECH REPUBLIC

< 10 月 >

- 1日▶各地方自治体のまとめによると、8月半ばの洪水損害額総計は795億コルナ。
- 2日▶東ボヘミア・パルドビツェ市、豊田工機が同市内工業団地に自動車部品(ハンドルおよびギアボックス)工場設立を決定したと発表。当初の投資額は2,100万ドル、従業員数は100人の予定で、2004~2005年製造開始を目指す。製品は現在中央ボヘミア・コリーン市にて建設中のトヨタ・プジョー合弁工場に納められる。

## Chronology

- 10日▶自動車輸入連盟の発表によると、1～9月の自動車(新車)売上台数は108,121台で、前年同期比4.5%減。メーカー別では、シュコダ55,190台、ルノー6,703台、プジョー6,249台、フォルクスワーゲン5,616台、オペル4,432台。
- 15日▶外国投資庁、住友軽金属鉱業が中央ボヘミアのベナートキ・ナド・イエゼロウ市に乗用車用エアコン部品(アルミ・チューブ)製造工場建設を決定したと発表。同社はチェコ法人Sumikei Czech, s.r.o.を設立、当初の投資額は4億コルナ、従業員数は100人以上、製造開始は2004年1月の予定。
- 21日▶内閣、2003年予算を承認。歳入6,840億6,200万コルナ、歳出7,953億6,200万コルナとした1,113億コルナの赤字予算。歳出の優先事項には、1)水害後の復旧、2)教育支援、3)研究・開発、4)EU加盟の4点が挙げられている。

### < 11 月 >

- 6日▶内閣、EU加盟の是非を問う国民投票実施日を2003年6月15、16日に決定。
- 12日▶自動車工業会、1～10月の乗用車(新車)売上台数は前年同期比4.4%減の120,421台と発表。
- ▶西ボヘミア・プシェシュチツェ市長、同市の工業団地に機械部品メーカー・三協オイルレス工業の工場建設を発表。
- 20日▶外国投資庁・報道官、チェコ国内で投資インセンティブ適用を受けた企業で、チェコ国外に移転した例はないとコメント。
- 21日▶NATO首脳会議は、スロバキア、ルーマニア、ブルガリア、スロベニア、リトアニア、ラトビア、エストニアの7カ国を2004年春に新加盟国として迎えることで合意。
- 27日▶下院、大統領直接選挙案を否決。

- 28日▶ブラハ市長にパベル・ベーム氏(ODS)が就任。
- 29日▶統計局、2002年第3四半期における平均賃金は15,442コルナ(速報値)で、前年同期比7.4%増と発表。

## スロバキア

SLOVAK REPUBLIC

### < 10 月 >

- 7日▶ブラチスラバのRadison SAS Carltonホテルの上半期の宿泊者数は90,180人に。稼働率61.38%。2002年1～5月の売上高は500万ユーロ。
- 8日▶米国デルコンピュータ、ドイツおよび中・東欧の顧客を対象としたコールセンターを、12月にブラチスラバに開設すると発表。
- 16日▶ズリンダ新内閣発足。首相含む閣僚数は4減の16。新政権は保健、教育、社会制度及び司法制度改革に速やかに取り組む意向。
- 24日▶政府、最終消費者が支払う電気料金を2003年1月から平均18.6%値上げすると発表。
- 29日▶PSAプジョー・シトロエングループ、中・東欧に7億ユーロを投じて新工場を建設する計画。スロバキアは、チェコ、ハンガリー、ポーランドと並ぶ候補地。工場は2003年初頭に立地を決定、2006年から年間30万台生産予定。
- 31日▶政府、VAT税率変更を決定。現行23%から20%に、10%から14%に。2003年1月から実施し、83億SKK増収を見込む。
- ▶政府、石油の消費税増税を決定。ガソリンに課される物品税が、リッター当たり0.6SKKの増税。VAT分を考慮すると0.72SKKの増税。LPGはトン当たり現行の2,370SKKから4,300SKKとなり、リッター当たり1SKKの増税へ。2003年からの施行を見込む。

< 11 月 >

- 5日▶政府、2003年1月1日から天然ガス料金を平均32.7%引き上げると発表。
- 15日▶e-bankingサービスを利用する顧客は、Tatra bankaで9月末時点12万人。これは前年同時期に比べ40%の伸び。
- 18日▶スロバキア訪問の韓国国会議長の朴寛用氏、韓国の現代自動車スロバキアを含む中・東欧に新規の工場建設を検討しているとコメント。
- 21日▶民営化庁（FNM）、地方銀行であるBanka Slovakia株式60%をオーストリアMeinl Bankへ3億6,000万SKKで売却することを決定。
- 26日▶政府、2003年1月1日から電力料金を平均19.82%引き上げると発表。

## ハンガリー

REPUBLIC OF HUNGARY

< 10 月 >

- 6日▶キッシュ労働相、2003年の実質賃金の上昇率を6～7%に設定すると発表。
- 17日▶自動車輸入組合、1～9月の新車の自動車販売台数は前年同期比14.1%増の124,565台と発表。シェアは上位からスズキ（20.9%）、オペル、ルノー、VW、プジョーの順。
- 21日▶全国で統一地方選挙が実施され、与党（社会党 自由民主連合）が圧勝し、FIDESZは議席数で大幅減。ブダペスト市長選では、現職のガポール・デムスキー氏が投票率47%で再選。
- 24日▶IBM、セーケシュフェールパールのHDD工場を閉鎖し、3,600人の従業員を解雇すると発表。これは90年の体制転換以来、最大のレイオフ。
- 25日▶スタンレー電機、東部のジュンジョシュに23億フォリントの投資で自動車ランプ製造工場の稼働開始。
- 30日▶マジャーロンラインモニターの調査

によると、成人人口の26%がパソコンを所有し、160万人がインターネットを利用。

- 31日▶富士通シーメンス、2001年度利益が前年度比で40%増と発表。

< 11 月 >

- 4日▶2003年の農業予算は前年比11%増の2,160億フォリント（Ft）、受領するSAPARD予算は21%増の2,350億Ft。
- 5日▶中央銀行、1～9月の経常赤字は24億5,600万ユーロ（前年同期の約3倍）と発表。
- 6日▶国会、付加価値税（VAT）の税率変更を含めた税法の修正法案を承認。
- 7日▶対ユーロで記録的なフォリント高。終値で初めて1ユーロ＝240Ftを下回る。
- 14日▶EU交渉担当者によると、EU加盟交渉で外国投資家に対する免税項目に関して進展があったが、競争項目の交渉は未完了。
- 19日▶中央銀行、公定歩合を0.5ポイント引き下げ9.0%に。最近のフォリント高に対応した措置。
- 20日▶中央統計局、1～9月の実質賃金は前年同期比12.5%増と発表。
- 21日▶外務省、スロベニアと原油・石油製品の貯蔵に関する協定を締結したと発表。▶OECDエコノミックアウトルック、ハンガリーの実質GDP成長率を2002年3.1%、2003年4.1%、2004年4.0%と予測。▶ITDH総裁にペーター・レデンスキー氏が内定。2003年1月より就任。同氏は現在、ビベンディーテレコムハンガリーの財務部門の役員。
- 24日▶カルマンコバッチ情報通信相によると、2003年のIT開発プロジェクトの国家予算は総額1,100億Ft。
- 26日▶EBRD、ハンガリーの実質GDP成長率を2002年4%、2003年5.5%とし、中欧諸

国で最も高い成長を予測。

- 29日▶労働省、ハンガリーは2004～06年にEUから雇用基金として1,700億Ftを受領する見通しと発表。

### ルーマニア

ROMANIA

< 10 月 >

- 9日▶政府、2003年の国家予算法案を承認。
- ▶国家視聴覚会議 (National Audio-Visual Council) (CNA)、テレビ等でのアルコール飲料の広告を朝6時から夜10時まで禁止の決定。2003年1月1日から実施され、違反者には2,500万～2億5,000万レイの罰金。
  - ▶農業省、9月末の土地1ヘクタール当たりの平均価格は住宅地区1億3,513万レイ、住宅地区以外は817万レイと発表。
- 23日▶低開発地域に対する優遇措置政令24/1998が修正され、関税の免除が2002年12月31日までとなった。
- 28日▶コンスタンツァ港湾局によると、1～9月の水上物流量は2,930万トンで14.9%増加した。うち海運が2,250万トン、河川が680万トンとどちらも増加している。
- 31日▶政府、IT社会への国家戦略を承認。

< 11 月 >

- 1日▶民間調査会社、携帯電話の普及率は21% (過去2年間で倍増) と発表。パソコンの普及率は7%。
- 8日▶欧州統合省、EU加盟交渉で「通信」、「関税同盟」の2分野で交渉を暫定的に終了したと発表。現時点で15分野の交渉を終了しており、年内に残った分野の交渉を開始予定。
- 13日▶政府、2003年1月1日より身障者基金2%の雇用主負担を廃止する緊急政令 (No.147/2002、13日付官報No.821) を発表。従業員の健康保険料は7%から

6.5%に、雇用主負担の失業保険は5%から3.5%にそれぞれ引き下げ。

- 13日▶欧州委員会秋季経済予測、ルーマニアの実質GDP成長率を4.2% (2002年)、4.6% (2003年) と予測。
- 18日▶ルーマニア自動車生産・輸入業者協会 (APIA)、1～10月の新車販売は90,695台で、前年同期比21.3%増加したと発表。販売台数の上位メーカー別は、国産ではダチア、大宇、輸入車ではルノー、VW。
- 19日▶中銀総裁、消費者物価上昇率の推移に関し、18%以下 (2002年)、13% (2003年)、9% (2004年)、7% (2005年) との見通しを発表。ユーロへの参加は早くても2009～2010年となる見通し。
- 22日▶NATO首脳会議、ルーマニアを含む中・東欧7カ国のNATO加盟を承認。
- 28日▶カルフル (仏)、グロザヴェシュティ (ブカレスト西部) に2号店の建設を着工。2003年9月に開店予定。投資額は2,500万ユーロ。

### ブルガリア

REPUBLIC OF BULGARIA

< 10 月 >

- 2日▶経済省、2003年初めに導入を目指す「経済特区設置法案」の構想を発表。製造業を対象とし、税制、行政手続き、インフラ利用等における優遇策が盛り込まれる予定。
- 7日▶クウェート・アラブ経済開発基金、ドナウ新架橋、鉄道近代化等に対する4,800万ドルの融資供与の方針を表明。
- 9日▶欧州委員会、プログレス・レポートにおいて、ブルガリアは初めて「市場経済が機能している」と評価。
- 10日▶KOTRA、89年に開設し94年に一旦閉鎖したソフィア事務所を、11月に再開させると発表。

< 11 月 >

- 1日▶中央銀行、2002年1～8月期の経常赤字額は1億2,860万ドルと発表。前年同期比で約3分の2に縮小した。貿易赤字の縮小と、好調な観光収入が原因。
- 5日▶EBRD、ブルガリア第2 GSMオペレーターのGloBul社に対し、設備拡張と運転資金として9,000億ユーロの融資（うち1,000億ユーロは同社への資本参加）を決定。
- 13日▶国家統計局、10月の消費者物価上昇率は1%と発表。
- 14日▶破産手続きの簡素化・迅速化を目的とする商法改正案、閣議決定。債務返済が60日以上滞った場合に、債権者は破産手続きを請求することができるようになる（現在は5カ月間の猶予）。

## スロベニア

REPUBLIC OF SLOVENIA

< 10 月 >

- 7日▶スロベニア国民住宅基金、2005年末までに住宅建設に4億3,800万ユーロを投資すると発表。5,200戸の集合住宅を建設し、平均価格は1平方メートルあたり1,300ユーロ程度になる見込み。
- 15日▶統計局の発表によると、スロベニアの1月から8月までの一人当たりの平均総月収は991ドルで、前年同期比9.7%増。
- 16日▶ドルノフシェク首相、2003年の予算案について発表し、向こう2年間にかけて公的赤字が減少する見通しを示した。

< 11 月 >

- 5日▶スロベニアのアドリア航空とユーゴスラビアのJAT、両国の首都であるリュブリャナとベオグラード間に定期便を開設することで合意。
- 20日▶スロベニアのカーディーラーのポルシ

ェスロベニア、2003年1月1日よりチエコのカーメーカー・スコダ社の公式輸入業者に。

- ▶ハンガリー・スロベニア両政府、原油および原油製品の備蓄に関し今後協力していくことで合意。
- 2日▶アメリカのカード会社VISAの発表によると、クロアチアにおける2002年6月までの1年間、同社のカードを利用した額が前年比162%増であった。またカード利用者も2002年6月末842,712人で前年比232%の伸び。
- 7日▶クロアチア鉄道は2003年から2007年間に踏切設備の新たな設置のため、1,900万ユーロを投資すると発表。

## クロアチア

REPUBLIC OF CROATIA

< 10 月 >

- 14日▶クロアチア商工会議所、2003年初めより、国内の海洋港のサービス料を15%値上げすると発表。

< 11 月 >

- 14日▶韓国のサンホン貿易相とピクラ外相、両国間貿易に関する二重関税の撤廃に関する協定に署名。
- 15日▶南東欧諸国、2005年までにそれぞれの送電線を域内でリンクさせていく協定に合意。
- 28日▶スロベニアのスポーツ用品メーカー・エラン社、南部のオプロバクにモーターボートの製造工場を設立。投資額は100万ユーロ。
- 29日▶政府、所得税に関する新法案について最終的に合意。月収21,000コルナ（2,813ドル）を超える国民に、最大で45%の所得税を課すもので、従来の税制の最大35%から大幅な増税。

主要経済指標

	英国			フランス			ドイツ			イタリア			スペイン		
	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率
1997年	3.4	2.8	5.3	1.9	1.2	12.5	1.4	1.9	11.4	1.8	2.0	11.7	4.0	2.0	20.8
98年	2.9	2.6	4.5	3.4	0.7	11.9	2.0	1.0	11.1	1.5	2.0	11.8	4.3	1.8	18.7
99年	2.4	2.3	4.2	3.2	0.5	11.2	2.0	0.6	10.5	1.4	1.7	11.4	4.1	2.3	15.7
2000年	3.1	2.1	3.6	3.8	1.7	9.6	2.9	1.9	9.6	2.9	2.5	10.6	4.1	3.4	13.9
2001年	2.0	2.1	3.2	1.8	1.7	8.8	0.6	2.5	9.4	1.8	2.7	9.5	2.8	3.6	10.5
2002年(EU推定値)	1.6	1.2	5.0	1.0	1.9	8.8	0.4	1.4	8.1	0.4	2.6	8.9	1.9	3.6	11.4
2003年(EU予測値)	2.5	1.5	4.9	2.0	1.8	9.0	1.4	1.5	8.2	1.8	2.0	8.9	2.6	2.9	10.9
2001年 4～6月	2.0	2.3	3.2	* 0.1	-	-	0.6	-	-	2.3	3.0	9.6	2.4	4.1	10.4
7～9月	1.8	2.4	3.2	*0.4	-	-	0.4	-	-	1.7	2.8	9.2	3.0	3.7	10.2
10～12月	1.6	2.0	3.2	* 0.4	-	-	0.1	-	-	0.6	2.5	9.3	2.3	2.8	10.5
2002年 1～3月	1.0	2.4	3.1	*0.6	-	-	1.2	-	-	0.1	2.5	9.2	2.0	3.1	11.5
4～6月	1.3	1.9	3.2	*0.4	-	-	0.4	-	-	0.2	2.3	9.2	2.0	3.5	11.1
7～9月	1.7	2.0	3.1	*0.2	-	-	0.9	-	-	0.5	2.4	-	-	3.5	11.4
2001年 9月	-	2.3	3.2	-	1.5	8.9	-	2.1	9.0	-	2.6	-	-	3.4	-
10月	-	2.3	3.2	-	1.8	8.9	-	2.0	9.0	-	2.5	-	-	3.0	-
11月	-	1.8	3.2	-	1.2	9.0	-	1.7	9.2	-	2.4	-	-	2.7	-
12月	-	1.9	3.2	-	1.4	9.0	-	1.7	9.6	-	2.4	-	-	2.7	-
2002年 1月	-	2.6	3.2	-	2.2	9.0	-	2.1	10.4	-	2.4	-	-	3.1	-
2月	-	2.2	3.1	-	2.0	9.0	-	1.7	10.4	-	2.3	-	-	3.1	-
3月	-	2.3	3.1	-	2.1	9.1	-	1.8	10.0	-	2.5	-	-	3.1	-
4月	-	2.3	3.2	-	2.1	9.1	-	1.6	9.7	-	2.3	-	-	3.6	-
5月	-	1.8	3.2	-	1.4	9.1	-	1.1	9.5	-	2.3	-	-	3.6	-
6月	-	1.5	3.2	-	1.4	9.0	-	0.8	9.5	-	2.2	-	-	3.4	-
7月	-	2.0	3.1	-	1.6	9.0	-	1.0	9.7	-	2.2	-	-	3.4	-
8月	-	1.9	3.1	-	1.8	9.0	-	1.1	9.6	-	2.4	-	-	3.6	-
9月	-	2.1	3.1	-	1.8	9.0	-	1.0	9.5	-	2.6	-	-	3.5	-

	ポルトガル			ギリシャ			オランダ			ベルギー			ルクセンブルク		
	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率
1997年	3.6	2.2	6.7	3.5	5.5	10.3	3.8	2.2	5.5	3.6	1.6	13.3	7.3	1.4	3.3
98年	3.9	2.8	5.0	3.1	4.8	11.1	4.1	2.0	4.1	2.2	1.0	12.6	5.8	1.0	3.1
99年	3.8	2.5	4.4	3.4	2.6	11.9	4.0	2.2	3.1	3.2	1.1	11.7	6.0	1.0	2.9
2000年	3.7	2.9	4.0	4.1	3.2	11.1	3.3	2.6	2.6	3.7	2.5	10.9	7.5	3.2	2.6
2001年	1.9	4.4	4.1	4.1	3.4	10.5	1.3	4.5	2.0	0.8	2.5	10.8	3.5	2.7	2.6
2002年(EU推定値)	0.8	2.1	6.9	3.5	3.8	9.9	0.2	3.9	3.1	0.7	1.6	6.8	0.1	1.9	2.3
2003年(EU予測値)	3.2	2.5	6.6	3.9	3.2	9.4	0.9	2.8	4.3	2.0	1.4	6.8	2.0	1.8	2.8
2001年 4～6月	2.8	4.6	3.9	4.9	3.7	10.2	1.7	-	1.8	1.2	3.0	10.0	-	-	2.4
7～9月	1.3	4.1	4.0	4.4	3.8	10.0	1.1	-	1.9	0.6	2.5	11.5	-	-	2.4
10～12月	1.0	3.9	4.1	3.7	2.7	10.9	0.6	-	1.8	0.8	2.2	11.0	-	-	2.7
2002年 1～3月	1.4	3.3	4.4	4.3	4.0	10.9	0.1	-	2.2	# 0.2	2.7	10.8	-	-	2.9
4～6月	1.0	3.4	4.5	4.0	3.5	9.6	0.0	-	2.2	#0.5	1.3	10.4	-	-	2.7
7～9月	-	3.6	-	3.4	3.5	-	0.3	-	2.3	-	-	-	-	-	2.9
2001年 9月	-	4.0	-	-	3.6	-	-	4.7	-	-	2.3	11.7	-	2.4	2.5
10月	-	4.1	-	-	2.8	-	-	4.3	-	-	2.4	11.5	-	2.3	2.7
11月	-	3.9	-	-	2.4	-	-	4.2	-	-	2.1	10.8	-	2.1	2.7
12月	-	3.7	-	-	3.0	-	-	4.4	-	-	2.2	10.8	-	1.7	2.7
2002年 1月	-	3.5	-	-	4.4	-	-	4.0	-	-	2.9	10.9	-	2.3	3.0
2月	-	3.2	-	-	3.4	-	-	3.8	-	-	2.6	10.8	-	2.3	2.9
3月	-	3.2	-	-	4.0	-	-	3.6	-	-	2.7	10.8	-	2.1	2.8
4月	-	3.6	-	-	3.8	-	-	3.6	-	-	1.8	10.5	-	2.2	2.7
5月	-	3.3	-	-	3.4	-	-	3.3	-	-	1.3	10.4	-	1.9	2.7
6月	-	3.4	-	-	3.3	-	-	3.4	-	-	0.9	10.4	-	1.7	2.6
7月	-	3.4	-	-	3.3	-	-	3.5	-	-	1.3	-	-	2.0	2.8
8月	-	3.7	-	-	3.5	-	-	3.3	-	-	1.3	-	-	1.8	2.8
9月	-	3.7	-	-	3.5	-	-	3.4	-	-	1.3	-	-	2.0	3.0

(注)1 実質GDP成長率は前年比および前年同期比。\*は前期比、#は暫定値、は推定値。  
 2 消費者物価上昇率は前年比、前年同期比および前年同月比。  
 3 英国の消費者物価上昇率は基調インフレ率(住宅ローン支払い金利を除く小売物価上昇率)、失業率は失業保険申請ベース。  
 4 ポルトガルの実質GDP成長率・四半期の値は、2000年まで半期(1月～6月、7月～12月)平均値、2001年より四半期ベース。  
 5 ルクセンブルクの実質GDP成長率は、2001年1月より96年までさかのぼり計算方法が変更。



デンマーク			アイルランド			オーストリア			スウェーデン			フィンランド			スイス		
実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率
3.1	1.9	5.2	10.8	1.5	9.8	1.6	1.3	7.1	1.8	0.5	8.0	6.3	1.2	12.7	1.7	0.5	5.2
2.7	1.3	4.9	8.8	2.4	7.4	3.9	0.9	7.2	2.9	0.1	6.5	5.3	1.4	11.4	2.3	0.0	3.9
1.7	2.1	4.8	11.1	1.6	5.5	2.7	0.6	6.7	3.8	0.4	5.6	4.0	1.2	10.2	1.6	0.8	2.7
3.0	2.7	4.4	10.0	5.6	4.1	3.5	2.3	5.8	4.6	1.0	4.7	5.7	3.4	9.8	3.2	1.6	2.0
1.0	2.3	4.3	5.7	4.9	3.8	0.7	2.7	6.1	1.2	2.5	4.0	0.7	2.6	9.1	0.9	1.0	1.9
1.7	2.4	4.4	3.3	4.8	4.4	0.7	1.9	4.3	1.6	2.1	4.9	1.4	1.9	9.1	0.9	-	-
2.1	2.0	4.2	4.2	3.8	4.9	1.8	1.6	4.3	2.2	2.3	5.3	2.8	1.8	9.3	2.2	-	-
0.8	-	4.4	6.7	-	-	0.9	3.1	5.3	1.0	-	-	0.4	3.1	10.3	2.0	1.5	1.7
1.1	-	4.3	4.3	-	-	0.3	2.6	5.0	2.8	-	-	0.3	2.4	8.0	0.8	1.1	1.7
0.4	-	4.2	1.1	-	-	0.1	2.2	6.8	1.1	-	-	0.9	1.7	8.4	0.4	0.4	2.1
1.1	-	4.2	4.4	-	-	0.3	-	-	1.1	-	-	0.6	2.0	9.6	0.2	0.6	2.6
2.0	-	4.2	6.5	-	-	0.4	-	-	2.2	-	-	2.5	1.4	10.4	0.4	0.7	2.5
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.4	8.0	-	-	-
-	2.1	4.3	-	4.6	3.8	-	2.6	5.2	-	3.2	4.0	-	2.2	8.7	-	0.7	1.7
-	2.0	4.2	-	4.3	3.9	-	2.5	5.8	-	2.7	4.0	-	1.9	8.3	-	0.6	1.9
-	1.7	4.2	-	3.8	4.1	-	2.1	6.7	-	2.7	3.7	-	1.6	8.8	-	0.3	2.1
-	2.1	4.2	-	4.2	4.1	-	1.9	8.0	-	2.9	3.6	-	1.6	8.1	-	0.3	2.4
-	2.5	4.2	-	4.9	4.2	-	2.1	8.9	-	2.9	4.4	-	2.3	9.9	-	0.5	2.6
-	2.4	4.2	-	4.7	4.3	-	1.9	8.5	-	2.8	4.0	-	1.8	9.4	-	0.7	2.6
-	2.5	4.2	-	4.8	4.4	-	1.9	7.4	-	2.9	3.8	-	1.8	9.5	-	0.5	2.6
-	2.3	4.2	-	4.8	4.2	-	1.8	6.9	-	2.5	3.8	-	1.8	10.4	-	1.1	2.5
-	1.9	4.2	-	4.7	4.3	-	1.9	6.2	-	2.0	3.4	-	1.3	11.9	-	0.6	2.5
-	2.2	4.2	-	4.4	4.4	-	1.7	5.7	-	2.0	4.0	-	1.1	9.0	-	0.3	2.5
-	2.2	4.2	-	4.2	4.4	-	1.6	5.6	-	2.2	4.3	-	1.7	7.8	-	0.1	2.6
-	2.4	4.3	-	4.5	4.4	-	1.9	5.8	-	2.0	4.1	-	1.4	8.1	-	0.5	2.7
-	2.5	-	-	4.6	4.3	-	1.6	5.9	-	1.9	4.2	-	1.0	8.1	-	0.5	2.8

ノルウェー			アイスランド			ポーランド			チェコ			ハンガリー			ルーマニア		
実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率
4.7	2.6	4.1	4.6	1.8	3.9	6.8	14.9	10.3	0.8	8.5	5.2	4.6	18.3	8.7	6.9	154.8	8.9
2.4	2.2	3.2	5.3	1.7	2.8	4.8	11.8	10.4	2.2	10.7	7.5	4.9	14.3	7.8	5.4	59.1	10.3
1.1	2.3	3.2	3.6	3.4	1.9	4.1	7.3	13.1	0.5	2.1	9.4	4.2	10.0	7.0	3.2	45.9	11.8
2.4	3.1	3.4	5.5	5.0	1.3	4.0	10.1	15.0	3.3	3.9	8.8	5.2	9.8	6.4	1.6	45.6	10.5
1.4	3.0	3.6	3.0	6.7	1.4	1.1	5.5	17.4	3.3	4.7	8.9	3.8	9.2	5.7	5.3	30.3	8.6
2.1	-	-	0.8	-	-	0.8	2.1	6.9	2.2	2.0	8.8	3.4	5.2	5.8	4.2	22.2	7.3
2.6	-	-	2.2	-	-	3.2	2.5	6.6	3.2	1.9	8.8	4.5	4.3	5.9	4.6	15.2	7.4
1.6	4.0	3.6	3.0	5.6	1.5	0.9	6.6	15.9	3.8	-	-	4.0	10.5	5.6	-	-	-
0.8	2.6	3.6	-	7.7	1.1	0.8	4.9	16.3	3.5	-	-	3.7	8.7	5.6	-	-	-
0.4	2.0	3.3	-	8.2	1.5	0.2	3.7	17.5	3.2	-	-	3.3	7.2	5.6	-	-	-
0.3	1.1	3.7	-	9.0	2.6	0.5	3.4	18.2	3.6	-	-	2.9	6.2	5.8	-	-	-
0.8	0.4	3.8	-	6.1	2.5	0.8	2.1	17.4	2.5	-	-	3.1	5.5	5.6	-	-	-
-	1.5	-	-	3.5	2.2	-	1.3	17.6	-	-	-	-	4.6	5.9	-	-	-
-	2.4	3.7	-	8.4	1.1	-	4.3	16.3	-	4.7	8.5	-	8.0	5.3	-	31.2	7.8
-	2.2	4.0	-	8.0	1.2	-	4.0	16.4	-	4.4	8.4	-	7.6	5.6	-	30.7	7.7
-	1.8	3.7	-	8.1	1.5	-	3.6	16.8	-	4.2	8.5	-	7.1	5.8	-	30.7	8.0
-	2.1	3.6	-	8.6	1.9	-	3.6	17.4	-	4.1	8.9	-	6.8	5.4	-	30.3	8.6
-	1.3	3.6	-	9.4	2.4	-	3.4	18.0	-	3.7	9.4	-	6.6	-	-	28.6	12.4
-	0.8	3.8	-	8.9	2.6	-	3.5	18.1	-	3.9	9.3	-	6.2	-	-	27.2	13.2
-	1.0	3.7	-	8.7	2.7	-	3.3	18.1	-	3.7	9.1	-	5.9	-	-	25.1	13.0
-	0.5	3.8	-	7.5	2.6	-	3.0	17.8	-	3.2	8.8	-	6.1	-	-	24.2	11.1
-	0.4	3.8	-	5.9	2.5	-	1.9	17.2	-	2.5	8.6	-	5.6	-	-	24.5	10.2
-	0.4	3.7	-	4.8	2.3	-	1.6	17.3	-	1.2	8.7	-	4.8	-	-	24.0	9.6
-	1.6	3.7	-	4.1	2.3	-	1.3	17.4	-	0.6	9.2	-	4.6	-	-	23.0	9.0
-	1.4	3.8	-	3.2	2.2	-	1.2	17.4	-	0.6	9.4	-	4.5	-	-	21.3	8.5
-	1.4	-	-	3.1	2.2	-	1.3	17.6	-	0.8	9.4	-	4.6	-	-	19.7	8.2

(注)6 デンマークはEU基準。  
 7 アイルランドの実質GDP成長率は、96年より中銀から中央統計局の統計値に変更。  
 8 ドイツのGDP成長率は99年4月よりEU基準に変更。  
 資料：各国統計による。2002・2003年の年データは欧州委員会経済・金融総局 "Economic Forecasts Spring 2002" による予測値。

# 中・東欧三二情報

## 《IT事情》

### ポーランド

#### ビジネスにITツールは必須

インターネットの普及に伴い、電子メールはビジネスにおける連絡ツールとして、電話やFAX以上に一般的になってきている。企業や団体のウェブサイトでは、担当者の電子メールのアドレスまで記載されていることが多く、電子メールによるファーストコンタクトも一般的である。しかし、インターネットへの接続はダイヤルアップが主流であり、ブロードバンドはほとんど普及していないため、ヘビーユーザーには物足りないだろう。

携帯電話は、ビジネスマンの必須ツールといえる。大手のEra GSM網、Plus GSM網、Idea網であれば、どれもポーランドの90%以上の地

域、人口の95%以上をカバーしており、通話環境も良い。

国際電話をかける際に便利なのが国際・長距離電話カード。インターネット電話のため料金が非常に安く、通話環境も良好だ。ポーランドから日本にかける場合、通常15分2,500円以上かかるのところ、例えば国際電話カードの一種telepinカードでは、500円程度でかけられる。一般電話や携帯電話からカードに記載されているアクセスポイントに電話し、カードに記載されたID番号を入力、相手先の電話番号を国番号から入力すれば繋がる。telepinカードはキオスクや書店で購入可能。

### チェコ

#### 急速に普及するIT機器

情報通信に関する統計（2000年）をみると、人口1,000人あたりでは、固定電話回線普及数378、携帯電話所有台数424、インターネットへの接続手段を有する者は15.4人で、いずれも中・東欧ではスロベニアに次いで高い数字となっている。特に、携帯電話の普及テンポは目覚しく、国内における利用者数は2001年末、695万人（前年比60%増）、2002年6月には790万人に達している。携帯電話を扱う店はどこも客足が絶えず、顧客獲得に凌ぎを削っている。

一方、コンピューターの普及状況を見ると、

コンピューター所有台数は2000年、100人あたり14台で、EU加盟候補13カ国平均7台の2倍、EU平均30.4台の半分弱となっている。特に、家庭での普及が進んでおり、2001年12月に15歳以上2,066人を対象に行われた調査では、全所帯の41%がPCを所有しているという結果がでている。

2002年には電話回線全てのデジタル化が終了する。パソコン所有台数の増加、通信インフラの整備、インターネット接続料の引き下げにより、今後、インターネット・Eメールの利用は今後も増加していくものと予想されている。

## ハンガリー

### 地域格差是正に努力

ハンガリーでは2002年5月の新政権発足時に情報通信省が設置され、情報化社会の構築に向け国家レベルでの取り組みが始まった。同省は10月にパソコン保有率の向上、インターネットユーザーの増加、地域格差の是正を目指した、予算60億フォロントの新たなプログラムを発表した。

ハンガリーの家庭におけるパソコン保有率は12.2%、インターネットユーザーは5.2%で、EU平均を大きく下回っている。インターネットの普及が進まないのは、通話料金が高いためである。また、ブダペスト市内でのPC設置状況はEUと同レベルと言われているが、地方の公共

部門に限って言えばブダペストの5分の1程度に過ぎない。

出張者にとって気になるのは、ホテルのインターネット回線の有無であるが、ブダペスト市内の5つ星ホテルであれば、大体、部屋で接続できる。4つ星であってもビジネスセンターがあり、インターネットが利用出来る。ただ、地方に行くともあまり期待は出来ない。

インターネット(ADSL)の接続手続は簡単である。街中の電話会社のショップに行き、申込書に必要事項を記入し、借屋住まいであればオーナーの許可書を提出すれば手続きは終了である。2週間後には電話会社の職員が回線の工事に来る。ただし、手続きや工事にはハンガリー語の出来る人に付いてもらった方が良い。

## ルーマニア

### 価格の高さが普及のネック

パソコン販売台数は、年率30%以上の高い伸び率を示しているが、所有者は約160万人(国民の7%)に過ぎない。電子メールやインターネットの知識を習得したいという人は多いが、パソコンの価格や通信料金が高いため、インターネットカフェを利用している人が多い。このため、今後のパソコン価格の低下や、2003年の通信自由化による通信料金引き下げに大きな期待が寄せられている。

携帯電話の普及率は過去2年で倍増しているが、利用者は国民の3分の1以下にとどまっ

ている。携帯電話もまだ高価であり、ビジネスでの利用が大半である。しかしその利便性やファッション性から、所有者層は裕福な家庭の若者へと広がってきている。大手携帯電話会社のコネックスでは、同社の加入者は2003年に現在の250万人から300万人に増加すると見込んでいる。

電力に関しては、災害時に通信システムを守るための全国計画により、主要都市では自動的に自家発電できるようになっている。このため長期の停電はほとんどなくなったが、一時的な停電や電圧の不安定は時々起こるので、ルーマニアでパソコンを利用する場合は電圧安定器を設置することが望ましい。

## バルト3国

エストニア：ネット・バンキングは当たり前、確定申告などの行政手続もインターネットで申請でき、2003年の総選挙は電子投票も採用するなど日本より進んでいるようだ。インターネット接続者数は、人口1,000人当り354人。通信インフラは都市部を中心に光ファイバー・ケーブルが引かれ、高速デジタル通信が可能。無料の公衆アクセスポイントが図書館など200カ所以上ある。携帯電話普及率は52%だが、電子メール以外に、公共駐車料金の支払いや宝くじの購入など用途も様々である。

ラトビア：政府の発表によると、15歳から30歳の国民のうち90%以上がコンピューターを使用できる。国内企業のインターネット普及率は

2001年、45%となった。携帯電話普及率は全人口の19%、首都リガでは40%である。郵便事情があまりいいとは言えないのでラトビアでのビジネスにはインターネットが必須である。

リトアニア ノートパソコンを持参した出張では、インターネット接続の心配はいらない。

リトアニア：最大のリエトヴォス・テレコムが、登録無しで利用可能なインターネット接続を提供している。接続番号は、8-901-55 555で、ログイン名とパスワードの欄は記入せず、どの電話からでも接続可能。料金は、1分0.11リタス(0.03ユーロ)。ダイヤルアップ接続のため不安定なときもあるが、メール送受信程度であれば全く問題がない。

# 各国通貨交換レート

2002年12月2日現在

	国・地域名	通貨	略号 (ISO通貨 コード)	交換レート		
				1米ドル当たり 現地通貨	1ユーロ当たり 現地通貨	1現地通貨 当たり円
西 欧	ユーロ圏12カ国	ユーロ	EUR	1.01	-	121.87
	英 国	英国ポンド	GBP	0.64	0.64	190.63
	ス イ ス	スイス・フラン	CHF	1.48	1.48	82.59
	デンマーク	デンマーク・クローネ	DKK	7.47	7.43	16.41
	スウェーデン	スウェーデン・クローナ	SEK	9.07	9.02	13.51
	ノルウェー	ノルウェー・クローネ	NOK	7.32	7.29	16.73
	アイスランド	アイスランド・クローナ	ISK	85.89	85.43	1.43
中 ・ 東 欧	ポーランド	ポーランド・ズロチ	PLN	4.02	4.00	30.45
	チェコ	チェコ・コルナ	CZK	30.97	30.81	3.96
	スロバキア	スロバキア・コルナ	SKK	42.19	41.97	2.90
	ハンガリー	ハンガリー・フォリント	HUF	238.98	237.73	0.51
	ルーマニア	ルーマニア・レイ	ROL	33,567.5	33,391.3	0.36 (100ROL当たり)
	ブルガリア	ブルガリア・レバ	BGL	1.96	1.95	62.39

注：1) ユーロ圏12カ国は、ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク、スペイン、ポルトガル、アイルランド、オーストリア、フィンランド、ギリシャ

2) 小数点第2位以下で四捨五入（ルーマニアを除く）。

出所：フィナンシャル・タイムズ紙のウェブサイト“FT.com”による12月2日時点のレート。

<http://www.marketprices.ft.com/markets/currencies/ab>

<http://mwprices.ft.com/custom/ft-com/currency.asp>

## JETRO ユーロトレンド

2003年1月号（NO.56） 2002年12月25日発行

発行所 日本貿易振興会 海外調査部欧州課

〒105-8466 東京都港区虎ノ門2-2-5 電話03(3582)5569 FAX03(3589)3419

本会の許可なく無断転載および複製を禁じます。

本誌掲載の論文・論旨は、必ずしも本会の公式見解ではないことをお断りします。